令和七年十一月定例会

佐賀県議会会議録

佐賀県議会事務局

令和七年十一月定例佐賀県議会会議録　目　次

日次　月　日　・　摘　要　頁

第一日　十一月二十六日（水）……一
出欠席議員氏名……三
宮　原　議　長（開会・開議）……五
報　　告……五
会　期　決　定……五
議　事　日　程……六
会議録署名者指名……六
議　案　提　出……六
議　案　上　程……七
山　口　知　事（提案説明）……八
宮　原　議　長（散会）……一五
第二日　十二月二日（火）……一七
出欠席議員氏名……一九
宮　原　議　長（開議）……二一
報　　告……二一
藤　木　卓　一　郎　君（自由民主党・一回目）……二一
（九州新幹線西九州ルート22　唐津市沖洋上風力発電事業25　肥前精神医療センターへの支援27　県が管理する道路、河川の除草28）
山　口　知　事……二九
寺田地域交流部長……三一
種村健康福祉部長……三一
井手産業労働部長……三二
永松県土整備部長……三三
藤　木　卓　一　郎　君（自由民主党・二回目）……三三
（唐津市沖洋上風力発電事業33　肥前精神医療センターへの支援33　県が管理する道路、河川の除草34　九州新幹線西九州ルート34）
山　口　知　事……三五
土　井　敏　行　君（自由民主党ネクストさが・一回目）……三五
（九州新幹線西九州ルート36　県立大学37　地域における文化の継承38　水源地保全条例39）
山　口　知　事……四一
前　田　政　策　部　長……四二
寺田地域交流部長……四四
島内農林水産部長……四四
丸尾文化・観光局長……四五
宮　原　議　長（休憩）……四六
出欠席議員氏名……四七
八　谷　副　議　長（開議）……四九
野　田　勝　人　君（県民ネットワーク・一回目）……四九
（中国残留邦人等への援護49　老人クラブ活動の促進50　自発の地域づくりに向けた「人づくり」51　有害鳥獣被害対策54）
寺田地域交流部長……五五

諸岡県民環境部長……五六
種村健康福祉部長……五七
島内農林水産部長……六〇
野田勝人君（県民ネットワーク・二回目）……六〇
（中国残留邦人等への援護60　老人クラブ活動の促進61　有害鳥獣被害対策61　老人クラブ活動の促進62）
種村健康福祉部長……六二
島内農林水産部長……六三
中本正一君（公明党・一回目）……六三
（国の総合経済対策を受けての県の取組63　ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率廃止64　ＨＰＶワクチン65　改正民法の施行を踏まえた離婚に伴う養育支援67　県議会決議への受け止めと対応69）
八谷副議長（休憩）……七〇
出欠席議員氏名……七一
宮原議長（開議）……七三
山口知事……七三
前田政策部長……七四
志波総務部長……七五
種村健康福祉部長……七六
大草男女・参画こども局長……七八
岸川公安委員長……七八
中本正一君（公明党・二回目）……八〇
（ＨＰＶワクチン80　国の総合経済対策を受けての県の取組80　県議会決議への受け止めと対応80）
岸川公安委員長……八一
桃崎祐介君（自由民主党・一回目）……八一
（九州新幹線西九州ルート82　唐津港の整備84　園芸農業の振興86　学校と地域が連携した人材育成87）
山口知事……八九
引馬副知事……九〇
時間延長……九〇
寺田地域交流部長……九〇
島内農林水産部長……九一
甲斐教育長……九二
宮原議長（散会）……九三

第三日

十二月三日（水）……九五

出欠席議員氏名……九七
宮原議長（開議）……九九
原田寿雄君（自由民主党ネクストさが・一回目）……九九
（佐賀が誇る本物の文化資源を生かしたインバウンド誘客99　有田町内山地区の無電柱化100　地域大学振興に関するプラットフォーム事業101　シベリア抑留102）
山口知事……一〇四
永松県土整備部長……一〇八

丸尾文化・観光局長……一〇九
甲斐教育長……一一〇
古川裕紀君（自由民主党・一回目）……一一〇
（東京佐賀県人会110　九州新幹線西九州ルート111
障害福祉事業所の受注拡大に向けた取組112　クリーク整備の次期対策113）
山口知事……一一四
前田政策部長……一一六
種村健康福祉部長……一一七
島内農林水産部長……一一八
古川裕紀君（自由民主党・二回目）……一一九
（東京佐賀県人会119　九州新幹線西九州ルート119
障害福祉事業所の受注拡大に向けた取組119　クリーク整備の次期対策119）
島内農林水産部長……一二〇
定松一生君（自由民主党ネクストさが・一回目）
……一二一
（ＳＡＧＡアリーナ121　担い手への農地の集約122
イチゴの生産振興123　ノリの安定生産に向けた取組124　県立高校の再編整備125）
宮原議長（休憩）……一二六
出欠席議員氏名……一二七
八谷副議長（開議）……一二九
島内農林水産部長……一二九
光武ＳＳＰ推進局長……一三一
甲斐教育長……一三二
定松一生君（自由民主党ネクストさが・二回目）
……一三三
（県立高校の再編整備133）
甲斐教育長……一三三
青木一功君（自由民主党・一回目）……一三四
（三歳児健診における視覚スクリーニング検査134
軍歴証明等135　佐賀駐屯地との向き合い方136　外国人政策137）
山口知事……一三九
種村健康福祉部長……一四〇
大草男女参画・こども局長……一四一
青木一功君（自由民主党・二回目）……一四二
（外国人政策142）
山口知事……一四二
藤崎輝樹君（県民ネットワーク・一回目）……一四二
（佐賀新聞の県民世論調査の受け止め142　ニセ電話詐欺等対策及び交通安全対策144）
八谷副議長（休憩）……一四四
出欠席議員氏名……一四五
宮原議長（開議）……一四七
山口知事……一四七
福田警察本部長……一四八

宮　原　議　長（散会）……一五〇
第四日　十二月四日（木）……一五一
出欠席議員氏名……一五三
宮　原　議　長（開議）……一五五
武　藤　明　美　君（日本共産党・一回目）……一五五
（佐賀駐屯地155　九州佐賀国際空港の滑走路延長事業に係る環境影響評価156　原子力行政157　医療費助成158　教育行政159）
山　口　知　事……一六〇
前　田　政　策　部　長……一六一
寺　田　地　域　交　流　部　長……一六二
諸　岡　県　民　環　境　部　長……一六三
種　村　健　康　福　祉　部　長……一六三
髙　塚　危　機　管　理・報　道　局　長……一六四
大　草　男　女　参　画・こ　ど　も　局　長……一六五
甲　斐　教　育　長……一六六
武　藤　明　美　君（日本共産党・二回目）……一六八
（佐賀駐屯地168　九州佐賀国際空港の滑走路延長事業に係る環境影響評価169　原子力行政169　医療費助成170　教育行政170）
山　口　知　事……一七一
前　田　政　策　部　長……一七一
寺　田　地　域　交　流　部　長……一七二
諸　岡　県　民　環　境　部　長……一七二
髙　塚　危　機　管　理・報　道　局　長……一七二
甲　斐　教　育　長……一七三
武　藤　明　美　君（日本共産党・三回目）……一七三
（佐賀駐屯地173）
山　口　知　事……一七四
下　田　寛　君（県民ネットワーク・一回目）……一七四
（ファクトチェック174　新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度176　万引き対策178）
宮　原　議　長（休憩）……一七九
出欠席議員氏名……一八〇
八　谷　副　議　長（開議）……一八二
髙　塚　危　機　管　理・報　道　局　長……一八二
甲　斐　教　育　長……一八二
福　田　警　察　本　部　長……一八三
坂　口　祐　樹　君（自由民主党・一回目）……一八五
（九州新幹線西九州ルート186　長崎本線上下分離区間の利便性確保187　国道四百九十八号鹿島―武雄間の整備189　有明海沿岸道路の延伸190　肥前鹿島駅周辺整備191　有明海の再生192）
山　口　知　事……一九三
前　田　政　策　部　長……一九四
寺　田　地　域　交　流　部　長……一九六
諸　岡　県　民　環　境　部　長……一九八
永　松　県　土　整　備　部　長……一九八

弘川貴紀君（自由民主党ネクストさが・一回目）
……二〇〇
（司書県さが200　これからの野球界201　衛星インターネットサービスの活用202）
山口知事……二〇三
志波総務部長……二〇六
諸岡県民環境部長……二〇七
八谷副議長（休憩）……二〇八
出欠席議員氏名……二〇九
宮原議長（開議）……二一一
留守茂幸君（自由民主党・一回目）……二一一
（知事の政治姿勢と令和八年度の予算編成211　実効ある地方創生212　九州新幹線西九州ルート212　佐賀と福岡を結ぶ県道前原富士線のトンネル化213　中山間地域の農業・農村振興214）
山口知事……二一四
時間延長……二一九
島内農林水産部長……二一九
永松県土整備部長……二二〇
留守茂幸君（自由民主党・二回目）……二二〇
（九州新幹線西九州ルート220　佐賀と福岡を結ぶ県道前原富士線のトンネル化221）
山口知事……二二一
留守茂幸君（自由民主党・三回目）……二二二
（佐賀と福岡を結ぶ県道前原富士線のトンネル化222　九州新幹線西九州ルート222）
山口知事……二二三
請願提出（請第二号、三号）……二二三
請願上程……二二三
委員会に付託……二二三
宮原議長（散会）……二二八

第五日

十二月十五日（月）……二二九

出欠席議員氏名……二三一
宮原議長（開議）……二三三
議事日程変更……二三三
議案・請願等上程……二三三
委員長報告……二三三
中村圭一君（自由民主党・総務）……二三三
古川裕紀君（自由民主党・文教厚生）……二三五
弘川貴紀君（自由民主党ネクストさが・農林水産商工）……二三六
冨田幸樹君（自由民主党・地域交流・県土整備）……二三八
一ノ瀬裕子君（自由民主党ネクストさが・高等教育機関問題対策等）……二四〇
坂口祐樹君（自由民主党・決算）……二四一
議案提出・上程……二四五
山口知事（提案説明）……二四五

宮　原　議　長（散会）……二四五
第六日　十二月十六日（火）……二四七
出欠席議員氏名……二四九
宮　原　議　長（開議）……二五一
武　藤　明　美　君（日本共産党・乙第六十一号議案に対する反対討論）……二五一
採　　決……二五二
議　案　提　出（議第三号）……二五三
議　案　上　程……二五五
採　　決……二五六
武　藤　明　美　君（日本共産党・請第三号請願に対する賛成討論）……二五六
採　　決……二五七
意見書案提出（意第十三号、十四号、十五号）……二五七
意見書案上程……二六〇
採　　決……二六一
議　員　派　遣……二六一
継　続　審　査……二六二
宮　原　議　長（閉会）……二六四
真坂議会事務局長……二六四
永年勤続議員に対する知事感謝状贈呈……二六五

令和七年十一月定例会質問者順序

順序 ＼ 月日	十二月二日（火）	十二月三日（水）	十二月四日（木）
1	藤木卓一郎　21　頁	原田　寿雄　99	武藤　明美　155
2	土井　敏行　35　頁	古川　裕紀　110	下田　寛　174
3	野田　勝人　49　頁	定松　一生　121	坂口　祐樹　185
4	中本　正一　63　頁	青木　一功　134	弘川　貴紀　200
5	桃崎　祐介　81　頁	藤崎　輝樹　142	留守　茂幸　211

第一日

令和七年十一月二十六日（水）

令和七年十一月二十六日（水）　午前十時　開会

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	光武香織
男女参画・こども局長	大草昭雄
会計管理者	井田康徳
公安委員長	岸川美和子
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員長	江崎匡慶
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂真昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸
同議事・記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○開会・開議

◉**議長（宮原真一君）**　おはようございます。ただいまから令和七年十一月定例県議会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○報告

◉**議長（宮原真一君）**　まず、諸般の報告を行います。

会議規則第百二十九条第一項ただし書きの規定に基づき、皆様のお手元に配付いたしております報告書のとおり議員を派遣いたしました。

議員派遣報告書

佐賀県議会会議規則第一二九条第一項ただし書きの規定により議員を派遣したので、左記のとおり報告する。

令和七年十一月二十六日

佐賀県議会議長　宮原真一

○県の事務に関する調査及び県政上の諸問題に関する国等への要請

㈠　目的　要望・陳情

・農業及び果樹振興に係る要望活動

㈡　期日　令和七年十一月七日～令和七年十一月八日

㈢　派遣場所　東京都

㈣　派遣議員　坂口祐樹

◉**議長（宮原真一君）**　次に、人事委員会及び知事から、それぞれお手元に配付いたしております報告事項一覧表のとおり報告がありました。

報告事項一覧表

人事委員会提出分（令和七年十月十四日送付）

・職員の給与等に関する報告及び勧告

知事提出分（令和七年十一月十九日送付）

・専決処分報告

・公社等経営状況報告　令和六年度　佐賀県園芸農業振興基金協会経営状況報告書

◉**議長（宮原真一君）**　最後に、去る十月三十日に全国議長会自治功労者として石井秀夫君、武藤明美君、木原奉文君、池田正恭君、野田勝人君、西久保弘克君、以上六名の方々が表彰されております。誠におめでとうございます。

以上、御報告いたします。

○会期決定

◉**議長（宮原真一君）**　次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から十二月十六日までの二十一日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（宮原真一君）**　御異議なしと認めます。よって、会期は二十一日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

十一月二十七日、二十八日、十二月一日、五日、八日及び十一日は議案審査日にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○　議　事　日　程

◉議長（宮原真一君）　議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり進行していきたいと思います。

令和七年十一月定例県議会議事日程表

日次	日程	区分	曜	日	月
1	開会、諸般の報告、会期決定、会議録署名者指名、議案上程、知事説明	本会議	水	26	11
2		（議案審査）	木	27	11
3		（議案審査）	金	28	11
4		休会	㊏	29	11
5		休会	㊐	30	11
6		（議案審査）	月	1	12
7	一般質問	本会議	火	2	12
8	一般質問	本会議	水	3	12
9	一般質問、請願上程、議案・請願委員会付託	本会議	木	4	12
10		（議案審査）	金	5	12
11		休会	㊏	6	12
12		休会	㊐	7	12
13		（議案審査）	月	8	12
14		常任委員会	火	9	12
15		常任委員会	水	10	12
16		（議案審査）	木	11	12
17	特別委員会（高等教育機関問題対策等）	委員会	金	12	12
18		休会	㊏	13	12
19		休会	㊐	14	12
20	委員長報告	本会議	月	15	12
21	討論、採決、閉会	本会議	火	16	12

○　会議録署名者指名

◉議長（宮原真一君）　日程によりまして、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第百二十七条の規定により、会議録署名者として青木一功君、弘川貴紀君、江口善紀君、木村雄一君、以上の四人を指名いたします。

○　議　案　提　出

◉議長（宮原真一君）　次に、知事から議案が提出されました。これは、皆様のお手元に配付いたしております議案一覧表のとおりであります。

令和七年十一月定例県議会議案一覧表

（令和七年十一月二十六日提出分）

甲第四十六号議案　令和七年度佐賀県一般会計補正予算（第五号）

甲第四十七号議案　令和七年度佐賀県産業用地造成事業特別会計補正予算（第二号）

甲第四十八号議案　令和七年度佐賀県育英資金特別会計補正予算（第一号）

甲第四十九号議案　令和七年度佐賀県港湾整備事業特別会計補正予算（第二号）

乙第六十三号議案　地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

乙第六十四号議案　佐賀県行政手続条例の一部を改正する条例（案）

乙第六十五号議案　佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

乙第六十六号議案　佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（案）

乙第六十七号議案　佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第六十八号議案　佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

乙第六十九号議案　佐賀県立地域生活リハビリセンター条例の一部を改正する条例（案）

乙第　七十　号議案　佐賀県農業大学校条例の一部を改正する条例（案）

乙第七十一号議案　佐賀県道路占用料条例の一部を改正する条例（案）

乙第七十二号議案　建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

乙第七十三号議案　県営土地改良事業に対する市町の負担について

乙第七十四号議案　当せん金付証票の発売について

乙第七十五号議案　飼料裁断機等損傷事故に対する損害賠償について

乙第七十六号議案　ムツゴロウ公園の管理について

乙第七十七号議案　イマリンビーチの管理について

乙第七十八号議案　白浜海水浴場の管理について

乙第七十九号議案　佐賀県波戸岬少年自然の家の管理について

乙第　八十　号議案　世界海洋プラスチックプランニングセンターの管理について

乙第八十一号議案　佐賀県在宅生活サポートセンターの管理について

乙第八十二号議案　佐賀県産業イノベーションセンターの管理について

乙第八十三号議案　佐賀県立佐賀城公園の管理について

乙第八十四号議案　佐賀県立森林公園の管理について

乙第八十五号議案　請負契約の変更について

乙第八十六号議案　請負契約の変更について

乙第八十七号議案　請負契約の変更について

乙第八十八号議案　県有財産の取得について

乙第八十九号議案　県有財産の取得の変更について

乙第　九十　号議案　教育委員会委員の任命について

乙第九十一号議案　土地利用審査会委員の任命について

○議案上程

◉議長（宮原真一君）　甲第四十六号議案から甲第四十九号議案まで四件、乙第六十三号議案から乙第九十一号議案まで二十九件、以上三十三件の議案を一括して議題といたします。

○知事提案説明

◉議長（宮原真一君）　ただいま上程いたしました議案につきまして、提出者の説明を求めます。

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。

令和七年十一月定例県議会の開会に当たり、最近の動き、提案事項などについて御説明申し上げます。

初めに、十月に開催した戦後八十年佐賀県戦没者追悼式について申し上げます。

高齢化が進む御遺族の想いを深く受け止め、今回、これまで二十年ごとに開催していた追悼式を十年前倒しして開催しました。追悼式において大切にしたテーマは「想い・記憶を未来につなぐ」であります。一つ一つ手作りで運営し、平和への想いや戦争の記憶を、御遺族から次の時代を担う中高生たちへとつないでいきました。例えば、冒頭は、私の式辞から始めるのではなく、御遺族や高校生たちの想いを伝えることから始めました。そして、私が申し上げたことは、つなぐことの大切さです。戦争という悲劇により、多くの尊い命が犠牲となりました。私自身、県民の代表として、公私の別を問わず、全国各地の佐賀県出身者が祀られている戦跡に赴き、戦没者を弔い、平和への誓いを心に刻んでまいりました。戦後八十年を迎え、御遺族の高齢化に伴い、戦争の記憶を未来へつなぐ線が細くなっている切実な状況に対し、危機感を持っておりました。

今回初めて、会場で中高生が御遺族へインタビューを行い、今しか残せない、かけがえのない「生の声」をアーカイブ化しました。それらの声を活用しながら、平和の尊さを、若い世代が様々な機会を通じて発信し、未来へと引き継いでいきます。

私は、日常では、できる限り「絶対」という言葉は使わないようにしています。しかし、戦争は絶対に、絶対に、してはならない。こうした強い気持ちで、今回の追悼式を新たな取組の起点とし、今後とも、御遺族の想い・記憶を絶やすことなく大切に守りつなぎ続けてまいります。

次に、第七十四回日本青年会議所全国大会について申し上げます。

十月に、全国から約一万一千人が集まり、第七十四回日本青年会議所全国大会いわゆるＪＣ全国大会が佐賀県で初めて開催されました。地域が一体となり来県者をもてなそうと、佐賀ＪＣは少ないメンバーで力を合わせ、歩行者天国にしたサンライズストリートでのフェスの開催やＳＡＧＡアリーナならではの演出などに取り組みました。佐賀の若者たちが自らの力で初めて全国大会を成し遂げ、自信を得たことは佐賀の未来に向けた大きな希望であり、大変うれしく思っております。そして、全国各地で活力ある地域づくりに若いエネルギーを燃やしている一万人を超えるＪＣメンバーに、生き生きと変わろうとしている佐賀のリアルな躍動を感じていただいたことは佐賀の未来にとってかけがえのない財産になったものと考えております。

会場となったＳＡＧＡアリーナは、コロナ禍や「ＳＡＧＡ２０２４」の先の未来を見据え構想したものです。このＳＡＧＡアリーナの整備が大会の佐賀県開催へとつながりました。

このほかにも、全国土地改良大会や九州地区商工会青年部合同研修会など多くのコンベンションが開催され、経済的効果や佐賀を見直す機会の創出など新たな価値が生まれているものと認識しています。議会で様々御議論いただきながら行った一つの判断が大きな成果につながっております。ＳＡＧＡアリーナによって生み出された人の流れや効果が、

さらによい形で地域経済に波及していくよう、官民で連携し、ホテル誘致などにも取り組んでまいります。

続きまして、当面の諸課題への対処方針について申し上げます。

まず、玄海原子力発電所についてです。

玄海一号機の営業運転開始から、十月で五十年が経過しました。この間、国内外において様々な事故等がある中、玄海原子力発電所では県民の命に直結する重大な事案は起きておりません。私が、十年間、玄海原子力発電所に向き合い続けているに当たり、常に心に留めていることを改めて申し上げたいと思います。まずは、原子力発電は何よりも安全が最優先である。福島第一原子力発電所の事故を忘れてはならず、風化させてはならない。二度とあのような事故を起こさない。そして、原子力発電に関わる全ての人は、強い気持ちで、常に緊張感を持って取り組んでいかなければならないことなどです。

こうした考えのもと、私は一貫して、九州電力に対して、「うそをつかないこと、風通しのよい組織とすること、あらゆる事態に対応できる体制を構築すること」という三つの約束を求めております。九州電力においては、引き続き、この三つの約束を大切にしながら、玄海原子力発電所の運転に当たっていただきたいと思います。

現在、三号機、四号機とも通常運転中です。四号機では、九月二十八日に、定期検査中に使用した弁が閉まりきらずに、ごく少量の蒸気が漏れる不具合が発生しました。九州電力から、原因は極めて小さな異物が弁の内部に混入したこととの報告がありました。県から、九州電力に対して、今後とも小さな不具合であっても連絡と公表を行いながら丁寧に対応し、再発防止策を徹底するよう求めております。

玄海原子力発電所とは、廃止措置を含めて、これからも長い年月にわたり関わり続けなければなりません。今後とも、県民の安全を何よりも大切に、県も含め全ての関係者の中に気の緩みが生じることがないよう、取り組んでまいります。

次に、佐賀空港の自衛隊使用について申し上げます。

七月末の佐賀空港での訓練開始から約四カ月が経過しました。他の駐屯地などへの飛行訓練や夜間飛行訓練等が順次始まり、これまでのところ、防衛省が示した運用計画に基づいた訓練が実施されているものと認識しています。飛行の安全は何よりも大切です。慎重にも慎重を重ねて安全を最優先に運用していただきたいと思います。

十月からは、ノリ漁期に合わせて海水混合施設が稼働しています。こうした中、排水対策施設の一部に不具合が生じ、近くの水田が一部冠水した事案が発生しました。防衛省から、何らかの理由で施設に不具合が起きたこと、監視体制が十分であれば冠水することはなかったことなどの報告がありました。県から防衛省に対して、施設の管理に万全を期すよう求めております。防衛省には、一つ一つのことに真摯に、丁寧に対応いただき、地元との信頼関係を構築していってほしいと思います。県としては、防災対応や広域医療搬送などの様々な面から佐賀駐屯地との連携を検討してまいります。

次に、有明海の再生について申し上げます。

有明海漁協は、国の有明海再生加速化対策交付金事業を活用し、サルボウの採苗器の設置や、海底耕うん等に取り組まれております。県としても、十二月に赤潮によるノリの色落ち被害の軽減にもつながるサルボウの人工稚貝約二百五十万個を放流することとしております。

今季のノリ養殖については、海水温が例年に比べ高く、これまでで一番遅いスタートとなりました。県は、栄養が低下した場合などに、直接ノリに栄養剤を添加し、色を維持する技術開発に取り組んでおり、今季は、夜の干出時にこの技術の実証を行っています。また、有明海の再生について、明日二十七日に、農林水産省に政策提案を行うこととしております。引き続き、やれることは何でもやるという強い気持ちで支援していきます。

宝の海である有明海の再生は、国や県、市町、漁業者など有明海に関わるもの皆で取り組む課題です。これからも、力を合わせて全力で取り組んでまいります。

次に、九州新幹線西九州ルートについて申し上げます。

十月と十一月に、国土交通省の水嶋事務次官と様々な意見交換を行う中で、西九州ルートについても話しました。現在の整備新幹線の財源スキームには課題があることを私と水嶋次官の間で共有しました。今後も、国土交通省と意見交換を行っていきたいと考えております。

また、上下分離区間を走る特急「かささぎ」の運行本数等について、現在、ＪＲ九州は来春のダイヤ改正に向けて検討を進めております。ＪＲ九州は、平成二十八年の六者合意などを掲げ、「かささぎ」の減便を検討していますが、六者合意はあくまでもフリーゲージトレインの導入が前提であります。その前提がない今、合意時の十四本が維持されるべきものと考えます。十一月四日に、県と沿線市町が一緒になり、ＪＲ九州に対し、運行本数を維持するよう申し入れを行いました。上下分離区間は、西九州新幹線の開業に伴い、特急の大幅な減便のほか、乗り換え負担が新たに発生するなど、利便性が大きく低下しています。沿線地域の皆さんをはじめ県にとって重要な問題であり、引き続き、ＪＲ九州に対して利便性の確保を求めてまいります。

次に、県立大学について申し上げます。

十月末に施設に関する基本設計を取りまとめました。今議会に、その概要をお示ししております。敷地の北側にある佐賀総合庁舎の本館を改修して使用し、敷地の中央には大講義室・中講義室を、南側には新たに四階建ての校舎を建設することとしました。「まちのようにキャンパスをつくる」という考えのもと、学生だけでなく、地域住民、企業、自治体など、様々な人々が行き交い、関わり合い、学び合う場となる空間づくりを目指し、引き続き検討を重ねてまいります。

ソフト面においては、現在、専門家チームと共に、カリキュラム内容を精査し、教員公募の条件の整理を進めております。地域に愛され、地域と共に成長する大学を目指し、着実に準備を進めてまいります。

続きまして、最近の県政の主な動きについて申し上げます。

まず、ＳＳＰ構想の推進についてです。

滋賀国スポにおいて、佐賀県は男女総合成績の天皇杯で十三位と好成績を収めました。国スポは、基本的に競技人口が多い都市部や全種目に出場できる開催県が上位を占めます。佐賀県は開催の翌年となる今回、全四十競技中三十七競技がブロック予選を突破して本大会に進み、二十八競技で入賞しました。この大きな要因は、「ＳＡＧＡ２０２４」で活躍したスポーツメンターのうち競技引退等を除いた八割以上が佐賀で競技を続け、指導にも当たっていることです。メンター自身の活躍はもちろん、県勢初の三位となったバスケットボール少年男子など、指導を受けた中高生世代の活躍が光りました。佐賀に集まったトップアスリート

が、若い世代の育成に関わり、県全体のレベルが底上げされる好循環が生まれつつあるように感じています。こうしたよい流れを、来年の青森国スポにもつないでいくことが重要だと考えております。

全障スポでは、個人競技七競技四十九名、団体競技に三チームが出場し、金メダル二十二個、銀メダル十三個、銅メダル十九個を獲得しました。去年の大会を機に増えた仲間と共に佐賀のパラアスリートたちが、滋賀の地で活躍したことを大変うれしく思っております。二連覇を目指すも決勝戦で惜敗したバレーボール知的障がいの部男子など、パラアスリートたちは既に次の目標に向かって練習に励んでおります。今年から開催している「ＳＡＧＡパラスポ２０２５」なども通じて、パラスポーツの仲間を増やしながら、取組を進めてまいります。

「ＳＡＧＡ２０２４」が、グッドデザイン賞のベスト１００、ＡＣＣ東京クリエイティビティアワードの三部門でゴールド賞を受賞しました。戦後復興期から続いた「国体」を「国スポ」へと刷新し、体育的な規律重視の大会から、スポーツ本来の自由さや楽しさを軸とした新しい大会へと転換したこと、大会を一過性のイベントとせずに、未来を見据えた挑戦に取り組み、全国に発信したことなどが高く評価されました。今後も、ＳＳＰ構想のもと、スポーツの持つ真の価値を大切にし、新たなスポーツシーンを佐賀から切り開いてまいります。

次に、十一月十一日に行った政策提案について申し上げます。

その日は、国会が予算委員会中であったことから、官邸や国土交通省等への政策提案となりました。官邸においては、尾﨑官房副長官、佐藤官房副長官、露木官房副長官の三官房副長官や、飯田首相秘書官、須藤内閣総務官と面談しました。省庁では、国土交通省の水嶋次官、廣瀬技監や四名の局長、総務省の原次官、財務省の宇波主計局長等と意見交換を行いました。九州で唯一南海トラフ地震の津波被害想定がゼロである佐賀県の防災拠点としての優位性などを私から説明し、社会資本の整備や九州佐賀国際空港の機能強化等について、骨太で有意義な面談や意見交換ができたものと認識しております。

次に、肥前名護屋城について申し上げます。

国の特別史跡「名護屋城跡並陣跡」は、徳川家康や前田利家など、全国から百五十を超える武将・大名が集結し、日本文化が花開いた歴史的な舞台です。当時、人口二十万人を誇る世界最大級の都市が、半径約三キロメートルのエリアに存在しました。茶や能などの文化交流が盛んに行われ、ＳＮＳのない時代に、今でいうところの文化の「流行」が発生し、日本全国に広がっていったものと考えております。名護屋城はまさに「文化新流行時代到来の地」なのです。

特別史跡指定七十周年を記念し、日本最大級のお城イベント「出張！お城ＥＸＰＯ」を九州で初めて誘致し、十一月二十三日、二十四日に第五回名護屋城大茶会と併催しました。大茶会には県内外から多くの人が来場し、文化ツーリズムの創造に向けた飛躍点になったものと考えております。また、前田利家陣跡に、名護屋城付近の陣跡の中で最大の堀と見られる遺構が発見されました。城郭考古学者の千田嘉博さんや歴史学者の平山優さんから、「陣というより、まるで城」と評価されております。こうした巨大な堀が存在するのは、前田利家陣跡と徳川家康陣跡のみであり、前田利家が徳川家康と並び豊臣政権下において別格の力を持っていたことを示す貴重な遺構です。今後も、官民の取組を掛け合わせ、肥前名護屋城が持つ唯一無二の価値に光を当てた取組を進めてまいりま

す。

次に、小中学生に対する職業体験の創出について申し上げます。

十一月に、多久市の県立産業技術学院をメイン会場として、県内の小中学生向けに、リアルな環境において仕事のやりがいやすばらしさを感じ、楽しむことのできる職業体験イベント「ＳＡＧＡ×Ｏｕｔ　ｏｆ　ＫｉｄＺａｎｉａ２０２５」を開催しました。県内の企業・団体の協力を得て、佐賀県ならではの伝統産業やものづくり産業、地域の暮らしを支える保育や介護、農業、建設業などＫｉｄＺａｎｉａ監修の三十六種類のほかにも、多彩な体験プログラムを実施し、二日間で多くの子供たちが参加しました。県では、高校生や大学生、ＵＪＩターン人材など、様々な人材確保、定着に関する施策を展開しています。今年十一年目を迎えた「ものスゴフェスタ」には過去最大の企業、団体に参加いただきました。佐賀で育った子供たちが、将来、佐賀の企業で働きたいと思うきっかけともなるよう、引き続き、産業界等と連携し取り組んでまいります。

次に、有明海沿岸道路等の社会資本の整備について申し上げます。

有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続する「Ｔゾーン」の整備において、ジャンクション部のランプ橋工事などに着手します。地元の小学生や、地域で活動する「ありあけ海道盛り上げ隊」の皆さんと一緒に、昨日十一月二十五日に着工イベントを行いました。福富鹿島道路では、鹿島側において、八月に地元へ具体的なルートを示し、用地測量を進めており、用地買収に着手します。大川佐賀道路においては、（仮称）川副インターチェンジの令和八年度中の開通に向けて準備が進められています。人やモノの交流を促進し、地域に活力を生み出す、広域幹線道路ネットワークの整備を進めてまいります。

次に、十回目を迎えた「佐賀さいこうフェス」について申し上げます。

文化芸術活動の裾野を広げ、佐賀県の文化的・歴史的価値の再発見・再認識する機会の創出等を目的に開催している「佐賀さいこうフェス」は今年で十回目を迎えました。県立美術館・博物館周辺の環境整備と合わせて、城内エリアの風景を大きく変えました。国内外で活躍するアーティストとの交流、タイフェス、障害福祉施設による「笑顔ｄｅさいこうマルシェ」との同時開催など、コロナ禍においても中止することなく、仲間を増やしながら、毎年進化を遂げ、佐賀の秋にはなくてはならない存在となっていると思います。今では、ＡＲＫＳ（アルクス）でのコスメイベントの開催など、取組の輪が城内エリアから広がっております。

今後も、十年間一つ一つ積み重ねてきた仲間との絆を大切にし、多くの人に文化的・歴史的資産であふれる佐賀県を体感いただけるよう取り組んでまいります。

次に、鳥栖駅東側エリアにおける新たな価値の創造に向けた取組について申し上げます。

鳥栖は九州のクロスポイントであり、鳥栖駅は佐賀県の東の玄関口です。駅の東側エリアの活用は、市と県が連携して進める重要な取組です。小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺では、その立地特性を戦略的に活用して官民連携で産業団地の開発に取り組んでおります。鳥栖市において、地域のさらなる発展に向けて新たに鳥栖駅に橋上の改札口を設置することが発表されました。こうした中、十月に、鳥栖市や地元の商店街等と連携し、駅の東側エリアにおいて、「ＴＯＳＵ　ＮＥＳＴＩＶＡＬ２０２５」を初めて開催しました。鳥栖市の鳥「メジロ」をモチーフにした遊具としても楽しめる、高さ十メートルの巨大なモニュメント

「ＮＥＳＴＯＰＩＡＮ」を中心に、音楽・食・スポーツ・アート・街歩きなど、多彩な文化的要素を組み合わせた都市型フェスティバルとして展開しました。企業立地が盛んな鳥栖の強みを生かし、誘致企業等とのコラボも実現し、各社において物品販売、ワークショップなどが行われました。今回のフェスが鳥栖駅東側エリアの活用ひいては鳥栖の町全体をさらに発展させていくことにつながっていくよう、鳥栖市や地元関係者と連携して取り組んでまいります。

続きまして、提案事項について御説明申し上げます。

今回の補正予算案の編成に当たりましては、九月補正予算編成後の情勢の推移に対応するため、早急に措置を要するものについて所要額を計上することといたしました。

この結果、その総額は、歳入歳出とも、それぞれ、

一般会計　約　五十五億　七百万円

特別会計　約　十　億四千　百万円

となり、これを既定の予算額と合わせますと、本年度の予算総額は、

一般会計　約五千三百三十五億五千二百万円

特別会計　約二千　二十四億五千　万円

となっております。

次に、予算案の主な内容について申し上げます。

まず、世界海洋プラスチックプランニングセンター開設準備事業についてです。

来年六月のオープンに向けて、世界的な課題である海洋プラスチック問題の解決を目指す拠点として、唐津市波戸岬に世界海洋プラスチックプランニングセンター、愛称「ＰＬＡ　ＰＬＡ」を整備しております。

世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けては、国家レベルでのルールの整備と合わせて、地域から取り組むこと、一人一人の行動変容を促すことが大切です。多くの人、特に将来を担う子供たちに「ＰＬＡ　ＰＬＡ」を訪れてもらい、回収・分別・原料化・再生などリアルな体験を通じて、海洋プラスチック問題に関心を持ってもらいたいと考えております。また、修学旅行などの旅行商品の造成に取り組むこととしました。多くの人が「ＰＬＡ　ＰＬＡ」を訪れ、自然な気づきの中で海洋プラスチック問題を考えるきっかけとなり、その動きが世界へ広がるよう取り組んでまいります。

次に、「さがすたいるアウトドア体験事業」について申し上げます。

県では、誰もが自然に支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を推進しています。今年三月に、普段はなかなか自宅から外出ができない障害のある方などがＳＡＧＡアリーナでプロスポーツの試合を観戦しました。参加された方たちにとっては一歩を踏み出す体験となり、運営サイドにおいてはＳＡＧＡアリーナについてバリアフリーに関する気づきを得る機会となりました。このたび、屋外での取組として、来年三月にアウトドア体験の交流イベントを吉野ヶ里歴史公園で開催することとしました。今後も、みんなが自然に支え合い、心地よく過ごせる佐賀県を目指し、取り組んでまいります。

次に、介護テクノロジー導入支援事業について申し上げます。

介護の現場は、ベッドから車椅子への移乗、介護記録の作成など、身体的、事務的に負担のある業務が多い状況です。今年九月に「さが介護業務効率化サポートセンター」を開設し、機器に関する研修会の開催、機器導入の伴走支援などを行い、県内事業所の機器導入を進めてきまし

た。サポートセンターの開設を契機に、機器導入のニーズがさらに高まっていることなどを踏まえて、今回、予算を増額し、導入促進を図っていくこととしました。引き続き、介護現場の働きやすい職場づくりを支援してまいります。

予算外議案といたしましては、条例議案として十件、条例外議案として十九件となっています。

乙第六十六号議案「佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、いわゆる盛土規制法に基づく規制区域指定に伴い、当該区域内の一定規模以上の盛土などが許可制になることから、許可申請等に係る手数料を新たに規定するものです。

最後になりますが、今年は日本で女性に参政権が認められて八十年になります。様々な分野で女性の参画拡大が求められている日本において、この節目の年に、女性初の総理、高市内閣総理大臣が誕生したことは大変意義深いことだと考えます。

昨今、若い女性が地方から都市部へと転出する要因の一つとして、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが挙げられています。私自身、県内の行事に参加する中で、お茶出しや、表彰式でのお盆持ちを主に女性が対応している場面を目にすることがあります。これらの業務は性別を問わないものであり、女性がやるもんだという、私の言葉で言えば「もんだ症候群」が、県内にも少なからずあるように感じております。長い時間をかけて築かれてきた男性を中心とした社会システムや、そうしたものに慣れた人々の意識等が「もんだ症候群」の醸成に影響している面もあるのではないかと考えています。男女共同参画、女性の活躍推進について、庁内で意見交換したところ、女性職員から意見が出されました。

「もんだ症候群」の解消に向けては女性の意識改革も必要。若い世代にも「もんだ症候群」は存在する。これまでの歴史や社会環境の中で、制度や文化に深く根づき、無意識のうちに私たちの行動や判断に影響を与えているものも多くあるなどです。「もんだ症候群」を解消する特効薬はなく、改めて、人の意識や考え方にアプローチしていくことや、それらを変えていくことの難しさを感じており、引き続き議論してまいります。

こうした中でも、地域を前進させていく上で大切なことは、お互いのことを知ろうとする共感の取組を一つ一つ積み重ねていくことだと考えております。今年一月に、県庁において、性別に関係なく私も含め幹部職員が生理痛体験を行いました。また、私は九州地域戦略会議の男女共同参画を推進するプロジェクトのリーダーとして、妊婦ジャケットを着用し「知事が妊婦に」編の動画に出演したり、十月末には九州各県の知事や経済団体のトップに生理痛体験をしてもらいました。これらの体験により女性の思いなどが真に分かるわけではありませんが、知事である私が率先して行動することが、意識改革に向けた一つのきっかけになることを期待しております。

性別、年齢、障害など、人に違いがあるのは自然なことであり、人生には世代を問わず様々な選択肢が広がっています。誰もが自分らしい生き方を選択する自由があり、その一つ一つの選択を互いに認め尊重し合い、違いを大切にしながら、多様な意見が交わされる環境を育むことは、組織や地域に活力を生み出す源泉になると考えます。

分断と対立が深まる世界の情勢などを見ておりますと、社会全体で寛

容さが薄れつつあり、多様性に富んだ議論をしにくくなっているように感じています。気候変動、食料安全保障など国際社会が協力し取り組むべき課題は多々あり、今、世界は、どのような形で協調し共存していくのかが問われていると考えます。こうした時代において、この佐賀が輝きを増していく鍵の一つは寛容さであると思っております。寛容の心を大切にし、個性あふれる県民の皆さんが輝きたい場所で輝くことができる。そうしたフィールドをこの佐賀の地で、県民の皆さんと一緒に、創っていきたいと考えております。

以上、今回提案いたしました議案などについて御説明申し上げました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◉議長（宮原真一君）　これで、本日の日程は終了いたしました。

あす二十七日及び二十八日は議案審査日、二十九日及び三十日は休会、十二月一日は議案審査日、二日は本会議を再開して一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前十時三十二分　散会

第二日

令和七年十二月二日（火）

令和七年十二月二日（火）　午前十時　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	光武香織
男女参画・こども局長	大草昭雄
会計管理者	井田康徳
公安委員長	岸川美和子
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同　議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより、本日の会議を開きます。

○　報　　告

◉議長（宮原真一君）　まず、諸般の報告を行います。

上程中の議案のうち、乙第六十三号議案につきまして、地方自治法第二百四十三条の二の七第二項の規定に基づき、監査委員に意見を、また、乙第六十五号議案及び乙第六十八号議案、以上二件につきまして、地方公務員法第五条第二項の規定に基づき、人事委員会の意見をそれぞれ求めましたところ、お手元に配付いたしておりますとおりの回答がありました。

監　査　第　五　二　七　号
令和七年十一月二十七日
佐賀県議会議長　宮　原　真　一　様

佐賀県監査委員　原　惣一郎
同　荒　木　敏　也
同　角　貞　樹
同　指　山　清　範

地方自治法第二四三条の二の七第二項の規定に基づく意見について
令和七年十一月二十六日付け佐議第二〇二七号で意見を求められた左記議案については、意見はありません。

記

乙第六十三号議案　地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

人　委　第　一　〇　九　一　号
令和七年十一月二十六日
佐賀県議会議長　宮　原　真　一　様

佐賀県人事委員会委員長　江　崎　匡　慶

地方公務員法第五条第二項の規定に基づく意見について
令和七年十一月二十六日付け佐議第二〇二五号で意見を求められた左記議案については、異議ありません。

記

乙第六十五号議案　佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）
乙第六十八号議案　佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

◉議長（宮原真一君）　以上、御報告いたします。

日程によりまして、一般質問を開始いたします。

通告に従い、順次発言の許可をいたします。

◉藤木卓一郎君（拍手）**登壇**＝皆さんおはようございます。半年ぶりにこの議会壇上から物を言う機会を得ました。

四問あります。どれも僕にとっては本当に重要な県政の課題というふうに思っていて、日頃の活動の成果の幾つかをここで披瀝しながら、私一人では何ともならない幾つかの問題について、知事をはじめ執行部の皆さんたちに御助力を得たいという思いから、同じ大切な県民のために、本当に彼らの満足するようなすばらしい回答を期待しながら質問を始めたいと思います。

それでは、お手元の資料にあるとおりに、まず一番目、九州新幹線西九州ルートについてということであります。

今年七月二十日、日曜日に実施されました参議院議員選挙の最終盤、七月十七日、木曜日、長崎市内において石破茂首相は自民党現職の古賀友一郎参議院議員候補の総決起大会に登壇されました。その際、総理は、全線フル規格化が「九州全体の発展に間違いなくつながる」と強調される一方、財政負担や在来線維持等の問題などで反対する佐賀県についてメリットがないと考えるのは至極当然と理解を示されております。また、在来線も走行できるフリーゲージトレインの導入を断念した経緯も含めて、佐賀県の納得を得ることは国の責任とし、積極的に関わる姿勢を示されております。

現在、佐賀、長崎両県、両県議会はもとより、国土交通省鉄道局及び与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム九州新幹線（西九州ルート）検討委員会、また、事業者たるＪＲ九州も含めて多年にわたって大きく大きく議論してまいりました。そういった問題であるがゆえに、参議院選挙での総理のこの発言は極めて重く、ありがたいものだと感じましたし、実際この発言を契機に国も県も事態解決に向けて大きく動き出したと言っても過言ではないと思っています。

私ども佐賀県議会九州新幹線西九州ルート整備促進議員連盟も発言の真意を確認すべく、同年八月二十五日、水嶋事務次官をはじめ、鉄道局の幹部の皆さんたちと意見交換に及びました。少なくとも、佐賀県議会の納得とは主として財政上の負担軽減であるということ。国の責任において財政上の負担が軽減されなければ、佐賀県も佐賀県議会もおおよそこれを簡単に納得することはできない旨、主張してまいった次第であります。

国土交通省側からの発言については、ここでは控えさせていただきますが、幹部の皆さんたちは口々に、省を挙げて佐賀県民の皆様たちが納得のいくような実務的な議論をさせていただきますと力強く手を握っていただきました。

このことは、佐賀県側はもとより、長崎県側の与党ＰＴの国会議員にも伝えてあり、与党ＰＴの開催の折には財政上の負担の軽減を柱に発言をし、実現していくよう努力してほしいと強く申し入れさせていただいております。

それから数カ月、総裁も替わり、政権も替わり、目まぐるしく国の情勢は変化してまいりましたが、それでもあれ以来、この新幹線に関する骨太の方針は何ら変化せず、進み、現に水嶋事務次官と知事との実務的なトップ会談は僅か二カ月の間に三回も実施されており、年末にも佐賀の地で行われることになっていると伺っております。

こういったトップ同士の会談が盛んに行われることこそ、我々が待ち望んでいたことですからうれしい限りなのですが、佐賀県の代表として、国や長崎県、また、ＪＲ九州の皆さんたちと意見交換される知事に対して、議会人としてただしておきたい幾つかの点が私にはありましたので、ここに取り上げさせていただくことにいたしました。

一つは、ルートについてです。二つ目は、佐賀県が自ら打開する立場にないといった取組の姿勢についてであります。三つ目は、スケジュール感についてであります。四つ目は、部分開業の可能性についてであります。五つ目は、千四百億円の負担金額の積算の根拠についてであります。それでは、よろしくお願い申し上げます。

一つ、ルートについてであります。

新幹線のルート選定の着眼点は、新幹線の線路をどこにどのように引くかといった問題ではなくて、現在ある鉄道網、道路網、空港、港湾等、佐賀県の交通ネットワーク全体をどう生かし、どう発展させるかということに尽きます。何より鉄道の駅は、それ自体の価値というよりも、周辺の交通インフラや都市機能と一体となってより大きな価値を生み出しており、そういう意味では、新幹線のルートについては、佐賀駅を通るルート以外にはないと多くの県民は思っています。

知事は、佐賀駅を通るルートについての議会での質問については、一貫して佐賀駅の現状のダイヤはむしろよいと主張され、新幹線の乗り入れはこのダイヤの環境を壊すことになると反対されてこられました。しかし、佐賀市の南ルート、新佐賀駅を造った場合、具体的には現在の長崎駅、諫早駅、大村駅――前にも一度この話はさせていただきましたが、繰り返しになりますけど、佐賀市の南ルート、新佐賀駅を造った場合、具体的には現在の長崎駅、諫早駅、大村駅、そして、武雄温泉駅から新幹線「かもめ」に乗った乗降客は南回りルート新佐賀駅に向かって移動することになりますから、佐賀駅自体の特急の需要は大いに減少することになります。現在、「リレーかもめ」や特急「みどり」など一時間に三本運行されている特急は、一時間に一本、佐世保線の特急だけになる可能性は大いにあります。佐賀駅を通れば、特急「かもめ」が佐賀駅構内で新幹線「かもめ」に置き換えるだけでございますので、佐賀駅では僅か二、三百円の違いで特急から新幹線に乗り換えることができて、特急、または快速を走らせることができれば快速、そして普通列車と、乗り手の状況に合わせて自由に列車を選べる時代がやってくるというわけであります。新幹線でもいい、特急でもいい、快速でもいい、普通列車でもいい。現在の佐賀駅では自由にその状況に応じて選べる時代がやってくるというわけです。そういう意味では佐賀駅自体の価値は飛躍的に上昇することはあっても価値が減じるとはちょっと想像がつきません。

この際ですから、料金を調べさせていただきましたので、質問とはちょっとずれてしまいますけども、改めてここでお知らせさせていただきますと、佐賀―博多間の営業距離がほぼ同じなのは、筑後船小屋―博多間です。両方とも五十キロ前後です。運賃はともに千三百円で一緒なのですが、佐賀からの自由席特急券が現在千円なのに比べて、筑後船小屋駅からの新幹線特急券は千三百六十円と僅か三百六十円分、新幹線が高いという現況であります。御承知のとおり、これとて佐賀駅からは西鉄高速バス「わかくす号」との永遠の運賃価格競争がありますので、今のような大幅な割引切符の発行も十分期待できるであろうというふうに思います。つまり、二千三百九十円ではないということであります。

話は元に戻りますけれども、県民にとっては便利になるはずの新幹線が佐賀駅を通らないルートが採用されることによって、佐賀駅を中心とした現在の鉄道とか、バスとか、道路のネットワークの価値が減少して、そのネットワークに依拠した住宅や公共サービス、商業施設群を著しく衰退させることにつながってまいります。特急は通らないから、新幹線も佐賀駅は通らないからです。

そこで、お伺いします。

新鳥栖―武雄温泉間のルートは、佐賀市民だけではなく、県民全体の利便性、駅周辺を核とした地域経済への影響、そして、将来の交通体系を踏まえた上で考えるべきだと思いますが、佐賀駅を通るルートと佐賀

空港付近を通るルートについて、知事はどのように評価しておるのかお答えいただきたいと思います。

二番目は県の主体性ということについてです。この新幹線問題を解決する県の主体性についてお伺いいたします。

知事はこれまで、現在の状況を招いたのはフリーゲージトレインを断念した国の責任であるとして、国が打開策を示すべきだと主張されてこられました。しかし、現在の水嶋事務次官との度重なる会談は、その内容はここで明かせなくても、国が佐賀県の負担軽減策はもとより、新幹線を通じた佐賀県全体の未来、その発展の未来について、省としての提言をお受けおいでだからなんだろうというふうに私は思っています。私は、水嶋事務次官という国土交通省最高の協力者を得た今、佐賀県は事態を打開するその立場にないという認識を改め、本県は国と一体となって、本県はもちろん、我が国及び九州全体のためにこの問題を前に進めるべき責任があると考えます。

また、この時期を逸して今の新幹線問題を解決しきれなければ、当県が必要としているほかの国策事業はいよいよ進まなくなるおそれがあるのではないかと心配しております。

山口知事が知事に就任されてから来年で十二年がたちます。しかし、その間、新幹線問題が惹起してよりこの方、継続事業は佐賀道路Tゾーンの整備以外に大きく予算措置はされず、私が議長をしておったときの唐津大橋の四車線化事業以外、道路、空港、港湾ともに一つの新規採択もあってはおりません。

私は、新幹線そのものよりも佐賀県という社会に根差す重要な道路や港湾、空港といった社会資本の整備を私たちの子供や孫の世代のために、早めにもっともっと進めておく必要性や緊急性があるからこそ、余計に本県は国土交通省が最も頭を痛めている新幹線の問題の事態解決の当事者となるべきであると考えております。知事の御所見をお伺いしたいと思います。

三つ目はスケジュールの問題があります。

武雄温泉駅から新鳥栖まで全線開通するには、アセスに四年、設計、用地取得、着工、工事で約十五年かかると言われております。今から約二十年後のことです。開業すると、開業の式典があるのは約二十年後のことで、令和元年、赤羽国土交通大臣と山口知事と面会され、幅広く協議する幅広の協議、幅広議論、そういったことを提案されてから既に六年が経過してしまいました。

そういう意味では、これ以上、新幹線問題の調査や研究、または交渉に当てるゆっくりとした時間は既にないと私は考えます。道路や空港といったほかの新規整備をどんどん行っていくためにも現実的なスケジュール感を持って国との協議を進めるべきと思いますが、新幹線問題についてのスケジュール感をどのように考えておられるのか、知事に御所見をお伺いしたいと思います。

当たり前ですが、知事の答弁はまだいただいておりませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、現在の交渉が何年で決着がつくのか見通しはありません。遅れれば遅れるほど私たちの新幹線の開業が遅れてまいります。全線開通まで今でも二十年、五年たてば二十五年。そういうことになれば、正直、現実感、新幹線というものそのものに対する制度、または新幹線というもの自体に対する現実感はなくなってしまいます。現実感がなくなってしまえば、交渉事の意欲も湧かないということもあ

るのではないかと考えています。

そこで、提案ですが、例えば、佐賀駅から新鳥栖まで約二十五キロ、武雄温泉駅から佐賀駅までも構いませんが、この部分開業であれば、約十年程度で開業が可能になるはずでございます。武雄温泉駅からはるか五十キロ先の新鳥栖駅を目指すのではなくて、まずは二十五キロ先の佐賀駅から新鳥栖駅を目指す、とにかく佐賀駅にたどり着けば、全国の新幹線ネットワークに接続でき、かつコストも工期も半期となれば、部分開業について検討する価値は十分にあると私は考えますが、知事の御所見をこの際伺っておきたいと思います。

それでは新幹線の最後に、佐賀県の千四百億円の負担額の積算の根拠についてお伺いします。

国は、佐賀駅ルートのフル規格の整備費用を約六千二百億円、県の実質負担額を約六百六十億円と試算しております。近年の物価の高騰、資材や人件費の高騰等を踏まえれば、これも現実的ではないことは誰の目にも明らかであります。よって、国に対し、現下の物価の状況を加味したある程度の整備費用を出させるべきかと思います。

一方、県は、佐賀県の実質負担額を千四百億円と試算しており、この数字が広く報じられ、県民の間でもその額が独り歩きしておりますが、その積算の根拠は県民にも議会にもあまり説明されたことはないかと感じております。

国も、この期に及んで新しい整備費の全体像を出さないのも問題ですが、この千四百億円の県負担から見える整備費全体を、県民や県議会、国に対して明確な説明がしっかりとないのもまたおかしな話だと思い、質問をすることにいたしました。

佐賀県負担分、千四百億円の積算の根拠はどうなっているのか、改めて地域交流部長にお伺いしたいと思います。

二番目の問いであります。唐津市沖洋上風力発電事業についてということであります。

洋上風力発電は、再生可能エネルギーの中核を担う我が国にとって大変重要な政策であり、エネルギー安全保障の観点からも積極的な取組が望まれております。

県内で事業誘致が検討されている唐津市沖では、燃油が高騰する中、洋上風力発電設備の基礎による魚礁効果によって近海で漁が行えるようになる、また洋上風力発電設備の建設の準備段階から、運営、そして撤去に至るまでの長期間にわたり操船の仕事が安定的に発生するなど、玄海漁協をはじめ、地元の漁業者から事業誘致を期待する声が、真剣に多数上がっているのが実情であります。

こうしたことから、佐賀県にとっても日本の国是である脱炭素社会の実現に直結することはもとより、過疎化が進む東松浦半島の地域経済を守り育てていく観点でも、本県にとって極めて重要な事業であり、早期の事業化が求められてまいりました。

事業化を進めるためには、再エネ海域利用法という法に基づいて、まずは国からその海域を「有望区域」に位置づけられる必要があります。「有望区域」に指定された段階で、その区域内の利害関係者が具体的に協議する法定協議会という組織が立ち上がって、二、三年の協議の後、法定協議会関係者全員の同意を得て、その海域を「有望区域」から「促進区域」に昇格させます。あとは公募事業者の選定を終えて、風力発電装置の組み立てが終わったら発電と、最大三十年、洋上による発電が行

われるという仕組みであります。

本県は、まず令和六年度に、ようやく地元の合意整理ができたことから、佐賀県の馬渡島周辺海域、佐賀県内の話です。佐賀県内の県の海域内ですね。馬渡島周辺海域を「有望区域」として整理することを国に求めています。

しかしながら、昨年度は国交省及び水産庁からの留保意見、つまり待ったがかかり、「有望区域」の指定は見送られてしまいました。今年度こそはといろいろ準備もして頑張りました。しかし、その願いもむなしく、改めて水産庁の待ったによってまた「有望区域」の指定が見送られてしまったというわけであります。

洋上風力発電については、長崎県では二区域、福岡県では一区域で計画が進められておりますが、先行して「準備区域」にあった佐賀県玄海区域は、北部九州では結果、最後尾になってしまったというわけであります。

私自身、水産庁を訪問するなどして、留保の理由を確認してみますと、長崎県の一部の業者から、福岡県もそうですけれども、長崎県や福岡県の一部の漁協から、佐賀県海域にある発電海域が障害物となって、回遊漁の魚道を寸断する可能性がある。可能性がある、寸断するかもしれない、寸断しないかもしれない。だけど、それがなければ寸断することはないとのことで、結果的には水産資源の枯渇を招くとの懸念から、水産庁に対し、玄海沖の洋上風力発電の検討を進めないようにとの強い申し入れが行われています。そのことが大きく影響して不採択、待った、保留というような形になっている、そういったのが大きく影響しているようであります。

洋上風力発電については、長崎県では二区域、福岡県では一区域で計画が進められていますが、佐賀県の漁協では、両県の三区域への反対活動などは起こっておりません。それは、玄海漁協の皆さんに言わせれば、福岡、長崎で行われる洋上風力発電設備の基礎による魚礁効果によって、先ほど申し上げたとおりのことです。近海で漁が行えるようになる可能性があるということ、もう一つは、福岡、長崎の漁家にとって、洋上風力発電設備の建設準備段階から、運営や、そして撤去に至るまで長期間にわたって操舵の仕事が安定的に発生して、お互い漁師だから分かる。さして豊かでもない漁師仲間が幾ばくかの家計の助けになる事業に、私たち玄海の漁師が反対などできるはずがないということでございます。ですから、反対はしなかった。

しかしながら、玄海の漁師の友情は軽く見られ、佐賀県内の海域で洋上風力発電をすることに両県の漁協から反対意見が出ているとのこと。「有望区域」の指定に待ったがかかることは、私自身全くもって納得できないと言わざるを得ません。

また、本県の海域での事業であるにもかかわらず、長崎県の一部の漁協では説明する機会も与えられないと伺っております。地球温暖化の影響で海水温も上がり、とれたりとれなかったり、水揚げも大変不安になってまいりました。だからこそ漁家の皆さんが不安であることは分かります。しかしながら、佐賀県海域の洋上風力発電の設置に対して、隣人として、少なくとも説明を聞いて意見を交わす機会すら与えられないとは本当に理不尽な、そんな対応にじくじたる思いがするのは私だけではありません。

佐賀県及び佐賀県議会は、諫早湾干拓問題において深く深く傷ついた

その恩讐を越えて、今、両県、両県議会の発展のために関係を構築しようと努め始めたばかりであります。

私も佐賀県議会の一人として、この問題の解決を図るべく、福岡、長崎両県の県政幹部の皆さんに協力の要請を求めるなど、十分に働きかけを行ってまいりたいと考えています。

県としても、事態打開に向けて動いていることは認識しておりますが、水産庁をはじめ、福岡、長崎両県と連携して課題を克服していく必要があります。

多くの玄海の漁家の生活がかかる重大な問題です。県が積極的に取り組む姿勢は、県民の利益を守り、信頼を得るために何より不可欠な作業であります。

以上の点を踏まえ、産業労働部長に質問します。（29頁で訂正）

唐津市沖洋上風力発電については、福岡県、長崎県両県の漁協及び国に理解を示してもらうことでこの議論が進み、事態が進むと考えています。本県は今後、この洋上風力発電事業をどのように進めていくのか、御所見をお伺いします。

問三、肥前精神医療センターへの支援についてであります。

国は精神保健福祉法で各県に一つ精神病院を設置することを義務づけておりますが、独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターが神埼郡吉野ヶ里町に存在するがために、今日に至るまで県立の精神病院を設置することなく、県民に対して我が国最高の医療を提供してきたと言っても過言ではありません。

改めて本病院を紹介させていただきますと、本県に所在する肥前精神医療センターは全国トップクラスの専門医療機関であります。県民のみならず、少なくとも西日本に暮らす国民全体の精神医療に貢献をしております。佐賀県においても、自閉症、発達障害、統合失調症はもちろんのこと、精神科スーパー救急や司法精神医学など、現在の精神医療に求められる機能、こういった機能を備えた全国でも数少ないオールラウンド型の精神科医療機関であることを私たち議会はしっかり理解しておく必要があると思っております。

本県においても、若年層から高齢者に至るまで、幅広い患者層が高度な精神科治療を必要としており、その期待に応えるため、センターは日々全力で努力をされていると受け止めております。

さて、昨年、本県議会としてＮＨＯや厚生労働省などに送達した私たちの意見書は、結果として大きな役割を果たしたようでございます。同センターの上野院長を先頭に県議会有志を募りまして、この意見書を携えてＮＨＯの本部に要望、陳情の機会をつくって、ＮＨＯの副理事長以下役員の皆さんに対し、肥前の建て替えは喫緊の課題であるという現場の声を、古川代議士はじめ参加者一同、熱心にこれを伝えましたし、結果として、国立病院機構が建設費の大部分を負担するということで現在建て替えの方向性が示されております。

にもかかわらず、現状ではあまり建て替えの進展が見られてはおりません。その理由の一つは、当たり前のことですが、センターに償還計画の提出、つまり受益者負担が求められていることにあります。その理由として、受益者負担が求められると何ゆえに建て替えの進展が見られないのかの説明でございますが、その理由としては、精神科の診療報酬点数は通常医療の約三分の一と低いということ。そういう意味からして、収益性が極めて低いということですね。

また、センターは西日本一の人気店でございます。病床稼働率も非常に高くて、最大限の努力をしている現況ですから、これ以上、建て替えの償還に回す利益の伸び代が全くないということであります。

さらに、これ以上、無理に償還計画の策定をお願いすれば、本県にとっても、本県県民にとっても大切な高度医療であり、結果としての不採算部門――この不採算部門という部分が公的医療の本旨であります。民間では絶対にやれないからであります――この不採算部門の切り捨てや事業縮小に踏み込まざるを得ない状況を招きかねないからであります。

以上の点を踏まえ、二つのことを質問します。

一つは、県の事業に対するセンターの役割及び実績についてお伺いします。

県は、肥前精神医療センターに対して様々な事業を実施してもらっていると思いますが、具体的にどのような事業を行ってもらっているのかということであります。予算面を含めた実績について伺います。

もう一つは、同センターへの県の関与についてお伺いします。

先ほども申し述べましたけれども、精神保健福祉法上、各県に一つ必ず精神病院を設置することとされております。肥前みたいな精神科に特化した特別の専門病院はどこにもありませんから、どこの県でも県立の精神病院は設置されております。うちは設置されておりません。本県は肥前精神医療センターが設置されてきたこともあって、県立のつまり自前の精神病院を設置してこなかった、設置せずともよかった。設置しなくてよかったと言うべきか、設置してきませんでした。国からの交付税があるとはいえ、県立の精神病院を設置すれば県には新たなる負担が必ずや発生したはずであります。

例えば、好生館は地方独立行政法人であることから、国からの交付税措置がなされ、県から好生館に支援が行われています。置かれている肥前の厳しい現況、経営状況を踏まえて、この建て替え問題等を考えたときに、国からの交付税措置は見込めない中で、県民の皆さんには、県執行部には大変恐縮に思うけれども、県単独ということにはなりますが、好生館同様に、肥前精神医療センターに対して本県から同センターの経営を支える運営交付金のようなものを交付する必要性もあろうかと思います。この点について担当部長の所見をお伺いしたいと思います。

最後になります。県が管理する道路、河川の除草についてであります。これも私、度々質問させていただきますが、県が管理する道路、河川の除草についてということでございます。

佐賀県は全国有数の農業先進県、いわゆる農業県でありますが、道路、河川は公共物であるにもかかわらず、管理者による除草への理解がない。除草への理解がほぼほぼなく、除草の回数も僅かに一回と少なく、結果的に営農上の必要性から農家がよその管理区分の除草を担っているという状況にあります。それも生産に直結しない除草を年に少なくとも四回以上、延べ数キロにわたって、数キロの道のりを炎天下の危険な県道上――県道上に限らずでございますけれども、実際無償で行っています。

先ほど営農上の必要と申しましたが、公共物の除草のような作業は、自前の田んぼの草刈りと違って収益を一切生むことはありません。それでも県道のり面の草が繁茂すれば、圃場とのり面の境界が判然とせず、機械や施設損傷のリスクが高まり、農作業の工程に深刻な影響を与える可能性があり、施設の管理者がこの点について全く対応しないので、必要に迫られてやむなく実施をしているのが現況であります。

本県農業を守るためには、農家が無償ボランティアで支えざるを得ない除草などの過剰な負担を少しでも軽減できるよう、道路や河川の維持管理をしっかり確保して、公共インフラである道路、河川の管理者としての責任を果たすべきである。

県が管理する道路や河川の除草について、今後どのように取り組んでいくのか、担当部長に御所見をお伺いいたします。

四つの質問ということになりましたが、どれもこれもが本当に大切な問題だと思っております。県の誠意ある答弁を期待して、一回目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　ただいま質問が終わりました。藤木議員に確認を取らせていただきたいと思います。

通告では、第二問目は知事に答弁を求められております。しかしながら、登壇されて部長の答弁を求めますと言われましたけれども、確認を取らせていただきたいと思います。答弁者はどなたでよろしいでしょうか。（「大変失礼いたしました。山口知事にお願いします」と藤木卓一郎君呼ぶ）それでは、そのように進めさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。藤木卓一郎議員の御質問にお答えします。

まず、九州新幹線西九州ルートについてお答えします。

ルートに関してでございます。

新鳥栖―武雄温泉間は在来線を利用する合意しかございません。フル規格整備は全く新しい話でありまして、当然、ルートは何も決まっていない状況です。まずは地元三者で議論することが必要であり、ルートを評価できる状況にはありません。

これまで議員の皆様からも、佐賀駅ルート、そして空港ルートと連携を含めた南回りルートなど、様々な意見をいただいております。ルート一つ取っても、県議会、そして、県民の間でも様々な意見があると思います。

整備新幹線は一面的ではなく、ルート、在来線、財政負担、地域振興など、様々な課題を多面的に考えることが重要だと認識しています。そして、それぞれの面において、楽観的に将来を見通して、現状において前に進むことは、私は佐賀県、佐賀県民のためにはならないと考えております。

続きまして、県の主体性についてというお尋ねがございました。

改めて申し上げますけれども、現在の整備新幹線スキームというものは、在来線の利便性低下ですとか、莫大な建設費負担、地元負担などのデメリットを受け入れてでも、それでもメリットがあるという考えの下で、地元の自治体が手を挙げて進められるスキームだと認識しています。

西九州ルートは、そういった観点から、メリット、デメリットなども議論をされた上で、フリーゲージトレインで合意して進められてきたわけです。フリーゲージトレインが導入されれば、御案内のとおり、今の議論は必要なく、もう完結するはずでございました。国がフリーゲージトレインを断念したから合意がなくなりまして、全く新たな話として議論する中で、私は財政負担、在来線、ルートなど、様々な課題を多面的に考えながら取り組んでいます。

私には、議員の意見はフル規格整備ありきの国側の意見のように思え、

私とは視座が違うのではないかと感じております。国側の視座から御主張されても、佐賀県の利になるかというと、そうはならないのではないかと考えております。議員が佐賀県のことを考えていただいているということでありましたら、国に意見すべきではないかと考えます。

例えば、課題の一つであります財政負担だけでも、少なくとも千四百億円以上の実質負担は佐賀県の財政計画上、到底収まらないと思います。そして、それはすなわち、佐賀県のための様々な財源を大胆に削って計画をつくっていくということにほかなりません。さらに、現在の物価高騰等、資材高を踏まえますと、私はさらに膨らむ想定をして計画づくりをしなければいけないと思います。

続きまして、スケジュール感等についてですが、私は今、求めに応じて様々な意見交換を行っております。まだ何も合意はありません。そして、現状において前に進めていくことは、佐賀県民のためにならないと考えています。もし仮に、仮に様々な協議の末、何か一つの案が出たとしても、それで成案として決まるわけではありません。そこからそうした仮の案や考え方を、県議会や県民にお示しすることになるわけであります。そして、ここからもまた多くの意見が出されるでしょうから、そういったスケジュール感というのはお示しできないわけです。

部分開業についても、今お答えいたしましたように、フル規格については、整備はおろか、ルートも何も決まっておりません。部分開業がどうかとお尋ねになられても、現状においてお答えのしようがありません。

続きまして、唐津の洋上風力発電についてお答えします。

私はかねがね、再生可能エネルギーを中心とした社会の実現ということをすばらしいなと思っております。国を挙げて再生可能エネルギーの導入を進めるべきだと提言もしております。

洋上風力発電は、脱炭素社会の実現やエネルギーの安定供給において重要な役割を担っています。唐津市沖を適地とした洋上風力発電の誘致については、唐津市、唐津市議会、佐賀玄海漁協などからも要望を受けております。

我々は、再生エネルギーの必要性、そして、こうした地域からの声なども踏まえ、昨年、県内漁協など利害関係者の同意を得た上で、現在の「準備区域」を「有望な区域」へ移行するよう国に要請いたしました。しかしながら、議員からお話がありましたように、国交省と水産庁から留保意見が示され、「有望な区域」への移行は見送られたわけであります。

昨年の国の留保意見には、国交省からは、洋上風車、そして航路の距離など、国が基準を設けるべき事項も含まれておりました。また、水産庁からは、その唐津市沖の事業の影響を受ける可能性がある福岡県や長崎県の漁業者の特定など、佐賀県だけでは解決が難しいものもございました。

そもそも、この洋上風力発電事業というのは国策として進められておりまして、再エネ海域利用法でも、国が主体となって、自治体は協力する仕組みとなっていると認識しています。県は、その船舶運航関係の団体ですとか、漁業関係者などとの調整を続けながら、今年の五月には佐賀県だけでは解決できない課題について、国がもっと主体的に関与するように政策提案を行いました。

今回、国交省の留保意見は解消されました。しかしながら、水産庁の留保意見が残っております。

今後は「有望な区域」への移行に向け、国に制度の趣旨を踏まえ、よ

り主体的な対応を求めるとともに、県としても、国や県外の漁業者、関係自治体などとの調整を進めてまいります。

今後の取組の詳細につきましては、産業労働部長からお答えさせます。

◉寺田地域交流部長　登壇＝私からは、九州新幹線西九州ルートの問いのうち、一千四百億円の積算根拠についてお答えいたします。

平成三十一年四月に佐賀駅を通るルートでの新鳥栖―武雄温泉間の建設費及び佐賀県負担額について、鉄道局から説明がございました。内容は、建設費は六千二百億円、ＪＲが支払う貸付料は年八十六億円とする。県負担額は、交付税措置後で六百六十億円となるというものでございました。

整備新幹線の建設費負担額のスキームでございますが、建設費にＪＲからの貸付料を充当し、残りの三分の二を国が、三分の一を都道府県が負担する。そして、都道府県負担額の九〇％について五〇％の交付税措置があるということになっております。このスキームに基づいて国により試算された佐賀県の実質負担額が六百六十億円というものでございました。

国が試算しました建設費六千二百億円につきましては、これまでの整備新幹線の建設費の状況を見れば上振れは必至でございます。西九州新幹線の建設費は、平成十一年の試算では四千百億円でした。しかし、平成三十一年の認可時には約六千二百億円となり、約一・五倍になったわけでございます。また、令和六年三月に開業した北陸新幹線金沢―敦賀間でございますが、当初の試算から約一・七倍、それから、現在整備が進められています北海道新幹線新函館北斗―札幌間では、現時点においては約二・一倍でありますが、今後さらなる増嵩が見込まれております。

仮に直近で開業しました北陸新幹線の金沢―敦賀間の上振れ率一・七倍を当てはめて計算しますと、新鳥栖―武雄温泉間の建設費は一兆円を超えることになります。この建設費につきまして、整備新幹線の建設費スキームで県負担額を計算しますと、交付税措置後の、いわゆる実質の負担額でございますが、一千四百億円以上ということになるわけでございます。近年の著しい資材費高騰、労務費高騰を踏まえれば、県の実質負担額はさらに増加するものと考えております。

私からは以上でございます。

◉種村健康福祉部長　登壇＝私からは、肥前精神医療センターへの支援についてお答えをいたします。

まず、県の事業に対するセンターの役割及び実績についてでございます。

国立病院機構肥前精神医療センターは、精神科の各分野で専門性の高い治療を行いますとともに、精神科医の育成、統合失調症や依存症等の研究を行うなど、西日本を代表する精神科病院でございます。

県では、県として取り組むべき精神保健福祉分野の施策の一部につきまして、同センターに対して事業の委託や負担金の支出を行っております。

例えば、精神障害のある方が、緊急時にいつでも精神科医療を受けられるようにするための空床確保や受け入れ医療機関の調整、アルコール、ギャンブル、薬物等の依存症に関する相談対応や普及啓発、医療機関や関係機関職員の人材育成、入院が必要な思春期の児童がスムーズに精神科医療を受けられるようにするための医療提供体制の強化など、これらの事業を担ってもらっております。

これらの事業の委託、負担金につきまして、直近三年の予算額で申し上げますと、令和五年度は約七千六百万円、令和六年度は約七千七百万円、令和七年度は約七千六百万円となっております。同センターと連携しながら、本県の精神保健福祉の取組を推進しているところでございます。

続きまして、センターへの県の関与についてお答えいたします。

同センターとは、私自身、日頃から院長や関係者との意見交換を行っておりまして、財政状況が厳しいということにつきましては伺っております。同センターの財政支援につきましては、センター自身の経営努力の下、これは国立病院機構ですので、本来、国が責任を持って行うべきものであります。

県では、今年五月の国への政策提案におきまして、国による同センターへの財政支援を行うこと、診療報酬を入院期間にかかわらず、患者の重症度や症状、特性等に見合った単価に見直すことにつきまして提案を行ったところでございます。また、今年十月には国立病院機構本部を交えて同センターとの意見交換も実施したところでございます。

慢性的な赤字の要因は、議員からもお話がありましたとおり、精神科の診療報酬が、入院が長期になるほど低くなるということなど構造的な問題でございます。だからこそ、国への政策提案などによりまして、抜本的な解決につながる対応をセンターと共に行っていく必要があると思っております。単に赤字補塡を行うということでいきますと、これは一時的な対症療法でございますので、抜本的な経営の改善にはつながりません。こうした認識の下、県といたしましても、同センターに長期間入院中の患者の退院後の住まいについて、地域移行を進めるという観点からですが、一定の条件の下、グループホームを病院敷地内に設置することを認めるという規制緩和も行ったところでございます。

県の今後の精神保健福祉行政に同センターにどう関わってもらうのかということにつきましては、あるいは精神障害のある方々にとってどういった形がよいのかという観点につきまして、引き続き国への政策提案も含めまして、同センター、そして国、国立病院機構本部と一緒になって考えていきたいと思います。

私からは以上でございます。

◉井手産業労働部長　登壇＝私からは、唐津市沖の洋上風力発電事業の誘致に関する今後の取組について答弁いたします。

水産庁の留保意見によれば、洋上風力発電事業によって影響を受ける可能性のある長崎県や福岡県の漁業者を特定し、調整を進めていく必要があります。こうした県をまたぐ調整は佐賀県だけでは対応が難しく、再エネ海域利用法に基づき、国がもっと主体的に関与することを求めています。

県としては今後、県外漁業者の意見を集約し、その意見を「有望な区域」の移行後に設置する法定協議会で議論する方向で検討しております。意見の集約方法など具体的な方法を県外漁業者に示しながら調整を進めていく方針です。この方針につきましては、今年七月に水産庁へ説明を行っておりまして、方向性に異論は示されておらず、水産庁からは、詳細を詰めて関係者との調整を進めるよう求められております。

今後は、「有望な区域」への移行に向け、国に、より主体的な対応を求めるとともに、国、漁業者、関係自治体など関係者との調整を引き続き進め、取り組んでまいります。

私からは以上です。

◉永松県土整備部長　登壇＝私からは、県が管理する道路、河川の除草についてお答えいたします。

道路や河川の機能を維持していくためには、施設の適切な維持管理が必要でございます。この維持管理の一つである除草については、県民の生活に身近なものとして要望も多いところでございます。

道路では、道路利用者の安全と円滑な交通の確保などを図るため、路肩やのり面の除草を行っております。河川では、河川巡視や堤防点検など堤防の状態を把握して、未然に災害を防ぐ目的で堤防除草を行っております。

除草の回数につきましては、道路や河川の管理者として、道路利用状況や河川堤防の重要度などを勘案して、年に一回から二回行っているところでございます。これ以外にも、道路や河川の巡視などで草の繁茂状況により交通の安全や治水上支障を来すおそれがある箇所を確認した場合には、適宜対応しております。

除草については実施箇所も多いことから、管理者として様々な工夫を行いながら取り組んでいるところでございます。

具体的には、建設業者などの民間企業へ委託をするほか、地元が協力いただける地区については自治会などへの地元委託を行っているところでございます。この地元委託については、新たな担い手を増やすことや新規団体の参画を促進することを目的に、地元委託の制度についてホームページやチラシなどで紹介をしております。また、地域の区長会での紹介も行っていきたいと考えております。

機械の進入が可能な箇所については、機械施工を積極的に導入することにより作業の効率化を図ることや、道路の路肩やのり面などを防草シートやコンクリートで覆う防草対策を行い、雑草が入りにくくすることで除草面積の抑制を図っております。これらの取組を進めることで、道路や河川に隣接する営農者に対しましても対策の効果があると考えております。

道路や河川の除草につきましては、施設機能の維持を図るため、今後も引き続き地元委託や除草面積の抑制など様々な工夫を行いながら実施をしてまいります。

私からは以上でございます。

◉藤木卓一郎君　登壇＝しっかり答弁を聞かせていただきました。

一つは洋上風力発電のことについては、しっかりと今度こそは、来年こそは「有望区域」に指定され、事業の目的が完遂され、玄海漁協をはじめとする多くの漁民の皆さんたちの生活の安定に資するように、精いっぱい議会、県一体となって、国及び長崎県、福岡県、多くの皆さんたちに気持ちを伝えて解決していきたいもんだと改めて思いましたので、この点はよろしくお願いいたします。

種村部長の答弁を大変ありがたく聞かせていただきました。建て替えは待ったなしですけれども、それ以上に運営が大変だと。本県県民はほかの県と比べても余計に精神疾患にかかる患者が多いのか、そういうわけではないにしても、精神疾患の世界というのは本当に厳しい現場です。本人はさることながら、それを介助する家族、施設、そして治療を行う医師、そして看護師。慢性な赤字は、結果的には経済原則に従って言えば、不採算部門の切り捨てというか、赤字は結果的にその不採算部門の縮小や切り捨てにつながる可能性があって、絶対そうあってはならない。

何とか国、ＮＨＯ、そして本県、力を合わせて、知恵を出し合って、三方一両損というようなこともあります、身を切って貢献した結果として公益を増進して受益を大きくする、そういったこともみんなの知恵を出し合った結果だと思うので、種村部長や山口知事におかれましては、この点についてもしっかりと前向きに、今までどおりにセンターと向き合って頑張っていただきたいと心から期待をするものであります。

草刈りの話を一つしますが、当然のことながら、佐賀県の県土面積は変わりません。明治以来変わらない、これからも変わらない。産業振興としての農業の食料安保上の役割においては、やはりこれも変わらないんだろうというふうに思いますね。つまり、耕作面積は変わらないということ、そのために機械力、ＩＣＴ農業だ、先進農業だというようなふうで、機械力を通じて、売り上げ全体を上げていく、耕作面積を維持していくというようなことは変わらない。

しかし、変わることが一つだけあります。変わり続けていること、それは農業従事者ということです。農業従事者は、ついこの頃、新聞でも報道されておりましたけれども、圧倒的に減じております。平成七年の段階、今から三十年ほど前に四万人いました基幹的農業従事者が、三十年の時を超えて今一万五千八百六十七人、つまり、三十年で六〇％の減であります。二十人の基幹的農業従事者の皆さんたちと公役でもって草刈りをするということになれば、集落の中もまあ何とか。しかし、二十人でやっておった集落内の草刈りを年に四回やるに当たって、二十人でやったものを八人でやる、十人でやったものを四人でやる。

これは生産に直結する草刈りの世界でございませんので、もちろん県道、県河川の話だけではないです。たまさか僕は県議会壇上で言っているから県道と言ったにすぎません。一般市道でも、国道でもそうでしょうし、国管理の河川、管理用道路についている田んぼもそうでしょうし、この公共たる世界は国の安全保障を担い、そのために農水省としては産業施策として先進農業を推進し、農業を全うするための努力をすると言っているが、まず、その基本的な部分である農業の基盤整備の残された先進農家、残された大規模農家が、その集落や自分が耕作する農地及び畑地についているこのボランティアの経費の部分をどう見るかということについて誰も返事をしようとしない。

このことを、代表して県の県土整備部の担当部長に答えていただいておったわけですけれども、このことについてこれからどんどん農業従事者が減っていく、しかし、県土は変わらない、耕作面積も変わらない。自分の農地ではない農道のり面――農道のり面ぐらいならまだしも、県道のり面、国道のり面、県河川の管理用道路ののり面、ありとあらゆる農地に付随する社会資本そのものの管理を、管理責任者が営農者に迷惑かけないようにきちんと全うしていただきたい。そのことを佐賀県を通して市町にも、国にも農業者を代表して申し上げたいということであります。

あと四分ということでございますので、最後に言いますけども、新幹線の問題、県の主体性についてというところで再質問しますが、我々は知事に対して、この問題に打開する立場にはないということから、本当にこの問題に向き合おうとされてこなかったことに対して警鐘を乱打し続けた六、七年だったというふうに私は思っていますが、向き合うべきだというのが議論なんであって、何も六百六十億円や千四百億円を丸のみせいというような話をしたことは一度もないわけです。

フル規格というのは検討に値するのではないか御検討いただきますようにに、佐賀駅ルートは妥当なルートではないか御検討いただきますように、そして検討しないということは、結果的に国交省が持っている運輸三局、航空、港湾、鉄道、そして国交省が持っている道路、河川、そういったことそのものに、私たちの生活に深く根差しているこの問題に、暗い影を差し続けることになりゃせんかということで、正面から向き合っていただきたい。県の主体性ということ、当事者ではないと、きびすを返すのではなく、県民全体のために、国家、九州のために正面から向き合って話をしていただきたいというふうに申し続けてきた六、七年だったということです。

今は僕は向き合っているんだろうというふうに思っています。そうなってくると、千四百億円という数字が妥当であるかどうか。六百六十億円という数字が妥当であるかどうか。着工五条件の中にある経営分離が妥当であるかどうかということを改めて県知事が向き合ってさえくれれば、我々は県と一体となって、国及び関係当局、長崎県に対しても、どこに対してもそうですけれども、議論をしっかりとやっていく用意と覚悟があるということを改めて申し上げたいと思います。

◉議長（宮原真一君）　藤木卓一郎君に申し述べます。時間を確認していただいて、質問をどうぞ。

◉藤木卓一郎君（続）＝そういう意味において、県の主体性について解決する当事者にないと、今まで立場にないと、認識について、改めてこの点について答弁を求めたいと思います。

◉議長（宮原真一君）　藤木卓一郎君に確認を取らせてください。

再質問につきましては、九州新幹線西九州ルートについてだけの再質問でよろしいでしょうか。（「はい」と藤木卓一郎君呼ぶ）

それでは、答弁をお願いします。

◉山口知事　登壇＝藤木議員の再質問にお答えします。

西九州新幹線についてでございます。

まず、認識として千四百億円の話にしても、在来線がどうなるかについても、やはり佐賀県民の生活に直結する話でありますので、楽観的であってはいけないと思っています。きっちりと一つ一つ丁寧に向き合いながら、未来を見据えて話をしていくことが大切だと思いますし、今、様々なチャンネルでそれぞれ皆さん方と向き合っておりますけれども、私は真摯な立場で真っ正面から向き合っていると思っています。それは鉄道に限らず、港湾についても、空港についても、国交省さんは様々な広範な事業をお持ちですけれども、我々とすると真っすぐにこれからも向き合っていきたいと思いますし、その中で、水嶋事務次官との会談においても、お互いで分かり合えるところは分かり合える。例えば、整備新幹線の今の現状のスキームということに課題はないのだろうかということについては様々な意見交換などもできておりますし、そういう真っすぐな姿勢でこれからも交渉していくということが我々も大切だと思いますし、国交省さん、そして政府の皆さん方もそういう姿勢で佐賀県に臨んでいただいていると思っております。

以上です。

◉土井敏行君（拍手）　**登壇**＝皆さんこんにちは。ただいま議長から指名を受けました「自由民主党ネクストさが」会派の土井敏行でございます。

議長に登壇の許可を得ましたので、通告に従い順次一般質問を行います。

今議会の冒頭に行われました知事提案事項説明、いわゆる知事の演告でありますが、最初に、戦後八十年、佐賀県戦没者追悼式のテーマ、「想い・記憶を未来につなぐ」で始まり、戦争は絶対にしてはならないという強い気持ちを出されました。そして、最後には、日本で女性に参政権が認められて八十年、高市内閣総理大臣の誕生に触れられ、性別、あるいは障害の有無などに関係のない共生社会を目指すために、「もんだ症候群」の解消への歩みとその難しさを示されました。また、分断と対立が深まる世界の情勢を踏まえ、今後のこの佐賀が輝きを増していく一つの鍵は寛容さであると訴えられました。「寛容の心を大切にし、個性あふれる県民の皆さんが輝きたい場所で輝くことができる。そうしたフィールドを―いわゆる場だと思いますが―この佐賀の地で、県民の皆さんと一緒に、創っていきたい」と結ばれました。

我が会派の一ノ瀬議員はじめ、女性の方々が歴史に残る名スピーチと評されました。何か感激をしておられました。

これから質問する未来につながる今の目の前の課題も、この皆が輝けるフィールドをつくるために避けて通れないものと思います。知事はじめ執行部の皆さんの思いのこもった歴史に残る答弁を期待して、質問に入ります。

問いの一は、九州新幹線西九州ルートについてであります。

九州新幹線西九州ルートは、令和四年九月の開業から三年余りが経過をしました。開業に伴い、鹿島、太良などの長崎本線沿線地域では、特急列車が四十五本から十四本に減便するなど利便性が大幅に低下をしています。

現在、ＪＲ九州では、来春のダイヤ改正に向け、特急「かささぎ」のさらなる減便方針について県に説明があっており、上下分離区間の利便性がますます低下することを懸念しているところであります。

マスコミがこの減便の報道を大きく取り上げました。地域に大変大きなショック、イメージダウンを与えております。

西九州ルートの開業によって武雄や嬉野では利便性が大きく向上しましたが、一方で、鹿島、太良などの長崎本線沿線地域では特急列車が激減するなど、在来線の利便性が大幅に低下し、通勤通学や事業、経済活動などに大きな影響が出ているところであり、さらなる減便はこれまで以上の影響を懸念しているところであります。県においては、引き続き利便性確保に向けた取組をお願いしたいと思います。

私は、議論が続いている新鳥栖―武雄温泉間の整備についても、莫大な財政負担、在来線の利便性低下という二つの大きな課題があると考えています。知事は、長崎県の大石知事やＪＲ九州の古宮社長との地元三者トップでの意見交換や、国土交通省の水嶋事務次官との会談で、こうした懸念を十分お伝えいただいていると思います。そうした議論の積み重ねがあって、十月には古宮社長と大石知事がそれぞれ水嶋事務次官と会談を行い、水嶋事務次官から法令改正の必要性について言及があったものと認識しているところです。

一方で、十一月に佐賀新聞の県民世論調査の結果が報じられました。新鳥栖―武雄温泉間の整備方式について、フル規格で整備すべきが三五・二％、フル規格で整備せず在来線を活用すべきが三五・四％と、昨年に引き続き、全線フル規格に係る賛否が拮抗しているとの結果でした。

私は、この結果について、西九州ルートのこれまでの経緯や佐賀県の財政負担などの課題について、県民の理解が進んでいないのではないか

というふうに思います。

平成四年、大分前になりますが、地元合意以降、なぜ佐賀県はスーパー特急、あるいはフリーゲージトレインでの在来線利用が前提とされてきたのか。年数がたつにつれて、過去の経緯を知らない人が増えていくことや、佐賀県の財政負担の規模感など、デメリットについて十分に理解されないまま、武雄温泉駅での乗り換えが不便であるとか、駅周辺のまちづくりが進展するなどとして、単にフル規格でつなげばいいという声がだんだん拡大していくことを危惧しています。

物事をどう見るかということに関しては、私は常々二つの目が必要だというふうに思っています。俯瞰的に全体を見回してみる鳥の目がその一つです。その視点で一面的な見方をせず、様々な角度から複眼的に地べたをはうように見る虫の目の視点がもう一つです。新鳥栖―武雄温泉間の整備方式の議論においては、高速交通ネットワークの確保だけでなく、在来線の利便性確保や過去の経緯など、様々な視点から見ることが必要なのです。フル規格に賛成、反対、様々な声があるとしても、正しく判断するためには県民の方々がメリット、デメリットをきちんと理解することが重要だと考えます。

以上のことを踏まえて、以下の点について伺います。

一点目は、今後の展望についてです。

国土交通省の水嶋事務次官は、現在の整備新幹線の財源スキームには課題があるとし、法令改正の必要性について言及しておられますが、知事はこのことをどう受け止めているのか。佐賀県をはじめ、長崎県やＪＲ九州の声を聞き、国も動かざるを得ないようになってきていると思いますが、今後の展望をどのように考えているか、知事にお伺いをします。

二点目は、県民の理解促進についてであります。

フル規格に係る賛否が拮抗している県民世論調査の結果をどう受け止めているのか。また、県民の理解促進についてどう考えているのか、知事にお伺いをいたします。

三点目は、上下分離区間の利便性確保についてであります。

ＪＲ九州は、特急減便の代替策として、普通列車の増便などを検討していると聞いています。県はこれについてどのように考えておられるのか。また、江北駅では同一ホームでの乗り換えがだんだん増えてきました。新幹線が開通したすぐは乗り換えが少なく、大変不評でありました。また、待ち時間の長い便もまだあります。昔はフリーゲージトレインが、当時の肥前山口駅でありますけれども、同じホームでドアを開けて待っていると。だから、新幹線と在来線の利便性の確保はできるというような説得を我々は受けてきたところでもあったんです。あのフリーゲージトレインはどこへ行ったのかと本当に思います。不便な状況が続いています。上下分離区間の利便性確保に今後どのように取り組んでいかれるのか、地域交流部長にお伺いをします。

問いの二は、県立大学についてであります。

県立大学については、先日、基本設計の概要版が発表されました。「まちのようにキャンパスをつくる」というコンセプトの下、建物の外観イメージパースや平面プランが示されたところであります。具体的な絵を目にすることができ、新しい大学についての期待感がより膨らむようになったと思います。

今年の八月に高等教育機関問題対策等特別委員会の県外視察で群馬県の共愛学園前橋国際大学を訪問し、最近の大学の様子も見てきました。

大学はその機能や空間のつくり方が一昔前から大きく進化していると感じたところであります。

県立大学については、学生の学びを深めるだけでなく、地域住民、企業、自治体など、多様な人々が学び合う場を目指して設計業務を進めているとの説明がありました。既に実施設計の段階に入っていると聞いています。思いがけない出会いや新しい協働が生まれる工夫を建物の中に取り入れ、学びを深めるのはよいことだと思います。ぜひ実現してほしいと思うところです。

校舎建設の設計が進む一方で、十一月の佐賀新聞による世論調査の結果によれば、県立大学については、賛成は四六・八％と、昨年と比べて横ばいとなっています。反対は二六・三％、どちらともいえないが二六・六％となっています。新しい施策に賛否があるのはある意味当然だと思いますが、私はまずは県立大学の意義がしっかりと伝わることが大事だと考えています。少子化の状況や私立大学の経営難の状況など、大学に関するネガティブな情報が報道されるほど、県民は県立大学に対する不安を感じるのではないかと思われます。

執行部におかれては、県立大学の意義や佐賀県の置かれている高等教育の現状が、全国的なトレンドとは大きく異なることをより丁寧に分かりやすく伝える努力を続けてほしいと思います。

令和十一年四月の開学まで、あと三年半を切りました。県立大学が県民にとって必要とされる存在となるため、さらに県立大学の意義をしっかり伝えるよう広報に注力することが大事だと思います。どのような教育を展開するのかなども含め、大学の必要性や役割の重要性が伝わるよう、大学進学者や保護者、関連を持つような企業、団体など、それぞれのターゲットに訴求するよう、様々な機会を捉え、手段を工夫し、広報を展開してほしいと考えています。

そこで、次の点についてお伺いします。

一点目は、開学に向けた進捗状況と今後の見通しについてであります。

今回、基本設計の概要が示されましたが、開学に向けた校舎建設などのハード面のスケジュールの見通しはどうか。また、専門家チームと議論を深めている学びの内容や教員公募などのソフト面についても、進捗状況と今後の見通しについて政策部長にお伺いをします。

二点目は、効果的な情報発信についてであります。

広く一般に向けて県立大学の意義についての理解を得ることも重要でありますが、今後はより関係が深いターゲットに向けて、より分かりやすく県立大学の意義や必要性を効果的に届ける工夫も必要と考えます。県は今後どのように取り組んでいくのか、政策部長にお伺いをします。

マーケティングの情報戦略は、一番大事なのはやっぱりどこへ届けるか、ターゲットをセグメントしなければいけません。そのセグメントを間違えるととんでもない情報になってしまうということがあります。そこをしっかりと捉えてやっていただきたいと思います。

続きまして、問いの三です。地域における伝承芸能の継承についてお伺いします。

県では、文化芸術活動の裾野を広げ、佐賀県の文化的・歴史的価値の再発見、再認識する機会の創出等を目的に開催されています「佐賀さいこうフェス」が今年で十回目を迎え、国内外で活躍するアーティストとの交流、タイフェス、障害福祉施設による「笑顔ｄｅさいこうマルシェ」との同時開催など、県民が本物の文化芸術に気軽に触れることができる

機会を提供されています。

十一月二十三日、二十四日に名護屋城跡で開催された名護屋城大茶会については、日本最大級のお城イベントである「出張！お城ＥＸＰＯ」とのコラボ開催により、大茶会史上最多の二万八千人が来場され、県立美術館で開催された「売茶翁と若冲」展には期間中二万人以上が来場されるなど、十月と十一月の二カ月間だけでも、佐賀の本物の文化・歴史資源を活用した事業を積極的に展開されています。

さらに今月には、佐賀県が誇るべき焼き物文化の裾野拡大を目指して、「アリタ・マシュマロ・クリスマス」及び「イマリ・キャンドル・クリスマス」の開催を予定されているところです。また、国の特別史跡で日本最古の本格的山城である基肄城跡の情報発信にも、基山町と連携して取り組まれています。

これらの取組は、県民や来訪者に佐賀の魅力を再認識させる大きな機会となっているとともに、地域の宝である地域の歴史、文化を磨き上げ、地域の活性化につなげ、地域の誇りを育むことは、まさに文化コンテンツを活用した地方創生であり、山口県政はこれにしっかりと取り組んでいると評価をしているところです。

こうした事業を一過性に終わらせるのではなく、地域経済や観光振興、さらには地域における文化の継承へと結びつけることが重要であることは言うまでもありません。特に十一月十六日に開催され、今年で八回目を迎えた佐賀県伝承芸能祭については、伝承芸能が地域の伝統文化を今に伝えるだけでなく、近年、絆が希薄になっていると言われますコミュニティーのまとまり、一体感の醸成を担う役割も担っていることに鑑みると、非常に重要な取組であると考えています。

ところが一方で、地域で活動している伝承芸能団体の声を伺ってみると、どの団体も担い手不足が深刻化しており、次世代への継承が急務であると私も非常に感じております。

そこで、次の点についてお伺いします。

一点目は、現状の認識についてであります。

県では、県内の伝承芸能の現状をどのように認識しているのか、文化・観光局長にお伺いします。

二点目は、これまでの取組及び今後の取組についてであります。

県では、これまでどのように取り組み、また、今後どのように取り組んでいかれるのか、文化・観光局長にお伺いします。

問いの四は、水源地保全条例についてであります。

今朝のある新聞の一面に出ておりました。先日十一月二十四日、沖縄県において水道管が破裂し、大規模な漏水が発生したため、那覇市など県中南部の七市町において断水となり、約十九万世帯及び那覇空港の店舗で一時休業などの影響があったとの報道を目にしました。

私たちは日頃から、水道の蛇口をひねると水が出てきて、そして、その水を当たり前のように使っています。今回の報道を見て、水が使えなくなること、日常生活に影響を及ぼすことを改めて痛感したところであります。

そして、その水源地の保全は、私たちの生活に不可欠な水を安定的に供給する基盤であり、地域の自然環境を守る上でも極めて重要であると再認識したところでもあります。

水源地は、水を育む森林が適切に守り育てられ、水源涵養や土砂流出防止などの多面的機能が十分に発揮されることで、その働きが保たれて

いるところです。しかしながら、近年の森林の状況を見ると、戦後に植林された人工林が伐採適齢期を迎えているものの、木材価格の低迷や林業経営の厳しさから適切な管理が行われず、荒廃した森林を目にすることがあります。

また、平成二十年頃から北海道などで、利用目的が明らかでない水源地周辺の森林の買収事例が社会問題化し、水資源の買い占めにつながるのではないかと懸念をされています。さらに豪雨や渇水などの水災害の激甚化、頻発化により、水源地の安定的な機能維持が難しくなっていると感じています。

このような中、全国においては、北海道、埼玉県、群馬県などを皮切りに、利用目的が明らかでない森林買収の抑制や適正な森林管理を促すために、森林の土地売買を事前に把握し、適正な土地利用について助言ができる水源地保全に関する条例が二十一道府県で制定されているところであります。

令和七年、本年九月の定例県議会において、水源地保全条例の制定について、我々の会派、「自由民主党ネクストさが」から、これまでのこのような課題について強い問題意識を持って議論を重ね、我々を代表して岡口議員が質問、提案されたことに対して、知事は「今後、鋭意、県において条例制定の準備を進めさせていただきたいと考えます。」と答弁をされました。もともと我々が議員提案条例で提出するつもりでおりましたので、ここを知事が捉えていただいて県が進めていかれたということは大変ありがたいと思っております。既に今日の新聞にも出ておりましたけれども、あまりにも条例制定の熱が高くて、その熱が報道のほうに漏れてしまったのかなと、感染したのかなどと思ったりしておりますが、先に出てしまいました。

ついては、その条例に込める知事の思いと、その後の条例制定の進捗状況や今後のスケジュールはどのようになっているのかを、改めてこの場でお伺いしたいと存じます。

一点目は、条例に込める知事の思いについてであります。

条例に込める知事の思いを改めてお伺いします。

二点目は、条例の具体的な内容とスケジュールについてであります。

条例の規制の内容や対象となる範囲はどのようなものを考えているのか。また、今後のスケジュールはどうなっているのか、農林水産部長にお伺いをします。

以上、四項目について質問しました。

先月十一月十六日、我が佐賀県鹿島が生んだ偉人、日本青年団の父と言われる田澤義鋪先生の生誕百四十周年記念事業大会を行いました。佐賀県からも引馬副知事はじめ、関係者の皆様に御出席いただき、ありがとうございました。

田澤義鋪先生は、青年団運動、労使協調運動、そして、理想選挙運動と大きく三つの運動、活動が知られています。しかし、それらを貫く、根本の先生の思いは政治教育にありました。詳しくは神戸女学院大学教授の河島真氏と、鹿島市学芸員の高橋研一氏の共著の中で述べられておりますが、ここでは時間の都合上割愛しますが、正しい世の中をつくるため、一人一人が社会のことを考えて行動する、判断する力を育む、それが政治教育だと、先生はその道を身をもって示されたんです。

今日の世界を見渡しますと、専制主義や覇権主義など強権的リーダーシップが台頭し、ネット社会の中で情報が氾濫し、ポピュリズムが横行

し、民主主義の価値が揺らいでいます。こうした時代だからこそ、今こそ、田澤先生の教えに立ち返る必要があると私は考えています。

今回の知事の演告の中にも、分断と対立の世界情勢の中、社会全体の寛容さが薄れつつあり、多様性に富んだ議論をしにくくなっていると、同じ問題意識を持たれ、この佐賀が輝きを増していく鍵の一つを、寛容の精神の必要性ということで訴えておられました。私はその考えに田澤精神と同じものを感じています。

「ふるさとに錦を飾る」という言葉があります。田澤先生は、ふるさとに錦を着て帰ることを願う前に、ふるさとを錦で飾ることを考えよと教えられました。足元の大切さ、地域主義を説かれたんです。さらに、平凡道を非凡に歩むことと、日々の大切さを訴えられ、そして、遠くはるかな理想を求め、虚空に矢を射ると言われました。日々の暮らしや地域社会の中にこそ、理想の萌芽を見いだし、目に見えぬ未来へ向かって信念の矢を放つ、この姿勢こそ田澤精神の真髄だと思います。

こうした思いが未来へつながり、佐賀県が目指す、みんなが輝き、互いを認め合う寛容な社会に向かうことを願い、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

◉山口知事　登壇＝土井敏行議員の御質問にお答えします。

まず、九州新幹線西九州ルートにつきまして、水嶋次官の発言の受け止め、そして、今後の展望などについてお答えします。

私と水嶋次官とは、知事就任前、官僚時代からお付き合いをさせていただいております。大変骨のある官僚だとずっと思っておりますし、様々な話もできる関係でございます。水嶋次官と議論をする中で、現在の財源スキームに課題があることを共有できたものと認識しています。

そして、次官は法令改正にも言及されました。財源スキームの問題だけではなくて、ルート、在来線、地域振興などの課題について多面的な議論が必要だと思っておりますけれども、そうやって一つ一つ様々な意見交換をしていくということも意義があると思っております。しかしながら、現時点、現状において具体的に何かが大きく進んでいる状況ではありません。

今の状況を招いたのは、フリーゲージトレインを断念した国の責任であります。在来線の合意しかないことをどうするのかということについては、原点である地元三者で議論すべきものと思っております。そして、今後とも、私は各方面の多くの意見に耳を傾けてまいりたいと思います。

次に、県民の理解促進について、アンケートなどについて言及がありました。

一般論でありますけれども、アンケートの課題として、様々な前提条件があるかないかといったことなどによって結果の内容が変わり得る点があることに留意する必要があると私は思いますし、そして、お答えいただく方々もそれぞれの考え方、思いにも濃淡があるわけでありまして、そうしたところをどう認識するのかが難しい課題です。

これまでの経緯、財政負担、在来線の利便性といった前提を置かずにフル規格についてどうかと尋ねられれば、フル規格でつないだほうがいいと答える人がいるのは自然なことだと思います。今のスキームのフル規格は巨額な財政負担で、佐賀県の将来、未来のために多くの事業ができなくなります。そして、在来線の利便性低下のリスクというものは非常に大きいし、それは日常の移動に大きな影響を及ぼしますとか、様々なそういう課題を知っていただいた上での判断であればどうだったのか

とも思います。アンケートの在り方、そして、その評価の在り方というのは大変難しい課題だと認識しています。

そして、こうした複雑な問題に向き合うときには、私を含めた執行部、そして、県民の代表であります県議会の皆さんが深く探求して、お互いで議論をしていくということが大切だと思っています。間接民主制の下、県議会と知事が県民を含め様々な御意見を賜りながら、今後とも骨太の議論を行っていきたいと考えております。

続きまして、水源地保全条例についてですが、この条例に込める私の思いについてお答えします。

九月定例県議会でも申し上げたと思いますが、私は知事就任以前より水源地、そして、国境に接する離島における利用目的が必ずしも明らかでない土地の取引について問題意識を持っておりました。その後、安全保障の観点から令和四年に重要土地等調査法が施行されまして、防衛施設、原子力関係施設周辺、国境離島などの区域を指定して、国が利用状況を調査するとともに、特に重要な区域では、売買などの際、届け出を求める制度がこちらのほうは整備されました。

一方、水源地として山を守る現行の制度、森林法では、森林の土地取引に係る所有者情報は事後届け出でありまして、事前に適切な森林管理や土地利用について助言ができませんので、無断伐採ですとか開発などのリスクに対する防御策が十分でないということは大きな課題です。

このような問題は、地方で守れるものは守っていくということが大事でありまして、そうすることで国全体を守ることにもつながっていくのかなと思っております。

このような考えから、山の土地取引に関して事前届け出の義務づけを行いまして、所有者等に事前に適切な助言をすることなどを盛り込んだ条例制定の準備を進めております。名称については、我々は「森川海人（もりかわかいと）プロジェクト」で山を大切にする取組を展開しており、山がもたらす恩恵を未来にわたって享受できるように、そして、山が常に安全でありますように「佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例」としたいと考えております。

さらに、このような問題は、上流の山から下流の海に至るまでの流域全体で考える必要があると思います。我々にとって大切な筑後川という川があります。熊本県から大分県を流れ、福岡県、佐賀県まで広範囲に及んでおります。私は、佐賀県のみならず、流域全体で条例制定に取り組む必要があると考えておりますので、十月の九州知事会で私から熊本県知事、大分県知事、福岡県知事にそれぞれ共に取り組むよう呼びかけました。また、市長会において、嬉野市から県境の長崎県も一緒に取り組んでほしいという意見があっていましたので、知事会の場で長崎県知事にも呼びかけを行いました。

土井県議からは、多面的に田澤義鋪などにも言及しながら様々なアドバイスをいただきました。ありがとうございます。この条例については、今議会において議会からの御意見をいただきながら、ぜひ制定を進めさせていただきまして、水源地を含めた山の保全や、何よりも大切な安全保障のためにも、流域全体での取組を加速させていきたいと考えています。

◉前田政策部長　登壇＝私からは、県立大学について二点お答えします。

一点目は、開学に向けた進捗状況と今後の見通しについてです。

まず、カリキュラムや教員公募といったソフト面についてです。

そもそも大学は、そこに通う学生のためだけにあるものではありません。大学と企業の連携による県内産業の振興であったり、高校と大学の接続や社会人の学び直しによる全世代にわたる人材育成の充実といった効果がありますし、ひいては地域全体の底上げにもつながるものです。大学はそうした多面的な効果を有していますが、他県では標準的に備わっている大学という機能が、佐賀県では圧倒的に不足している状況です。

大学はソフトの塊だと思います。県立大学では、どのようなカリキュラムでどのような人材を育てるのか、そして、高校や企業、地域とどのように連携していくのかというソフトが重要だと考えております。

今年二月に公表しました「開学に向けた現時点でのとりまとめ」におきましては、県立大学においては、「起業家精神をもってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす人材『チェンジ・メーカー』」を育成することとしています。その教育内容としましては、データサイエンス・情報分野と経営分野双方の知識を備えること、また、学びの手法としましては、県全体をフィールドとした課題解決型学習による理論と実践の循環型の学びや、それを実現するため、デザイン思考、システム思考など思考力やチームビルディングを培う科目の設定などを示したところであります。

現在、専門家チームにおきまして、これらの詳細を検討中でございます。例えば、一つの科目を履修した後の次のステップに位置づける科目はどのような科目とすべきかなど、それぞれの科目ごとの関係などを検討しているところです。またあわせまして、具体的にどの科目で何人専任教員を採用するのかということや、教員の公募に関しまして、身分、給与、経験、資格といった条件などを議論しているところです。来年四月を目途に教員公募を順次行っていきたいと考えておりますので、準備を進めてまいりたいと思います。

次に、ハード面として施設整備についてです。

このたび、施設に係る基本設計を取りまとめ、概要を公表しました。議員からも御紹介いただきましたが、「まちのようにキャンパスをつくる」という考えの下、学生だけではなく、地域住民や企業、自治体など、様々な人々が行き交い、関わり合い、そして、学び合う場となる空間を目指しています。

校舎につきましては、敷地の北側にございます佐賀総合庁舎の本館を改修して使用し、敷地の中央には大講義室と中講義室を、南側には新たに四階建ての校舎を建設することとしました。令和八年九月まで実施設計を進め、令和九年四月に工事に着工することを想定しています。令和十一年四月の開学時点では敷地の北側と中央の建物を使用し、南側の新築校舎は令和十一年度の半ばの完成を目指しております。二年生が入ってくる令和十二年四月には全ての校舎が利用できるようにする予定でございます。

県立大学は令和十一年四月の開学を目指しておりまして、令和九年十月に文部科学省に設置認可申請を行うことになります。引き続き、ソフト、ハードともに開学に向けた準備を着実に進めてまいります。

次に、二点目の効果的な情報発信についてです。

県としましては、大学を創設する意義や果たすべき役割をお伝えし、多くの方に参画いただく努力を重ねていく必要があると考えております。これまでも今年七月にシンポジウムを開催したほか、テレビ、新聞

等のメディア、それから動画など、様々な媒体を使いながら広報を行ってまいりました。

県立大学はそこに通う学生のためだけの大学ではなく、企業との連携、高校との連携、そして、社会人の学び直しなど、全世代型の大学を目指しております。こうしたことから、これまでの大学よりもかなり幅広い層が関係が深いターゲットということになると考えております。

ただ、やはり教育現場や企業現場、保護者など、それぞれの関わり方や業種、それから、年代で関心事も異なります。それぞれの関心事に応えられるような説明や意見交換を行っていくことが大切であると考えております。来年二月には協力事業所を対象とする交流会も開催する予定です。また、高校生が参加する探究プレゼン大会も今年に引き続き来年三月に開催予定でございます。高校など教育現場とも十分に連携をして、県立大学の入試や学びの内容、こういったことについての説明も行ってまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉寺田地域交流部長　登壇＝私からは、九州新幹線西九州ルートについての問いのうち、上下分離区間の利便性確保についてお答えいたします。

そもそも特急「かささぎ」の運行本数につきましては、平成二十八年の六者合意において、当時フリーゲージトレインの導入が予定より三年は遅れるとの状況を踏まえまして、開業時点から三年間は十四本と合意したものでございます。

合意後に国がフリーゲージトレインの開発を断念したことにより、その前提が失われた今、開業から三年がたったので減便するというのは約束が違い、受け入れられません。このことは先月、ＪＲ九州に対し申し入れを行いました。

ＪＲ九州は、利用状況も減便の理由としております。そもそも西九州新幹線の開業により、博多―肥前鹿島間の特急は開業前の四十五本から約三分の一の十四本となり、上下分離区間の利便性は著しく低下しています。その上、今回、来年春のダイヤ改正で特急のさらなる減便の方針を示している状況でございます。ダイヤを最終的に決定するのはＪＲ九州だということを私たちはしっかりと教訓にしなければならないと考えております。新幹線ができれば、在来線の特急本数は利用状況に応じて減らされることの証左です。在来線の利便性は低下することが現実的となっていると考えております。また、新幹線の開業により利便性が大きく低下した上下分離区間の利便性を確保していくことは重要だと考えております。

これまでも地元の声を聞きながら、例えば、江北駅での乗り換えの改善、これをできるだけよくしていくことですとか、臨時列車を運行したり、それから、ＹＣ１系気動車の導入など、できるところから一つずつ改善をしてまいりました。

この上下分離区間の利便性が確保されるよう、これまで以上にＪＲ九州には協力してもらいながら、沿線市町と一緒になって着実に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、水源地保全条例の問いのうち、条例の具体的な内容とスケジュールについてお答えいたします。

本条例の内容は、水の源流である山を守るため、理念と規制の二つの視点で考えております。

まず、理念については、山の保全のために、県民が将来にわたって山からの恩恵を享受し、豊かな生活を営み、伝統的な産業や自然環境などを継承することができるよう、社会全体で推進されなければならないこと。また、全ての県民が森、川、海のつながりや、それらの人との関わりを認識し、県、市町など、それぞれの適切な役割分担と協働による積極的な取組により推進されなければならないことを基本理念として定めることとしております。

次に、規制については、森林の土地所有権等を移転する場合などに、氏名、住所、土地の所在などの基礎的な情報に加え、売買後の利用目的を届け出る事前届け出制度を定めることとしております。

具体的な内容につきましては、基本理念にのっとり、対象区域や、県、市町、土地所有者等との役割を定めることとしております。届け出の対象区域は、山の保全区域として知事が指定した区域とし、届け出の窓口は、土地が所在する市町を想定しております。

県の役割は、届け出内容の確認を行い、関係機関への情報共有や土地所有者等の関係者への助言を行うことなどを考えております。また、届け出義務違反や虚偽報告、立ち入り拒否等に対しては勧告や公表を行うほか、過料の罰則規定も設けることを考えております。

今後のスケジュールでございますが、本年十一月二十九日から十二月二十八日までの一カ月間、パブリックコメントを実施するとともに、市町や林業関係団体等の意見を踏まえた上で、令和八年二月議会において条例案を上程する予定としております。

本条例の制定により、土地売買の契約前に情報を得ることで、県が土地所有者に対し、利用目的に応じた各種法令の規制や手続を助言することが可能になります。そうすることで、違法な森林伐採や無秩序な開発の未然防止を図り、水源地として大切な佐賀の豊かな山をしっかりと未来へつないでまいります。

私からは以上でございます。

◉丸尾文化・観光局長　登壇＝私からは、地域における伝承芸能の継承について二点お答えいたします。

まず一点目、現状の認識についてです。

地域で受け継がれてきた伝承芸能、例えば、御田舞や荒踊、念仏踊り、獅子舞、浮立などは、まさに地域の宝であり、佐賀が誇る本物の地域資源だと考えております。

こうした伝承芸能は、その地域ならではの歴史や文化を体現するものであり、郷土への愛着や連帯感を高め、人々をつなぐ役割、異なる世代との教え合いを通じ、地域全体で子供たちを育む役割など、地域社会の維持発展に大切な役割を担っていると認識してございます。

しかしながら、少子・高齢化や価値観の多様化など社会環境の変化の中で、伝承芸能の担い手不足等の課題に直面してございます。

県では、令和七年三月に県内の伝承芸能団体を対象にアンケート調査を実施したところでございますが、課題として最も多かった意見は、「人手や後継者の不足」であり、次世代の育成、継承がまさしく急務であると改めて認識したところでございます。

次に、二点目のこれまでの取組及び今後の取組についてです。

県では、県民に伝承芸能を再評価してもらい、次世代へと継承していくことを目的に、伝承芸能次世代継承事業に取り組んでおります。

事業の大きな柱の一つとして、平成三十年度から佐賀県伝承芸能祭を

開催しており、議員から御紹介のとおり、今年度で八回目を迎えたところ、これまでに県内団体は延べ九十一団体、延べ三千六百人に出演いただいたところでございます。

伝承芸能祭は、本来であれば、催事の日にその地に足を運ばなければ見ることができない県内各地の伝承芸能を一堂に集め、観覧できる機会を提供してございます。毎回、会場が満員となるなど、多くの方に御来場いただいているところでございます。

観覧いただいた方からは、佐賀県にはこんなにも個性豊かな伝承芸能がたくさんあることに驚いたであるとか、今度は実際の奉納に足を運んでみたいといった御意見もいただいたところです。

また、出演いただいた団体の皆様からは、「伝承芸能祭という大きな舞台への出演を誇りに思う」であるとか、「自分たちももっと見せる工夫をしなければ」、「他団体の演舞に刺激を受けた」といった前向きな御意見を多数いただいており、活動意欲をさらに高めてもらう機会となってございます。

事業のもう一つの柱として、県内各地の伝承芸能をデジタルで記録し、「さが歳時記まつりびと」としてテレビ番組で放送し、インターネット上で公開したりする事業を行ってございます。

映像は、子供たちにスポットを当てた内容とすることで、同世代の子供たちの活動意欲の向上を図るとともに、テレビやＳＮＳでの発信などを通して、幅広い世代に視聴いただくことで、伝承芸能に対する価値の再評価を促してきたところでございます。

これまでの取組に加えまして、今後はより実践的な取組にも注力していきたいと考えてございます。

具体的には、今年度は新たに小学生を対象とした夏休み伝承芸能体験ワークショップ、神楽体験を開催してございます。募集開始後、二時間程度で募集定員が埋まるなど、好評を博したことから、今後は規模や回数を増やして、より多くの子供たちに伝承芸能に触れてもらい、興味、関心を高めてもらう取組を充実させたいと考えてございます。

そのほか、来年二月には、継承が難しいと県内団体からも相談のあります笛の継承について、唐津市出身の篠笛奏者、佐藤和哉氏を講師に迎え、県内の伝承芸能団体を対象とした篠笛レッスンや笛の伝承方法に関する実践的な研修を予定しております。

今後も、様々な工夫をしながら、保存、継承に向けた機運を高め、将来の自発的な継承につなげていけるよう、市町や地域、伝承芸能団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

◉議長（宮原真一君）　暫時休憩いたします。

午後零時七分　休憩

令和七年十二月二日（火）　午後一時十分　開議

出席議員　三十六名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	三〇番	大場芳博		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三五番	土井敏行		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三六番	石倉秀郷		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三七番	岡口重文		
九番	中本正一	二四番	指山清範				
一〇番	野田勝人	二五番	定松一生				
一一番	青木一功	二六番	八谷克幸				
一二番	古川裕紀	二七番	原田寿雄				
一三番	中村圭一	二八番	武藤明美				
一四番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝				

欠席議員　一名

二三番　宮原真一

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	光武香織
男女参画・こども局長	大草昭雄
会計管理者	井田康徳
公安委員長	岸川美和子
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉副議長（八谷克幸君）　これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◉野田勝人君（拍手）**登壇**＝改めまして皆さんこんにちは。お疲れさまでございます。県民ネットワークの野田でございます。

実は昨日、午後、夕方近くになりまして、だんだんとせきが出始めました。別に熱があるとか、風邪っけという感覚は全くないんですね。そしたら、議員さんが黄砂じゃないかというお話をいただいたんです。そうですね、私、デリケートですもんねという話をしたら、ある議員さんが、野田さん、デリケートじゃなくてバリケードでしょうというような、そういう話をして、私もたまにはこういう風邪を引きそうになるときもありますので、皆さんも御注意願いたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

中国残留邦人等への援護について、まずお伺いいたします。

今年は全国各地で戦後八十年に合わせた企画や戦没者慰霊祭が開催されたところであります。県でも戦没者追悼式が十月八日に佐賀市文化会館で開催されました。十年前倒しした開催は高齢化した御遺族の思いを受けたものであり、私も出席し、御遺族と共に戦没者の方々をしのびながら御霊の御平安をお祈りさせていただきました。

そして、この戦後八十年に思いをはせる中、私たちが忘れてはならないものがあります。それが当時、中国に残された残留孤児であり、現在は残留邦人とも言われている方々であります。旧ソ連の参戦により、住居地であった旧満州を追われ、避難する過程で中国にとどまった方、両親や兄弟と生別、死別し、孤児となって中国人に引き取られた方など、中国残留邦人のことを思い出し、戦後八十年の年にもかかわらず、この方々が話題として触れられる機会がないことを大変残念に思いました。

当時、国策により広大な農地を求め、中国東北三省に位置する旧満州に満蒙開拓団として多くの日本人が渡ったと伺っています。その中に佐賀県からの開拓団の一つである瑞穂村という地域が存在いたしました。農産物をハルピンなどへ流通し、関東軍軍馬の管理など、なりわいとしてはとてもよい状況であったと伺っております。

しかし、第二次世界大戦の末期、旧ソ連軍が旧満州に侵攻し、開拓民といえども男は戦いの場に駆り出され、残された家族や地域は混乱に見舞われ、逃げ惑う中で親と生き別れになったり、親だけが命を落として子供だけが助かったり、子供が生き延びるために意図的に現地に置き去りにしたり、中国人に保護をお願いしたりと、その置き去りになった経緯は人それぞれのケースがある中で、帰国できなかった中国残留邦人と呼ばれる女性や子供たちがおられます。

戦いに出た男たちは、幸いにも帰国できた方、生き延びたが抑留され、北限地域で強制労働させられた方など、明暗が分かれました。そして、無事に帰還した後に、混乱に落ちた女性や子供たちは集団自決したと聞かされたようであります。

戦後、日本と中国は国交がなく、日本政府は長きにわたり残留邦人の問題に目を背けた形となっていました。まさに祖国に二度捨てられた人々であります。離れ離れになった日本人家族らは互いに会うすべもない中、終戦から二十七年もの月日が流れた一九七二年になってようやく日中の国交が正常化され、中国残留邦人が日本に来て肉親捜しができるようになりました。

佐賀県でも、鳥栖の方の生き残りの発覚により県が調査に乗り出し、満州引揚者が登録することにより、孤児との共通点が見いだせれば面会ができるようになりました。しかし、長年の歳月は親の記憶も定かではありませんし、子の面影も随分と変わり、容易なものではありませんでした。

幸いなことにその後の帰国者も増えましたが、帰国者の労苦や苦悩についてはあまり知られておりません。今年は戦後八十年という節目の年であり、中国残留邦人にも目を向けていただきたい。さきの大戦により家族と引き裂かれた事実、日本人として誇りを持ち、祖国である日本で生涯を送りたいと願ってこられた日々、帰国後も言葉や仕事、そして生活や文化の壁があったことなどに加え、現在では高齢化に伴う諸問題が深刻になりつつあると思っております。これまでの御苦労を忘れてほしくないし、現状を広く知っていただきたいと願う次第であります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、県内の中国残留邦人などの状況についてであります。

県内に永住帰国した中国残留邦人等の現状、人数などはどのようになっているのでしょうか、その内容と思いをお尋ねいたします。

次に、中国残留邦人への援護の状況についてであります。

永住帰国した中国残留邦人に対して現在どのような援護を行っているのか、状況についてお伺いいたします。

最後に、今後の取組であります。

高齢化している永住帰国した中国残留邦人の方々への援護にどのように取り組んでいかれるのか。また、中国残留邦人などを知ってもらう取組も必要だと思うのですが、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

続いて、問いの二番目です。老人クラブ活動の促進についてお伺いいたします。

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であるとともに、全国八万カ所にも及ぶ「通いの場」であり、スポーツや文化活動をはじめ、子供や高齢者の見守り、生活支援、交通安全や悪徳商法の被害防止に関して幅広い取組をされている組織であります。

県では、高齢者福祉の計画を含む「第九期さがゴールドプラン21」を策定し、高齢者施策に取り組まれておられます。この計画では、「全ての高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活ができ、元気に活躍する、明るく豊かな地域共生社会を目指す」ことが基本理念として掲げられています。

長年にわたり自主的に様々な地域活動を続けている老人クラブは、一線で頑張ってこられた方々が楽しみながら健康づくりや仲間づくりの場として大きな役割を担っており、この基本理念成就のため、非常に重要であると考えるところであります。

また、国が令和七年三月に公表しております「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」――これは資料じゃないですよね。資料となっていますけど、実際には方針をしっかりとうたった資料になっています。――においても、県や市町の老人クラブ連合会、そして、単位老人クラブを「重要な社会資源」と認識していただき、所要の財源措置を行われたいと位置づけられており、老人クラブの活動の促進について配慮が求められていることがしっかりうたわれております。

しかし、現状は、全国老人クラブの会員数は一九九八年の八百八十七万人をピークに半分以下となっており、今でも年九％以上の減少が続い

ていると伺っております。佐賀県内の老人クラブも同様の状況で、会員数の減少による老人クラブの解散もあっているのも事実であります。

本県の六十五歳以上の人口は増加しており、今後、高齢化がさらに進む中、老人クラブをはじめとする高齢者が活躍する場の減少により、地域コミュニティーが崩壊するのではないかと危惧しているところであります。本当にこの地域コミュニティー自体は、下は、若い人たちは子どもクラブの構成から、そして、年配に当たってはこういった老人クラブの減少なんかが地域では大きな問題になっています。

会員数の減少の要因はいろいろありますが、新たな試みを行うための財源の不足や、老人クラブ運営における会計や補助金申請などの事務処理の負担の解決策は喫緊の課題であるという話を聞いております。財源の不足については、県の財政支援に不足があるのではないかという声が大きい。また、事務負担については、支援策として外部人材が事務をサポートする県事業、「市町老人クラブ事務お助け隊事業」がありますが、多久市のみしか活用していない状況であり、他の市町でも要望が大きいものの、市町の対応にかなりの温度差があると聞いており、負担軽減について早々の対応が望まれているところであります。

このお助け隊制度は、国も令和二年度より、地域医療介護総合確保基金に位置づけられて推奨されているものであります。老人クラブについては、令和五年六月の常任委員会で質問させていただいたところでありますが、その進捗の確認の意味も含め、質問をさせていただきます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、老人クラブに対する県の認識についてです。

老人クラブについては、「地域の重要な社会資源」と位置づける国の考え方を踏まえ、県はどのように認識されているのかお伺いいたします。

続いて、老人クラブに対する補助金についてであります。

老人クラブや連合会が減少していく現状に対し、広報活動やリーダー育成など、新たな試みを行うための財源が不足しているという声があります。老人クラブの主要な財源である補助金は、国、県、市町村が三分の一ずつ負担するのが原則となっていますが、はなから国が三分の一出すのではなく、県が負担した額の二分の一を国に請求する方式のために、県の補助金が少ないのではないかとの話を聞いているところであります。

国においては、エネルギーや物流価格の高騰等も考慮の上、適切な改定に配慮願いたいとの表記がされております。

そこで、県の補助金の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

三番目です。事務負担の軽減についてです。

県の「市町老人クラブ事務お助け隊事業」について、多久市での活用状況について、随分と負担が軽減されたとの好評を聞いた他の市老連が利用しようとしたところ、県への申請窓口である市町から難色を示されたという話も聞いて、大変驚いた次第であります。現状はどうなっているのかお伺いいたします。

四番目です。今後の取組についてであります。

戦後の混乱期や高度成長期に御尽力をいただき、お支えいただいた方々が、老後を楽しみ、心豊かに暮らしをしていただくためにも、その一翼を担う老人クラブ活動のさらなる促進のために、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

大きな問いの三番目です。自発の地域づくりに向けた人づくりについ

てであります。

少子・高齢化に加え、人口減少により、全国的に地方の集落は、中山間地域はもとより、かつてにぎわいを見せていた駅周辺や商店街などの町部にさえ、将来への不安、危機感は迫ってきているのが現状であります。この状況を課題として意識し始めた自治体は、都会への人口流出を抑えるため、地域の再発見や誇りの醸成に努め、交流人口の促進や子育て世代への満足度向上など、いろいろな施策に真摯に取り組まれているものと認識しております。

我が佐賀県においても、自発の地域づくりの下、政策が進められているところであります。自発の地域づくりは、地域資源の創出や価値を見いだし、磨き上げていく活動を経て、人との関係ができてこそ、次の成長につながり、このような学びを通じて、さらに住民がつながり、自立や主体的な参画によって地域づくりが図られていくものと思っており、山口知事も、人を基軸に佐賀を輝かせたいという思いで、「人を大切に」を基本理念とし、人と人が結びつき、共に育ち、新たな価値が生み出されることで、「世界に誇れる佐賀づくり」をつくられているものと確信しております。本当に今、人づくりが重要であり、今後の地域づくりに欠かせないものであります。

先月、福岡で開催されました九州ブロック社会教育研究大会福岡大会に参加してまいりました。その中で、島根県の教育委員会の野津建二教育長は、「地域コミュニティを支える社会教育の可能性～県民の日常生「活」に普段ない「動」きを起こせ！～」について講演されました。日常生「活」に普段ない「動」き、いわゆる活動を起こせという内容でした。とても印象に残る取組であり、紹介させていただきたいと思います。

島根県は、少子・高齢化が進行し、特に中山間地域、離島における若年層を中心にした人口の流出及び高齢化が著しく、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティーの維持が困難となる集落が増えております。このような現状を改善するために取り組まれたのが小さな拠点づくりであります。

この小さな拠点づくりとは、公民館エリアを単位に住民の合意形成を図りながら、住民生活に必要な機能やサービスの確保を、県と市町村が連携して推進し、課題解決に向けた実践活動を充実させていく取組であります。

具体的には、体育館や公民館でワークショップを開き、地元の小学生から高齢者まで多くの住民が参加し、地域の課題に対してビジョンを共有し、地域意識を高め、参加者が自分事として当事者意識を持って取り組んでいる、こうした地域の熱心な活動を循環させていくことを地域力と呼んでおられました。

この地域力を高める上で中心的な役割を果たしているのが、人と人をつなぐスペシャリストである社会教育主事や社会教育士、公民館職員、社会教育委員といった多くの社会教育人材でありました。

島根県では、県教育委員会に多くの社会教育主事が配置され、市町に派遣され、地域住民をつなげるコーディネーター的な役割を果たして、それが動いているところであります。また、県職員や市町職員、住民らも地元の大学で社会教育士になるための講座が受けられるよう県が支援しており、社会教育人材を集めた「しまねの人づくり大交流会」などを開催されておられます。

佐賀県では、山口知事就任以来、人を基軸に佐賀を輝かせたいという

思いで、「人を大切に」を基本理念とし、人と人が結びつき、共に育ち、新たな価値が生み出されることで世界に誇れる佐賀県がつくられていくものと確信されている中、自発の地域づくりの推進に取り組んでおられます。意欲ある人が様々な地域で自発の地域づくりに取り組まれ、県内各地で地域づくりの芽が出ていることは高く評価しているところであります。しかし、自発の地域づくりでは、自ら手を挙げて取りかかる積極型が大半と私は感じております。

一方で、課題を感じ、悩みながらも、どうしたらよいか分からない方々が存在するのも確かであります。こういった現状を何とかできないものかと思い悩んでいたところでありますが、この悩みの答えが地域力を上げる人づくりを実行している島根県の取組でありました。課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習、実践活動に結びついていく力や、自治、自立の理念に基づく地域の底力を持つことに加え、そこに知事部局としてのあらゆる連携強化を行い、職員にもこの活動に興味、関心を持っていただき、社会教育主事のような社会教育人材が地域の人たちと共に考え、人をつないで、リーダーシップを果たして、悩みながらも、動くことを知らない、分からない人たちをつないでいくことではないかという点においては、本当に大きな感銘を受けました。また、人を育てるに当たっては、先ほども申し上げました、一般人においても地元大学での資格取得制度があり、うらやましくも思いました。佐賀県でも意欲ある人が社会教育、地域に関する教育を学べ、資格を目指す場ができたらとつくづく思った次第であります。

以上、人づくりの体制やプロセスについて大きな感銘を受けましたし、主催された福岡県の職員さんや、実はそこに出席なさった佐賀県の職員さんも大変参考になったと伺った次第であります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一番目、自発の地域づくりの推進における人づくりについてであります。この関連は二つございますけれども、地域交流部長にお尋ねいたします。

まずは、これまでの取組についてであります。

まちづくりは人づくりと言われております。自発の地域づくりにおいて重要な人づくりに、県では、これまでどのような狙いで、どのような工夫の下で取り組んでこられたのかお伺いいたします。

そして、今後の取組についてであります。

これからさらに自発の地域づくりが県内各地で盛り上がるよう、今後どのような効果を期待して人づくりに取り組まれていかれるのかお伺いいたします。

二番目、県内の社会教育人材についてであります。

これは県民環境部長にお尋ねいたします。

島根県では、教員籍の社会教育主事が五十一名、派遣社会教育主事十九名が県内で活躍なさっていらっしゃいます。地域住民の学びを促進し、地域コミュニティーの活性化を図るための活動を行い、地域の課題解決や人材育成を進める役割を担っておられ、地域振興のための小さな拠点づくりに携わられていらっしゃいます。

そこで、県内の社会教育人材はどのような活動を行っているのかお伺いいたします。

そして、社会教育人材の育成に向けて、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

四つ目の質問になります。やはり有害鳥獣対策について質問させていただきます。

狩猟は十一月十五日から始まりました。あれだけ御遠慮くださいというお願いにもかかわらず、県外からの狩猟登録はあっているものと伺っているところです。万が一、六月にも申し上げました宮崎、鹿児島、こういった日本でもナンバーワン、ナンバーツーの養豚農家に佐賀からのウイルスが移った場合に、本当に佐賀県としてどういうふうに思うんだというところも非常に大きな問題ですけれども、まだその辺りはこれからの問題でありますので、次の機会にさせていただきたいと思います。

今回は、有害鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

本県では、温暖な気候や肥沃な土壌など恵まれた自然条件を生かしながら、米、麦、大豆等の土地利用型作物をはじめ、野菜、果樹などの様々な農作物が生産されております。しかし、イノシシをはじめとする有害鳥獣における農作物被害は、依然として中山間地を中心に続いているのは皆さん御承知のとおりであります。

県では、有害鳥獣被害対策について、これまで捕獲対策、侵入防止対策、すみ分け対策の三つの柱の対策に取り組まれ、研修会の開催など多方面にわたり御尽力をいただいております。その結果、本県の有害鳥獣による農作物被害額は、ピークであった平成十四年度の約七億円と比較しますと令和六年度は約二億二千七百万円で三割程度まで減少はしているものの、近年は二億円前後で下げ止まりの状況であります。

私は、活動を行っている中で、単に二億円に減ったとか、三割程度まで減少したとは実は思ってはおりません。なぜなら、高齢化や町部流出などによる離農を考えると、被害率としてはもっと上がっているのではないかと感じているからであります。要は作り手が減ったことも影響があると思っているところであります。

御承知のとおり、私自身、農産物被害軽減を目的に猟友会の一員としてイノシシの捕獲などに関わらせていただいておりますが、有害鳥獣被害対策には終わりがなく、農業生産をしていく上では不可欠な取組であると認識しているところであります。

県では、あらゆる対策を講じていただいていることに感謝する中、令和四年、県事業として伊万里市を皮切りにイノシシ広域被害対策事業が始まりました。このことにつきまして、地元からも疑問の声が上がっており、先日、猟友会役員会の折にいろいろな疑問が上がり、今回、二点の質問をさせていただく形となったところであります。

まず、イノシシ被害対策における広域捕獲事業についてお伺いいたします。

有害鳥獣被害対策は、各市町でも三つの対策に取り組まれていますが、イノシシについては市町の境などで捕獲がうまくいっていないなどの課題があることから、その解決のため、県が令和四年度より地域に入り込んだ広域捕獲事業に取り組まれ、最後に地域への報告などはあっていると聞いてはおりますが、地元とのトラブルや捕獲活動に関する情報など、捕獲活動を担う地元猟友会などへのフィードバックがなく、この事業に対しての不満というか、不信の声が聞かされたところであります。

本事業の目的とこれまでの成果はどのようになっているのか。そしてまた、得られた成果については、地元猟友会や広域であれば他の地区に広げていく必要があると考えるところでありますが、県ではどのように取り組まれていくのかお伺いいたします。

有害鳥獣関係の二番目です。捕獲従事者の理解醸成についてお伺いいたします。

有害鳥獣捕獲は、農林水産業に対する鳥獣被害の深刻化に対処するために制定された法律、鳥獣被害防止特措法の下に、農水省が基本指針を策定し、市町村が被害防止計画の作成、捕獲などの許可に係る特例、被害防止施策の実施に関わる財政上の措置、協議会及び鳥獣被害対策実施隊の設置、捕獲などをした対象鳥獣の厳正な処理及び食品として利用するための措置を、この特措法で定めているところであります。

有害鳥獣捕獲の許可は地元の市町の首長の下、従事者証が発行され、区域はその首長の区域一円とし、もってその地域地域の農林水産業の発展や農村地域の振興に寄与することとなっておりますし、そういうふうにうたわれております。そのため、捕獲従事者の一人一人が有害鳥獣捕獲の本来の目的は農作物被害軽減であるということを十分理解することが重要であります。

一部の地域では他の地域からの従事者が入ってくることを嫌がるところがあり、捕獲活動自体や若手のグループ活動を阻害しているなどの問題があることから、令和四年の二月議会において捕獲従事者の理解醸成について質問をいたしました。県も市町と一緒に取り組むと答弁をいただいたところでありますが、県ではその後、どのように取り組まれ、現状はどうなっているのか、まずお伺いいたします。

以上四問を質問させていただきます。答弁のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

◉寺田地域交流部長　登壇＝野田勝人議員の御質問にお答えいたします。

私からは、自発の地域づくりの推進における人づくりについて二点お答えいたします。

まず一点目、これまでの取組についてです。

佐賀県が推進します自発の地域づくりでございますが、これは行政が計画を立てて地域に何かやってもらうという行政主導のものではなく、地域が自ら考え行動する地域主体で進めていくものでございます。このため、地域主体の担い手となる人づくり、そういう担い手が育っていくことというのは非常に大事なことだと考えております。

地域づくりがうまくいっている地域の特徴というのは、住民自身が地域に誇りや愛着を持ち、失敗を恐れずにチャレンジを続けていることです。県が推進する自発の地域づくりにおきましては、地域に寄り添いながら、様々なやり方で地域づくりにチャレンジする意欲ある人を増やしていくことを目指しております。

このため、県の職員が何度も地域に足を運び、住民の皆さんと共に考え、信頼関係を築きながら、地域主体の取組の後押しを行っているところでございます。その中では、住民一人一人が知恵を出し合い、トライ・アンド・エラーを重ねながら、楽しく前向きに小さな成功を喜び、褒め合うなど、そういったプロセスを大切にしております。このプロセスを積み重ねることで、住民のやってみようというチャレンジ意欲が高まりまして、自然に人づくりが進んでいくよう工夫しながら取り組んでいるところでございます。

さらに、自発の地域づくりの取組が継続、そして、盛り上がっていくためには、次世代の担い手づくりやネットワークづくりも大事だと考えております。これまで若い世代にも地域づくりの活動の楽しさを感じて

もらう「ＳＡＧＡローカリストアカデミー」ですとか、高校生の視点から佐賀のすばらしさを発掘、再認識するための「佐賀さいこう！企画甲子園」、それから、様々な地域や幅広い分野のキーパーソンをつなぎまして、それぞれの取組や山の未来について語り合う「山の会議（仮）」などに取り組んでまいりました。

これらの工夫によりまして、県内各地で地域主体の自発的な様々なチャレンジが生まれ育ってきているものと考えております。

次に二点目、今後の取組についてでございます。

自発の地域づくりは、関わる人の輪を大きくしていくことで新たなチャレンジも生まれ、地域がさらに輝いていくものと期待しているところでございます。

このため、これまでの取組は継続しながら、今後はさらに地域の垣根を越えた県内各地の取組と取組のつながり、また、世代の垣根を越えた現在の担い手と将来の担い手候補のつながり、それから、職種などの垣根を越えた人と人とのつながりなど、お互いが刺激を与え合い、高め合っていけるようなつながりづくりによる人づくりにも力を入れていきたいというふうに考えております。

議員から御紹介がありました社会教育人材はもちろん、多くの方々がつながり、関わっていただきながら、県民一人一人が主役になるような自発の地域づくりにつなげていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◉諸岡県民環境部長　登壇＝私からは、県内の社会教育人材についてお答えいたします。

まず、その活動状況についてでございますが、社会教育士という資格を有する方をはじめ、社会教育に関わる人材については、現在、県内各地で人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わられております。

例えば、鹿島市では、高校生たちが小学校に出向いて学習やスポーツなどを教える高校生ティーチャーや、地域のイベント運営などに関わる高校生サポーター、こういった高校生が主体となった地域活動について、その指導、支援を行うなど、学校と地域をつなぐ取組を行われております。

また、唐津市では、社会教育士の資格を有する地域おこし協力隊の方が、市内の離島において「島あるき」イベントや島内のカフェとコラボしたイベントを開催するなど、離島と本土をつなぐコミュニティーづくりに向けて活動されております。

また、伊万里市では、民間企業に在職しながら社会教育士の資格を取得された方が、地域の課題について話し合い、解決策を考える、そういった場を提供するなどのほか、地域の魅力発信に取り組む高校生の育成に携わるなど、まちづくりから教育分野まで多岐にわたる活動に取り組まれております。社会教育に携わる皆様が地域づくり、人づくりに強い思い、あるいは志を持って、それぞれの地域の課題と向き合いながら活発に活動をしていただいております。

現在、県内では、地域おこし協力隊やローカリストとして自発の地域づくり、地域課題の解決に向けて積極的に取り組まれ、すばらしい活動を行われている方々がたくさんいらっしゃいます。そうした方々の中には、地域おこし協力隊やローカリストとして活動しながら、社会教育に関わる講習を受けて、社会教育士になられた方や、今後講習を受けたい

という意向のある方もいらっしゃいます。

今後も、専門的な知見を有する社会教育士の方々に地域で活躍していただきたいし、その人数も増えていっていただきたいというふうに思っております。

社会教育士になるための講習は、お隣の福岡県、九州大学において開講されております。地域おこし協力隊やローカリストをはじめ、地域づくりに関わっておられる方々に、今後さらに広く受講の呼びかけを行っていきたいと考えております。

また県では、社会教育人材が一層活躍していただくために、地域課題解決に向けた伴走支援を行うような実践的講座やワークショップなど、様々な研修の機会も設けております。今後、こうした研修に、行政職員や社会教育士だけではなく、地域づくりに関心がある県民の方々など、多くの方々にも参加していただき、地域の課題を感じ、人と人、地域と地域をつなぎ、みんなで考え、話し合い、よりよい地域の未来を開いていく、そうした自発の地域づくりを力強く実践していく人材の育成に取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉種村健康福祉部長　登壇＝私からは、二項目についてお答えをいたします。

まず一項目め、中国残留邦人等への援護についてでございます。

一点目、県内の中国残留邦人等の状況についてでございます。

中国残留邦人等の方々は、戦後の混乱によります肉親との離別などで日本に引き揚げる機会を失い、中国や樺太などに長い期間、残留を余儀なくされた日本人の方々でございます。

肉親がいる日本で穏やかに暮らしたいと思いながらも、日本語が不自由なため、肉親との交流や就職などの社会生活が難しく、懸命な努力をしても、その生活には大変な御苦労があると聞いております。そのことを思うと大変胸が痛みます。

厚生労働省の公表資料によりますと、国の援助で永住帰国した中国残留邦人のうち、最初の定着地が佐賀県であった方は、日中国交正常化以降の累計で四十一人、御家族を含めますと百三十二人でございます。令和七年四月一日時点で、県で把握している方は十三人でございます。

内訳といたしましては、六人の御本人とその配偶者三人、それから中国残留邦人の子お二人とその配偶者二人でございます。

年齢といたしましては、本人が七十歳から八十歳代、配偶者は六十歳から八十歳代、子供及びその配偶者はいずれも六十歳代後半でございます。現在四市二町に居住でございます。

県や市の福祉事務所が定期的に訪問して生活状況について確認をしておりまして、困り事などあれば、必要な支援につないでおります。現在、公営住宅にお住まいの方、福祉施設に入所されている方、入院中の方などいらっしゃいます。

続きまして、援護の状況についてでございます。

援護の種類は関係法令に定められておりまして、県、市の福祉事務所で様々な支援を実施しております。

年齢、永住帰国した時期、居住期間など一定の要件を満たす御本人には、老齢基礎年金等が満額支給されます。

また、本人と配偶者で合わせて世帯の収入が一定の基準に満たない方に対しましては支援給付がございます。その内容は、具体的には食費、

光熱水費、被服費、住宅費、医療費、介護費などなど、個々の世帯に応じて支給されます。

また、支援給付を円滑に行う目的で、中国語ができる支援相談員を福祉事務所に配置しておりまして、支援給付の補助業務を行うほか、家庭訪問によりニーズに応じた助言等を行っているところでございます。

また、本人及びその家族の日常生活等の諸問題に関する相談に応じ、必要な援助を行うために自立指導員や自立支援通訳の派遣を行って、日本語教育の相談ですとか職業訓練の相談、行政機関を利用する場合の相談、医療機関を受診する場合の相談、こういったところの支援も行っているところでございます。

それから、福岡県の春日市にございます「九州中国帰国者支援・交流センター」が日本語教室とか交流事業を実施しておりますけれども、ここに参加するための交通費の支援も行っているところでございます。

それから、今後の取組でございます。

もろもろ様々な支援を行っておりますけれども、引き続き永住帰国した中国残留邦人の生活状況を定期的に把握し、御本人及び御家族の思いにしっかりと寄り添いながら支援を継続してまいります。

本人、配偶者の方々は高齢化をし、中には介護サービスを利用されている方もいらっしゃいます。介護サービスに関しては、費用は支援給付により基本的に自己負担なしで利用いただけます。引き続き、介護ニーズ等がございましたら、丁寧に聞き取りまして支援につなげてまいります。

また、知ってもらう取組が必要ではないかというお尋ねがございました。

御本人の同意が得られますれば、これまで中国残留邦人として歩んでこられたこれまでの御苦労など、記憶、思いをインタビューさせていただき、県が本年度実施しております、平和への思いを未来につなぐ取組のアーカイブ化、これに加えることも考えたいと思います。

それから、二項目めの老人クラブ活動の促進についてお答えいたします。

まず、県の認識についてでございます。

高齢者の皆様には、住み慣れた地域で健康で元気に生きがいを持って過ごしていただきたいと思っています。こうした思いから、県では、「ゆめさが大学」ですとか、サロンといわれる「通いの場」、それから老人クラブなど、こういう関係団体や市町が実施する取組に対しまして支援を行っているところでございます。

今年十月には県主催による「ゆめさが大学〝大〟学校祭」を実施いたしました。卒業生、在校生、それからその御家族、知人など約千八百人が集いまして、それぞれ地域で行っている活動を発表されて、にぎわっていました。こうした活動が高齢者の元気の源になっておりまして、地域での活動の場は大切だと改めて認識をしたところでございます。

また、各地域にはサロンと言われる、いわゆる「通いの場」があって、ここではダンベル体操など、介護予防ですとか健康づくり、またしゃべりの場ということにもなって、認知症予防にもつながっているんじゃないかと思います。

議員御質問の老人クラブにつきましては、地域に根差した活動の場であって、生きがいづくり、健康づくりだけでなくて、子供さんや独居高齢者に対する見守り、声かけ、お手伝い、その他各種のボランティア活

動といった地域を支える担い手としての役割も果たされておりまして、それぞれの地域の中で大切な存在だと認識をしております。

それから、老人クラブに対する補助金についてでございます。

老人クラブの活動費、主な財源というものは、会員からの会費、それから自治会からの補助、それから自主事業収入もございます。それから公費の補助金がございます。

公費の補助金は、各単位老人クラブから市町の老人クラブ連合会に申請をされまして、取りまとめられた後、補助事業の実施主体であります市町に申請がされ、市町から補助金が交付されるという流れでございます。

この市町が交付する補助金に対しまして、県といたしまして対象経費の三分の二以内の金額を、これは国分と合わせました分ですけれども、予算の範囲内で市町に補助をしているところでございます。令和六年度の実績といたしまして、老人クラブ数が七百六十七クラブ、市町老人クラブ連合会が十九団体ございます。全体、合わせまして、国から市町に約二千百万円の補助をしているところでございます。十年前、平成二十七年度の予算額が約一千五百万円でございました。令和元年度に約二千百万円にしまして、現在、同水準を交付しているところでございます。

それから、事務負担の軽減についてということで、「市町老人クラブ事務お助け隊事業」のお話がございました。

老人クラブでは、会員の高齢化によって会計処理とか事業報告など、書類作成が負担になっているという声がございました。そのため県では、事務スキルのある外部人材を活用して老人クラブの事務負担軽減を行う市町に対しまして、その経費を補助する「市町老人クラブ事務お助け隊事業」という事業を開始しました。令和三年度から実施をしております。現在、この事業を活用しているのが多久市のみになっております。

県としましては、この事業をもっと活用してもらいたいという思いがございまして、昨年度、改めて市町のほうに事業の周知を図りました。市町のほうからは、市町老連、市町の老人クラブ連合会に補助金業務にたけた市町の職員ＯＢとかがいるので、必要ないんじゃないかという、そういった声もございました。これは多分、市町のみで判断をされているんだろうと思います。ですから、議員からお話がありました市町老人クラブ連合会の御意見とはちょっと相違する部分というのがあるんじゃないかと思います。

今後の活用促進に向けまして、市町だけじゃなくて、市町の老人クラブ連合会とか、そういったところからも話を聞きまして、利用されていない理由など、そういったところも把握していきたいと思っております。

それから、今後の取組でございます。

老人クラブは地域にとって大切な存在だと思っております。今、老人クラブが直面している大きな課題というのは会員数の減少だろうと思います。老人クラブに関心がある方というのは、以前の調査では多々いらっしゃいます、たくさんいらっしゃいますので、老人クラブの活動に関する情報をしっかり届けられるように、老人クラブの情報発信力ですとか、活動促進、これにつきまして県の老人クラブ連合会と一緒になって支援策を検討していければと思っています。

高齢者の皆様は、経験や知識が豊富で、地域の伝統や文化を守り育ててこられた大切な存在でございます。六十五歳以上の高齢者のうち、八割以上が元気な方々であって、その活力で本県を支えて盛り上げていた

だきたいと思っております。そのためにたくさんの活躍の場が生まれ、それが継続して活動されていけますように、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

私からは以上でございます。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、有害鳥獣対策について二点お答えいたします。

一点目、イノシシ被害対策における広域捕獲事業についてですが、県が市町からの要請を受け、広域的に分布、移動するイノシシによる農作物の被害防止を目的として、その捕獲や捕獲のための生息状況調査、高度な捕獲技術を有する人材の育成について、イノシシ捕獲の専門業者に委託をして取り組んでおります。

この事業の成果を二つ挙げますと、一つ目として、事業の要請のあった多久市と小城市において合計三十一頭のイノシシを捕獲し、そのうち二十八頭がわなにかかりにくいと言われる全長一メートル以上の大きな個体でありました。地域の農家や住民から、イノシシ被害が減った、集落でイノシシを目撃しなくなった、などの声が聞かれました。

二つ目として、若手の捕獲従事者に対して捕獲技術に関する研修を行い、受講者からは、これまで知らなかった技術を学ぶことができた、イノシシの捕獲に自信がついた、などの声が聞かれました。

この広域捕獲事業は、これまで伊万里市と有田町、多久市と小城市で取り組み、本年度からは神埼市と吉野ヶ里町で実施しております。この事業により一定の成果が見られたことから、今後も他の地域に広げていくこととしております。また、地元の農家や猟友会にも呼びかけ、事業報告会を開催するとともに、今後は事業成果をまとめた「捕獲マニュアル」を作成し、県全体への知識や技術の浸透を図ってまいります。

次に、捕獲従事者の理解醸成についてお答えいたします。

有害鳥獣捕獲の本来の目的は、農作物の被害軽減であることを捕獲従事者に理解してもらうため、県ではパンフレットや会議、研修を通じて周知をしており、捕獲従事者の理解醸成に努めております。

また、一部の地域では、他の地域の捕獲従事者が入ることに意見があるというふうな御指摘もあったことから、県も市町任せではなく、地域の協議会が行う捕獲従事者間の調整の取組に対し助言を行った結果、その地域の捕獲体制の見直しが進んだというふうに認識をしております。

地域の捕獲対策は、市町が中心となり、それぞれの地域の実態、実情に合わせて、地元の農家や猟友会と連携、調整しながら取り組む必要がありますが、市町から要請があれば、これからも市町や協議会と一緒になって考えてまいります。

私から以上でございます。

◉野田勝人君　登壇＝それぞれ御回答、御答弁いただきました。ありがとうございます。

まず、残留邦人の件については、当初おられた人数からすると大分少なくなっていらっしゃるのかなというふうに感じた次第ですけれども、何といいますかね、寄り添うところはしっかりと寄り添っていただいているんだなということで、一段落というか、安心した次第です。

実は私もこの夏、その方々とお会いしたんですね。やっぱり三十年以上お住まいになっても、日本語はやっぱりたどたどしいですよね、高齢も踏まえて。そういった意味での日常生活自体も本当に大変だろうなという思いを持っているところです。

そういった中で、この戦後八十年という大きな、いろんなところで企画があったんだけれども、その人たちの本当に歩まれた道というところをもっと知っていただきたいという思いがあったからこそ今回質問させていただいたんですけれども、御答弁の中にアーカイブ化ということを言っていただきました。その本人さんたちもしかりですけれども、周りの御家族とか、そういった人たち、かなり思いを強くお持ちの方々もいらっしゃいます。ぜひそういったところも酌んだアーカイブ化というのをお願いするとともに、今後も寄り添った支援をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

老人クラブです。いろいろと御答弁いただきました。地域を支える担い手という大きな役割をお持ちなんだけれども、老人クラブ連合会のほうから見ると押しつけられている感があるというような――その押しつけられている感というのは、自分たちが嫌がっているんじゃないんだと、うまく使われているというような、そういう感覚もあると。何でかというと、国はずっと、物価高騰とか、エネルギー高騰とか、そういったところに対して手厚く援護してくださいねということを言っているにもかかわらず、ずっと予算が変わっていないんだというところに、何で変わらないのと。本当に厚労省が出している今後の方針というあの冊子、資料ですね、あれをぜひ地域の担当者、県の担当者に読んでいただいて、本来、地域資源である老人会の在り方というのをもう一度しっかりと話し合いたいというか、見詰めていただきたい。

今、市町の担当のみならず、現場のそういったところの声も聞きたいというような答弁だったと思います。ぜひそういったところをしっかりと、やっぱり現場を見てからこそ、こういった活動が生きていくと思います。生きがいにつながっていくと思います。そこをしっかりお願いしたいということで、これはお願いですね、よろしくお願いしておきます。

あと鳥獣関係です。

鳥獣関係に当たっては、十一月十五日から狩猟が解禁されています。狩猟は、県税として狩猟税を納めて、知事の下に許可をもらって県内で活動ができるんです。ところが、ある一部の地域では、狩猟期間でも来るなと、何でおまえたちがここにおるんだというような問題さえ起こって、本当にちょっとおかしいところがあるんですね。そういった中で、私たちは日頃から車で通過していて、あれ、ここに新しい出入口ができているよねと思ったときに、すぐ調査に入ったり、草むらの奥のほうを調べたり、山の奥のほうを調べたりするんです。でも、同じ首長が許可しているにもかかわらず、そういったことをするなということ自体が、本当に有害鳥獣対策を進めているやり方かなというふうに思っています。

実は、捕獲班というのがあって、その班長の許可をもらう、もしくは住民センターの許可をもらうというふうになっているんです。じゃ、許可をもらえばいいじゃないかというふうに思いがちですけど、実際はその決まりが断る決まりにつながっているんですよね。じゃ、申請をしたからといって、調べてお願いしますというような方向にはなっていない。断る理由の過程に組み込まれているというふうなことを聞いたときに、まず、本当に有害鳥獣対策の根本的な考え方、農作物被害を撲滅するのが私たちの使命ですけれども、そこにしっかりと心得にいかされていない。前も言いましたけれども、あなたたちが来て捕ったら減ろうもんと。減ることを念頭に私たちは活動しているんですけれども、その減るとい

うのは、頭数が減ることによって自分たちの報償金が減る、そっちにつながってしまうんじゃないかという思惑さえ感じてしまうわけですよね。だから、この制度に関しては、もっとしっかりと現状をもう一度把握していただきたいと思います。

ここも、先ほど福祉関連では現場を確認しますということでしたけれども、農林関係のほうにおかれましても、有害鳥獣に対する現場が、決まりがちゃんとこうやってありますよじゃなくて、その決まりがどういうふうに働いているのかというところまでをしっかりと把握していただければなというふうに感じた次第であります。これは二回目になりますので、それについて、今後の動き、さらなる決意をぜひ農林水産部長にお願いしたいというふうに思っているところです。

それともう一つ、すみません。老人クラブの三分の一、三分の一、三分の一という配分、負担ですね。先ほども申し上げたように、例えば、小さな市町だと十万円しか出せないとなったときに、おのずから国や県は十万円、十万円、三分の一であればそういうふうになってしまうわけですよね。でも、小さいからこそ、これはいかんと、何かせんばいかぬと、会員募集とか私たちの活動をもっとＰＲせんばいかぬというふうに危機感をお持ちなんですね。そこへの活動ができないというふうにおっしゃるわけです。ましてや、リーダー研修なんかも県外でもあっている。そういったところにも出して、もっと人も育成したいんだと。ところが、現状はそれができないんですよと。

そういったことで、出先の市町の予算がそこで決まっているんだったら、それの倍、そして倍すると三分の一、三分の一、三分の一になりますから、そこで決まってしまうかというと、国はそうじゃないんだともおっしゃるわけですよ。国はあまり縛りを持っていないというふうな言い方をされます。私もちょっと地元のほうに伺ったんですけれども、実は多久市はもっとたくさん出していると。県に出している金額よりも、多久市は活動費としてもっと出していますと。じゃ、多久市が出している分、その金額を県に三分の一、国に三分の一ということはできるんじゃないですかという話も差し上げたところです。いや、そこはまだ、そういった話をしたことがないというふうなことだったんですけれども、非常にやる気のあるところに関しても、県に遠慮なさっているなというのを私ちょっと感じたんですね。

そういったことも含めまして、現場というところの老人クラブ連合会、あるいは単位クラブ、そして、市町のそういった思いと実情、ここをぜひ調べていただいて、次に生かしていただきたいというふうに思います。先ほどお願いですと言いましたけれども、その決意をひとつよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

◉種村健康福祉部長　登壇＝野田議員の再質問にお答えいたします。

老人クラブの補助金のお話だったと思います。市町のほうから申請をいただいて、それに対して補助をするという形でございます。それぞれの市町がどういう状況の中でどういう申請をしてくるのか、そこをしっかり見詰め直すということと、そもそもの老人クラブ側がどういうことをやりたくて、そこがどうなっているのか、そこについては、しっかりと現場のところに入っていって実情を調べて、どういう形がいいのか、そこのところはしっかりとやっていきたいと思います。

以上でございます。

◉島内農林水産部長　**登壇**＝有害鳥獣対策のうち、捕獲事業者の理解醸成についての再質問にお答えいたします。

農水省が定めました鳥獣被害防止特措法第二条の規定では、市町村は、農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、被害防止対策の実施など、必要な措置を適切に講ずるように努めるというふうなことで市町の役割がうたわれております。

地域の捕獲対策は、この法の趣旨に基づき、市町が中心となり、それぞれの地域の実態、実情に合わせて、地元の農家や猟友会と連絡調整しながら取り組まれているというふうに認識をしております。

しかしながら、先ほど再質問がございました、今後につきましては、関係市町の意向を聞きながら、県も一緒になって考えてまいりたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

◉中本正一君（拍手）**登壇**＝皆さんこんにちは。公明党の中本正一でございます。

今回、県政が抱える課題につきまして、大きく五項目について質問をさせていただきます。執行部の皆様には、明快かつ前向きな御答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

まず大きな項目の一つ目として、国の総合経済対策を受けての県の取組について質問をいたします。

本県においては、長引く物価高から県民の暮らしや中小・小規模事業者を守るため、これまで国の重点支援地方交付金等を活用し、支援金や補助金の交付をはじめ、機動的な対応に努められてきたところであります。また、賃金を引き上げ、消費を拡大するという経済の好循環を生み出すため、価格転嫁を進めるとともに、人への投資が不可欠として、佐賀地方最低賃金審議会に最低賃金の引き上げに向けた議論を進めるよう要請され、その結果、令和五年の九百円が令和六年には九百五十六円、そして、今年は前年に比べ七十四円増の千三十円と、初めて千円を突破。これと連動し、賃金アップに取り組む中小・小規模事業者の生産性向上に向け、「佐賀型賃金ＵＰプロジェクト事業」等に取り組まれてきたところであります。

一方、本年十月の佐賀市の消費者物価指数は一一三・三、前年同月比プラスの三・三％と、四十五カ月連続で上昇しており、実質賃金指数が一〇〇を切る中、物価の上昇に賃金が追いついていない状況が続いています。

また、地元紙が実施した県民世論調査では、県政で力を入れてほしい分野として、「景気・雇用、経済対策」を求める声は前回から八ポイント増え、六一・八％と突出しています。

長引く物価高に対応するためには、物価上昇を上回る賃金の上昇が望まれるところでありますが、中小・小規模事業者を含めた賃金の上昇が幅広く波及するまでには一定の時間を要することから、あらゆる政策手段を総動員することが求められるところであります。

こうした中、国においては、十月に初の女性総理となる高市政権が誕生し、責任ある積極財政の下で、危機管理投資と成長投資を進め、暮らしの安全・安心を確保するとともに、強い経済を実現するため、減税分も含め二十一・三兆円規模の総合経済対策が十一月二十一日に、また、その裏づけとなる令和七年度補正予算案が十一月二十八日に閣議決定さ

れたところであります。

経済対策の柱の一つである物価高騰対策では、私たち公明党の提案も多く盛り込まれています。例えば、暫定税率廃止までのガソリン・軽油価格の段階的な引き下げや、電気・ガス料金に対する支援の継続、また、物価高の影響を強く受ける子育て世帯への速やかな支援策として、十八歳までの子供に一人当たり二万円が支給される「物価高対応子育て応援手当」の新設、さらに、地域の実情に応じた生活者や事業者支援が行えるよう、重点支援地方交付金の活用として過去最高の二兆円が確保されており、食料品の物価高騰に対する特別加算や水道料金の減免、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備など、現場ニーズに応じた新たな事業が推奨メニューに追加をされています。

本県においても、こうした推奨事業メニューを活用し、県民生活や中小・小規模事業者を守るため、スピード感を持って取り組むべきではないかと考えるところであります。

そこで、次の二点についてお伺いいたします。

まず、国の経済対策に対する山口知事の受け止めについてであります。

今回の経済対策をめぐっては、中低所得層に対する物価高騰対策として十分な対応ができているかとの中身の議論に加え、物価高対策は大きな争点となった参議院選挙から四カ月も要したことに対する不満の声があります。また、補正予算案の一般会計歳出十八・三兆円は、コロナ禍後、最大規模に膨れ上がり、税収の増加分では賄えないため、歳入の六割を超える十一・七兆円の国債を追加発行することになっていますが、金融市場では拡張的な財政政策への懸念が強まり、長期金利が急上昇するとともに、株式、円、国債が売られるトリプル安の様相が強まっています。仮に円安が進行すれば、さらに物価を押し上げることになり、せっかくの経済対策に水を差すことになりかねません。

こうした点も踏まえ、国の総合経済対策に対する知事の受け止めについてお伺いいたします。

次に、県の取組についてであります。

長引く物価高への対応は喫緊の課題であり、今後、県として追加の補正予算の編成も念頭に置きながら、国の補正予算成立後、速やかに執行できるよう準備を進めていただきたいと考えます。その際、国の補正予算に盛り込まれなかった措置への配慮が特に重要であります。これから冬を迎えることから、燃料費高騰への補助として、ガソリンの暫定税率廃止の対象とならない灯油やＬＰガス利用者への支援、医療・介護・福祉・保育施設などへの食材費や光熱費への支援、県立学校等の給食費への支援など、重点支援地方交付金を活用した迅速な対応が必要と考えます。

そこで、国の補正予算の審議状況に応じた県の予算措置についてどのように取り組んでいく考えか、政策部長にお伺いいたします。

次に大きな項目の二つ目として、ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率廃止について質問をいたします。

現下の物価高騰に対応するため、いわゆるガソリン税の暫定税率と呼ばれる当分の間の税率を廃止する法案が十一月二十八日に参議院で可決、成立し、ガソリンの揮発油税及び地方揮発油税については本年十二月三十一日に暫定税率一リッター当たり二十五・一円が廃止されることになりました。また、同法によって、今後、軽油引取税の暫定税率一リッター当たり十七・一円を令和八年四月一日に廃止されることが明記をさ

れています。

暫定税率の廃止は、物価高にあえぐ国民生活に対する効果的な負担軽減策であり、ガソリン代が下がることで自家用車を使う世帯の家計負担が軽減をされます。

第一生命経済研究所のエコノミストが総務省の二〇二四年家計調査を基に試算をしたところ、ガソリン税の暫定税率廃止によって車を持っていない世帯も含めた全国一世帯当たり平均で年間約七千六百円の負担減となり、減税の恩恵は、都市部より車を利用する機会が多い地方圏で大きく、一万円以上の負担減につながるとのことであります。都道府県庁所在地別で比べると、最も大きいのは鳥取市で年間約一万一千六百九十三円の負担減、佐賀市でも九千四百六十五円負担が軽減することになり、これは大いに歓迎されるところであります。

また、物流や公共交通の分野においては、燃料費の高止まりが企業経営に大きな影響を与えており、暫定税率の廃止により地域経済を支えるトラック運送業や公共交通機関の経営改善につながり、大きな経済効果が生まれる可能性があります。

一方、懸念されるのが財政への影響であります。いわゆるガソリンの暫定税率による税収は揮発油税及び地方揮発油税に軽油引取税も合わせますと、全国で約一・五兆円と見込まれています。このうち地方分は約五千億円と試算されており、地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等に充てられる重要な財源となっていることから、暫定税率の廃止により地方財政の影響は必至であります。

そこで、次の二点についてお伺いいたします。

まず、暫定税率廃止による減収額の見込みについてであります。

仮に地方揮発油税や軽油引取税の暫定税率が廃止をされた場合、令和七年度と令和八年度の県及び県内市町の減収額の見込みはどのようになるかお伺いいたします。

次に、減収分の国の代替財源措置についてお伺いいたします。

自主財源が乏しく、依存財源に頼らざるを得ない脆弱な財政構造にある本県におきましては、地方揮発油譲与税や軽油引取税は重要な財源となっており、暫定税率の廃止の議論に当たっては、地方の行政サービスの提供に支障が生じないよう、地方の減収に対して代替の恒久財源を設置するなど安定的な財源を確保することを前提に検討すべきであり、暫定税率の廃止に伴う地方減収分の代替財源の確保について、全国知事会からも提言書が提出されているところであります。

暫定税率廃止による減収分の安定財源については、与野党合意までに調整がつかず、先送りをされ、本年十二月末までに結論を得ることになっていますが、国の代替財源についてどのような検討が行われているのかお伺いいたします。

また、県として代替財源の措置についてどのように考えるかお示しください。以上二点、総務部長にお伺いいたします。

次に大きな項目の三つ目として、ＨＰＶワクチンについて質問をいたします。

子宮頸がんは、毎年、全国で約一万人が罹患し、約三千人が命を落とすという大変深刻な疾患であります。特に二十歳代から四十歳代の比較的若い女性が発症しやすいのが特徴で、早い段階での予防が重要であります。

子宮がんになり、命を助けるために子宮を取ると、妊娠ができなくな

り、お母さんになれません。（80頁で訂正）また、発見が遅れた場合、子育て中の女性が幼い子供を残してお亡くなりになるケースも多いことから、マザーキラーとも呼ばれてきました。

子宮頸がんの九五％以上がヒトパピローマウイルス――ＨＰＶの感染が原因とされており、ＨＰＶワクチンの接種により感染を予防することで発症リスクを大きく低下させることが可能となります。

このため、小学六年生から高校一年生に相当する女子を対象に、平成二十五年からＨＰＶワクチンの定期接種が始まりましたが、接種後の副反応が注目をされ、センセーショナルな報道も続いたことから、国による積極的な勧奨が控えられるようになりました。これにより、接種率は一％未満という極端な状況が長く続きました。そして、ようやく令和三年十一月に厚生労働省からＨＰＶワクチンの定期予防接種の積極的な勧奨を通知する文書が発出をされ、翌令和四年四月から自治体による定期予防接種対象者への接種勧奨が再開をされたところであります。

また、国による積極的な接種勧奨が控えられた期間が十年近くあり、その間に定期接種の機会を逃した方々への公費接種の機会を提供するキャッチアップ接種が令和四年度から令和六年度まで三年間限定で実施をされたところであります。

この間、公明党会派として県議会での質問を通し、接種対象者へのＨＰＶワクチンに関する正しい情報提供や市町への個別通知の推奨、キャッチアップ接種を含めた国への積極的勧奨の再開などを求めてまいりました。

県においては、令和六年三月に策定された第四次佐賀県がん対策推進計画において、ＨＰＶ検査の受診促進とともに、ＨＰＶワクチンの積極的勧奨の実施、接種対象者やその保護者に向けたＨＰＶワクチン接種に関する正しい情報の周知が明記をされ、本県の子宮頸がんの撲滅に向けた取組が進められているものと承知をしています。

そこで、次の三点について質問をいたします。

まず、ＨＰＶワクチンの接種状況についてお伺いいたします。

ＨＰＶワクチンの定期予防接種の積極的勧奨が再開し、接種機会を逃した方を救済するためのキャッチアップ接種が実施をされていますが、全国的に積極的勧奨差し控え直前の水準には至っていません。

例えば、厚生労働省が公表をしている都道府県別単年度ＨＰＶワクチン接種率は、その年度に接種可能な全ての年代の女性の人口に対する当該年度の接種回数の割合を示したもので、接種率としては低く出るものではありますが、全国の令和六年度の定期接種とキャッチアップ接種の接種率は一五・〇％となっています。

また、都道府県によっても接種率に大きな開きがあり、最も高い山形県では二〇・二％に対し、最も低い沖縄県では八・三％と約二・五倍の差となっています。

そこで、本県における定期接種やキャッチアップ接種の接種者数や接種率は全国との比較の中でどのように推移しているかお伺いいたします。また、本県の接種率についての受け止めについてお伺いいたします。あわせて、ＨＰＶワクチンの積極的勧奨再開後、副反応等に関する相談や報告はどのようになっているかお示しください。

次に、男性へのＨＰＶワクチンの接種についてお伺いいたします。

ＨＰＶは症状がなくても感染している場合があるため、性行為によって女性へ感染させる可能性があり、男性がＨＰＶワクチンを接種するこ

とは、女性への感染を防ぐことにもなります。

また、ガーダシルと呼ばれる四価ワクチンは、肛門がんや尖圭コンジローマの予防効果が確認をされており、また中咽頭がんなどの予防に効果が期待できるとの報告もあり、男性へのワクチン接種が広がることで男性、女性ともに将来の疾患負担を減らし、医療費の削減につながることも期待をされます。

国外では百カ国以上で男性に対するＨＰＶワクチンの公費負担による接種が行われており、Ｇ７サミットの参加国では、日本だけが例外的な状況となっています。

国内でもＨＰＶワクチンを男性に接種する費用を助成する市町村が全国で増えており、東京都ではワクチン接種の費用助成を始める都内の自治体に対して、経費の二分の一を補助する制度が実施をされています。また、九州管内では宮崎市が本年四月から小学六年生から高校一年生までの男子に対して、四価ワクチン接種への全額補助が開始されたところであります。

現在、厚生労働省の厚生科学審議会の下に設置された小委員会において、男性に対するＨＰＶワクチンの接種費用を公費で負担する定期接種化に向けた検討が行われ、安全性や費用対効果について議論が行われているとも伺っております。

そこで、男性へのＨＰＶワクチンの接種についてどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

次に、接種率の向上に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

世界保健機関――ＷＨＯは、世界中で十五歳までに九〇％の女性がＨＰＶワクチンを接種し、七〇％の女性が三十五歳と四十五歳で確実性の高い子宮頸がん検診を受け、九〇％の子宮頸部病変を有する女性が適切にケアされるという三つの目標を掲げており、その目標を二〇三〇年までに達成できれば、将来的に子宮頸がんは、がんの排除の基準とされる女性人口十万人当たり四人以下の罹患率に達する、すなわち子宮頸がんを撲滅できるとしています。

本県においては、まずは定期予防接種の接種率をＷＨＯが目指す九〇％とは言わなくても、積極的勧奨差し控え直前の水準まで高めることが重要であります。そのためには、定期予防接種の主体となる市町や医師会、教育機関など関係機関との連携が欠かせないものと考えます。

そこで、県は、ＨＰＶワクチンの定期予防接種の接種率向上に向け、今後どのように取り組んでいく考えかお伺いいたします。以上三点、健康福祉部長にお伺いいたします。

次に大きな項目の四つ目として、改正民法の施行を踏まえた離婚に伴う養育支援について質問をいたします。

両親の離婚は、子供にとってとても大きな出来事であり、子供がこれを乗り越えて健やかに成長していけるよう、離婚するときに、親としてあらかじめ話し合うことが求められており、養育費の支払いや親子交流は、子供の利益を確保する上で最も優先しなければならない取組となっています。

しかしながら、離婚に伴う養育支援の柱となるはずの養育費の支払いや親子交流は、全国的にも、また本県においても進んでいないのが実態となっており、これまで一般質問や委員会質問において、子供の利益を最優先に考えた養育支援の充実を求めてきたところであります。

そうした中、共同親権や法定養育費制度の導入等が盛り込まれた「民

法等の一部を改正する法律」が昨年五月に成立し、公布され、二年以内に施行されることになっていましたが、去る十月三十一日に開催された閣議で、来年四月一日に施行されることが決定をいたしました。

今回の改正は、父母の離婚等に直面する子供の利益を確保するため、子供の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すものであります。

これにより、夫婦が離婚した後は、父母のどちらか一方しか親権を持てなかったものが、施行後は父母が話し合い、共同親権か単独親権か、離婚時に選択することが可能となります。

また、法定養育費は、子供の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用として、離婚時に合意がなくても、暫定的に支払いを請求できるようになり、子供一人当たり月額二万円とする方針が示され、年内に省令を決定すると伺っています。

さらに、養育費の支払いが滞った場合は、同居する親が、子供一人当たり月額八万円を上限に別居する親の財産を優先的に差し押さえられる先取特権も導入されることになっています。

今回の法改正に当たっては、法制審議会の家族法制部会において三十七回もの審議が行われ、附帯決議も付されており、その中に、「国民に正確に伝わるよう、法制審議会家族法制部会における議論を踏まえ、その改正内容及びその解釈上参考となる事項を適切に周知する必要がある。」と明記されるなど、国民の理解を得るための丁寧な周知、情報発信が求められています。

私は、子供の養育に関する大きな制度変更に当たっては、真に子供の利益を最優先に考えた選択がなされるよう、県民の理解とともに、現場での運用と支援が大切になってくるものと考え、質問をさせていただくことにいたしました。

そこで、次の二点についてお伺いいたします。

まず、山口知事の所見についてであります。

知事はこれまで「子育てし大県〝さが〟」と銘打ち、全ての子供たちが骨太で健やかに成長できる社会の実現に向け、市町や関係機関、ＣＳＯ等と連携を図り、親子の思いに寄り添いながら、様々な施策を展開し、特に悩みや困難を抱える御家庭のサポートについても真摯に取り組まれてこられたものと承知をいたしております。

そこで、共同親権や法定養育費等の導入が盛り込まれた改正民法の施行を踏まえ、離婚に伴う子供の養育支援について、知事の所見をお伺いいたします。

次に、関係機関への情報発信と相談支援体制の充実についてお伺いいたします。

今回の改正は、子供の養育に関する大きな制度変更であり、教育現場や医療機関、児童相談所、さらには福祉や男女共同参画など、県民生活に直結する幅広い分野に影響を及ぼすものと考えます。

法務省においては、民法改正の解説書やＱ＆Ａなどのパンフレット等を作成し、市町に送付するなど、情報提供を進められていますが、当事者や関係機関が実際に必要とするのは、地域の相談窓口を含めた分かりやすい情報であります。

そこで、改正民法の公布後、県内各市町をはじめ、児童相談所や女性相談支援センターなど関係機関への情報発信にどのように取り組んでき

たのかお伺いいたします。

また、県民から様々な相談が寄せられることが想定されますが、県として、相談支援体制の充実にどのように取り組んでいく考えか、男女参画・こども局長にお伺いいたします。

最後、大きな項目の五つ目として、県議会決議への受け止めと対応について質問をいたします。

佐賀県警察本部の科学捜査研究所職員によるＤＮＡ型鑑定の不正行為をめぐっては、九月定例県議会で活発な議論が行われ、最終日に「佐賀県警察本部ＤＮＡ型鑑定不祥事の再発防止と県民への信頼回復を求める決議」が全会一致で可決されたところであります。

決議では、刑事司法制度の信頼を根底から揺るがし、県民に深刻な不安と不信を与える重大な事案であり、鑑定技術職員の不正行為を七年以上も見逃し、内部管理の甘さ、組織としてのチェック体制の不備が明らかになるなど、県民の警察組織全体に対する信頼は大きく失墜したと断じた上で、こうした不正行為が明らかになったことは県議会としては甚だ遺憾であり、到底看過できるものではないとして、佐賀県警に対する県民の信頼を大きく失墜させたことを重く受け止め、真摯に反省すること。独立性、透明性、専門性などを備えた第三者による調査を行うこと。警察庁など外部へ指導、助言を求め、組織改革と再発防止策の具体化、組織風土の改善、職員教育の徹底等を図り、県民への信頼回復を果たすことを強く求める内容となっています。

県議会の閉会後には、宮原議長が岸川公安委員会委員長と福田警察本部長に直接決議文を手渡し、第三者による調査で県民の不安を取り除いてほしいと願っている。また、全会一致で可決された意義を酌んでほしいと伝えたとも伺っています。県議会の決議は法的拘束力はないものの、県民の代表である県議会において全会一致で可決されたことの意義は極めて重いものであります。

佐賀県公安委員会のホームページには、「公安委員会は、警察行政に県民の方々の意思を反映させながら、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するために設置されており、警察を管理するという役割をもっています。」と示されています。また、佐賀県公安委員会運営規則には「公安委員会の権限行使」について、第二条二項に、「公安委員会は、佐賀県警察の事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。」、そして、同条四項において、「公安委員会は、警察の事務の処理が大綱方針に適合していないと認めるときは、警察本部長に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し必要な指示をするものとする。」とあります。そして、佐賀県公安委員会と佐賀県警察の大綱である令和七年佐賀県警察運営指針は、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」となっています。

私は今回の不祥事により、佐賀県警察に対する県民の信頼が大きく失墜している今だからこそ、県民の代表である県議会の決議の持つ意義を十分に踏まえ、対応すべきと考えるところであります。

そこで、佐賀県公安委員会は、県議会の決議についてどのように受け止めているかお伺いいたします。また、県議会の決議から今日で丸二カ月が経過をいたしますが、県議会の決議を踏まえ、これまでどのように対応されてきたのかお伺いいたします。

次に、公安委員会の今後の取組についてお伺いいたします。

警察庁による特別監察が十月八日から始まり、先週、十一月二十七日

に中間報告が公表されています。県警が不適切と判断した百三十件について、捜査、公判への影響の有無の確認を進める中、犯罪捜査目的の百一件に関して、容疑者じゃない人を逮捕したり、送検するなどの影響はなかったとする一方で、検察への送致件数が二十五件となっており、県警の内部調査での報告は十六件と、九件の食い違いが明るみになっています。このことは今後精査をするとのことではありますが、警察本部が公安委員会に事実と違う内容を報告していた可能性があります。

また今後、本来判明するはずの容疑者を判明させることができなかったなどのケースの有無を調べるほか、百三十件以外の元職員が鑑定した五百十三件も精査されることになっており、最終報告まで数カ月を要する見通しと伺っています。

県議会の決議を受けて、本県はもとより、各地の弁護士会からの決議を真摯に受け止め、第三者による調査を求めるなどの声明が出されています。

また本県では、刑事事件の公判で検察側が証拠として提出した科学捜査研究所の鑑定書に対して弁護側が証拠能力がないと主張し、鑑定人の証人尋問を求めるなど、既に影響が出ています。

そこで、県議会の決議を踏まえ、一日も早く県民の信頼回復を図り、県民の期待と信頼に応える力強い警察の構築に向け、今後どのように取り組んでいく考えかお伺いいたします。以上三点、公安委員会委員長にお伺いいたします。

それぞれ明快かつ前向きな答弁をお願いし、質問を終わります。（拍手）

◉副議長（八谷克幸君）　暫時休憩します。

午後二時五十八分　休憩

令和七年十二月二日（火）　午後三時三十分　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	光武香織
男女参画・こども局長	大草昭雄
会計管理者	井田康徳
公安委員長	岸川美和子
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同　議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

中本正一君の質問に対する答弁から開始いたします。

◉山口知事　登壇＝中本正一議員の御質問にお答えします。

まず、国の総合経済対策などに対する私の受け止めについてでございます。

長引く物価高騰が県民生活や県内事業者の企業活動にも影響を及ぼしております。また、医療機関や介護施設などの福祉施設においては、人件費や物価高騰によりまして、現在の診療報酬や介護報酬では経営が赤字であるという声も聞いております。

このような中で、先月、閣議決定されました国の経済対策は、「生活の安全保障・物価高への対応」をはじめとする三つの柱で構成されております。

今回の対策では、医療・介護施設などの経営改善や処遇改善をはじめ、中小企業等の生産性向上への支援など、地方が現下の状況を踏まえて国に対して提言をさせていただいてきた事項が盛り込まれていることは評価しております。また、地方自治体が創意工夫を生かし、地域の実情に応じた対策を機動的に講じるために必要な重点支援地方交付金が拡充されるなど、地方財政にも一定の配慮がなされていると感じております。

これまで県は、現場の声を聞きながら、国の対策では行き届かないところですとか、国の対策と現場とのミスマッチがある場合などに対して、交付金等も活用して県独自の対策を実施してまいりました。その際、即効性のある応急的な対策だけでなく、将来を見据えた構造改革や、賃上げ・人材確保の好循環につなげるように心がけてまいりました。議員がおっしゃるように賃上げがついてくればいいんでしょうけれども、なかなか追いついていかない中で、その間どのような形で構造改革を踏まえようかというところがポイントでした。

今回の国の総合経済対策ですけれども、規模とか中身の是非だったり、タイミングの問題だとか、中本議員から問題提起もありました。様々な観点がありまして、マクロ、ミクロ両面で、私も一定のリスクの懸念は持っております。そうした中でも、佐賀県民のためにこれを生かしていきたいという気持ちです。県は国のメニューを賢く活用して、重点支援地方交付金も増額される模様でございます。経済対策の効果を速やかに発揮できるように精力的に取り組んでまいりたいと考えています。整理がついたものから速やかに、今定例会の会期中にも補正予算案を追加で提案させていただく方向で検討させていただきたいと考えています。

続きまして、離婚に伴う養育支援に係る改正民法の施行について、私の所見についてお尋ねがございました。

ひとり親など支援が必要な家庭の状況はそれぞれ異なります。子供や親の不安、悩み、個々の事情や希望に応じてきめ細やかな支援を行うよう、私からも呼びかけ、指示を行っています。

今回の改正民法は、両親が離婚した後も子供の利益を確保することを目的としています。中本議員から御紹介もありましたが、子供を養育する親の責務を明確化して、親権、養育費、親子交流などに関するルールが見直されることとなっております。そして、来年四月にこの改正法が施行される状況であります。

主なポイントは、共同親権、そして法定養育費の導入だと思います。

共同親権の導入については、離婚後は、これまでは単独だけだったわけですけれども、父、母両方を親権者と定める共同親権とすることも、そして、片方の単独親権とすることもお互いでできるというふうになります。さらに法定養育費の導入については、父、母の間で養育費の取り決めをしていなくても、子と同居する親が別居する親に毎月一定額を請求できるようになるということであります。

私の受け止めですが、子供には愛情をいっぱいに受けて育ってほしいと思います。しかしながら、様々な理由でそれがかなわない現実もあります。両親の離婚もその一つです。

まず、法定養育費の導入については、離婚後の子供の生活を支える上で意義あるものと考えます。そして、共同親権の導入についてです。これは離婚後も子の養育に父母が責任を持つことを前提とした枠組みで、それが子供の利益の確保につながるという考えの下で導入されるものと認識しています。本来、父と母の愛情をたっぷりと受け止めながらというのが理想であるからであります。

離婚に至る場合であっても、両親の関係が、その点に関して比較的良好な場合はこの制度はうまく活用できていくものではないかと思います。しかしながら、家庭内に虐待やＤＶが、特に潜んでいる場合ですとか、両親のコミュニケーションが破綻している場合など、信頼関係、協力関係が築けなくなって離婚に至っていることが一定ありますので、そういうことにも思いをめぐらせる必要があると思っています。

世の中、両親の思いもそれぞれでありますし、子供たちの思いもそれぞれです。離婚に至る家庭の事情は複雑で、一つ一つ異なることから、画一的な判断は難しいものがございます。中本議員のお話にあるように、制度のこれからが大切であります。真に子供の利益につなげていくには、この制度をどのように運用していくかにかかっております。私は、当事者、家庭裁判所など制度に関係する人のみならず、国民も県民も制度を正しく知り、どのように運用されていくのかに関心を持ち続けることが大切だと思います。

将来の佐賀県を支える子供たちが、夢や希望を持って前に進んでいくために、子供の人生を第一に考えた現場での運用がなされるように、佐賀県庁においてもその大切な一翼を担ってまいりたいと考えております。

◉前田政策部長　登壇＝私からは、国の総合経済対策を受けた県の取組についてお答えします。

県では、物価高騰により県民生活や本県産業に様々な影響が生じることを踏まえまして、現場の状況の把握に努めながら、国の重点支援地方交付金を最大限に活用し、累次の対策を講じてまいりました。

対策に当たりましては、先ほど知事から答弁がございましたように、即効性のある応急的な対策だけでなく、将来を見据えた構造改革や、賃上げ・人材確保の好循環につなげられるよう様々な対策を組み合わせながら実施してまいりました。

具体的な例を幾つか挙げますと、家庭や事業者に対する負担軽減策としましては、国の支援の対象外となっておりますＬＰガスや特別高圧電力の利用者への支援でありますとか、私立の保育施設や学校等に対する食材価格の高騰分への補助。非課税の低所得者世帯を対象に支給しております高校生等奨学給付金への県独自の上乗せ。また、国が定める公定価格で運営されておりますため、コスト上昇分を価格転嫁することがで

きない医療機関や福祉施設、保育所等への支援でありますとか、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を、子供食堂等の運営で支援するＣＳＯへの支援、こういったことなどを行ってまいりました。

それからまた、将来を見据えた構造改革ということでは、中小企業等が行う新分野への進出や業態転換、新商品の開発、デジタル化による生産性の向上等の前向きなチャレンジへの支援でありますとか、園芸農家に対する省エネ能力の高いハウス加温機等の整備への支援などを行ってきました。

さらに、賃上げ・人材確保の好循環ということでは、「佐賀型賃金ＵＰプロジェクト」を立ち上げまして、事業者の生産性や付加価値を向上させて、賃上げの原資を確保するための支援でありますとか、女性、障害のある方、外国人など多様な人材が安心して活躍できるよう、休憩室や更衣室の設置だったり、社員寮の改修等、事業者が行う職場環境改善の取組への支援などを行ってきました。

それから、国の対策では行き届かない部分への県独自の支援ということでは、九月補正予算で計上させていただいた陶土価格の高騰に対する緊急支援でありますとか、酒米農家への支援などもございます。

今回の国の総合経済対策につきましては、その裏づけとなります国の補正予算案が十一月二十八日に閣議決定されたことを受けまして、現在、庁内の関係部局におきまして、対策の内容や制度設計などについて確認するため、国へ情報収集を行っているところです。

その中で、国の令和七年度補正予算案の成立等を前提に、既に補助事業の詳細が示され、県において予算化に向けた整理ができつつあるものがございます。

それから、国の電気、ガスへの支援では、対象期間が来年一月から三月までとされたことを踏まえ、県としてもＬＰガスや特別高圧電力の負担軽減について対応する必要があると考えております。こうしたものについては、知事から答弁ございましたように、今定例会に補正予算を追加で提案させていただく方向で検討しているところでございます。

また、二月補正や来年度当初予算の編成におきましても、予算の全体像を俯瞰的に見ながら、対策が必要な分野がほかにもないかという観点に立って確認してまいりたいと考えております。

県としましては、経済対策につきましては引き続き現場の状況をしっかり把握し、国の動向も注視しつつ、早期の予算化と執行に努めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉志波総務部長　**登壇**＝私からは、ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率廃止についてお答えをいたします。

まず一つ目、暫定税率の廃止による減収額の見込みでございます。

今回、国会において成立いたしましたいわゆるガソリン暫定税率廃止法におきまして、揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」、いわゆる暫定税率は令和七年十二月三十一日に廃止されることとなっております。また、この中で軽油引取税の暫定税率は令和八年四月一日に廃止するための法案が今後提出されることとされております。

これらの暫定税率が廃止された場合の減収見込額を令和六年度決算額を基に試算をしてみますと、まず、令和七年度におきましては、まず、軽油引取税は対象外となります、そして、県の地方揮発油譲与税が約一千六百万円、県内市町の地方揮発油譲与税が約一千万円の減収が見込ま

れるところです。

令和八年度では、まず、県において軽油引取税が約四十七億円、県の地方揮発油譲与税が約二億円、合計で四十九億円の減収となります。また、県内市町の地方揮発油譲与税が約一・二億円の減収が見込まれるところでございます。

次に、減収分の国の代替財源措置についてお答えをいたします。

今回成立したガソリン暫定税率廃止法におきまして、揮発油税及び地方揮発油税の暫定税率廃止に加え、今後の法案の提出が予定されております軽油引取税の暫定税率廃止に伴う安定財源の確保について明記をされております。その内容といたしまして三つのことが示されております。

法人税関係の軽減措置や高所得者の税負担の見直しなどの税制措置を検討し、令和七年末まで結論を得ること。これ以外の安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、法律の公布後一年をめどに結論を得ること。地方の安定財源の確保については、これら二つの増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ること。この三つの方針に基づき検討を行うこととされておりますが、現時点におきまして令和七年中に結論を得るとされているもの以外で具体的な財源は示されていない状況でございます。

また、同法には、安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応するということも盛り込まれております。

このように、安定財源については税制措置の見直し、その他財源の確保、地方財政措置が検討されることになりますが、地方税が減収することを踏まえれば、まずは地方の自主財源であります地方税で確保されるべきではないかと考えておるところでございます。

今後の議論の動向を注視しながら、国の責任において確実に財源が確保されますよう、全国知事会等を通して国に求めてまいります。

私からは以上です。

◉種村健康福祉部長　登壇＝私からは、ＨＰＶワクチンについてお答えいたします。

一点目、接種状況でございます。

子宮頸がんの予防にこのＨＰＶワクチンの接種が非常に有効だと思っておりまして、これまでワクチンの効果とリスク、それから、接種方法など、こういう情報につきまして県のホームページとかＳＮＳとかで、接種対象者及びその保護者の方に向けて周知を行ってまいりました。接種を希望する方に一人でも多く接種していただきたいという思いであります。

接種者数と接種率について申し上げます。

県が把握している接種者数と厚労省が公表している接種率、これは定期接種とキャッチアップを合わせた数値でございます。令和四年度が約三千八百人で七・三％、令和五年度が約四千人で七・六％、令和六年度が約九千八百人で一四・九％となっております。この接種率は全国平均とほぼ同水準で推移をしております。令和六年度がキャッチアップ接種の最終年度であったということもあって接種率が上昇しております。これも全国的な傾向でございます。

県といたしましては、子宮頸がんの予防にこのワクチンの接種は有効でありますので、ワクチン接種率を向上させることによって県内のがん

予防が進むと思っております。接種対象者が不安なく接種できますように、引き続きワクチンに対する正しい情報を発信していきたいと考えております。

それから、副反応の相談、報告等についてお尋ねがございました。

ＨＰＶワクチンの副反応の相談に関しましては、健康福祉部の担当課に総合相談窓口を、それから、県の教育委員会にも学校生活に関する相談窓口を設けていまして対応しております。これも県のホームページで周知を行っております。

積極的勧奨再開後の令和四年四月からこれまでに寄せられた相談件数は八件ございます。内容といたしましては、副反応のしびれですとか、接種に対する不安といったものでございます。

また、医療機関からの予防接種後の副反応の報告件数につきましては、これも積極的勧奨再開後ですが、六件ございます。

引き続き、相談者のニーズに応じた適切な対応が取れますよう、市町、協力医療機関と連携しながら相談に対応してまいります。

次に、男性へのワクチン接種についてでございます。

ＨＰＶに感染している男性が性行為によって女性に感染させてしまう可能性もございますので、男性のワクチン接種というものは女性のＨＰＶ感染を防ぐことにつながりますし、また、男性自身の中咽頭がんですとか、肛門がんとか、これらの予防にも効果があると言われております。このように男性のワクチン接種は、女性への感染予防、それから御自身のがん予防という二重の効果がございます。県のがん対策として有効であると考えております。

したがいまして、政策提案、それから全国知事会、あるいは九州各県の保健医療福祉主管部長会議、こういう場を通じて国に対して要望しているところであります。国に対しては、男性への定期接種化について検討を進めるように提案をしているところでございます。

現在、国の審議会で定期接種化について、費用対効果の面から議論が継続されている状況であると伺っております。県といたしましては、引き続き国に対しまして検討を進めるよう要望を行っていきたいと思っています。

最後に、接種率の向上に向けた今後の取組についてでございます。

ワクチン接種を向上させるためには、接種対象者及びその保護者にワクチンについて正しく理解をしていただく必要があると思いますし、そして、このワクチンの接種の実施主体であります市町、それから実際に接種を行う医療機関、また接種対象者が在籍している学校との連携が不可欠だと思っています。

これまでも、市町との会議において周知とか依頼したり、あと県医師会の産婦人科医や学校関係者との意見交換をしたり、小・中・高校の養護教諭を対象とした研修で周知依頼をしたりと、関係機関との連携を図ってまいりました。

また、キャッチアップ接種に関しましては、対象となる大学生と連携いたしまして、自分たちのこととして考えていただけるようにチラシの配布等を行ってまいりました。

今後も、関係機関、関係者と意見交換を行いながら、接種対象者が不安なく接種できるようにするための方法について検討を行っていきたいと思います。子宮頸がんの罹患者数が減少し、一人でも多くの女性の健康と命が守られますよう、しっかりと取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◉大草男女参画・こども局長　登壇＝私からは、改正民法の施行を踏まえた離婚に伴う養育支援についてのうち、関係機関への情報発信と相談支援体制の充実についてお答えいたします。

県では、佐賀県ひとり親家庭サポートセンターに相談窓口を設置し、生活相談員や、必要な場合には弁護士が、離婚前の父母やひとり親からの相談をお受けしております。

寄せられる相談内容は、配偶者からＤＶを受けているが、離婚後の親権はどうなるのかといったことや、養育費や親子交流をどのように取り決めたらよいのかなど様々です。

今回の改正民法の施行により、子の養育に関する制度が大きく変わることから、相談を受ける側が改正された制度内容を正しく理解し、相談者一人一人に寄り添った対応ができるようにしていくことが子供の人生を支えていく上で重要だと考えております。

これまで、親権、養育費、親子交流に関する改正内容を分かりやすく紹介したウェブサイトやパンフレットを広く関係機関にお知らせするとともに、市町等の相談員に対して離婚後の共同親権や法定養育費などをテーマにした研修を重ねてまいりました。

改正民法の運用に当たって大切なのは、子供にとって何が最善かを考えることだと認識をしています。子供や家庭の支援に携わる関係者がその視点を大切にしながら相談に応じていくことができるよう、制度内容の周知や研修内容の充実に努めてまいります。あわせて、離婚を考える当事者が正しい情報を得た上で離婚後の子の養育について考えていくことができるように、当事者に寄り添って相談を受けてくれる窓口があるということを広くお伝えしてまいります。

今回の改正により、子供の養育に関する制度が大きく変わることを、相談窓口にとどまらず、子供に関わる様々な機関がその内容を正しく理解し、社会全体で子供の成長を支えていけるよう、相談支援の充実に努めてまいります。

私からは以上です。

◉岸川公安委員長　登壇＝私からは、県議会決議への受け止めと対応についてお答えいたします。

御質問いただきました県警察科学捜査研究所のＤＮＡ型鑑定に関する不祥事案に関し、九月議会における決議に対する公安委員会の受け止めについてお答えいたします。

九月議会の閉会日でありました十月二日、「佐賀県警察本部ＤＮＡ型鑑定不祥事の再発防止と県民への信頼回復を求める決議」が全会一致により決議されました。

私は、本会議終了後、警察本部長と共に宮原議長の下に参りまして、宮原議長から直接決議を頂きました。そして、速やかに私を含め三名の公安委員により共有し、しっかりと拝見いたしました。

もとより私を含め公安委員は、県議会の同意を得た上で任命されております。そして、県民の負託を受けた県議会におかれまして、今般、県警察の不祥事案に関する決議がなされたことは、私ども公安委員会として当然ながら重く受け止めております。

特に決議の中で第一に求められる事項として記載されております、「佐賀県警に対する県民の信頼を大きく失墜させたことを、重く受け止め、真摯に反省すること。」という内容は、公安委員会としてもまさに同じ

思いであり、今回の事案により県警察に対する県民の信頼が揺らぐことに強い懸念を抱いております。

公安委員会としては、県警察において警察に期待される役割を改めて認識してもらい、県民の安全・安心のために信頼を一刻も早く回復することが何よりも大切であると考えております。そのために、県警察が今回策定した再発防止策について、不断に見直しを図るなどして県民からの信頼を得られる組織となるよう引き続き状況報告を求め、必要な指導を行うなど、しっかりと管理してまいりたいと考えております。

続きまして、決議を受けてからのこれまでの対応についてお答えいたします。

決議が採択されました十月二日以降、本日までに、公安委員会におきましては、今回の事案に関し一回の臨時会議を含め、合計四回の会議におきまして、県警察より再発防止策の推進状況や検討状況等について説明を受け、都度、指示や指導を続けてまいりました。

まず、十月二日に、これは図らずも県議会におきます決議の採択と同日となったものですが、県警察に対し、それまで累次にわたり行ってきておりました指示や指導につきまして、その内容をより明確に示すとともに、引き続き都度の状況報告を求めるため、「ＤＮＡ型鑑定における不適切事案の再発防止に向けた提言」と題する文書を示しております。

この提言におきましては、県警察に対し、公安委員会として、改めて今回の事案を「県民の県警察に対する信頼を大きく失墜させるものとして重大であり、極めて深刻に受け止めている」ことを示した上で、再発防止策として、「職員の倫理感のかん養」、「業務管理の徹底」、「県警察の外部からの指導」を求め、また、その状況について都度報告するよう求めております。

また、決議の翌週の十月八日から開始されました警察庁による特別監察につきましては、県警察に対し、これに真摯かつ誠実に対応するよう強く指示してまいりました。十一月二十七日には、夕刻、臨時の公安委員会を開催し、警察庁により示されました特別監察の中間報告につきまして、県警察から説明を受けました。

さらに、十月九日に執り行われました警察署長会議におきましては、私から、警察本部の部長、所属長及び全警察署長等の県警察の幹部職員に対して、警察に期待される役割を改めて認識し、同種の事案が今後発生しないよう、再発防止策を徹底すること。県民の安全・安心のため、鑑定業務の信頼性を確保するとともに、県民の信頼を、これからの活動で一刻も早く回復すること。いま一度、全体の奉仕者という原点に立ち返り、県民の目線を大切にした的確な組織管理と業務運営を行うことなどを求めております。

なお、これまでに公安委員会において行ってまいりました県警察に対する指導や指摘の内容を御紹介しますと、例えば、公安委員会から、職員の倫理感の問題を踏まえた取組の実施を求め、十一月二十五日、法医学分野に造詣の深い日本法医学会の前理事長である久留米大学の神田芳郎教授による、科学捜査研究所の職員等に対する鑑定人の心得についての教養の場が設けられたり、同様に、県警察の内部での指導や教養は、全ての職員にまで確実に理解されているか確認すべきではないかと指摘し、県警察において八月と九月に行われていた全警察署に対する首席監察官等の巡回指導について、その浸透状況を確認するために、十一月と十二月に、再度全警察署を巡回することとされたり、といったことがあ

りました。

続きまして、今後の取組についてお答えいたします。

御案内のとおり、今回の事案につきましては、現在、県警察に対し、警察庁による特別監察が行われており、先般十一月二十七日、警察庁よりその中間報告が示されたところです。最終的な特別監察の結果が取りまとまるのはまだ先のことのようですが、私ども公安委員会としましては、引き続きその状況をしっかり注視してまいりたいと考えております。

また、特別監察の結果については、これを県民に丁寧に説明するよう、既に県警察を指導しております。

一方で、県警察が今やるべきことは、特別監察に対し、真摯かつ誠実に対応すると同時に、最終的な結果を待つことなく、各種の再発防止策に、できることから徹底して取り組むことではないかとも考えております。

そのため、再発防止策に関しましては、公安委員会としてその取組状況の詳細について、都度、報告を徴するとともに、私どもとしても、県警察による職員に対する指導の状況や、外部の専門家の方からの教養の状況については、直接確認するなどしてまいりたいと考えています。

そして、こういった措置も通じまして、引き続き、再発防止策の実効性がより高まるよう、私ども公安委員三人のそれぞれの経験や視野も十分に生かしながら、県警察に対する具体的な指導や指摘、提案に努めてまいりたいと考えております。

改めまして、今回の事案につきましては、県警察への信頼を揺るがすものであり、また、公安委員会として、県議会の決議を重く受け止めております。

公安委員会としましては、今後とも、県民としての目線を大切にしながら、県警察が県民からの信頼を得られる組織となるよう、引き続き、県警察をしっかりと管理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◉中本正一君　登壇＝再質問の前に、私の一回目の質問の中で三項目め、ＨＰＶワクチンの質問の中で、子宮がんになり、命を助けるために子宮を取ると妊娠ができなくなりお母さんになれませんというようなお話をしましたけれども、養子縁組等の方法がありますので、適切ではなかったということで、子宮を取ると妊娠ができず、子供を産めなくなるというふうに訂正させていただきたいと思います。

まず、国の総合経済対策を受けての県の取組についてでありますけれども、知事からは、今回の経済対策について、一定のリスクはあるものの、この国の事業推奨メニュー等を賢く利用して、経済効果が速やかに発現できるように、必要に応じて今定例会にも補正予算を上げるよう準備を進めていきたいということでありますので、一日も早く支援を必要とする県民や、また、事業者の方々に届けることができるよう、さらなる御努力といったものを求めておきたいというふうに思います。

県議会決議への受け止めと対応について再質問をさせていただきます。

まず、公安委員長には、大変丁寧に御答弁をいただき、ありがとうございました。県民の負託を受けた県議会の決議を重く受け止め、公安委員会として共有し、警察庁による特別監察、これをしっかり注視するとともに、これを待つのではなく、しっかりとした再発防止を図り、県民の信頼回復に向けた取組を進めていくという趣旨の答弁ではなかったか

というふうに思います。

私たち議員のもとには、その職責上、様々な県民の皆様からお声をいただく機会が多くあり、また、近年ではネット上から声が寄せられることも増えています。

今回の科学捜査研究所職員による不正行為事案、不祥事については、県民の皆様から大変厳しい声が寄せられているところであります。少し紹介しますと、警察庁による特別監察といっても、しょせんこれは身内の調査ではないかと、第三者の目を入れて調査すべきといった、調査の在り方に対する不満の声であったり、県警では、これ以外にも、虚偽の捜査報告書や職場内のパワハラ、飲酒による県民とのトラブルなど不祥事が後を絶たないではないかと、再発防止に努めると言うが、歯止めが利かないのではないかと、そうした再発防止に対する不信の声などが多々寄せられています。そして、そうした厳しい声は公安委員会にも向けられており、公安委員会は県民に寄り添い、県警察を指導すべき立場なのに警察の言いなりになっているのではないか、公安委員会に県民の声は届いているのかといった指摘も受けています。

私は、今回の県議会の決議、こうした県民の声を受け止めて、県民目線、そして、県民感覚で集約されたものであり、警察本部はもとより、公安委員会にもより真摯に向き合っていただきたいと考えます。失墜した警察行政に対する県民の信頼を回復するため、公安委員会にはこれまでの延長線上ではなく、もっと警察の外、県民としての目線から県警察を管理、そして、指導していくことが求められているのではないでしょうか。

そこで、警察行政に県民の方々の意見を反映させる、また、県民の納得と共感が得られる取組について公安委員会はどのように考えるのか、公安委員長の率直な思いを聞かせてください。

以上、再質問を終わります。

◉岸川公安委員長　**登壇**＝中本議員の再質問にお答えいたします。

大変厳しいお言葉をいただきました。県議会決議への受け止めは先ほど申しましたが、警察行政に県民の方々の意見を反映されたいろんなお言葉が届いている、県議会のほうにも、もちろん警察にも公安委員会にも届いております。県議会における御議論をはじめ、広く県民の方々の御意見や思いをしっかりまずは伺いたいと思っております。それが一番大切であると考えています。

それから、私自身も県民の一人として県民の目線を大切にすること、これを肝に銘じております。今回のＤＮＡ型鑑定の不祥事案について報告を受けたときは、県民の一人として大変驚きました、また、遺憾に思いました。と同時に、公安委員としては、このような県民の皆様の信頼を損なうようなことが二度とあってはならない、そういう思いで県警察の指導、管理を今現在行っております。もちろんこれまでも行ってまいりました。

今後も、公安委員三人がそれぞれの知見や視野も大切にして、十分に議論を尽くし、引き続き公安委員会として県民の目線を大切にしながら、県警察をしっかり管理してまいりたいと、今現在思っております。

私からは以上です。

◉桃崎祐介君（拍手）**登壇**＝自由民主党の桃崎祐介でございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。今回の質問で四議会連続しての登壇となるわけでありま

すが、ほかにも質問したいという議員がおられる中、登壇の機会を与えていただきました自由民主党県議団の皆様に心から感謝を申し上げまして、早速質問に入らせていただきます。

本日は四項目の質問を行いますので、執行部の明確な答弁をお願いいたします。

最初の項目は、九州新幹線西九州ルートについての質問であります。

西九州新幹線武雄温泉―長崎間は、令和四年九月の開業から三年が経過しており、ＪＲ九州によりますと、累計利用者数は約七百五十八万人、一日平均約六千九百人であり、開業三年目の平均利用者数は約七千二百人となっております。また、通勤通学定期であります新幹線エクセルパスの利用者数も約七百人に達しており、この新幹線は観光輸送や生活交通としても確実に地域に定着しつつある状況でございます。

九州経済調査協会の推計によりますと、西九州新幹線に関連する公共投資及び設備投資による佐賀、長崎両県への経済波及効果は、開業一年目で少なくとも千七百三十六億円に達するとされ、これには新幹線の建設費や観光消費などは含まれておらず、実際の経済効果はさらに大きいものと見られております。また、新幹線の整備は、民間の投資を呼び込み、企業の参入や観光消費の拡大、交流人口の増加、雇用創出などにもつながる重要な要素であると言われております。

しかしながら、新鳥栖―武雄温泉間はいまだ未整備であり、恒常的な乗り換え負担、新大阪直通の不在など、観光や産業、企業立地、人材交流などの面におきましても、広域的な波及効果を大きく制約していると考えられており、現状では、本来、佐賀県が享受する、できるはずの経済効果が今なお十分に波及していない状況にあると言わざるを得ません。

また、ＪＲ九州からは、特急「かささぎ」の運行本数を現在の十四本から十本に減便される方針が打ち出されており、乗客数の大幅な減少や輸送効率の見直しなどを理由として在来特急の減便が現実味を帯びつつあります。全国的に見ましても、利用者の減少、車両更新費の増加、乗務員不足、エネルギー価格の高騰といった構造的要因が重なり合い、特急網の維持が困難さを増している状況でありまして、このまま推移すれば在来線の利便性の低下は避けられず、通勤通学、観光、企業活動など、本県の地域活力の基盤そのものに悪影響を及ぼすものと危惧するところであります。

国土交通省が平成三十年に取りまとめた比較検討結果におきましては、ミニ新幹線方式及びフリーゲージトレインは安全性及び技術的課題から実現性が低いと整理されており、現時点における選択肢は実質的にフル規格で整備するか整備しないかという状況にあると理解をいたしております。また、国は一貫して、鉄道、道路、空港、港湾などの交通インフラを総合的に判断し、整備するべきとの方針を示しております。基幹となる高速輸送の方針が決まらなければ他のインフラ整備の計画も定まらないとしており、結果として佐賀県全体の交通インフラ整備の進捗が遅れるという状況を懸念するところであります。

こうした中で、本県が示しております負担金の試算額は約千四百億円であり、国が以前説明しておりました約六百六十億円とは大きな開きがあり、本県が今日に至るまで、本ルートの整備について慎重な姿勢を取り続けてきた理由の一つは、まさにこの県の財政に及ぼす負担の大きさにあると考えております。

このような問題意識の下、長崎県の大石知事、ＪＲ九州の古宮社長、そして本県の山口知事、いわゆる地元三者トップによる意見交換が重ねられております。

これらの会合では、新鳥栖―武雄温泉間の整備の在り方、地方負担の考え方、並行在来線の維持方策、さらには国の関与の在り方について議論が行われていると承知しており、単なる賛成、反対という立場表明ではなく、制度、財政、実務面も含めた論点の意見交換へと移行している点は注目すべき変化であると認識をいたしております。

加えまして、ＪＲ九州の古宮社長と国土交通省の水嶋事務次官との意見交換におきましては、佐賀県の財政負担の在り方や制度面での見直しの可能性、並行在来線への配慮などについても議論がなされてきたと報じられております。

特に、法令改正も含めた制度的な対応の可能性が示唆されたことは、これまでの制度ありきの議論から一歩踏み込んだ変化であり、極めて重要な局面であると考えております。

国は、新幹線を基幹的な高速輸送体系と位置づけ、鉄道、道路、空港、港湾を一体的に整備すべきとの方針を明確にしており、このような国のインフラ政策の中で佐賀県がいかなる議論をしていくかは、今後の県政を大きく左右する問題であります。

すなわち、この西九州ルートをめぐる議論は、もはや単なる地方のインフラ整備としてだけではなく、国の総合的な交通政策全体の中でどのように位置づけるのかという段階に入りつつあると受け止めております。

そこでお伺いをいたします。

西九州ルートの未整備区間の問題につきましては、これまで県財政への負担や並行在来線の取り扱いといったリスクの側面が先行して語られてきた感がございます。しかしながら、県民が将来を見据えて判断していくためには、負担やリスクを伝えることも大事ではありますが、整備によって何が得られるのか、その効果や可能性もあわせて示される必要があると考えるところであります。

引馬副知事におかれましては、日銀において長年にわたり金融経済の第一線で政策運営に携わってこられた方であり、公共投資を単なる支出としてだけではなく、地域の将来価値を高める投資として捉える視点もお持ちであると認識をいたしております。

そこで、まだ、ルートはおろか、何も決まっていないという県の立場ではありますが、もし仮に新鳥栖―武雄温泉間がフル規格整備された場合、佐賀県経済にどのような効果が見込まれるのか。また一方で、地方負担の規模、需要見通しの不確実性、並行在来線への影響など、県として直面することになる課題をどのように整理しておられるのか。そのメリットとデメリットについて、県民の皆さんに分かりやすい言葉でお示しください。引馬副知事の所見をお伺いいたします。

次に、県民の声の受け止めについてお伺いいたします。

この件につきましては、午前中、土井議員の質疑でもありましたが、私はまた違った観点から質問をさせていただきます。

本年七月に実施されましたサガテレビの県民アンケートによりますと、フル規格での整備に賛成とされている方は六三％と、前回よりも大幅に増加した一方で、反対と回答された方は、賛成の半数以下の二三・九％でありました。さらに注目すべき点は、この反対と回答された二

三・九％の中で、現在のリレー方式がよいと答えている方が四二・二％にとどまっている点であり、これは現状に満足している方は、県民全体のおおよそ一割程度にすぎないことを意味しております。

また、佐賀新聞のアンケート調査におきましても、これは設問構成が整理された形ではありませんが、参考までに回答者の受け止め方を丁寧に読み解いてまいりますと、在来線を活用と答えた層の中で、現行の対面乗りかえを支持している割合は、県民全体のおおむね二割程度であるといえます。

両調査を総合いたしますと、現状のリレー方式でよいと考えている県民は、全体の一割から二割の極めて少数派であり、むしろ多くの県民が現状に何らかの不便さを感じているという実態が浮かび上がってまいります。

この現状では不満であると感じている多くの県民の声をどのように受け止めておられるのか、山口知事にお伺いをいたします。

最後に、国との今後の協議方針についてお伺いいたします。

国土交通省の水嶋事務次官は、財源スキームの見直しなど、法令改正の必要性について言及されておりますが、現状では、国からの具体的な提案はなされていないと認識をいたしております。

これらの課題の解決には、関係者の理解や様々なプロセスを経る必要があり、多大な時間と議論を要するものであると考えております。

また、事務次官は、北部九州全体で空港や道路、新幹線をどうするかという絵を描いていく中で考えるべきだと述べられており、知事も、佐賀空港や有明海沿岸道路などとの連携を含め、佐賀県や九州全体の将来の展望を描くことができるかどうか、大きな視点による議論が必要であると発言されております。もちろん国のほうから解決策を示すべきであるという県の主張も深く理解するところではありますが、これはせっかくの機会でもありますので、西九州新幹線の整備によって、鉄道利便性の低下した地域の交通環境を補完するためにも、有明海沿岸道路や国道四百九十八号、国道二百七号の早期整備や佐賀唐津道路、西九州自動車道といった高規格道路の整備を含め、九州佐賀国際空港の滑走路の延伸など、佐賀県の総合的なインフラ整備と絡めながら、より鳥瞰的、俯瞰的な視点からの議論を、県のほうから投げかけてもよいのではないかと考えますが、今後、国とどのような姿勢で協議に臨んでいかれるのか、山口知事の所見をお伺いいたします。

本県は今、大きな分岐点に立たされていると考えております。整備するかしないかという単純な話ではなく、佐賀県がどの方向に進み、どのような県であり続けるのかという将来像そのものに関わる問題であります。私は賛否を超え、事実を示し、論点を明らかにし、県民と共に県政を前に進めていくことが政治の責任であると考えております。

県として、この重要な課題に対しまして正面から向き合い、国との協議に臨まれることを強く期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の項目は、唐津港の整備についての質問であります。

先ほどは九州新幹線西九州ルートについて申し上げましたが、その本質は、単に一つの交通路線の是非にあるものではございません。そこに通底しておりますことは、地域の将来をどのような基盤の上に築き上げていくのかという公共政策の根幹に関わる問いであります。

公共投資とは、目の前の不足を補うためだけに行うものではなく、未

来に向けまして、地域の選択肢を確実に広げていくための営みであり、その一つ一つの判断がやがて地域の輪郭を描き出し、次の世代、また未来の県民のための基盤となってまいります。

その意味におきまして、唐津港も、本県における公共投資の象徴的な対象であると同時に、極めて重要な社会基盤であるといえます。唐津港は、伊万里港とともに、本県の重要港湾に指定されており、物流、観光、水産の三つの機能を併せ持つ複合港として長年にわたり地域の産業と暮らしを支えてまいりました。また、外内貿埠頭やレクリエーション緑地、水産基地などを有する多機能港湾といたしまして、建設資材やエネルギー関連物資、水産物の流通、そして人々の往来など、常に時代の要請に応えながら地域の現実と向き合ってまいりました。

さらに九州北部に位置する唐津港は、東アジアに近接しており、福岡都市圏へのアクセス性もよく、その地理的優位性が高いことから、今後その価値をいかに生かすかが問われているところであります。

東港地区におきましては、コロナの収束後、外国のクルーズ船の寄港回数は回復基調にあり、さらなるインバウンド需要の高まりが予想されることから、地域の観光産業からも大きな期待を受けているものであります。

また、妙見地区では、鋼材や鉄くず、セメントなどの取り扱いに加え、本年九月からは、バイオマス発電の営業開始に伴いまして、バイオ燃料の輸入が始まるなど、エネルギー供給という役割も担うようになっております。

唐津港は、物流の拠点であるとともに、交流の窓口、産業の足場としてその姿を確実に重ねており、同時に地域の海の安全を支える体制もまた、この港を拠点として整えてまいりました。

昨年一月には、唐津海上保安部に大型巡視船「いまり」が配備され、警備・救難体制は新たな段階へと移行しており、この事実は、唐津の海が地域の港という枠を超え、より大きな公共的役割を担う場であることを静かに物語っているものであります。

一方で、港を取り巻く環境は、私たちの想像以上の速さで変化しており、船舶の大型化、旅客需要の変化、観光の多様化、災害対応への期待など、港に寄せられる機能と責任は年を追うごとに確実に重みを増してきております。

このような状況を踏まえまして、唐津港の現状を改めて政策の視点から捉え直したとき、看過することのできない課題が浮かび上がってまいります。すなわち、現在の唐津港の機能や規模、これらが将来想定される産業構造や物流の変化、交流人口の拡大、さらには防災・減災の観点から見ても、県の拠点港として果たすべき役割に十分対応できるものとなっているかという点であります。

実際に今年六月、護衛艦「あさぎり」が県内に寄港した際、本来想定されていた唐津港への入港は、唯一の大水深岸壁であります妙見地区の四号岸壁が使用中であったため、急遽、伊万里港へと変更がなされました。その結果、本来唐津の地で実現するはずであった行事や交流の機会が失われ、地域にとりまして確かな機会損失が生じたものと受け止めております。

これはほんの一例でありますが、港の受け入れの在り方が、地域が本来得ることのできた価値や可能性にまで影響を及ぼす段階に入っていることを示しており、このような現状から、港湾関係者からも新たな大水

深岸壁の整備を望む声が大きくなっております。

また、唐津市におきましても、本年途中まで県の港湾課長でありました中西氏が唐津の副市長として着任をされ、本年九月の市議会の一般質問に対しまして、唐津港の港湾計画の早期改定について県に強く働きかけていく旨の答弁をなされております。このことは、港湾整備という課題が、県や市という自治体の枠を超えて共有されるべき地域課題として認識されていることを示す一つの象徴的な出来事であると考えられます。

港は、平時におきましては産業や観光を支える経済、交流の玄関口であり、非常時におきましては人命と暮らしを守るための重要なライフラインとなるものであります。その機能を将来にわたり十分に発揮させるためにどのような港湾基盤を整えていくのかは、単なる技術的な設計の問題ではなく、この地域がどのような未来を選び取るのかという、まさに意思の問題であると考えております。

現在の唐津港の港湾計画は、平成十七年の改定から既に二十年が経過しようとしております。この間に産業構造や物流の姿、人や物の動き、さらには私たちの生活様式も大きく変化してきております。にもかかわらず、港の基本的な計画が当時の前提のまま据え置かれているとするならば、将来の地域像を描く上での地図としては、もはや十分とは言い難い状況にあるのではないかと懸念するところであります。

国は現在、港を国土の基盤を支える重要なインフラであると同時に、地域づくりの核として捉える方向へとかじを切っております。

また、国土交通省は、港湾の中長期政策「ＰＯＲＴ　２０３０」におきまして、港を単なる物流施設ではなく、産業、観光、防災、エネルギー政策までを包含する総合的な社会基盤として再定義し、将来を見据えた計画的かつ重点的な投資が必要不可欠であるとの考え方を明確にしております。

その上で、老朽化する港湾施設への対応、船舶の大型化への適応、災害時の物流確保、さらにはカーボンニュートラルへの対応という課題に同時に向き合う必要性を指摘し、後追いの整備ではなく、先手の整備こそが必要であるとの姿勢を強めております。

港湾は、もはや一分野の施設にとどまる存在ではなく、地域の将来像そのものを規定する重要な社会基盤として位置づけられており、このような中で、唐津港につきましても、国が港湾整備と機能強化を強く打ち出している現状を踏まえまして、港湾整備の基礎となる港湾計画が現在の社会情勢に十分対応できているのか、将来を見据えたものとなっているのか、改めて検証すべき時期に来ているものと考えます。

そこで、唐津港の港湾計画の見直し及び物流機能をはじめとする港湾機能の強化につきまして、県としてどのように考えておられるのか。また、今後どのような方針で取り組んでいかれるのか、寺田地域交流部長にお伺いをいたします。

三つ目の項目は、園芸農業の振興についての質問であります。

県では、令和五年八月に策定されました「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二三」におきまして、収益性の高い品目への転換や先進技術の導入、規模拡大などにより経営力を磨く、若い世代が農業の魅力を感じるような所得を稼ぐ、そして、その姿を見て新たな担い手が確保され、地域、産地、農業が未来へつながるという好循環の創出を基本方針として掲げ、農業・農村の振興に取り組んでおられます。

こうした中、県では、安定した収入で農家所得を向上させるため、収益性の高い園芸農業の振興にも一層の力を入れていくこととされ、令和元年度から農家をはじめ、市町やＪＡなどの関係者と連携しながら、「さが園芸８８８運動」を展開されております。

この運動は、本県の園芸農業産出額を、平成二十九年の六百二十九億円を基準として、令和十年までに八百八十八億円へと引き上げるという極めて意欲的な目標を掲げた取組でありますが、その中で、「さが園芸８８８整備支援事業」として、ハウスの整備や機械導入への支援、先進技術の導入、新規就農者の育成、確保、規模拡大への支援などの各種施策を通じまして、現場の実情に即した形で着実に取組を進めてこられました。

これら一連の取組は、単なる設備投資の支援にとどまるものではなく、収量や品質の安定、作業の省力化、経営体質の強化といった面を通じまして、本県の園芸農業の振興に大きく寄与してきたものと評価するところであります。

一方で、農業を取り巻く環境を俯瞰いたしますと、資材費やエネルギーコストの高騰、天候不順や異常気象による生産の不安定化、担い手不足や高齢化の進行、大型投資後の経営の持続性、農産物の価格転嫁など、構造的な課題は依然として存在いたしております。

本事業は、令和元年八月に策定された「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇一九」とともにスタートしており、振興計画とあわせまして、四年ごとの見直しを行いながら推進されてきた事業であります。

令和八年度は、第二期目の最終年度に当たることから、これまでの取組成果を整理するとともに、残された課題に対処するため、次の展開に向けた方向性を示すべき重要な年度であり、施設整備や生産基盤の強化といったハード施策を着実に継続しつつ、経営の安定化や産地としての持続可能性といった観点から、次の段階に向けた政策設計を行う必要があると考えます。

また、これまでの県の取組に対しまして農家の方々からは、現場のニーズに合わせた事業メニューが随時拡充されてきたことを感謝されている一方で、事業に取り組む農家が増加してくる中、十分な支援が行き渡るのか、今後も事業が継続して行われるのかという不安の声が聞こえているのも事実であります。

八百八十八億円という数字は、単なる事業規模を目指すものではありません。それは担い手の確保と育成、持続可能な農業経営の確立、地域経済を支える基幹産業としての農業の実現に向けた本県の政策的意思を示すものであり、県民に対する一つの約束であると認識をいたしております。今後も、農家の声に丁寧に耳を傾け、時代の変化に即した施策を積み重ねていくことが極めて重要であると考えます。

以上のことを踏まえまして、県が進めてきた「さが園芸８８８運動」を一過性の政策で終わらせることなく、佐賀の農業構造そのものを強固にし、持続可能な産地づくりへと結びつけていくため、今後、園芸農業の推進にどのように取り組んでいかれるのか、島内農林水産部長にお伺いをいたします。

最後の項目は、学校と地域が連携した人材育成についての質問であります。

本県の佐賀県教育大綱には、「高い志と佐賀に誇りを持った骨太でたくましい子どもを育てる」と掲げられており、子供たちが地域を知り、

佐賀や地域に誇りを持つことは将来の佐賀県を担う人づくりにつながるものであると認識をいたしております。

また、国におきましても、学習指導要領の前文で学校教育を社会に開かれた教育課程と位置づけ、地域と連携しながら子供を育てていく方向性が示されております。実際に全国の公立高校では、およそ六割の学校がコミュニティースクールを導入しており、学校と地域が協働する体制づくりは全国的な流れとなってきております。

さらに、国の教育基本法におきましても、教育は家庭及び地域住民等との連携協力の下で行われるべきことが明記されており、学校と地域が連携した教育の在り方は、理念のレベルにとどまらず、国の基本法制の中にも位置づけられております。

加えまして、制度面におきましても、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティースクールが法的に位置づけられており、学校と地域が連携した学校づくりは、理念だけではなく、制度としても支えられた取組になっているところであります。

生徒一人一人が学校や地域を誇りに思うようになるためには、学校だけでなく、地域が共に関わりながら子供たちを育てていくことが欠かせません。県内の小中学校におきましては、学校運営とそのために必要な支援について協議する学校運営協議会を設置し、いわゆるコミュニティースクールとして開かれた学校づくりと地域との協力体制づくりが進められております。

また、県教育委員会におきましても、「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組み、県立高校が地域と連携しながらその魅力や強みを磨き上げていくことで県内外から生徒を集め、将来の地域を支える人材を輩出していくことを目的に、学校の魅力化を進められているものと承知いたしております。

近年、少子化や人口減少、さらには核家族化の進行により地域の人間関係は希薄化しつつあり、そのような状況の中にあってこそ、それぞれの学校が魅力ある学校づくりを進め、地域に愛される存在となることが、生徒の確保のみならず、学校と地域双方の活性化につながっていくものと考えるものであります。

地域との連携の取組が、行事やイベントを中心とした形で行われている学校も見受けられます。こうした取組は、学校と地域との距離を縮める大切な機会である一方で、今後はそれらを日常の教育活動の中にどのように位置づけ、子供たちの学びの深まりや将来の進路意識の形成につなげていくかということがより一層重要になってくるのではないでしょうか。地域との関わりが単なる体験にとどまることなく、何を学び、何を感じ、将来にどうつながっていくのか、こうした視点を学校と地域とで共有しながら、取組をより質の高いものへと育てていくことが求められているものと考えます。

そこで、お伺いいたします。

初めに、県が進められている「唯一無二の誇り高き学校づくり」につきまして、それぞれの学校において、地域と連携しながら具体的にどのような取組が行われているのでしょうか。地域との協働の在り方や学校づくりにおいて、地域の力をどのように生かしているのか、現在の取組状況についてお示しください。

次に、未来の佐賀県を担う人づくりにつなげていくため、今後、学校

と地域が連携した人材育成について、県としてどのように取り組んでいかれるお考えでしょうか。県立高校の魅力化とともに、地域と連携した学びを通じて、どのように人材育成を進めていかれるのか、今後の方向性をお聞かせください。以上二点につきまして甲斐教育長にお伺いをいたします。

学校と地域の連携は、制度を整えることが目的ではなく、子供たちが自分の暮らす地域に関心を持ち、その中で自らの将来を考えられるようになることこそが最も大切であると考えます。学校と地域が日常的に関わり合い、教育の中身として一つ一つ積み重ねていくことで、その成果は必ずや将来の佐賀を支える力となって現れてくるものと期待しております。地域と連携した学校づくりと人材育成につきまして、本県教育の重要な柱として今後も着実に取り組んでいただきますようお願いを申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）

◉山口知事　登壇＝桃崎祐介議員の御質問にお答えします。

九州新幹線西九州ルートにつきまして、県内のアンケートなどに関する、まず意見の受け止めについてお答えします。

いろいろな意見があって当然だと思っています。また、アンケートも含め、聞き方によって答え方は大きく変わるものと思います。新鳥栖―武雄温泉間の整備につきましては、これまでの経緯があります。そして、実質負担額が千四百億円以上で、新幹線以外の事業の進捗が図れないという課題、そして在来線の利便性といった様々な課題があります。

アンケートなどにおいて、こうした課題を前提に置かずにフル規格について尋ねられますと、フル規格でつないだほうがいいと思うのは自然なことだと思います。新幹線あったほうがいいですか、どうですか。つないだほうがいいですか、つながないほうがいいですか。それは丸をつけるのが自然な形になると思います。

ここで前提を置くかどうかなんですが、例えば、財政的な課題だけを取ってみても、千四百億円以上、県民負担でかかります。他の予算、ほとんど行えず、大胆に削らざるを得ないことになりますが、どうかとか、新幹線を通らない地域も含めて、これから三十年ぐらい厳しい財政状況が佐賀県は続きます。それでもどうでしょうかとか、そういった前提というのはとても私は大切なんだろうと思っています。

それに加えて、本来、西九州ルートはフリーゲージトレインが在来線を通る形で開業するはずでありました。しかし、国がそれができないと断念したことで現状となっております。こうした、佐賀県が置かれている状況や経緯を知った環境について考えることが必要だと私は思います。現状の制度におきまして、西九州新幹線の整備は複雑なものが入り組んでいる課題です。一面的ではなく、多面的に捉えることが必要と認識しております。

続きまして、国などとの協議についてお答えします。

改めて申し上げますけれども、西九州ルートは本来もう終わっているはずでございました。国がフリーゲージトレインを断念したことで今に至っております。

議員からお話がありましたように、九州佐賀国際空港の活用、有明海沿岸道路との連携も含めて、佐賀県や九州全体の将来展望につながるという意味で、新しい課題として話し合うことについては私も賛成です。大きな視点による新たな発想での議論は必要だと私は申し上げてまいりました。これは、今後ともそうした観点から議論してまいりたいと考え

ています。

水嶋次官とは様々な機会に意見交換を行っております。そして、地元三者トップ意見交換など、様々な場での骨太な議論は進めていきたいと考えております。

◉引馬副知事　登壇＝私からは、九州新幹線西九州ルートに関するお尋ねのうち、新幹線のメリット、デメリットについてお答えをいたします。

新幹線を整備するメリットでございますが、一般に時間短縮効果が基本となります。この時間短縮効果によりまして交通アクセスが向上する結果、企業誘致や住宅投資、人流促進につながるとされます。

他方、デメリットでございますが、一般に財政負担といった直接的な金銭負担のほかに、在来線の利便性低下などが挙げられます。

整備新幹線は、一般論で言いますと、多少のデメリットがあったとしても、それをメリットが上回ると判断されれば踏み出されるものでございます。仮に新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備する場合、佐賀県は現在の鉄道環境が既によいことを背景にいたしまして、この時間短縮効果は限定的でございます。そのため、企業誘致や住宅投資、人流促進に与える波及効果も限定的と考えます。その反面、追加で一千四百億円以上の実質負担が発生いたします。これは、いわゆる真水の負担で、より具体的に申し上げますれば、ＪＲが負担する貸付料、国の負担金、そして、国からの交付税措置を除いた県の一般財源で負担するものでございます。つまり、県が必要と考える施策、これを実施するために自ら支出を決定できる大変貴重な財源、ここから支出をするわけでございます。知事答弁にもございました、これは大変大きな金額でございます。県の財政計画上、やはり到底収まらない規模だと考えます。新幹線整備以外の重要な施策が進捗できなくなるレベルと考えます。

整備新幹線のメリットの存在自体を否定するものではございませんが、デメリットのほうがメリットを大きく上回るという状況でございます。

長崎県との比較ということで申し上げますれば、長崎県の場合はさらなる時間短縮効果が大きいのに追加負担はゼロという状況でございます。したがって、メリットのほうがデメリットを上回っているわけであります。

西九州ルートに係るこの両県の財政負担だけを比較したとしても、佐賀県はこれまでの二百億円にこの一千四百億円以上を加えた一千六百億円以上実質負担が発生することになります。これは長崎県が支払った六百億円の二・五倍以上の負担ということでございます。現行のスキームでは、佐賀県にとって失うもののほうがはるかに大きいということになります。

私からは以上でございます。

○時間延長

◉議長（宮原真一君）　時間を延長いたします。

◉寺田地域交流部長　登壇＝私からは、唐津港の整備についてお答えいたします。

妙見四号岸壁の令和六年の取扱貨物量でございますが、十万トンでございます。令和七年につきましては、議員からも御紹介がありましたバイオマス発電が営業運転を開始しまして、燃料の輸入が増加したことを受けまして、十一月現在で約二十二万トンとなっており、取扱量は増えている状況でございます。

また、降雨等でバイオマス燃料の荷揚げに時間を要すると、船舶の沖待ちが発生するなど、船舶の大型化により唐津港唯一の大水深岸壁である妙見四号岸壁の需要が高まっていることも承知しているところでございます。

しかしながら、新たな岸壁を港湾計画に位置づけていくためには、現在の岸壁が十分に利用された上で、さらに二、三十万トンの将来取扱貨物の需要見込みが必要と考えているところでございます。県、唐津市、地元関係者一体となって取扱貨物量を増やしていくことが重要であると考えております。

そういう中で、地元の関係者の動きとしましては、今年五月、議員にも御出席いただきました唐津港利用促進協議会の総会におきまして、民間主導で唐津港を盛り上げていく議論がなされました。協議会の会長が県知事から地元企業に交代することとなったわけでございます。これは民間が中心となって唐津港の利用を促進し、唐津港のビジョンを議論できる体制になったものと認識しております。

県としましても、現在、民間主導となった利用促進協議会の自発的な取組を支援するとともに、地元の物流業者と共に将来取扱貨物の可能性について意見交換をしているところでございます。具体的には、令和七年度は四回実施をいたしました。港湾計画は地元の皆さんの頑張りの先に見えてくるものと考えております。

なお、県では、国とも港湾計画につきまして勉強会を今、行っているところでございます。具体的には、今年度七回ほど行っているわけですが、引き続き頑張る民間を支援していくためにもこうした取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

港湾計画の位置づけでございますが、やはり民間主導でどのぐらいの貨物量が集められているのか、そして、今後どのような貨物を目指していくのかということから始まるというふうに考えております。これからも地元企業の皆様と意見交換をしながら、県としても、繰り返しになりますが、頑張る民間の支援に努力していきたいというふうに考えております。そして、国や唐津市とも連携しながら、一緒になって唐津港の発展に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、園芸農業の振興についてお答えいたします。

県では、これまで生産者やＪＡ、市町と一体になって「さが園芸８８８運動」を展開し、例えば、トレーニングファームなどによる担い手の育成から、その受け皿となり、新規就農者の円滑な就農につながる園芸団地の整備といった一貫した就農支援などにより、園芸農業における担い手が各地で生まれております。今年度からこうした取組を露地園芸でも取り組んでおります。

また、意欲ある農家の設備投資の負担が軽減するよう、園芸ハウスの整備や省力化の導入についても支援を行っております。加えまして、近年のハウス整備費の高騰に対応するため、使用可能なハウスを次の世代に着実につないでいけるよう、中古ハウスの出し手と受け手のマッチングを円滑に行うための仕組みづくりやハウスのイノベーションの推進にも力を入れております。

さらには、農業を取り巻く情勢が変化する中、労働力不足や、近年、農作物の収量や品質への影響が深刻化する気候変動の課題に対しまし

て、農福連携や外国人材の活用による労働力補完の推進ですとか、イチゴの苗を冷蔵庫などで冷やし、生育を早め、安定させる株冷技術、果樹における日焼け果対策の徹底や簡易かん水設備の導入などの高温対策を推進しております。

県といたしましては、農家、市町、農業団体などから農業現場のニーズなどを聞かせていただき、農家の皆様が安心して営農に取り組めるよう、未来につながる園芸農業を振興してまいります。

私からは以上でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、学校と地域が連携した人材育成についてお答えをいたします。

初めに、地域と連携した学校づくりについてでございます。

県教育委員会では、県立高校の魅力や強みを磨き上げ、県内外からの入学者の増加を目指す「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組んでおり、これには地域との連携が欠かせないものと考えております。

現在、各高校では、それぞれ地元の市町や地域の団体等と連携した探究的な学びや、学校外での体験活動など、特色ある教育活動を行っております。

例えば、唐津西高校など、唐津市内の複数の高校では、地元のＮＰＯ法人と連携し、イベントの企画運営やボランティア活動に取り組んでいます。

鹿島高校では、幅広い分野で活躍する卒業生が大勢参画し、「旭ケ岡キャリア塾」というほかにはない独自の形でキャリア教育を充実させています。

牛津高校の起業家入門の授業では、専門家や起業家から協力をいただき、地域資源を活用した商品開発に取り組んでいます。

武雄高校では、武雄市と連携した高校生のまちづくり参画事業において、高校生目線で地域課題の解決にチャレンジしています。

幾つか御紹介をさせていただきましたけれども、地域の一員として地域課題に向き合うこうした学びは、地域への愛着や誇りの醸成にもつながっており、自分の学校を自信を持って中学生に勧めることができると考える高校生の割合が毎年増加してきています。また、県外からの入学者数についても年々増加しているところです。

次に、地域と連携した人材育成についてでございます。

県教育委員会では、県の教育大綱を踏まえ、子供の主体性を尊重し、自分で考え判断、行動する、骨太で、また人の痛みやつらさが分かる子供に育てていきたいと考えています。そのためにも、地域との連携は重要でございます。

地域と結びついた活動や探究的な学びを通して、子供たちは豊かな地域資源や地域の様々な方々と出会い、多様な価値観に触れることができます。自分の興味や関心の幅を広げ、深めていく中で、社会や地域が抱える課題に気づき、その解決に向けて、自ら考え、仲間と話し合い、行動する経験を積んでいきます。

その経験は、将来どんな仕事に就きたいか、これから社会や地域に自分はどのように関わっていきたいかなどライフキャリア、大きく言えば、自分の生き方を思い描くことにもつながっていきます。

また、地域にとっても、若者の視点や想像力により、新たなアイデアが生まれたり、子供を中心に人が集うことにより、地域の活性化や人的ネットワークづくりにもつながるのではないかと思っております。

地域の皆様には、ぜひ今後とも学校と一緒になって、高校生の学びが深まるよう応援していただければ大変ありがたいと思っております。

県教育委員会としましては、現在各校が取り組む学校魅力化を支え、伴走支援を行っているところでございますが、今後さらに地域との連携や学びを深めていくための体制、取組を充実させていきたいと考えております。

地域と共に子供たちが光り、生き生きと学び続けていけるよう、今後も地域と連携した魅力ある学校づくりを通じて、これからの佐賀県を担う人材育成に力を尽くしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◉議長（宮原真一君）　これで本日の日程は終了いたしました。

あす三日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後五時五分　散会

速記者　長谷川　菜央

第三日

令和七年十二月三日（水）

令和七年十二月三日（水）　午前十時　開議

出席議員　三十六名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三五番	土井敏行		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三六番	石倉秀郷		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三七番	岡口重文		
九番	中本正一	二三番	宮原真一				
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　一名

三一番　木原奉文

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	光武香織
男女参画・こども局長	大草昭雄
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同　議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉**議長（宮原真一君）**　これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◉**原田寿雄君**（拍手）**登壇**＝西松浦郡選出の原田寿雄でございます。

佐賀県や国が有田町に様々な事業を示していただいている中で、今報道されているような事案、大変申し訳なく感じております。信頼を回復するためにもしっかりと取り組んでいく覚悟でございます。

それでは、通告に従って四問の質問をしたいと思います。

まず、佐賀が誇る本物の文化資源を生かしたインバウンド誘客についてであります。

佐賀県には、有田をはじめ、唐津、伊万里、嬉野、武雄など、四百年以上の歴史を誇る多彩な陶磁器文化が息づいております。また、お茶や日本酒、玄界灘と有明海の二つの海の幸、佐賀県産のお米などの農産物、そして温泉など、文化・観光資源があふれており、佐賀はまさに日本文化が凝縮された地だとも言えます。

十七世紀には、有田焼が、貴族たちを魅了したヨーロッパでは、美術館などを満喫することを主目的とする美術館観光をはじめとして、歴史、文化と観光が密接に結びついていて、それが魅力的な観光地を形成して世界中の多くの人々を引きつけています。

オーストリア・ウィーン郊外のロースドルフ城では、十七から十八世紀に輸出された数多くの有田焼、古伊万里が収蔵され、戦争で破壊された後も陶片を大切に保管し、展示されています。そして、その展示はオーストリア政府や美術大学の支援で三年をかけて整備されているとのことであり、整備が整うと多くの観光客が訪れるものと期待をしております。

今年八月には知事も訪問され、城主のピアッティ氏と意見を交わされたと聞いております。また、オーストリアの世界遺産であるシェーンブルン宮殿や、ドイツの磁器の間で有名なシャルロッテンブルグ宮殿など、世界各地で大切に受け継がれてきた貴重な有田焼、古伊万里のコレクションは今日に至るまで多くの人々を魅了し続けております。

このように、海外に輸出された有田焼が、その文化的価値を認められ、私たち日本人が思っている以上に世界中に大切にされている。世界各国には、陶磁器に限らず、オランダ貿易や万国博覧会などを通じて海を渡った日本の文化遺産が数多く眠っている可能性もあり、その背景や日本とのつながりを明らかにしていくことも必要だと感じているところであり、これはぜひ国も事業として行っていただきたいと思っているところです。

こうした日本文化に興味を示す昨今のインバウンドの傾向として、いわゆるゴールデンルートだけではなく、地方でもっと深く日本文化に触れたいという旅行者が増えていると聞いております。佐賀が誇る文化遺産を生かして、こうした旅行者に対して本物の体験ができるデスティネーションとしての認知度を高め、特に文化への関心が強い欧米のインバウンド誘客につなげていくことは、佐賀だからこそできる取組だと考えております。

そのためには、海外の方々に陶磁器をはじめとする本物の文化資源の源流がここ佐賀にあることを知ってもらうことが不可欠であると考えます。また、知的探求心が強い旅行者の心に響くコンテンツの造成や、長期的な視点に立った受け入れ環境の整備も必要と考えております。

このような中、県では、観光庁の「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業」、また、文化庁の「本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業」――ＡＣＥプログラムと呼ばれますが、この二つの事業に都道府県として唯一採択され、海外への情報発信と地元での受け入れ環境の整備の両面で事業を進められていることは大変すばらしく感じております。大変採択ハードルの高い事業であっただけに、県職員の皆さんの尽力に改めて感謝をするものであります。

観光庁の補助事業を活用した「〝さが〟プレミアムコンテンツ創出事業」では、欧米の旅行客をターゲットとした高付加価値コンテンツの造成を行い、先月、パリの商談会を開催し、参加した現地旅行会社やメディアから高評価を得たと聞いています。また、ここには十五代酒井田柿右衛門先生をはじめ、著名な窯元も参加されたと聞いております。このように、佐賀の本物を、海外に機会を捉えて情報発信していくことを継続していってもらいたいと思います。

また、文化庁補助事業を活用した「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」では、有田を世界中から感性豊かな人々が訪れ、地域の人々と相互に影響を与え合う文化創造拠点へ進化させ、その効果を県全体へ波及させていくチャレンジが始まっており、今後の展開に大いに期待をしております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、「〝さが〟プレミアムコンテンツ創出事業」の成果と今後の取組についてであります。

今年度、この事業、具体的にはパリでのプレゼン事業でありますが、この事業に取り組んできて、どのような成果が生まれ、今後どのように取り組んでいかれるのか、文化・観光局長にお尋ねいたします。

続いて、本物の文化資源を生かしたインバウンド誘客についてであります。

佐賀が誇る本物の文化資源を生かしたインバウンド誘客についてでありますが、日頃より世界を常に意識されている知事の考えをお伺いいたします。

続きまして、二問目であります。有田町内山の無電柱化についてお尋ねいたします。

有田町では、毎年十二月に開催される「アリタ・マシュマロ・クリスマス」に福岡、長崎など県外からも非常に多くの来県者が来られるようになり、インバウンドの観光客も最近増えてきたと感じております。また、有田陶器市には若い人も増えたという声も聞いており、町が少しずつ変わり始めているなと感じております。そして、伝統的な建造物が建ち並び、有田陶器市が開催される内山地区においては、歴史的地域資源として古民家再生などにも取り組まれております。

さらに文化庁の補助事業、「本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業」――ＡＣＥ事業、先ほど話した事業でありますが、これは佐賀県が構成する多彩な焼き物文化を生かした文化観光エリアづくり、これが九州で唯一採択されております。

この事業は、五カ年の総事業費が約十二億円で計画され、文化の振興としては非常に大きな事業となっており、対象地区として含まれているのが内山地区の活性化につながっていくものと考えております。

現在、こうした取組が行われていることに加え、有田陶器市のメイン通りである県道大木有田線では、県で札ノ辻交差点から、ちょうど陶器

市の中心地になる交差点のところでありますけれども、そこから泉山磁石場入口交差点までの区間、この区間が第一工区として無電柱化が進められております。無電柱化の整備により、内山地区の通りや周辺の景観向上、有田の観光に大きくプラスになるというふうに考えており、大変大きな期待を寄せているところであります。

今回採択されたＡＣＥプログラムと相乗効果を生み出していくためにも、まだ事業化されていない札ノ辻交差点から西側の区間も含めて県道大木有田線の無電柱化が一日も早く完成することを望んでおります。

この西側区間については、民家が隣接し連なっており、独立した歩道もないために電柱の代わりとなる地上機器を設置するためには、地元調整に時間を要することも考えられることから、事業化に向けた準備や検討に早く着手したほうがよいのではないかと思い現在要望もしているところであります。

そこで、以下のことについてお尋ねいたします。

現在、事業中の県道大木有田線の札ノ辻交差点から泉山磁石場入口交差点までの区間の無電柱化の整備状況はどのようになっているのか。また、札ノ辻交差点から西側地区の無電柱化について県はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

続いて、「地域構想推進プラットフォーム」についてお尋ねをいたします。

先日行われました佐賀新聞の県民世論調査では、県立大学構想に賛成と回答した割合が四六・八％、反対と回答した割合が二六・三％で、反対の理由は、「大学を卒業しても県内企業への就職には結びつかない」であるとか、「少子化で大学間の競争が厳しくなっている」というものが主な理由でありました。県内に新しく大学が増えても学生を奪い合うだけではないかということをおっしゃる方もおります。

少子化が加速度的に進む中、大学進学時の首都圏一極集中をそのままにしておけば、地方から大学がなくなりかねない。このことは国も大変危惧をしており、高等教育機関全体の規模の適正化を図りながらも、地方においては大学が果たす役割などについて地域全体で認識を共有し、地域への人材定着、人材育成を図る必要があるという流れが大変強くなってきていると感じております。

こうした状況を踏まえて、今年二月に中央教育審議会がまとめた「知の総和」答申においても、地方における高等教育へのアクセス確保が重要であるとされ、大学、行政、産業界などの関係者による意見交換の場として、「地域構想推進プラットフォーム」構築が提言され、今年四月には文部科学省内に地域大学振興室が創設されたところであります。

先日、文科省を訪れ、前の佐賀県の副知事であった小林万里子さんが、今、私学部長ということでおられまして、その小林部長に加えて、地域大学振興室の石川室長などとも話をさせていただきました。

この「地域構想推進プラットフォーム」についてお話を聞いたところでありますが、そこでも改めて、地域における大学の果たす役割が大変大きいということ、地方に大学が必要であることを力説されました。地方における大学の重要性を改めて認識するとともに、地域と大学をつなぐプラットフォームの在り方はそれぞれの地域の実情に応じ、地域で考えていかなければならないと思ったところであります。

そうした中にあって、佐賀県は先月十二日に、知事と県内の大学、短大の学長が一堂に会して意見交換を行う「ＵＣ５＋」が開催され、「地

域構想推進プラットフォーム」について共に取り組んでいくとの合意がなされたと聞いております。

平成二十七年の「ＣＯＣ＋」、これは「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」という名で、地域がどういう人材を求め、そして、それをどう育成していくかというようなことを目的につくられたものでありますが、この「ＣＯＣ＋」をはじめとして、これまでも大学同士の連携である大学コンソーシアムなどが行われてきましたが、今回の「地域構想推進プラットフォーム」の設立により、大学、行政、産業界の連携を強化していくことが、県内高校生の県内大学への進学率向上や、学生の県内企業への就職率向上、さらには地域課題の解決につながるものと考えております。

そして、このプラットフォームをはじめとし、地域と大学のつながりが強まることで、県内に新しく大学が増えても、学生を奪い合うだけではないか、新たな県立大学は私立大学の経営を圧迫するのではないかといった意見もなくなっていくものと確信をしております。

今、県内の大学の環境は大きく変わろうとしています。佐賀大学における日本初のコスメティックサイエンス学環の開設、武雄アジア大学の開学、西九州大学健康データ科学部の開設、そして、県立大学の開学であります。時代を先取りした新しい学び、また、これまでにない地域と大学の連携を実現し、これまでにない佐賀県ならではのプラットフォームになることを大いに期待をしております。この取組に対する知事の思いをお伺いいたします。

最後に、シベリア抑留についての質問であります。

昨年、戦後八十年の慰霊祭をということで、前倒しで行えないかという質問をさせていただきました。遺族会の要望もあって、県として本当にすばらしい慰霊祭を開催していただきましたことには感謝するところでありますが、シベリア抑留の話を聞いて、その戦争後に起こった悲惨な状況ということもあって、あえてここで質問をさせていただきたいというふうに思います。

今年九月に、シベリア抑留関係者佐賀県慰霊祭が佐賀市の平和会館で開催されました。この慰霊祭は、一般財団法人全国強制抑留者協会の福岡県支部が佐賀県実行委員会を立ち上げ、昨年初めて開催されたもので、二回目となる今年は佐賀県出身のお二人の遺族の方が中心となり開催されました。

私は昨年、新聞記事で初めて慰霊祭の開催を知り、漠然としか知らないシベリア抑留の現実を少しでも知ることができればと参列をさせていただきました。福岡参議院議員や県遺族会の方々も参列されておりましたが、シベリア抑留全体の解説であったり、抑留から帰還された方々のインタビュー、そして、現地を取材されたＤＶＤに見入り、佐賀県在住のシベリア抑留を体験された方、百歳近くになられますけれども、その方の生の声をお聞きし、大変大きな衝撃を受けました。

日本へ帰還させると列車に乗せられ、全く逆の方向に向かった先はシベリアであったということであります。最も苛酷だったのは、シベリア第二鉄道と言われるバム鉄道の建設、シベリアの草原の中、露営のテントの中で冬を越さなければならなかったということであり、寒さやけが、疫病に加え、空腹に耐えられず毒草を食べて亡くなるなど、多くの方々が命を落とされたとのことであります。朝、目を覚ますと、寒さのために寄り添って眠っていた隣の仲間が冷たくなっていたということもあっ

たそうであります。

全体で約五十七万五千人が旧ソ連、モンゴルに強制抑留され、約一割の五万五千人が亡くなっておられると国は発表をしておりますが、まだまだ分からないことが多いとも聞いております。ただ、強制抑留がなければ、五万五千人の方々は戦争を生き延び、終戦によって、間違いなく日本の家族のもとに帰ることができたはずであります。

二回目となる今年は、数名の県会議員の皆様も一緒に参列していただきました。七十人ほどの参列でありましたが、来賓で山下参議院議員が挨拶をなさり、山下参議の母方の祖父がシベリア抑留からの帰還者だという話もされました。

国会議員にも抑留された方もたくさんおられ、逢沢一郎代議士は抑留者協会の会長もなされていたということであります。

また、私の周りにも父が抑留者だったという方もたくさんおられ、改めて身近な問題であったんだなということを実感したところであります。

今年は、慰霊祭と分けてシベリア抑留の労苦を語り継ぐ集いがあり、二人の体験者とお一人の遺族から自らの苛酷な体験を語られ、最後に佐賀市のコーラスグループが慰霊の歌をささげられて会は閉じられました。

会の終了後、福岡県支部の藤支部長や、全国抑留者協会の吉田事務局長と話す中で、来年もぜひ佐賀県で開催したいということに加えて、シベリア抑留の組織化運動の発端は、伊万里市の十二名の方々の抑留に対する補償を求める訴えから始まったということも知り、もっと詳しく調べるべきとの思いで、後日、東京九段の抑留者協会を訪問いたしました。

そこで、伊万里の方々の動きが、当時の国会議員、保利茂先生の、この訴えは全国に広げなければ実現しないとの助言により、各地への働きかけで一気に広がり、組織化、現在の協会の設立につながったとのことです。

唯一の団体として抑留の実態調査、慰霊、後世へ伝える取組、相談事業など、様々な活動を行っているということであり、そして近年の活動状況の報告や抱える課題なども詳しく説明を受けました。

シベリア抑留の帰還者は、抑留生活を思い出したくないという気持ちに加えて、思想教育も受けているといったうわさもあって、多くを語る人がいない中で、伊万里の方々の行動が大きな一歩であったし、各都道府県支部の活動に濃淡があり、解散していく支部もある中で発祥の地である佐賀県に支部がないのは残念だとして、つくろうとする思いの方々がおられると、そして協会もその思いは同じであるという話も聞かせていただきました。

現在、協会として力を入れているのが、支部活動の一つとして、シベリア抑留に関する写真等の地方展示であり、今年は四つの県で開催されたということであります。来年度は、支部は解散された和歌山県の抑留帰還者の御家族のたっての御希望で、協会本部の主催として開催することが決まっており、和歌山県、和歌山市、両教育委員会が後援なされ、会場の提案等もしていただいているということでありました。

協会としては、これからも全国各地で開催されることを望んでおり、働きかけを行っているということであります。

協会が国に設立を求めていた資料館、記念館が平成十二年に開設されていると聞き、新宿都庁前の資料館、「帰還者たちの記憶ミュージアム」

に後日また訪れることができました。「帰還者たち」とは兵士、抑留者、引揚者のことを意味して、それぞれに分けられて、展示品、パネル、映像があり、詳しく学ぶことができました。

抑留者の中には作曲家の吉田正先生とか歌手の三波春夫氏もおられ、パネルに抑留生活の思い等も語られておりました。資料も閲覧可能で、相談対応も館の重要な業務とされておりました。

また、このミュージアムには、事業の一環として高校生も訪れておりました。修学旅行のコースにも利用されているということであります。館の案内資料にも一般用と別に感想などを書き込むスペースを設けた学生用があったり、さらに、抑留者や引揚者を描いた漫画本も自由に持ち帰るなど、若い方々に来ていただきたい、平和のメッセージを送りたいという意図がはっきりと見てとることができました。

そして、これは、と目に留まったのが、施設スタッフが先生となって授業をするオンライン平和学習支援のプログラムであります。施設にまで足を運ばなくてもよいこのプログラムを活用すれば、学校の学びの中で取り入れることができるのではないかと感じたところであります。

私は、シベリア抑留の、言葉では表せないような苛酷な実態について、旧ソ連によって、日本がポツダム宣言を受諾した終戦後に行われたという特殊事情も含め、多くの県民の方々に知ってほしいし、シベリア抑留者の体験や遺族、家族の思いを語り継ぐ必要があると考えております。

県には、実行委員会の思いを聞き、その活動の支援や、県が今年から始められたアーカイブ化の対象に、シベリア抑留の体験や遺族の声もぜひ加えてほしいと考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

シベリア抑留についての知事の思いであります。

シベリア抑留者の体験や遺族の思いを語り継いでいく必要があると考えますが、知事の御所見をお尋ねいたします。

次に、資料館である「帰還者たちの記憶ミュージアム」の活用についてであります。

県内の学校においても、平和教育、平和の大切さについて学ぶ機会は設けられていると思いますが、「帰還者たちの記憶ミュージアム」という資料館を修学旅行で活用したり、施設が提供するオンライン平和学習教育プログラムを学校の授業などで活用したりできるのではないかと思いますが、その点に関してどう考えるのか、教育長にお尋ねして質問を終わらせていただきます。（拍手）

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。原田寿雄議員の御質問にお答えします。

まず、佐賀が誇る本物の文化資源を生かしたインバウンド誘客についてお答えします。

佐賀は、すばらしい自然が広がり、歴史と伝統が息づく文化資源が各地域にあふれておりまして、原田議員がおっしゃるとおり、日本文化が凝縮された本物の宝庫だと思っています。

その土地、その土地にそれぞれの風土、営みがあり、地域を織りなす一つ一つが旅人を引きつける要素であります。佐賀の文化の奥深さ、日本的な和の美しさはインバウンドへの強みであります。

しかしながら、佐賀のみならず、日本は世界から称賛されるすばらしく美しい文化を持っているにもかかわらず、その価値に日本人自身が気づいていない面があることが課題だと思っています。

私は日本の美しさの宝庫であります佐賀県が、都市部にあるものを模倣したり、横展開することに注力すべきではないと思います。地域の人々が誇りを持って、しっかりとその価値を打ち出していくことで、この佐賀は世界でこそ独自の輝きを放つと確信しております。今こそ、本質的な価値を磨き上げ、唯一無二の文化資源として進化させていくことが必要です。

特に有田という町は、海外からの知名度や評価が高いです。海外のクリエーターが、有田に滞在して創作活動を行う「Ｃｒｅａｔｉｖｅ　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｙ　Ａｒｉｔａ」という事業は、ヨーロッパ諸国で大変評価が高い事業です。

日本政府観光局の特別顧問でありますデービッド・アトキンソン氏も有田を訪れて、そのポテンシャルを高く評価して私のところに訴えに来ていただきました。

私も、今年八月に訪れましたオーストリアで、有田焼が国境を越え、現在も美術品として高く評価されていることを改めて体感いたしました。また、議員からお話のありましたロースドルフ城では、戦争によって破壊された有田焼が陶片、粉々になっても平和への願いを込めて代々受け継がれ、今でも大切にされていることに感銘を受けました。ヨーロッパの方々の歴史や伝統への尊敬の念と、文化への関心の高さを肌で感じ、有田焼の世界的な存在感をさらに深く実感したわけでございます。

そして、議員からお話のありましたとおり、今年度、インバウンドをターゲットとした観光庁、文化庁の補助事業に都道府県として唯一、採択いただきました。これはこの佐賀が日本を代表するデスティネーションになると証明されたものでありまして、佐賀の本物を世界へと響かせ、インバウンド誘客につなげる絶好のチャンスと認識しています。

その補助事業の中でも、特に文化庁のＡＣＥプログラムで採択を受けました「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」は、五カ年で総事業費約十二億円の大型プロジェクトであります。そして今、本格的に取り組み始めました。

文化への関心が高く、本質を求めるインバウンド旅行者をターゲットに、本物の価値をえぐり出し、ブランディングを行ってまいります。そして、人を育て、有田をはじめとした地域の価値を究極まで高めるプロジェクトとしたく存じます。

有田の町全体を、歴史と名工、これまで紡がれてきた物語を感じる生きたミュージアムにし、世界の文化層が訪れるべき、訪れたい文化創造拠点へと進化させます。さらに、有田を起点として、佐賀県全体に向けて佐賀の食や自然、各地域の文化資源をつないで、文化、観光、産業の好循環を生み出していきたいと考えております。

佐賀で育まれた豊かな文化を通して、伝統と革新が融合する佐賀県でしかできない、まさに世界に誇れる、時代を超えて輝く文化、観光を力強く進めてまいります。

続きまして、大学に関する「地域構想推進プラットフォーム」に対する私の思いについてお答えします。

これは何度かお話しさせていただきましたが、私は知事就任当時に、佐賀県庁は県内大学との関係が希薄と感じておりました。私自身、長崎県総務部長を務めていた際には、長崎県内の八つの四大と意見交換をしてまいりましたし、県によっては大学連携を担当する部署もありまして、事務方が日頃から意見交換を実施するのが通常の姿なのであります。

このような思い、これまでの経験もあり、私が知事になってからは、大学の知見を様々な地域課題の解決に生かす「ＴＳＵＮＡＧＩプロジェクト」や、知事と県内の大学、短大の学長の意見交換会「ＵＣ５＋」を開催してまいりました。今では佐賀県庁と県内大学はとても近い関係にあると思っています。

例えば、佐賀大学でございますが、今年度、日経が行った「大学の地域貢献度調査」というものがありますけれども、全国の大学の中で佐賀大学は総合六位にランキングするなど、高く評価をされております。

ちなみに、この六位についてですけれども、そもそも佐賀大学は、平成二十九年は全国で百三十四位、令和元年は回答なしで欄外でありました。それが令和三年には四十位、令和五年には八位、そして直近で六位ということで急上昇いたしました。これは私が令和元年に佐賀大学の経営協議会の中で、こうした大学の評価というのは学生に対してとても大きな波及力があるので、大学もしっかり分析し、佐賀県とも連携した取組を充実させていきましょうと申し上げたことで、大学の皆さん方が奮起していただいて、六位まで駆け上がってきたということであります。

ちなみに、この調査の一位と二位は全国の公立大学であります。佐賀県立大学もかくありたいと思っております。

地方こそ大学は大切です。大学は、十八歳から二十二歳までの限られた年代のために存在するものではありません。大学と企業が連携して企業の価値を底上げすることや、大学と高校が連携することで高校生の学びに変化をもたらすなど、地域の様々な分野に新しい変化をもたらす存在でございます。こうした多面的な価値、変化を地域にもたらす存在である大学が、これまで佐賀県では圧倒的に不足しておりました。

しかし、今、その環境は大きく変わろうとしています。佐賀県立大学、武雄アジア大学と、大学の数が増えます。また、佐賀大学や西九州大学では、御指摘のありました佐賀大学のコスメティックサイエンス学環というのは、県とも連携して、今、大きな人気を博しています。西九州大学は健康データ科学部を開設予定です。

このように大学をめぐる環境が大きく変わる中、大学と地域、大学相互の連携をより強いものとしていく必要があります。

国においても我々と同じ問題意識を持っておりまして、議員からお話のあったとおり、中央教育審議会において「地域構想推進プラットフォーム」の必要性が答申されました。

先日行いました「ＵＣ５＋」においては、この「地域構想推進プラットフォーム」の設立をみんなで合意しました。その中では次の三つの意見が出たことを紹介しておきます。

一つは、地域との連携なしではこれからの大学は立ち行かないが、形式的なものではなく、肝腎なときに機能する、地域と大学双方にとってウィン・ウィンでやりがいのあるものにする必要がある。

二つ目として、県内の大学で学ぶ学生同士、県内の大学で研究している教員同士もしっかり交流することが重要です。

三つ目として、企業と大学の交流は中堅層の交流を進めることが重要。トップ同士だけでなく、実務を担う企業の部長・課長クラスと教員がつながって、中堅層の交流を進めることが重要というお話をいただいております。

今回新たにつくるプラットフォームでは、産業界、金融機関、マスコミなども交えまして、これからの佐賀県にとって何が必要なのかという

ことを共有し、地域にとって大切な知の拠点である大学を地域全体で支えて生かしていく取組を始めていきたいと考えています。

続きまして、シベリア抑留についての私の思いについてお答えします。

原田議員には、昨年の九月定例県議会の一般質問において、遺族の高齢化の状況を考えると、来年、終戦から八十年という大きな節目の年に県主催の戦没者追悼式を開催すべきという御意見をいただきました。ありがとうございました。

我々でしっかり検討した結果、御遺族の思いを深く受け止め、県遺族会の皆様と相談しながら具体的に考えまして、これまで二十年ごとに開催してきた追悼式を十年前倒しして今年の十月八日に開催いたしました。テーマは「想い・記憶を未来につなぐ」であります。平和への思いや戦争の記憶を御遺族から次の時代を担う中高生たちへとつなぎました。

今回初めて、追悼式の会場で中高生が御遺族へのインタビューを行いまして、今しか残せないかけがえのない生の声をアーカイブ化したわけでございます。

私は中高生たちが、自分たちが高齢者になったときに、またこれを次の世代につなぎますと話していただいた姿にとても胸を熱くしました。こうやってつながっていくとしたらすばらしいなというふうに感じました。

そして、シベリアに抑留された方々は、終戦に伴いまして帰国できると期待していたところに、ポツダム宣言の受諾後にもかかわらず、思わぬ形で連行されまして、氷点下三十度を下回る極寒の厳しい環境下で苛酷な強制労働に従事させられたわけでございます。劣悪な衛生状態の中、満足な食料も与えられず、励まし合った戦友が朝には隣で亡くなっているなど、いわゆるシベリア三重苦、飢え、寒さ、重労働による想像を絶する経験をなされた方々であります。

日本に帰国できるのかすら分からない、先が全く見通せない状況の中で、望郷の思いを胸に、いつ終わるともしれない抑留生活の一日一日を懸命に生き抜かれた日々は筆舌に尽くし難いと思います。

県で把握しているシベリア抑留からの佐賀県への帰還者は約六千二百人であります。死亡者は約六百四十人であります。

平和の尊さを未来へと引き継ぐに当たって、シベリアで苛酷な抑留生活をされた方々やその御遺族の声を聞き、その歴史を知ることは大切です。つらく苦しい抑留生活は思い出したくない、語りたくないかもしれません。しかし、シベリア抑留についても、今残さなければ、その声は永遠に失われてしまうわけでございます。

議員から御紹介のありました「帰還者たちの記憶ミュージアム」を、私も機会を見つけて訪れてみます。

戦後八十年追悼式で御遺族にインタビューをしてくれた中高生が、今後も空襲などを経験した方から話を聞き続けることにしております。シベリア抑留者で県内に御存命の方にも、中高生に直接話をしていただく機会を設け、その様子もアーカイブ化したいと思います。

なお、七月に県遺族会主催で開催されました「平和の語り部」佐賀県大会では、シベリア抑留で父親を亡くされました多久市の坂口さんが話をされました。そのときの映像を収録したＤＶＤを作成して、この十月の追悼式で私から中高生に手渡しました。今後、県内の全ての小・中・高校などに配布することにもしております。

シベリア抑留関係者佐賀県慰霊祭の実行委員会からもお話を聞いてみたいし、シベリア抑留者や御遺族の声を次の世代へと引き継いでいくよう取り組みたいと思います。

シベリア抑留者をはじめ、戦争を経験した多くの方々の記憶や思いを伝承していくこと、年々細くなっていく線を未来へつなげていくことは、今を生きる私たちの使命であります。佐賀県はその使命を果たしていく県でありたいと考えております。

◉永松県土整備部長　**登壇**＝私からは、有田町内山地区の無電柱化についてお答えいたします。

有田町は、日本磁器発祥の地で、四百年以上の伝統を持つ有田焼やその窯元、職人の技、日本一の所蔵数を誇る陶磁器専門ミュージアムである九州陶磁文化館など、歴史的、文化的に価値の高い地域資源を数多く有する地域でございます。

有田町内山地区は、重要伝統的建造物群保存地区であり、表通りとなります県道大木有田線には、白壁の町屋や窯元、陶磁器店が並び、陶磁器文化が暮らしに溶け込んだ様子を体感することができる空間だと思っております。また、有田陶器市では、毎年百万人を超える方に、陶磁器をはじめ伝統や景観なども楽しみながら歩いていただいているところでございます。

こうした、ここにしかない町並みや景観、趣を生かした観光振興やまちづくりにつなげていくため、また、この地域にお住まいの方や、ここを訪れる様々な方々が安全で快適に通行できるよう、県道大木有田線の無電柱化に取り組んでおります。

私も有田陶器市を訪れ、歴史的な町並みを楽しんだことがございます。上空に電線がなくなれば、この景観ももっと生きてくるのではないかと思ったところでございます。

県道大木有田線の具体的な整備の状況についてでございますが、札ノ辻交差点から泉山磁石場入口交差点までの延長六百二十メートル区間について、平成二十六年度から無電柱化を進めております。

現在、電線を入れるための管路の埋設を約三百五十メートル区間で完了しておりまして、今後、残っております二百七十メートル区間の管路の整備を行い、電力の管理や調整を行います地上機器の設置、電線の上空からの地中化、電柱の撤去を実施していく予定としております。

本県のこれまでの無電柱化につきましては、歩道を広げて、その下に管路を埋設したり、歩道に地上機器の設置を行うケースが多いわけでございますが、今回の大木有田線の整備では、この地域が持つ歴史的な町並みや趣を生かせるように、道路の拡幅や歩道の新たな整備を行わずに、今の道路幅を基本に無電柱化することに取り組んでいるところでございます。

このため、管路の埋設をする工事や地上機器の設置場所の調整、工事に伴います交通規制などを限られたスペースの中で行わなければならないなど、この事業特有の課題について、有田町や地元住民の方々の御協力、御理解をいただきながら、一つ一つ丁寧に整備を進めているところでございます。

この地区では、世界レベルの文化・観光エリアをつくる文化庁から採択を受けました「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」にも取り組み始めたところでございまして、無電柱化の事業中区間の早期整備に努め、このプロジェクトなどとともに、この地区の価値をさらに高め

てまいります。

また、札ノ辻交差点から西側区間については、現在事業中の区間に比べまして、さらに家屋などが隣接し連なっておりまして、重要伝統的建造物群保存地区内の延長も長いという事情がございます。このようなことから、これまでの整備で得られた知見などを踏まえて検討していく必要がございます。

西側区間の整備については、内山地区の景観などの価値を高めていけるよう、まずは有田町とまちづくりの視点で議論をしてまいります。

私からは以上でございます。

◉丸尾文化・観光局長　登壇＝私からは、佐賀が誇る本物の文化資源を生かしたインバウンド誘客のうち、「〝さが〟プレミアムコンテンツ創出事業」の成果と今後の取組についてお答えいたします。

本県では、観光庁の単年度の補助事業であります「地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業」を活用し、世界における文化関心度や知的探求心の高い、いわゆる高付加価値旅行者をターゲットとしたプレミアムコンテンツの創出に取り組んでおります。

この事業は、今年度、全国で九十七件採択された中で、都道府県としては唯一佐賀県が選ばれたものでございまして、佐賀の文化資源のポテンシャルが国からも高く評価されたものと考えてございます。

この取組を通じて、佐賀ならではの伝統や文化を生かした唯一無二のプレミアムコンテンツを五つ造成しております。

例えば、有田焼の名匠と語らいながら、希少な陶磁器で提供される美食と佐賀の酒を味わう体験。茶畑で嬉野茶農家から直接お茶について学び、貸し切りバーで「うれしの茶」の味の違いを、多様な佐賀の陶磁器で楽しむ体験。また、肥前刀の技を受け継ぐ刀匠による、唐津焼の陶土を使った迫力の鍛錬工程見学などを造成したところでございます。

これらを認知してもらうため、議員からもお話がありました、欧州の中で最も日本へのリピーター率が高く、日本文化への関心度も高いフランスをターゲットとしたプロモーションを、十月、パリで行ったところです。

参加したフランスの旅行会社やメディアからは、佐賀県や有田は本物の体験や特別感を提供でき、日本リピーター、高級志向の旅行者を引きつける場所である。また、多彩な体験と豊かな文化がそろった理想的なデスティネーションだ。佐賀という美しい県をぜひ伝えたいなどといった声があり、非常に高評価でございました。

また、これらのコンテンツは十月から販売を開始しておりまして、現時点で欧米を中心に六十三名の予約が入っているところでございます。

今後も、これらのコンテンツやネットワークを「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」につなげて、さらなる展開を図ってまいります。

県としては、東アジアを中心としたインバウンド市場にも引き続きしっかり取り組みながら、新たに欧米を中心とした高付加価値旅行者の市場も取り込むことで、佐賀県全体の引き上げにもつなげ、観光消費額の増加を目指してまいりたいと考えております。

言うまでもなく、佐賀は文化資源の宝庫でございます。佐賀の唯一無二の本物と、そこに住む人々が織りなす本質的な価値を実際に体験していただくことで、佐賀に何度も訪れたいというファンを増やし、一人でも多くの方々に佐賀ファン、そして、リピーターになっていただけるよ

う力を尽くしてまいります。

私からは以上です。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、シベリア抑留についての御質問のうち、「帰還者たちの記憶ミュージアム」の活用についてお答えをいたします。

原田議員から「帰還者たちの記憶ミュージアム」の活用について御質問いただき、こうした施設があること、そこで提供される充実した教材やプログラムがあることを今回初めて知りました。ぜひ活用について考えたいと思います。

子供たちに平和の大切さを伝えていくことは大変重要なことであり、県内の学校では、道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで学ぶほか、語り部の方のお話を聞く機会を設けている学校もございます。

修学旅行では、広島や長崎の平和記念資料館や原爆資料館、鹿児島の知覧特攻平和会館などを訪れる学校も多くあります。しかしながら、シベリア抑留や海外からの引き揚げについては、教科書の記述には出てくるものの、深く学ぶことは少ない状況にあります。

今回御紹介いただきました「帰還者たちの記憶ミュージアム」で配布されている冊子や展示内容を示すパンフレットなどの資料を拝見いたしました。シベリアで多くの方が、戦争が終結したにもかかわらず、理不尽に抑留された経緯、厳しい環境下において想像を絶する苛酷な強制労働に従事させられたこと、敗戦によって外地での生活のよりどころを失い、身に危険が迫る中、先が見えない中、必死の思いで日本に戻ってこられた方々の体験や思いが資料からもよく伝わるように示されています。生徒向けの資料、見学ノートも拝見しましたが、学びが深まる内容となっていると感じました。

私も、「帰還者たちの記憶ミュージアム」にぜひ行ってみたいと思います。学校現場へ指導や助言を行っている教育委員会事務局の職員にも、機会を見つけて行ってみようという話をしております。

御提案がありました学校の授業でのオンライン学習プログラムの活用や、修学旅行での訪問先としての活用について考えてまいります。学校現場の先生たちにもよく伝わるよう、研修や教員が集まる場などで紹介し活用につなげてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉古川裕紀君（拍手）**登壇**＝皆さんおはようございます。自由民主党の古川裕紀です。

県民の皆様の負託に応えるべく、そして、県勢発展のために、この登壇の機会をしっかりと生かしていけるよう質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして四項目について質問させていただきます。

まず大きな項目の一つ目は、東京佐賀県人会についてです。

東京佐賀県人会は、明治二十九年に大隈重信侯の呼びかけにより設立された全国でも実は二番目に古い歴史を持つ県人会であります。県出身者や佐賀県の発展を支援する方が会員となっておられまして、会員相互の親睦、互助、郷土への貢献を目的とされております。

それこそ日本がずっと貧しかった頃からの歴史があり、先に首都圏で仕事や生活を始めた佐賀出身者たちが、後から出てきた同郷の後輩たちのために仕事をあっせんしたり、生活する場所の選定を手伝ったり、時には下宿をさせたりといった、同郷のよしみ同士、東京で頑張っていこうよと助け合う姿があったのだろうと思います。

また、東京の情勢などを便りに乗せて、佐賀に届けていただいていたのだろうということも含め、佐賀と首都圏の組織的な交流活動の先駆けであったと言えるのではないでしょうか。

また、神埼市首都圏ふるさと会や首都圏吉野ヶ里会などのように、市町ごとにもその市町にゆかりのある方が会員となられている団体があり、年に一回ほど会合が開催されるなど、活動が続いております。私も、神埼市首都圏ふるさと会に今年参加させていただきました。

これらの団体は、移動手段の高速化や情報化社会などの時代の変化や郷土意識の希薄化、個人情報保護意識の高まりなどから新規加入者が少なくなっており、ほとんど変わらぬメンバーのままで高齢化が進んでいるといった悩みの声を聞きます。

一方で、県が立ち上げた首都圏の佐賀ファンで構成される「佐賀さいこう！応援団」は、メンバーが年々増加し、佐賀が好き、佐賀を応援したいとの思いを持つ方々の広がりが出てきているように感じており、今年十月に東京で開かれた「佐賀さいこう！応援団」の交流会についても、その盛り上がりのさまがＳＮＳ上に上がっているものを目にしておりました。

また先日、神埼市首都圏ふるさと会に参加した際に、東京佐賀県人会の会長さんともお話をする機会があったのですが、会長さんも「佐賀さいこう！応援団」の交流会に参加されたとのことでした。その際に、とても華やかに盛り上がっていた。佐賀のことで盛り上がることは本当に喜ばしいのだけれど、佐賀県人会のことを考えると一抹の寂しさを感じたとおっしゃられていたのが印象的でした。

郷土への貢献を目的の一つとする東京佐賀県人会は、戦前戦後などと言われるさらにもっと前から、一貫して佐賀県の応援団であったと思います。私はその御恩といいますか、その郷土愛に対して、純粋な思いとしてこの団体を大切にしなければならないのではないかと思うわけです。もちろん、会そのものの活性化は団体自身の課題として取り組まなければならない問題であるとは重々承知しておりますし、県人会会長も、先人が築いた歴史を胸に新たな佐賀県人会をつくりましょうと発言され、これから努力されようとしておられます。

しかし、交流人口や関係人口の増加が望まれる中、首都圏の佐賀県出身者との関係を持ち続けるためにも、この団体の活性化へのサポートを県にもお願いしたいと考える次第です。

つきましては、次の二点について伺います。

東京佐賀県人会に対する知事の思いについてです。

東京佐賀県人会に対する知事の思いをお聞かせください。

二つ目は、東京佐賀県人会との関係の持ち方についてです。

例えば、「佐賀さいこう！応援団」と県人会とが連携した企画や演出を考えるなどを含め、県として東京佐賀県人会とどのような関係を持っていこうと考えておられるのか、政策部長にお聞きいたします。

続きまして大きな項目の二つ目、九州新幹線西九州ルートについてです。

新鳥栖―武雄温泉間の在り方について、山口知事と国土交通省の水嶋事務次官との意見交換が行われております。新聞報道によりますと、水嶋次官は「新幹線を佐賀駅に通し、駅から佐賀空港へのアクセスを改善するなど、総合交通体系をトータルで考える中で、佐賀空港も生きてくる。」と述べられております。山口知事もこれまでの新幹線の議論の中

で、南回りルートは一考に値するとか意義深いという考えを示されていることから察しますと、新幹線と空港とをあわせて考えること自体は評価されていると理解するところです。

そして、私としましても、佐賀空港は、お隣の日本一過密と言われ、かつ二十二時という門限がある福岡空港を補完するなど、空港としての役割、発展性はまだまだあると思っておりまして、その役割を果たすためにも、水嶋次官がおっしゃるとおり、新幹線を佐賀駅に通し、それと同時に駅と空港のアクセスを改善することこそが最善と思っております。

知事が一考に値するとおっしゃった南回りルートでの新幹線整備は、軟弱地盤や空港からの距離により橋梁の高さ制限などもあって技術的にも財政的にもさらに難しくなってしまい、もし無理をして整備したとしても、福岡空港の二十二時門限より新幹線の終電時間のほうが早いと思われることから、肝腎の福岡空港の代替機能、補完機能として佐賀空港を生かすことにはつながらないと思っております。

ここで、佐賀駅と佐賀空港をつなぐ交通システムとして、例えば、ライトレールが考えられます。以前、同僚議員からもライトレールについて触れた質問が上がっておりました。令和六年六月議会だったかと思います。その際、知事は、市町がまちづくりの中で検討していただけたらいいのかと思う、そういった話があれば協議に応じますとの答弁だったかとは思うのですが、空港から佐賀駅、さらに佐賀の北側までライトレールを通せば、ＳＡＧＡアリーナや病院、商業施設、さらには知事が熱心に進めていらっしゃる県立大学などへのアクセスも向上し、人流も活発になるなど、さらなる効果も期待できます。

このように、新幹線は佐賀駅ルートで通し、そして、佐賀駅と佐賀空港のアクセスを改善するほうが、駅北側のアクセス向上も含め、より大きな効果を期待できるのではないでしょうか。つきましては、次の二点について伺います。

一つ目は、南回りルートについてです。

知事は、南回りルートは一考に値するとか意義深いという考えを示されておりますが、改めてその真意についてお聞かせください。

二つ目は、佐賀駅と佐賀空港のアクセス改善についてです。

佐賀空港を生かすための駅と空港のアクセス改善について、水嶋次官が発言されたことについての知事の受け止めと、アクセス改善そのものについての知事の考えをお聞かせください。

次は大きな項目の三つ目、障害福祉事業所の受注拡大に向けた取組についてです。

障害のある方が地域で生き生きと暮らしていくためには、自信や生きがいを持って働き、社会参画していくことが重要であり、そのためには障害のある方の働く場である障害福祉事業所が十分な業務を安定して受注していく必要があると考えております。

このような中で佐賀県では、障害福祉事業所の業務として農福連携が広まってきております。私も令和三年九月議会で一般質問させていただきましたが、その後、コーディネーターを設置していただくなど着々と広がりを見せていることを非常に喜ばしく思っております。

対外的に見ても、農水省が事務局を務める「ノウフク・アワード」で佐賀県は二年連続で受賞され、今年の「ノウフク・アワード２０２５」では準グランプリを受賞されており、関係者のモチベーションアップに

もつながっていることと思います。

農福連携はすばらしい取組ではありますが、一方で障害福祉事業所からは、天候や収穫状況によって作業量が左右され、特に昨今では猛暑によって作物が取れなくて、作業所に来るはずだった仕事が激減したり、天候不順で作業できなかったりと苦労する部分もあるとのことでした。

そして、利用者の皆さんのことを思えば、実は工賃が減ることよりも作業量が減ることのほうが怖いとも言われておりました。では、どういった仕事がもっとあればいいと考えておられますかと伺うと、作業量が安定していて、特に夏場は室内で黙々と作業ができるという点からいえば、企業からの内職作業がもっとあると非常に助かるとおっしゃられておりました。そういった声や、企業の人手不足、また、社会貢献への意欲の高まりなどを背景として障害福祉事業所の安定的な運営を考えたときに、一方で農福連携のさらなる充実を進めていきながらではありますが、それ以外の選択肢の充実として、企業からの内職などの受注をさらに拡大していく余地もあるのではないかと考えております。

そこで、次の二点について伺います。

一つ目は、農福連携の取組についてです。

県では、農業分野と福祉分野が連携し、ウィン・ウィンの関係を目指す農福連携の取組を進めていただいております。この取組は、人手不足に悩む農業分野と障害福祉事業所に通う障害者の工賃向上といった福祉分野のそれぞれが抱える課題を相互理解の下で解決しようとするものであり、大変意義深いものと考えております。

県では、副知事をトップとした推進体制を整えていただき、様々な取組にチャレンジすることで、農福連携は順調に県内に浸透してきていると感じております。本当にありがとうございます。

そこで、これまで農福連携に取り組んできた中での課題と今後の取組について、農林水産部長に伺います。

二つ目は、産業分野と福祉分野との連携についてです。

農福連携はすばらしい取組ではありますが、太陽と大地の恵みをいただく農業という営みの性質上、どうしても気候や天候に左右されるところは否めず、障害福祉事業所からは、仕事量と作業環境が安定した中でできる、企業からの内職作業がもっとあれば助かるという声を今紹介させていただいているわけですが、発注側の企業の状況としてはロボット化やＡＩの活用など業務効率化が進んでおりますが、外注できる作業は企業内にまだまだあると考えております。また、企業が内職作業を外注することが社会貢献にもつながるとなれば、企業のイメージが向上するなどのメリットも見いだせるわけであり、そのような視点も含めて積極的に仕事を出していただければ、障害福祉事業所にとってありがたいことだと思います。

もちろん県内企業では障害者雇用などの取組も進めていただいておりますが、このように産業と福祉双方にまだまだニーズとメリットがあり、多くのポテンシャルがあると思っております。今後、障害福祉事業所が企業からの受注機会を拡大していくためには、産業界にアプローチし、力強く連携していくことが必要だと考えますが、この点についての県の考えと取組状況をお聞かせください。

最後の項目、クリーク整備の次期対策についてです。

これは令和四年十一月定例会でも一般質問をさせていただきました。ちょうど三年前のこの議会において質問させていただいた同じ内容に

なってしまうんですけれども、圃場整備等で整備されたクリークは、水位の変動などによってのり面の崩壊が進み、農作業や車両の通行に支障を来していたことから、その対策として、平成十一年度以降、国や県の事業によりブロックマットや木柵による護岸の整備が順次進められてきました。これらの事業はあと数年で完了する予定だとは聞いております。

一方で、県営クリーク防災機能保全対策事業により、平成二十四年度からは整備工法をブロックマットから木柵に変更し、より工期を短縮する形で整備を進められているクリークでは、事業も既に十数年経過している状況であります。木柵工の耐用年数は十年と言われている中で既に十数年経過しており、早い時期に整備された箇所については既に木柵が腐食しているところも見られますし、崩落も確認できます。

また、流域治水の考え方から事前排水が定着していることにより、水位の大きな変化が起こりやすく、また、クリークの大型化によって、水の量及び流速、流れる速さが大きくなったことによるのり面の影響が増大した箇所など、クリーク整備の次期対策を早急に望む声と、事前排水やクリークの大型化への対応を盛り込むことを、次期対策の検討課題としてしっかりと加えてほしいとの声が私の地元でよく聞かれます。

そこで、クリーク整備の次期対策について、今の時点でのスケジュール感と県の考えをお聞かせください。

以上、大きな四項目について御答弁のほどよろしくお願いいたします。

（拍手）

◉山口知事　登壇＝古川裕紀議員の御質問にお答えします。

まず、東京佐賀県人会に対する私の思いについてお答えします。

議員からお話ありましたように、東京佐賀県人会は、大隈重信侯が有志に呼びかけ設立されました全国で二番目にという歴史のある在京県人会であります。伝統や志を受け継ぎながら、長きにわたり会の歩みを今に進めてこられました。代々の会員の皆様がふるさと佐賀県を思い、その思いを乗せて応援してくださってきた、そして、今もくださっていることに心から感謝申し上げます。

佐賀県と県人会とのつながりというものを振り返ってみますと、その昔は佐賀に就職先がなかったということもありまして、職を求めて上京する佐賀県民に対しまして、県人会が持つ人と人とのつながりを生かして、就職につなげていただいたということも多かったわけであります。これは関西・中京県人会も同じことでございます。

一方で、東京周辺に進学する学生の支援という意味では今でも大変お世話になっております。今年十一月に開催された県人会の大会では、松濤学舎の学生も県人会の大会の運営にも携わっていただきました。

これまで本当にお世話になった方々が多いと思いますし、そうしたことが県人会の誇りとなっているものと思います。

そして今、就職については、ネットの普及ですとか、就職活動が当時とはさま変わりしておりますし、佐賀県内の有効求人倍率が高くなったり、売手市場となったと、様々な雇用環境の変化も相まって、人的つながりをもって就職先をお世話するという部分については大分なくなってきたのかなという認識であります。

現在、会員数が半減したと聞いております。なかなか高齢化もありますし、個人情報保護意識の高まりですとか、コロナ禍も影響しました。私が知事に就任したときの半分ぐらいと聞いておりますので、本当に寂しい思いを私もしております。

議員からお話のありました「佐賀さいこう！応援団」については、こちらのほうは実は全く趣向は違っておりまして、県出身者に限らないというところがポイントでありまして、例えば、佐賀県内で勤務経験がある支店長さんだとか、業務で連携した方だとか、霞が関に戻られた方とか、いろいろ佐賀に関係あるとか、佐賀が好きだとか、そういうような熱い思いの人たちが集まっているということでありまして、実際に交流会に参加された企業の紹介で企業誘致が実現した例もありますし、この交流会がきっかけで佐賀に移住された方もいるということでありますので、こちらのほうも大事にしていきたいと思っています。

時代とともに、首都圏で行う県の情報発信の方法、そして、人と人とのつながりを生かした事業の実施方法は、様々なやり方があっていいと思いますし、やはり工夫をしていったらいいと思います。県人会の役割、在り方も変わっていいものと思います。

そもそも東京佐賀県人会というのは、もともと佐賀への郷愁がある人たちの集まりだと思います。恐らく市町の県人会もそのような佐賀への強い思いというものにあふれた会だと思います。それは我々にとってかけがえのない特別な存在なのであります。会の役割、在り方がどのような状況になろうとも、そうした皆さんの気持ちというのは何事にも変えられない佐賀県にとっての財産でありますし、その佐賀県への愛着というのは我々にとって大切にしなければいけないものだと思っています。来年は私も参加したいと思います。これからも大切にさせてください。

続きまして、九州新幹線西九州ルートについて、まず、南回りルートについて改めてその真意ということでございました。

まず、九州佐賀国際空港という、この空港ですけれども、無限の可能性があると思っています。羽田に加えまして東アジアの三つのハブ空港とつながっております。そして、県内はもとより、筑後圏域、そして、九州全体の発展に必要なゲートウエー空港としての役割を担っていると思いますし、やはりもう福岡空港もパンパンになっております。そうしたところで、たまに福岡空港に降りれない飛行機も佐賀空港に着陸をしております。そういった環境があります。

さらに、南海トラフ地震の津波想定は、佐賀県はゼロということでありまして、災害時にはヘリの給油、そして支援物資の輸送拠点になっておりますし、さらに佐賀駐屯地も開設されましたので、今、防災拠点としての役割についても連携、協議をしております。まさに佐賀県は九州を支える防災拠点としてのポテンシャル、その中で、この空港というものがあるわけであります。

南回りルートにつきましては、この九州佐賀国際空港の活用ですとか有明海沿岸道路などとの連携も含めて、佐賀県や九州全体の将来展望につながるという議論ができるのであれば、その価値があると申し上げてきたものであります。

フル規格について議論するのであれば、過去の延長線上の議論ではなく、大きな視点による全く新たな発想での議論が必要だと私は申し上げてまいりました。

そもそも新鳥栖―武雄温泉間については、在来線を利用する合意しかありません。フル規格整備は全く新しい話でありますし、ルートは何も決まっておらない状況です。そして、議員の皆様方からも、佐賀駅ルートの話もいただいておりますし、南ルートなどなど様々な意見もいただいております。ルート一つをとっても、県議会、そして県民の間でも様々

な意見を頂戴しております。

私は、整備新幹線というのは一面的ではなく、ルート、在来線、財政負担、地域振興など、様々な課題を多面的に考えていく必要があると考えております。

続きまして、佐賀駅と佐賀空港のアクセス改善についてですが、まず水嶋次官の発言についてお尋ねがございました。

水嶋次官とはいろいろな機会に様々な話、これは業務についても、それ以外についても、そして国土交通分野のみならず、いろんなことについて意見交換をしております、という今でございますけれども、新鳥栖―武雄温泉間についての議論で成案はありません。佐賀駅を通るフル規格を前提としての佐賀駅と空港アクセス改善については、まだ議論できる状況にはないと考えています。

その上で、議員のほうからアクセス改善そのものについての見解もお尋ねいただいたと認識しています。新幹線の話とは別にして、佐賀駅と九州佐賀国際空港とのアクセス改善について申し上げます。

私は大和インターチェンジの周辺からＳＡＧＡアリーナ、佐賀駅、佐賀城、九州佐賀国際空港といった南北の縦軸というのは、この町のまちづくりとして無限の可能性があると認識しています。それぞれの拠点をどのようにつないで、どう生かしていくのかというのは、佐賀市、そして佐賀県にとっては大変ポテンシャルのある夢のある話だと思っております。

ということで、まちづくりのグランドデザインを佐賀市がどう考えておられるのかは聞いてみたいなと日頃から考えております。仮に佐賀市が本気で考えて、県に話があるということであれば、協議に応じていきたいと考えております。

◉前田政策部長　登壇＝私からは、東京佐賀県人会についての御質問のうち、県としての関係の持ち方についてお答えします。

東京佐賀県人会が発展し、会員の輪が広がっていくことは、佐賀県にとっても大きな力になると考えています。

最近の会員の構成状況をお聞きしますと、個人情報保護に対する意識の高まりでありますとか、コロナ禍による県人会の大会中止などの影響によりまして、新たに加入される方が減っており、高齢化の傾向ではございますけれども、現在の会長が六十歳代に若返りされたこともありまして、新規加入者を増やそうと努力されていると伺っております。

また、今年、副会長に就任されたお二人は四十歳代前半の方で、副会長、それから事務局長の方の人的ネットワークなどによりまして、徐々に若い世代が県人会の大会に参加されていると伺っております。

そして、県人会と県のつながりということで申し上げますと、県の首都圏事務所では県人会が発行する機関誌がございますが、この中で佐賀県の取組や県内の最新情報を会員の皆さんにお届けしております。

また、首都圏事務所では、日々の活動におきまして、首都圏在住の若手の方などとのネットワークの構築に努めておりまして、そうした関係づくりの中で県人会への橋渡しも行っております。

こうしたこともありまして、佐賀への思いを持って「佐賀さいこう！応援団」や県人会と関わりを持っていただく若手の方が増えてきていると聞いております。

県としましては、引き続き会員の皆さんに佐賀県の情報をお届けすることとあわせまして、県人会の会員拡大に向けた取組に協力してまいり

たいと思います。

また、議員からは「佐賀さいこう！応援団」と県人会との連携について御提案をいただきました。

県と、それから県人会におきましては、会員の方に対しまして「佐賀さいこう！応援団」のメンバー登録を呼びかけています。メンバーに登録いただくことで、佐賀県や首都圏でのイベントなど佐賀県関係の情報が満載された応援団通信というのがございまして、こちらがメールで届けられますし、メンバーからいただいた情報もそこで発信をされております。

県人会の会長と副会長は、今年の「佐賀さいこう！応援団」の交流会に参加いただきました。県人会の皆さんが交流会に参加いただくことで、佐賀にルーツはないが、佐賀が好きという人たちとの接点を増やすきっかけにもなると思います。そして、応援団に参加される方との接点を入り口に、人とのつながりやＳＮＳ等を通しまして県人会主催のイベント情報などを広く届けることもできると思います。

東京佐賀県人会は、佐賀県にとって大切な存在です。今後とも、会の活動の活性化について県として協力してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉種村健康福祉部長　登壇＝私からは、障害福祉事業所の受注拡大に向けた取組についての質問のうち、産業分野と福祉分野の連携についてお答えいたします。

障害のある方は、お一人お一人に異なる特性と能力があり、例えば、農業の作業は難しい方でも、製品の梱包や磨き上げなどを地道に行う作業が得意な方などもおられます。その方の特性と能力に合った活躍の場を広げることが社会参画を進めることにもつながります。そのためにも、産業分野と連携をして、様々な作業の受注機会を増やしていくことが重要と思っています。

県ではこれまで、発注者となる企業や官公庁と障害福祉事業所との間をコーディネートする窓口を設置し、発注内容や契約内容の調整、受注可能な障害福祉事業所の紹介などを実施しております。

窓口を通じた企業からの受注件数は、令和六年度は四百七十六件ございます。コロナ禍で一時的に減少した時期を除きますと、年々増加をしてきております。

また、企業とつながるきっかけとなるよう、企業の施設内におきまして、障害福祉事業所がつくる製品の販売会「笑顔ｄｅさいこうマルシェ」を開催しております。この販売会を通して、企業との関係が深まり、定期的な製品購入につながっている事例も出てきております。

これまで取組を行う中で、障害福祉事業所からは、年間を通して受注できる作業が欲しいですとか、利用者の特性に合わせた作業をもっと増やしたいといった声を聞いております。

また、企業側からは、人手不足を背景に事業の一部を外注することを検討したいですとか、組織の多様性を高めるために障害福祉事業所とつながりたいといった声が聞かれておりまして、ここにマッチングを増やしていく余地があるというふうに認識をしております。

このため、今年度の新たな取組といたしまして、来年の一月になりますが、産業労働部と連携いたしまして、障害福祉事業所と企業の交流イベント、「さが障害者おしごとフェア」を開催いたします。

このイベントでは、障害福祉事業所のＰＲブースを設置いたしますし、

顔が見える関係づくりを後押しする交流会を実施したいと思います。企業に障害福祉事業所を知っていただきまして、障害福祉事業所を仕事のパートナーとして考えていただくきっかけにしたいというふうに思います。

そして、このイベントを契機に、企業側へは連携事業の紹介を、そして、受け手となる障害福祉事業所へは受注能力向上の支援を行うなど、具体的な受発注につながるよう継続的にサポートをしていきたいと思います。

今後も、産業労働部と一緒になって障害福祉事業所と産業界の連携を進め、障害福祉事業所の受注拡大、ひいては、障害のある方が地域で生き生きと自立して生活できるように取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、大きく二項目についてお答えいたします。

最初に、障害福祉事業所の受注拡大に向けた取組の質問のうち、農福連携の取組についてお答えいたします。

県では、農業と福祉、それぞれの分野に農福連携コーディネーターを一名ずつ配置し、農業者、障害のある方に寄り添いながら丁寧にマッチングを行うとともに、農福連携の取組を拡大するための普及啓発を行っております。この結果、農福連携のマッチングの件数は年々増加しております。

また、議員から御紹介がありましたとおり、本県の取組につきましては、優れた農福連携の取組を表彰する「ノウフク・アワード」で表彰されるなど、全国的にも高く評価をされております。自治体での受賞は佐賀県が初めて、また、二年連続の受賞も佐賀県が初めてでございます。私ども関係者共々大変喜んでおります。

農福連携の取組が県全域に広がる中、主な課題といたしましては、農福連携に精通した専門人材の不足、また、農福連携に取り組む福祉事業所が少ない地域では農家のニーズに対応できていない、などがございます。

このような課題を解決するため、農福連携を現場で実践する手法などをアドバイスする農福連携技術支援者の育成研修、また、取組事業所の拡大に向けた福祉事業所への個別訪問や説明会等でのさらなる啓発や情報提供等に取り組んでまいります。

引き続き、一つ一つの課題に向き合いながら、農福連携の輪がさらに広がっていくよう取組を進めてまいります。

次に大きな二項目め、クリーク整備の次期対策についてお答えします。

県では、平成十一年度から、県営クリーク防災機能保全対策事業により、コンクリート製のブロックマットを用いたクリークの護岸整備を進め、貯留機能の回復を図ってまいりました。

さらに、平成二十四年度からは、幹線水路については国営事業により対応することとし、それ以外の路線につきましては県営事業による整備工法を、ブロックマットから、よりコストを抑えた木柵工に変更し、整備進度を加速化してまいりました。

その効果として、より早期に整備が進み、クリーク護岸の補強が進んだことにより、大雨に備えた事前放流の取組が定着してきたこと、また、県内産の間伐材利用が促進され、計画的な森林整備につながったことなどが挙げられます。

現在、木柵工による整備が十四年目となり、その整備進度は八五％、残る整備区間について事業効果が発揮できるよう、早期の事業完了に向けて注力していきたいと考えております。

一方で、クリークを管理している市町や土地改良区からは、木柵の水際の部分の腐食が進めば、急激な水位変動で、のり面崩壊のリスクがあるといった不安の声も聞いております。

クリークは、農業用水の貯留機能に加え、防災・減災機能や生態系の保全、景観形成など、多面的な機能を有しており、将来にわたって適切に保全し、次の世代に引き継いでいかなければならない施設だと認識をしております。

このため、クリークの次期対策につきましては、地域農業の振興や地域住民の暮らしを守るクリーク整備となるよう、引き続き今後のスケジュールも含め、市町や土地改良区の皆さん方の意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◉古川裕紀君　登壇＝それでは、再質問をさせていただきます。

その前に、東京佐賀県人会について知事のほうから、県人会は何物にも代えられない県の財産だと、来年はぜひ参加するということと、また、政策部長のほうからも、会員増大に向けてしっかり協力していきたいという言葉をいただきました。ありがとうございます。

そういった言葉をいただけただけでも、県人会のほうは大変心強く感じられておりましょうし、ちなみに、県人会のほうも県出身者、また、佐賀県に興味がある方が対象になっていますので、ほぼ丸かぶりではあるんですけれども。それにしてもいい言葉をいただいてよかったなと思っていますので、ありがとうございます。

また、九州新幹線西九州ルートの議論ですけれども、新幹線に関しての答弁はいつものような答弁だったので、私の力不足を大変痛感しているところですけれども、そういった中でも、大和インターから佐賀空港までの縦のライン、これに対してのポテンシャルは無限大だと、佐賀市の描くグランドデザインを、知事はぜひ聞いてみたいという、今その言葉、大変大きな意味があるなと感じていますので、ぜひ佐賀市のほうにも頑張っていただいて、この縦のライン、アクセスの向上に向けてまた新たな地図が描ければなと私も強く――強くというか、非常にわくわくした瞬間でしたので、そういったことを佐賀市にも伝えていかなければなと思ったところでございます。

障害福祉事業所の件についても、しっかりと産業労働部との連携という部分、今後より密にしていっていただければと思います。

農福連携の際も話をさせていただきましたが、福祉側は常にニーズを意識して必要性は感じられている中で、農福連携の場合は農林水産部のほうの協力もしっかりと得ることで今の進展があるということを考えれば、今後、産業分野との連携については、産業労働部との協力体制というものをしっかりと組んでいっていただきたいと思います。

そして、最後のクリーク整備の次期対策についてを再質問させていただきます。

先ほど、平成二十四年度から、コストを抑えるためにブロックマットを木柵に変えて、また、工期短縮のためにということで進めていただいております。今年、十四年目に入っていると。

私、当時は神埼市の市議会議員でした。そのときにブロックマットか

ら木柵に変えるという理由の中で、ブロックマットでこのまま進めると三十年かかってしまうんですと。三十年かかってしまうから、ここは木柵に変更することで、十年で済ませますと。もちろん県産、うちの地元でいうと、脊振の木材もしっかりと活用しながらという部分まで含めた中での着工でした。

当然、耐用年数も十年だから、十年で済めば、またその次の次期対策で、また最初から木柵でやるのか、その辺はまた次の議論になるねというような話をしていたのを記憶しております。

ただ、いざ進むと、今、十四年目、正直、あと何年かかるということで、分かりやすく言えば、十年で済ます予定が二十年かかるということになりそうな気配がしております。

この点について、三年前のこの十一月議会でも、正直そのときの答弁の原稿を持ってきていますけど、ほぼ同じ答弁をいただきました。それはそうでしょう、要らんこと言えないし、やれないことは言えないというのが行政の仕事なので、そこは重々理解します。ただ、予算があるから、予算ありきだから、もうここまでしようがないんですというような、どうしてもそういった話になるんですが、この県営クリーク防災事業、国から五五％の補助を頂いているというような予算配分になっていると理解しているんですが、じゃ、国に対しての要望、この予算をどう最大化するかというところの努力を、どうやったらやっていけるのかというところが結局肝になっていくんだろうなと。予算をどれだけ確保できるかが、結局、工期がどのぐらいで済むのかという話になると思います。

最初に登壇した質問の中でも言いました。千代田のほうは結構早期から、平成二十四年から着工も大分していただいて、本当にありがたい限りなんですが、要は十年以上たっている、もう耐用年数を超えているということで、場所によってはもう本当、佐賀弁で言うと、ぞろいしとるわけですよね。県営事業は県営でやっている間は、市町のほうからクリーク、施設を預かって、整備が終わったらまた施設を戻しているということなので、今の管理は当然、神埼市であれば神埼市がやらなきゃいけないということなんですけれども、次期対策ということに一日も早く入っていただきたい。

そして、入った場合には、この箇所はさすがにもう木柵じゃ無理ですよ、この箇所はやっぱりブロックマットですよとか、そういっためり張りのついた工法で進めていっていただきたいということになると思うんですけれども、この予算確保の努力について、国に対しての要望活動というか陳情活動とか、そういったことも含めて、もちろんやられているとは思いますが、この点を含めて、この工期短縮に向けてもっともっと頑張れるところがないのかなというところを聞かせていただきたいと思うんですけれども。

当然、我々も協力したいですし、我々地元の首長、または市議会、町議会、そういったメンバーも含めて、一緒に上京するということも、当然、喜んでさせていただきたいと思っている中で、この部分についての予算の最大化というところをちょっと聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

◉島内農林水産部長　**登壇**＝古川議員の再質問にお答えします。

クリーク防災事業の次期対策について、現事業の早期完了を目指しての予算確保についてという趣旨の質問だったかと思います。

クリーク防災事業を、平成二十四年に木柵工に変更いたしました。そこから十年ということで進めてまいりましたが、この間、資材の高騰がありまして、現時点において進捗率は八五％、先ほど御答弁させていただいたとおりです。

この進度を上げるためにどのようなことをやっていくかということで、一つ、予算の話がございました。予算につきましては、毎年度五月、それから、十一月、知事をトップとして政策提案を行っております。その一方で、私ども事務方も事あるごとに、やはり佐賀平野のクリークにつきましては、「プロジェクトＩＦ」で進めておりますクリークの事前排水にとって非常に重要な施設であることから、予算の重点配分をというふうなこともお願いしております。

今後もそのようなことで、クリーク防災事業に関する予算の獲得に向けて、私ども精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

◉定松一生君（拍手）**登壇**＝昼イチからのスタートだと思っておりましたが、午前中に入りました。私、今回ＳＡＧＡアリーナの質問もするんですが、執行部側から、定松先生、ＳＡＧＡアリーナばするとですかというふうな、ちょっと不思議そうな顔をされました。アリーナにも興味がありますよ、県議会の中の福山雅治ですよというふうなことを言いたかったんですが、口には出しませんでした。

ＳＡＧＡアリーナ、これは「ＳＡＧＡ２０２４」国スポ・全障スポ佐賀県開催を契機に、その後、佐賀県の将来を見据え、令和二年六月に本格着工いたしました。まさに山口知事の肝煎りの事業だったと思いますが、令和五年五月にオープンいたしました。建設に当たっては、入札の不落、そして、その不落による建設費の増額等もありました。そのこともあり、費用対効果などについて、県議会でも様々な議論が繰り広げられました。

ＳＡＧＡアリーナのオープン後は、多目的アリーナとして、ユーミンのコンサートや羽生結弦さんのアイスショー、バスケットボールやバレーボールのプロスポーツの大会など、ホームゲームとしても活用されて、私は多くの県民に喜ばれるアリーナとして成長しているというふうに思っております。

一方、長崎では二〇二四年十月十四日、長崎スタジアムシティが開業、これは旧三菱重工業長崎造船所跡地をジャパネットホールディングスが購入して、民設民営で商業施設、ホテルが建ち並ぶ経済エリアが大きく広がった。これは私ども県議会としてもたくさんの県議と一緒に見に行きました。サッカースタジアムは二万人収容、ホテル直結のピーススタジアム、また、ハピネスアリーナ、この室内スポーツやイベント開催を担う施設として、アリーナに準ずる施設としては、収容は六千人、早速、福山雅治も登場しましたね。そのほかにも、やっぱり長崎といえばさだまさしや前川清、いろんな有名人もいるわけですが、彼らが一丸となって応援団となっているような気がするわけですね。

ＳＡＧＡアリーナとしては、現在までは日本青年会議所の全国大会、土地改良大会、これらも開催されまして、多くの方が佐賀を訪れ、佐賀の魅力発信にもつながっているというふうには思います。

そこで、ＳＡＧＡアリーナが佐賀にできたことで、イベント開催前後では佐賀周辺のホテル、これも空きはありません、本当です。私どもも苦労することがありますよね。また、新たなホテルを造らなければなら

ないといった話も出ております。地域経済にも様々なよい影響をもたらしているのではないかというふうに思います。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

ＳＡＧＡアリーナの現状認識についてでありますが、ＳＡＧＡアリーナがオープンして約二年半、建設時の目的に照らして現在の利用状況をどう評価しているのか、県の認識をお伺いいたします。

次に、ＳＡＧＡアリーナが地域経済に与えた影響についてお伺いいたします。

ＳＡＧＡアリーナの建設により新たな人の流れができ、佐賀駅周辺をはじめ、地域経済やまちづくりに様々な影響を与えていると思います。ジャパネットホールディングスが長崎の駅北側の関連施設に約一千億円の投資、それから見ると、佐賀は今現在、もともとの既存施設もありましたから、累計で申し上げますと、あの周辺に五百四十億円ということになりましょうかね。新たな町ができているわけであります。

ただ、僕は、今まで福岡で大きなイベントがあったときには、佐賀駅周辺のホテルにも宿泊客が泊まられていたということは記憶しておりました。でも、今度はＳＡＧＡアリーナで大きなイベントがあれば、佐賀では足らなくて、福岡市の駅周辺のホテルに泊まって佐賀のイベントに来ると、そういったことも多く報告をされております。

そして、長崎というのは、新幹線の議論で申されましたが、終着駅であります。佐賀は中間駅、素通りするよというふうな表現もされますけれども、その中間駅の利というのは、長崎と福岡の中間点にあって、双方からも人の流れが寄ってくるということになります。言うなれば、北部九州全域から集客可能と言ってもいいと思いますね。立地の利はＳＡＧＡアリーナにあるんだろうというふうに私は思っております。

そのＳＡＧＡアリーナの建設によって、様々な影響を与えていると思いますが、県はどのように捉えているのかお伺いをいたします。

そして三番目に、ＳＡＧＡアリーナの今後の見通しについてお伺いをさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、アリーナ建設に当たっては二百五十七億円という費用を投じて建設されております。その建設した効果を継続的なものにしていかなければならないと考えておりますが、昨年の「ＳＡＧＡ２０２４」国スポ・全障スポ、これを飛躍点として、これからもプロスポーツやトップアーティストのコンサート、大規模な大会など多彩なイベントがアリーナで行われていくことが県民にとって重要だと思います。

聞くところによりますと、二年半ぐらい先までは埋まっていますよというふうなこともちらほら聞こえてきますが、外から見える分には、本当にイベントがたくさんあっているのというふうな感じもしますし、今後の活用の見通しについて県はどのように考えているのか、ＳＳＰ推進局長にお伺いをいたします。

続いて、問二に入ります。私のホームグラウンドの農業分野についてでございますが、私は、地域の農業が伸びていくことがこの佐賀県の飛躍を支える重要な課題だというふうに思っております。

令和五年四月、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」、これが施行されて、それと同時に市町は農業者、農業委員会などの関係者との話し合いを踏まえ、将来の農地利用の姿を示した地域計画を策定することとなりました。

全国では今、四百二十三万ヘクタールと、これは昭和三十年代からしますと三〇％ぐらい農地が減っているんですね。そして、二百八十八万ヘクタールが十年後も農地として見通しが立っているといいましょうかね、将来的な調査では農業用として活用できるというふうなことでありましょう。百三十四万ヘクタールはいまだに決まっていないということであります。

農用地利用集積等促進計画の下に地域の将来ビジョンを明確にする、十年後の農地利用を担い手ごとに表示した目標地図が整理をされました。また、法律の改正に伴って、これまで市町農業委員会が担ってきた利用権設定等の促進事業、いわゆる農地の地主、耕作者の双方相対での農地の貸借、これが廃止されて、農地の貸借の方法は佐賀県農業公社が行う中間管理事業へ一本化され、今年四月からスタートしているということであります。

要するに、今までは隣のおんちゃん、貸してくんしゃいでよかったんですが、今からは農地の中間管理事業として将来のビジョンに沿って農地をAさんからBさんへ、そして、地図上では集約が進んでいくというふうな、こういう狙いがあるわけであります。この大きな変化があったタイミングこそ、担い手への農地集約を加速化できるかどうかの分岐点にあると言えます。

本県農業の担い手となる基幹的農業従事者数が高齢化や人口減少などにより大幅に減少していく中、スマート農機の導入、また、農地の大区画化など効率的な農業を進めていくためには、農地中間管理機構を活用しながら、地域計画に基づいた農地の集約化を図ることが最も重要だと考えます。

そこで、地域計画の策定後、県はどのように担い手への農地集約に取り組んでいるのか。また、今後はどのようにして推進していくのか、農林水産部長にお伺いをいたします。

次に、イチゴの生産振興であります。

県では、安定した収入で農家所得を向上させ、産地を発展させていくために園芸農業の振興にも一層力を入れていくこととされ、令和元年から、農家をはじめ市町やＪＡなど関係者と一体となって、「さが園芸８８運動」に取り組まれています。

また、県育成品種であります平成三十年デビューの「いちごさん」、令和三年デビューの「にじゅうまる」など着実に生産を定着、拡大されてきており、この運動の下支えともなっているところであります。

この中でも「いちごさん」は、私が住む白石町でも、多くの農家が経営の柱とする施設園芸の主力品目であります。また、トレーニングファームでも白石町内で取り組まれています。ミニトレーニングファームでは太良町でも取り組まれておりますね。そういった先輩の指導力をもって、真っすぐ農業に飛び込む若い青年たちも、しっかりと所得につなげられるような取組もしているところであります。

この中で「いちごさん」は、タマネギ生産の傍ら、昭和四十年代にパイプハウスが導入され、面積拡大と増収が図られており、昭和五十三年には初めてイチゴがタマネギの産出額を上回ったという歴史があります。

白石町の先人たちも、栽培技術の研究、そして果実のもととなる花の芽をしっかりつくり上げた良い状態のイチゴの苗をつくり上げようと、苗を一定期間冷蔵庫で冷やす株冷や夜冷に加え、日照時間を操作する電

照技術など、その後、県内に幅広くその技術が伝わってきた、そういった動きでありました。

さらに、近年では安定的に就農者を確保していくトレーニングファーム、先ほど申し上げました。そして、生産部会も一体となって研修会等も各地で執り行われております。

そのような中、近年、特に令和五年、令和六年、イチゴの農家からは、「いちごさん」が夏場から秋口以降も続く高温により花芽が遅れる。そして、需要期である十二月に安定的に出荷できない。そして、苗が枯れる、病気を抑えにくいといった声が聞かれるようになりました。これはこれから迎える令和七年産に重くのしかかってくる課題であります。

現在、県が開発した「いちごさん」は、「さがほのか」と同様に株冷は行わない。要するに、株冷をしなくても花芽がちゃんとつきますよというふうな、省力的な品種として普及したにもかかわらず、既に県内の九割以上の栽培面積を占める中において、ピンチに立たされているというのが現状なんですね。

ただ、「いちごさん」、これまでの品種の中では、面積当たりの収量というのは群を抜いて多収なんですね。これは高いポテンシャルを持っている、この主力品種である「いちごさん」が、このポテンシャルを最大限に引き出すことが産地を盛り上げ、そのためにさらなる対策を図り、高温に打ち勝つ、このことが喫緊の課題だというふうに思っております。

過去には二〇〇一年に「さがほのか」が品種登録されておりますので、株冷施設が二十五年ぐらい前に廃止をされたということになろうかと思っています。ただ、この高温対策というのは喫緊の急務であることは間違いございません。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

これまでの生産状況を改善するため、県では高温対策にどのように取り組んできたのか。

そして、これからの高温対策についてでありますが、これまでの高温対策や今後の気候などを踏まえた場合、踏まえるとして、県では今後どのように取り組んでいくのかお伺いをさせていただきます。

これは先ほど申し上げましたように、二十五年前の機械というのは、ほとんどの農家は持っておられません。新しくそういった施設を造るか、ＪＡが持っている低温冷蔵庫なりでしていく必要があるのかなというふうに思いますが、答えを私のほうから言うのは控えさせていただいて、部長に答弁をお願いしたいと思います。今後、株冷は、「いちごさん」のスタンダードになるんではないかというふうにも思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、ノリの安定生産に向けた取組についてであります。

有明海の基幹産業であるノリ養殖は、令和四年度以降、全地域で色落ち被害が発生するなど、生産量が減少しており、ノリ経営者は一層厳しさを増しておられます。これら近年の不作の要因、これは少雨や赤潮の長期化による栄養塩不足でありますが、赤潮の長期化はプランクトンを捕食するサルボウなどの二枚貝の資源量の激減もその要因となっていると考えられます。

今年度についても、高水温の影響によって、過去最も遅い十一月三日の種つけとなりました。例年よりも二週間程度遅いのかなと。一頃前からすると、これは秋ノリと言えるのかな、もう冬ノリですよね。そういったところまでなっております。

そこで、県においては、近年の気候変動や赤潮の発生状況に合わせた生産管理を行うために、赤潮の動きや水温、塩分等の予測に取り組まれており、漁業者は養殖の管理などに活用していると聞いております。また、赤潮の原因となるプランクトンを捕食するサルボウやスミノエガキ、この二枚貝の増殖に取り組まれておりますが、漁業者からサルボウについては採苗器が不足していると。そういう声もあることから、採苗器をしっかりと確保して、建込本数をさらに増加させる必要があると思います。

この資源回復にはこの事業が欠かせないと思いますが、過去の取組状況では、要は指の大きさぐらいのメダケを、葉っぱがついているやつを干潟のところに刺していくんですね。これを角船に乗せて、そして潮に流されながらずっと立てていくんですが、それに卵が付着して定植するということになります。これが令和元年には十二万八千本、令和二年には二十八万七千本、令和三年には四十一万一千本、令和四年には四十万二千本と、合計で百二十二万八千本の竹串が立てられたわけでございます。また、令和四年には、その前年度の大水害で死滅したために稚貝を放流したという事業が取り組まれております。ただ、それでもサルボウの発育の兆しが見えないという状況で、サルボウのほかにもスミノエガキも下げて取り組んでおられるということになろうかと思います。

そこで、漁業者が安心して漁業を続けていけるように、ノリ養殖の安定生産について今後、どのような取組を行うのか、農林水産部長にお伺いをいたします。

私はノリの漁業者というのは、それは冬は本当に寒い中に、親船に移るときも霜が降っているような夜中、朝方に行くんですけれども、本当に苛酷な業務であります。ただ、一たびいいノリをとれば、億万長者とは言わなくても、一気に何千万円も稼ぐ本当にすばらしい仕事だというふうにも思っておりますので、このノリ養殖を安定生産するために本当に努力をしていただきたいというふうに考えますので、答弁をお願いします。

それでは、最後の質問になります。県立高校の再編整備についてお伺いをいたします。

県教育委員会では、平成二十六年十二月に「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画」を策定し、そして、その計画に基づいて平成三十年四月に白石高校、鹿島高校及び嬉野高校が、平成三十一年四月に伊万里実業高校が新たに開校いたしました。これは一年遅れですね。

高校再編は、本来、一校制に再編するということが理想でありました。その再編の計画というのは、もっと前から生徒数の減少に伴って計画はされてきたんですが、その過程で申しますと、再編計画はどんどんどん進んできた、そして、どことどことどこが再編を行わなければいけないというふうな案が示されたんです。そのときに市町の方々、地域にお住まいの方々というのは、えっ、なくなっちゃうのというふうな御意見がどこからも出てくるんですね。そして、次に何が起こるかというと、それは困るよというふうな声が上がるんです。上がりながらもしっかりと再編整備、本来の目的を達しなければならなかったと僕は思うんですね。

現在に至るまで、学校が校舎制、いわゆる分校方式という結果になってもう七年、八年になるわけですね。そういうことであります。

私、以前、常任委員会のほうでお聞きをいたしました。当時、落合教育長であったかと思いますが、そろそろ一校制にしたがいいんじゃないですかというふうな質問をしたんですね。そのときに落合教育長が、地域からの要望によってそれを決定している、そして、そういう提案があれば、地域のほうにまた投げかけてほしいというふうな答弁であったかと思います。ただ、教育長は、本来は地域のことより、生徒や教員をおもんぱかるべきじゃないですかというふうな反論もしたんですが、それから、まだまだ何も変わらないということであります。

高校の再編、これは一定の学校規模を確保する点では成果があったかも分かりません。ただ、生徒や保護者、教職員に、通学や部活動、そして授業の実施において大変な不便さを強いてきたというふうに思います。一定の学校規模を確保する点では成果があったかもしれないけれども、このメリットを感じている生徒や学校は少なく、不満の声を耳にすることのほうが多いです。

歯止めの利かない少子化により、学校の小規模化が進む中、校舎制による学校運営を未来永劫のものとせず、一度白紙に戻して、将来的に一学校一校舎とすることを考える時期に来ているのではないかというふうに考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

高校再編の成果と課題についてでありますが、高校再編により、どのような成果があったのか。また、校舎制再編により、どのような課題が生じているのかお伺いをいたします。

二点目に、今後の高校再編についてであります。

校舎制再編の課題を踏まえ、今後の高校再編についてどのように考えているのか、教育長にお伺いをして一回目の質問を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　暫時休憩します。

午後零時十五分　休憩

令和七年十二月三日（水）　午後一時十五分　開議

出席議員　三十五名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	三〇番	大場芳博		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三二番	留守茂幸		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三三番	石井秀夫		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三四番	藤木卓一郎		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三五番	土井敏行		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三六番	石倉秀郷		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三七番	岡口重文		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹				
九番	中本正一	二四番	指山清範				
一〇番	野田勝人	二五番	定松一生				
一一番	青木一功	二六番	八谷克幸				
一二番	古川裕紀	二七番	原田寿雄				
一三番	中村圭一	二八番	武藤明美				
一四番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝				

欠席議員　二名

二三番	宮原真一		
三一番	木原奉文		

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	光武香織
男女参画・こども局長	大草昭雄
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉副議長（八谷克幸君）　これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

定松一生君の質問に対する答弁から開始いたします。

◉島内農林水産部長　登壇＝定松一生議員の質問にお答えいたします。

私からは、大きく三項目についてお答えいたします。

大きな一項目め、担い手への農地の集約についてお答えいたします。

農業従事者の減少が顕著となる中、より一層の農作業の効率化を図るため、地域計画の実効性を高め、農地の集約を着実に推進していくことが重要だと認識をしております。

県では、令和七年度から三年間を重点期間とした、「『地域計画』の充実・実現に係る佐賀県取組方針」を策定し、農地集約の実践モデル地区を選定し、市町及び農業委員会等の関係機関と協力しながら、農地の集約に向けた取組を加速化しております。

具体的には、農地集約の実践モデル地区において、話し合いにより、将来、主要な担い手が耕作するエリアを決め、見える化する「農地集約イメージマップ」、これを通称集約マップと呼んでおりますが、この作成を進めております。

例えば、エリア内の耕作者がリタイアした場合、その農地を農業委員会が中心となって、集約マップに位置づけられた主要な担い手に優先的にあっせんしたり、主要な担い手同士で集約マップに基づき交換するなどして、農地の集約を働きかけているところでございます。

農地集約の取組を一層加速化させるため、引き続き地域計画に基づき、集約を促進する取組を働きかけるとともに、農地集約の実践モデル地区の事例が横展開されるよう、農地集約による作業の効率化を実感した農家の声の紹介ですとか、市町職員を対象とした集約マップ策定に関する研修会の開催などを積極的に取り組んでいくこととしております。

また、集約を促す支援策として、農地中間管理機構の活用に加えまして、農地の集約に取り組む地域に対して奨励金を交付する国庫事業の活用を推進してまいります。

農地の集約に向けた取組は待ったなしの状況でございます。この地域計画を策定したタイミングが農地の集約に向けた最大のチャンスという強い決意で、市町、農業委員会、中間管理機構などの関係機関・団体と連携しながら、しっかりと農地集約の取組を進めてまいります。

次に大きな二項目め、イチゴの生産振興について二点お答えいたします。

これまで実施した高温対策についてお答えします。

「いちごさん」は、平成三十年のデビュー以降、順調に栽培面積を伸ばし、令和四年産では十アール当たりの収量、販売額ともに過去最高となりました。

しかしながら、令和五年及び六年産は、苗の育苗期から定植後の生育に当たる七月から九月にかけまして、かなりの高温で推移したことから、苗の花芽形成が遅れ、適期に苗を植えることができず、また、植え付け後の生育も停滞し、需要期である年内の出荷量が減少しました。

このため県では、育苗ハウス内の温度を下げるため、遮光資材による被覆、気化熱により苗の培養土の温度を下げる効果がある紙ポットの活用、苗を定植した後にかん水などでハウス内の湿度を確保することによる生育の促進など、ＪＡと一体となって栽培技術を普及するとともに、

県単独事業において気化熱で温度を下げる細霧冷房装置などの導入への支援も取り組んでまいりました。

また、令和六年産において、ＪＡと連携し、冷蔵庫などで苗を強制的に冷却する株冷技術の試験を行ったところ、「いちごさん」においても花芽の形成が促進される効果が見られたことから、令和七年産において、生産部会が行う現地実証の取組に対して支援を行ってきたところでございます。

二点目、これからの高温対策についてお答えいたします。

近年の高温傾向は今後も続くことを前提とし、引き続き育苗時における高温対策はもとより、今後は株冷技術を基本技術とした「いちごさん」の栽培を普及していく必要があると認識をしております。

このため県では、ＪＡと連携して、各地域の実証試験で得られた結果などを取りまとめ、全生産農家に対し、株冷処理のさらなる周知を図ってまいります。

また、株冷を行うためには、苗づくりのスケジュールを前倒しするなどして、冷蔵処理に対応できる丈夫な苗を育てることや、大型冷蔵庫の確保も必要であることから、産地ごとにＪＡの大型冷蔵庫を活用した具体的な取組計画を策定するなどして、本技術のさらなる普及拡大をしっかりと進めてまいります。

引き続き、農家やＪＡなど関係者と力を合わせ、「いちごさん」の高温対策をはじめとした本県のイチゴ生産に全力で取り組んでまいります。

次に大きな三項目め、ノリの安定生産に向けた取組についてお答えします。

近年のノリ養殖は、温暖化に伴う漁期の短縮、少雨や赤潮による栄養塩低下に伴うノリの色落ち被害が続き、厳しい状況にあります。このため県では、様々な対策に取り組んでおります。

海況予測につきましては、水温、塩分、潮位を高い精度で予測できるシステムを九州大学等と連携して開発しており、漁業者にそのデータを情報提供することで、養殖開始時期の検討やノリ網の干出時間の調整などに活用されております。

さらに、気候変動に対応したノリ養殖を推進していくため、予測精度をさらに向上させるとともに、赤潮の発生やその後の動向を予測できるシステムについても開発を進めております。

また、赤潮対策に有効な二枚貝の資源回復につきましては、例えば、サルボウでは、近年の豪雨により激減したことから、令和四年度から種苗放流を行っており、今年度は西南部海域を中心に十二月一日時点で約三百十万個を放流いたしました。

サルボウに関する近年の調査結果では、卵から生まれた浮遊幼生が増加傾向であることから、有明海漁協では、今年度、国が創設された有明海再生加速化対策交付金を活用し、浮遊幼生を付着させるための採苗器二万三千本を設置されました。来年度は、漁業者の要望を聞きながら、さらに設置本数を増やすとのことですが、この採苗器の確保には時間を要するとのことから、設置時期は六月から七月でございますが、その準備を既に始められていると伺っております。

また県では、採苗器の材質や設置場所検討のための試験を実施しており、より効果的な採苗となるように、技術面で漁業者を支援していくこととしております。

ノリ養殖は本県の基幹産業であります。今後とも、県としてできることは何でもやるという気持ちで取り組むとともに、有明海漁協や国、大学との連携をさらに強化し、漁業者が安心してノリ養殖を営み、安定生産につながるよう全力を尽くします。

私からは以上でございます。

◉光武ＳＳＰ推進局長　登壇＝私からは、ＳＡＧＡアリーナについて三点お答えをいたします。

まず、ＳＡＧＡアリーナの現状認識についてでございます。

ＳＡＧＡアリーナは、多目的に利用ができる日本屈指のエンターテインメントアリーナとして令和五年五月にオープンをいたしました。

整備に当たりましては、県民がプレーをする場所というよりも、「観る」、「稼ぐ」といった視点を大事にしながら整備を行ってまいりました。

プロスポーツでは、ＳＡＧＡ久光スプリングスと佐賀バルーナーズのホームアリーナとなっておりまして、年間合わせて約五十試合が開催をされております。一試合当たりの今シーズンの平均来場者数は、ＳＡＧＡ久光スプリングスが約三千人、佐賀バルーナーズは約五千人で、熱い試合展開や躍動感あふれるプレーに毎試合様々な感動が生まれております。

また、Ｂ，ｚ、松任谷由実、Ｐｅｒｆｕｍｅといった我が国を代表するトップアーティストによるコンサートや、世界的なプロスケーター、羽生結弦さんによるアイスショーなどのエンタメ公演では、県外、海外から一公演当たり六千人を超える方が訪れ、ＳＡＧＡアリーナのライブ感、一体感を味わっております。

このほか、ＳＡＧＡアリーナと佐賀市文化会館を一体的に利用ができるようペデストリアンデッキでつないだことで、今年の日本青年会議所全国大会など、一万人規模の大会も開催できるようになりました。

このような利活用の実績を見ますと、当初のイメージに近い形で利用されているものと考えております。

次に、ＳＡＧＡアリーナが地域経済に与えた影響についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、プロスポーツでは約三千人から五千人、コンサートなどでは約六千人を超える来場者があり、これまでの佐賀にはなかった県外からの新たな人の流れも生まれております。

その際、佐賀駅からＳＡＧＡアリーナまでの道のりを多くの方が歩く姿は町の風景として定着をし、イベントのたびに佐賀駅周辺の飲食店やアリーナ周辺のキッチンカーなどにも大変なにぎわいで人が集まり、サンライズストリート周辺には飲食店を中心に新たな店舗も徐々に出来始めております。

また、県外からの来場者が非常に多いコンサートや大規模な大会、学会では、県がＳＮＳを駆使しまして観光地やお土産などの情報を効果的に発信することで、唐津や伊万里、武雄など、県内観光へと向かう人の動きにもつながっております。

議員からもお話がありましたが、イベント時には駅周辺ホテルに空きがないといったことも多く、駅南には新たなホテル建設の着工の話も出るなど、徐々にではありますが、新たな民間投資の動きも出てまいりました。

アリーナオープン後のこうした状況から、ＳＡＧＡアリーナが地域経済やまちづくりに様々なプラスの影響を与えていると認識をしておりま

す。

最後に、ＳＡＧＡアリーナの今後の見通しについてでございます。

ＳＡＧＡアリーナは、今後も佐賀バルーナーズとＳＡＧＡ久光スプリングスのホームアリーナとして、毎年十月から翌年の四月、五月にかけて、ＢリーグとＳＶリーグのホームゲーム約五十試合が開催をされていく見込みでございます。

コンサートなどのエンタメイベントにつきましても、主催者からの予約や仮予約をはじめ、多くの問い合わせをいただいております。ここで具体名を申し上げることはできませんが、日本を代表するようなトップアーティストの公演や海外アーティストによる公演、そして、アイスショーも今後予定をされております。ぜひ楽しみにしていただければと思います。

このほか、来年以降、全国産業教育フェア佐賀大会や、民間主催による社会課題の解決に向けたコンベンション、民間の業界団体による全国大会などの大規模な大会も予定をされております。

先日はバレーボールのＳＶリーグの大河チェアマンから、バレーボールオールスターについてもお話をいただきました。

このほか、ＳＡＧＡアリーナのエンタメ性を生かしたスポーツイベント開催の打診も受けており、ＳＡＧＡアリーナに対する業界関係者の高い関心を感じているところでございます。

先般、ＳＡＧＡアリーナを中心とするＳＡＧＡサンライズパーク全体がＢＣＳ賞を受賞いたしました。土木学会デザイン賞など、ハード面でも様々な賞を頂いておりまして、ＳＡＧＡアリーナとまちづくりの優れた先見性が評価をされております。

引き続き、指定管理者と連携をしながら、各種大会、コンサート、プロスポーツなど、県民の皆さんに喜んでもらえるような多種多様なイベントを開催し、今後も地域経済に新たな動きを生み出すよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉甲斐教育長　**登壇**＝私からは、県立高校の再編整備についてお答えをいたします。

高校再編の成果と課題についてお尋ねがございました。

成果としましては、一番は地域に学校が残ったことだと思っております。一方で、校舎が離れていることによるものが課題として挙げられることが多いというふうに受け止めております。

それらに対して、具体的には、学校行事や部活動などで生徒が移動する際のスクールバスの運行、合同行事を行う際に必要となる両校舎の校時や時間割の調整、生徒がそれぞれの校舎において授業や行事に合同で参加できるように、オンライン支援ツールの整備など、様々工夫をしながら学校運営を行ってまいりました。

次に、今後についてでございますが、県教育委員会としては、先ほど挙げましたような様々な対応をはじめ、校舎制高校の現場の声を踏まえ、これまでも学校の取組への支援を行ってきたところでございます。各高校からの聞き取りなど、今後も現場の声を聞き、丁寧に対応していきたいと考えております。

地域に学校が残っていることで、各学校はそれぞれの学科の特徴を生かしつつ、地域と連携しながら魅力ある取組を実践できていると思っております。そして、それが地域にとってもプラスにつながっている面も

あるのではないかと思っております。再編を行う考えはございません。

地域においてきらっと光るような、また、地域の方々から、学校があってよかった、高校生がいてよかったと思ってもらえるような学校づくりを目指してまいります。

県立高校の在り方につきましては、学びたいという子供たちの声にどのように応えていくのか、社会や地域からどのようなことが求められているのかを踏まえ、地域における学科配置のバランス、通学の利便性など、これまでも様々な観点から考えてまいりました。今後とも、このような観点からしっかりと考えてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉定松一生君　登壇＝それでは、再質問をさせていただきます。

再質問は特に一点でございます。

県立高校の再編整備につきましては、成果としては地域に学校が残ったことだと。そして、それぞれの校舎を残したことで様々な課題も残ったということであります。

もともと校舎を残しながら運営するときに、しっかりとそこは仮定をされて残したのか、私の記憶の限りでは、高校再編というのは、実際に高校再編になったもう五年ほど前に大分問題視されて、そして、白石町に在住の、当時、佐賀県の教育長がいらっしゃいます。そのときには、やっぱりその二つが一つになって、地域で校数を減らして運営する。そして、同じ学校で、それぞれの教職員の移動も、生徒間の移動もいらない、そして、学科は違うけれども、授業としては一体になるといった、そういったメリットも生まれるので、それは同じ高校でやったほうがいいというふうな考えの基に再編計画を練った、そして、前段申し上げましたように、その計画を実施する段階で、各市町や、そして同窓会、そういった方々からの意見を配慮した結果、それぞれの学校で運営するというふうになってしまったという表現が、僕は一番当てはまるんではないかなというふうに思います。

僕は再編の当時に、例えば、三十校あったものを今回十八校に思い切ってしますよというふうなですね、それが再編整備だと思っていたんです。全然減ることなく、そして、再編は取りあえず、文言での再編といいましょうかね、取りあえず再編はしたんだよというふうな課題をすり替えた再編であったために、いろんな苦労や、そして、今、教育長が言われたオンラインでの授業であるとか、それから、職員間の連絡等とか取られているんですけれども、まだまだ課題が残っているという現状があります。

再質問としては、今の現状を踏まえて、再編の考えはないときっぱりとおっしゃいました。本当にそれでいいのかどうか、私は深く考える必要があると思うんですね。もう一回、例えば職員からの聞き取り、それから、親御さんからの御意見等も真摯に受け止めて、考える期間を持ってもいいのではないかと思いました。その件について教育長に再度お尋ねいたします。

◉甲斐教育長　登壇＝再質問にお答えいたします。

現状を踏まえてというお話でございました。再編当時の議論を行ってきた当時と異なっていまして、オンライン授業というのは、通常のように今行うようになってきております。オンラインをすることによって学びの幅が広がるというような、そういう状況にもございますし、あと、もともと再編というのは学校規模を確保するためにというところであっ

たというふうに思います。

しかしながら、今は小規模になっても、何といいますか、学校の中だけで活動するのではなくて、地域とつながって活動する、また、オンラインもございます。いろんな場面でほかともつながって活動するということが今増えてきております。そういうふうにして学びを深めているような状況がございますので、ちょっと当時とは学びのフィールドというのが少し変わってきているように思っております。

もちろん、いろんな声がございます。ですので、私どもも県立高校の在り方については、子供たちの学びがどうあったほうがいいのか、そして、地域社会の方、いろんな関係者の方々はどんなふうに思うのかというのは、これまでもお聞きしてまいりましたし、これからも引き続きそういった御意見も聞きながら、県全体のことを考えながら、様々な観点からこれからも考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

◉青木一功君（拍手）**登壇**＝自由民主党の青木一功です。

最初に、三歳児健診における視覚スクリーニング検査についてです。

人間の視力はおおよそ八歳までに決まると言われており、視力未発達段階による弱視については、幼児期に早期に発見できた場合、その後、治療を受ければ治るとされています。

視覚障害は子供にとって起こりやすく、弱視においては約五十人に一人の割合になっていると承知しています。特に小さい子供の検査の場合、子供が返答する形式で行うので、自分の目でしっかり見ているかどうか、また、本当は見えづらかった場合でも、その見えづらさを正確に訴えること自体が難しく、検査でも症状が見落とされることがあると聞いています。

そんな中、佐賀県では、県内市町にて弱視を発見できる屈折検査機器を早期に導入し、三歳児健診において、見えづらさを伝えることが難しい子供たちに対しても、無理なく、そして、素早く検査できる体制を整えていると承知しております。他県では市町への機器導入が全てではないところもある中で、佐賀県の早急な対応について高く評価をしているところです。

子供たちの治療可能な目の病気について早期に発見し、その後の治療につなげていくことで、子供たちの健やかな成長を後押しすることは、佐賀県の未来のためにも大切なことです。今後も県においては、子供たちの成長を優しく後押しするような取組を続けられることを期待しています。

では、次の点について伺います。

まず、視覚スクリーニング検査の実施状況についてです。

佐賀県では二十市町全てにおいて、三歳児健診での視覚スクリーニング検査が可能ですが、その実施状況はどのようになっているのか伺います。

次に、屈折検査機器導入の経緯についてです。

子供、特に幼児の目が悪いことは、日常生活の中では気づけないことも多いのが実情です。そのため、検査の際、見落としがないよう屈折検査機器の導入は、これは当然必要であったと思います。

そこで、三歳児健診での視覚スクリーニング検査において、県内市町での屈折検査機器導入の経緯はどのようなものなのか伺います。

最後に、乳幼児期の検査の大切さについてです。

子供の疾病の早期発見、早期治療は、子供の健やかな成長にとって大変重要であると同時に、県全体で取り組んでいくべきであるということは共通認識であると思います。

そこで、県は、乳幼児期の検査の大切さについて、どのように認識しているのか伺います。

次に、軍歴証明などについてです。

県が保有管理をする軍歴や兵籍簿は、戦没者の貴重な資料であるとともに、遺族や親族にとって先祖の息吹を感じることができる大切なものであると思います。

大東亜戦争終結から八十年の本年十月八日には、戦没者追悼式も厳粛に挙行されました。遺族の方々が高齢になられており、今回の追悼式挙行は大変よかったと思いますし、追悼式をきっかけに、今後、軍歴証明や兵籍簿を手にされたいと思われる戦没者に近い親族の方々も増えるのではないかと考えているところです。

貴い命の犠牲をもって我が国を守っていただいた幾多の英霊の勇敢な記録である軍歴証明や兵籍簿を次の世代へ、そして、そのまた次の世代へと受け継ぎつつ、しっかりと保管をしていくことが平和を維持することに貢献するのだと信じています。

私自身、約十年前に母方の祖父の兄である大伯父の兵籍簿の開示を、私の母が申請した経緯があります。当時は申請のできる親族の範囲が三親等内となっていたために、四親等である私には申請することはできませんでした。その後、申請できる親族の範囲が見直し拡大され、現在は六親等内血族であれば申請が可能となり、私でも申請が可能となったと聞いているところです。戦没者に近い親族の方々も高齢になられ少なくなっていく中で、申請できる範囲が広がったことは大変いいことであったと思います。

特に兵籍簿においては、当時、部隊に所属する書記の方が、軍所属の兵士お一人お一人の動きを記録し、その中身は、部隊への編入、転属、派遣先、そして、部隊において何のための要員だったかなど、事細かく記され、また、部隊ごとに記入される書記の方も代わり、その都度、書き足されることもあって、字体においても多様です。ただの紙一枚ではあるものの、兵籍簿は、当時、軍隊内でどのような足跡をたどられたかについて細かく知ることができます。また、先祖を身近に感じることもできる貴重な資料だとも思います。

ここに大伯父の兵籍簿の写しを拡大したものがあり、議長に許可をいただきましたので、お示しをしたいと思います。（パネルを示す）祖父が亡くなったのが十六年前で、これを申請したのが私、十年前ということであって、悔やまれるのは、十六年前、それ以上前に申請を当時は母がして、生きている祖父に見せることができたならばと、そこが悔やまれていますが、見やすいとは決して言いにくいんではあるんですが、だからこそ、当時の息吹が感じられるのかなと思っています。

この兵籍簿によると、大伯父は、大東亜戦争当時、様々な部隊へ編入、派遣、転属、この辺に書いてありますが、たくさん書いてある文字のところです。昭和十五年六月五日、中国にて敵前上陸作戦中に戦傷、右足に銃弾が貫通及び骨折し、同日、野戦病院療養所に入院、一週間後の六月十二日に戦傷が原因で戦傷死したとあります。私自身、小さいときに祖父からおおよそ聞いていた内容でもあったため、この兵籍簿に記された大伯父の戦時中の動きをじかに見たことで、写真でしか会うことがで

きなかった大伯父をさらに身近に、そして、誇りに思うきっかけとなりました。

この古びた兵籍簿の写しを見るたびに、混乱する戦時下であったとしても、この兵籍簿をどのようにして部隊から部隊へ持っていったのかなど、様々な想像から先祖に思いをはせることができます。

県内では、昨年度から申請できる親族の範囲も広がったことに伴い、多くの県民にも知っていただきたいと願っています。また、戦没者の本籍地に申請する仕組みとなっているため、県外からの申請者の方々においては、先祖が佐賀県にゆかりがあるということを知り、佐賀県に関心を持たれるきっかけにもなると考えます。

よって、軍歴証明などを作成するに当たり、その基となる兵籍簿などの軍歴資料は、親族にとっても、また、県としても戦争を語る一つの大切な歴史的資料として非常に大事な公文書と言えることから、今後も管理と保管に関して適切に取り組んでいく必要があります。

そこで、質問いたします。

まず、軍歴証明などの発行状況についてです。

軍歴証明や兵籍簿などの写しの発行状況はどうなっているのか。また、県外に居住されている方々からの申請状況はどうなっているのか伺います。

次に、軍歴証明などの申請者の範囲についてです。

今後、親族の方々が申請されるためにはより申請がしやすいことが重要です。今回の県の見直しの対応は迅速であり、高く評価をしているところです。

そこで、改めて申請範囲の見直しの内容と、範囲を見直した理由について伺います。

続いて、軍歴資料の保管状況についてです。

軍歴資料の保管については、陸軍であれば都道府県、海軍は厚生労働省となっています。陸軍の資料は終戦時の本籍地があった都道府県が保管管理していることと承知しています。したがって、佐賀県においては陸軍の軍歴資料を保管管理されています。

軍歴資料は、未来に向けて残していくべき大切な資料であるということは県においても認識をされていると存じます。兵籍簿の写しを見ても分かりますが、この兵籍簿自体が経年により紙が劣化し、破れていたり、当時の部隊でもそれぞれ保管状況にも差があったことから、文字が判読できないものもあると聞いております。今後、万が一にも不注意によって紛失や消失するようなことがあってはなりません。そんな中において、現状では、兵籍簿の写しを交付する際、大変丁寧に資料を扱われていると伺い、担当職員の方々には感謝を申し上げるところです。

そこで、資料について現時点からさらに経年劣化していくことを考えると、軍歴資料の保管や管理について今からしっかりと取り組んでいくべきだと思います。

そこで、兵籍簿などの軍歴資料の保管はどのように行われているのか伺います。

最後に、今後の取組についてです。

軍歴資料の保管や軍歴証明などの発行については、県では今後どのように取り組んでいかれるのか伺います。

次に、佐賀駐屯地との向き合い方についてです。

私としては待ちに待っていた佐賀駐屯地が本年七月九日に開設され、

あと数日で五カ月になります。この間、佐賀駐屯地では、陸上自衛隊輸送機オスプレイ全十七機の配備が完了し、日夜飛行訓練をはじめ、訓練の範囲や内容も拡大、充実されていると承知しているところです。

今後、長きにわたって佐賀駐屯地が我が国の防衛の重要な役割を担われることを大変誇りに思うとともに、隊員の方々の日々の安全を心から願っています。

隊員の方々も地域に入られ、様々な地域行事にも参加され、地域の方々にも少しずつ受け入れられていることとうれしく思っています。

私も参列させていただきました九月七日の佐賀駐屯地開設記念式典において、青山駐屯地司令から、「佐賀を愛し、佐賀に愛される駐屯地を目指す」とのお話もあり、いよいよ佐賀県に根差した駐屯地として活動をスタートされていると実感しており、今後も隊員の方々が佐賀に受け入れられて活躍していただけるよう、引き続き見守っていかねばならないと考えているところです。

他方、台湾有事をはじめとする中国との緊迫した現在の情勢を鑑みると、南西諸島防衛の要となる佐賀駐屯地の役割はより重要になり、日々の厳しい訓練にも一層緊張感が増していると察します。

また、令和となって初めて開設したのが佐賀駐屯地となります。重要なインフラとしての機能も有していることから、災害が起きてしまった際には県と緊密な連携をとって、県民のためにも御活躍いただかねばならないと思うところです。

そこで、知事は今後、佐賀駐屯地とどのように向き合っていかれるのか、改めて答弁を求めておきたいと思います。

最後に、外国人政策についてです。

近年、訪日及び在留外国人の急増に伴って、国内各地で様々な外国人問題が顕在化しています。また、急な外国人増加に対応できない地域も多くなってきており、生活環境や治安の悪化につながる可能性について課題が増加していることを懸念しています。

私自身、議員になった十年前から県内の外国人犯罪などについて質問に取り上げてきましたが、当時は今ほど国内の外国人に関する問題が顕在化していなかったと承知しています。

まず、国の動向に目を向けると、高市新政権の重点政策の一つに外国人政策が掲げられました。様々な政策があり、例えば、滞在外国人の総量規制、在留手続及び永住許可申請や在留資格の変更に係る手数料の値上げ、帰化要件の厳格化、在留審査及び入国管理の厳格化、そして、私も六月議会で取り上げた外国人や外国資本による土地取得の規制や実態把握の必要性など、これまで議論が必要でありながら議論してこなかった政策ばかりです。私としては、これらの政策に対して強く支持し、実現していただきたいと願っています。

我が国の外国人政策は、他の先進国と比べて時代に即していないと言わざるを得ず、近年の思いがけない外国人増加を想定できていなかった時代に制定された法律ということを考えると、現状で対応できないのは当然であると言えます。

中長期にわたって滞在する外国人が増加すればするほど、一部の外国人による迷惑行為や犯罪が増加するのはどこの国を見ても明らかであり、今の外国人問題に対する国民の不安は当然のことであると思います。

昨今、顕在化してきている外国人による諸問題に対する世論の高まりと、加えて高市総理自身の外国人政策に対する考えも重なって、国とし

ての外国人政策の方向性を明確に、また、他国に迎合しない形でしっかりと示されていることに対して大変心強く思い、期待をしているところです。

本年一月一日時点での住民基本台帳に基づいた人口に占める外国人人口比率について、全国、そして、佐賀県についても先日の新聞紙面でも掲載がありました。

まず、全国では二十七市区町村で一割を超えるところが出てきており、北海道内の村々では人口比率が三五％を超えるところも存在し、既に多くの懸案事項も存在し、今後、地域で新たな問題が起きてくるのではないかと危惧しています。

次に、佐賀県における人口比率は一・四一％であるものの、外国人増加率では全国で三番目に位置し、もともと外国人が少なかったことも背景に、外国人の人口比率が思いがけず高くなることにつながっているのだと承知しています。

このような現状を考察すればするほど、これからの佐賀県の外国人政策の方向性がどのようになっていくのか、とても不安かつ懸念を抱いているというのが正直なところです。なぜなら、先月の決算特別委員会質疑の中でも申し上げたことになりますが、本年十一月で二回目の開催となった県が主催する国際運動会について、令和六年度決算説明報告書に記載があったものの、令和六年二月議会での主要事項への記載はおろか、当該事業の事業内容について一切の説明がなされず、その後、令和六年十一月議会の知事による提案説明によって事後報告されたのみでありました。

全ての事業についての説明は必要ないと認めつつ、当該事業については、賛否ある外国人政策による事業であることから議論が必要な事業であったと思います。

県民の間でも賛否が分かれそうな事業について、主要事項に不記載、かつ事前に説明すらなかったことは、議会軽視とも取れる不誠実な対応であったと、この場で申し上げておきます。よって、今後、外国人政策の一環として、県が行き過ぎた事業を唐突に展開されることがないよう、警鐘を鳴らす意味も込めて申し上げているということを御理解いただきたいと思います。

これまでも様々な外国人政策に関わる事業が自治体でも提案され、その都度、大きな反対や混乱を招く結果となっている事実が目立っていると感じています。

幾つか例を挙げますと、まず、熊本県による外国人材活用策の家事支援外国人受入事業、また、大分県日出町と宮城県での土葬墓地問題、そして、北九州市でのムスリムに対応したハラール給食の提供問題があります。ハラール給食については、実際に提供されてはいないものの、それ自体が陳情で市議会委員会において審査の後、審議未了となって採択されておらず、誤情報がＳＮＳで拡散したこともあって、自治体に苦情や問い合わせが多数寄せられたことと承知しています。

例えば、誤情報であったとしても、やはり県民、市民、町民が敏感に反応するというところが、この外国人政策に共通して言えることだと考えています。これら全てが県民、市民、町民から反対意見が相次いだ事業で、土葬墓地とハラール給食については頓挫している状況です。

これだけ見ても、いかに多文化共生社会の実現は大変困難で、多文化共生という聞こえのいい言葉だけで自治体が行き過ぎた外国人政策を進

めようとすると、これは相当数の反対の声や意見が出るのは明らかであり、混乱を招かぬためにも事業を安易に推進するなど決してあってはならないと思います。

県民の中には、不安に思っていても声に出さない、また、声に出せない方々もいるのは政治活動を通じて痛感しています。だからこそ、議員としてそのような声や思いも酌み取り、たとえ言いづらいことだとしても発言する必要があるのです。

これからの佐賀県の外国人政策の方向性や事業展開について、今後慎重に議論していく必要があることは他の自治体を見ても明らかです。重要なのは、知事自身の外国人政策に対するそもそもの考えやスタンスが県の外国人政策の方向性に強く影響することから、知事の外国人政策の考えについて答弁をお願いいたします。

以上、質問を終わります。（拍手）

◉山口知事　登壇＝青木一功議員の御質問にお答えします。

まず、佐賀駐屯地との向き合い方についてでございます。改めてこれまでの向き合い方から答弁させていただきます。

戦争のない平和な社会を次世代につないでいくことは何よりも大切なことです。国防の重要性は十分分かりつつも、佐賀県にとって様々な面で大切な問題でありましたので、この十年間真摯に向き合い、一つ一つ丁寧にやってきたことが今につながっていると認識しています。

本年七月九日に佐賀駐屯地が開設され、七月末からは佐賀駐屯地周辺での飛行訓練が始まり、他の駐屯地などへの飛行訓練や夜間飛行訓練など、順次訓練範囲が拡大されています。もうすぐ開設後五カ月となりますけれども、これまでのところ、防衛省が示した運用計画に基づいた訓練が実施されているものと認識しています。

飛行の安全は、佐賀駐屯地と県民との信頼関係の基盤となるものでありまして、駐屯地の皆さんには、引き続き慎重にも慎重を重ねて安全を最優先に対応していただきたいと思います。

また、地域との共存という面では、地元の祭りに参加したり、地元の中学校の恒例行事に参加して生徒と交流するなど、隊員が地域に溶け込む機会も増えてきていると聞いております。駐屯地と地元の間で互いに信頼を積み重ねていく関係が構築されていっているものと認識しています。

佐賀県は、今後、佐賀駐屯地をお互いの連携の中で、災害対応や広域医療搬送、そして他県への支援、応援などに生かしていくことを検討していきたいと考えています。

続きまして、外国人政策に係る私の考え方についてお答えします。

世の中には様々な年齢、国籍、障害のある方やない方など、いろいろな方々がいろいろな思いで暮らしています。私は「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」の基本理念の下、みんながお互いの思いに寄り添い、自然に支え合う、佐賀らしいやさしさのカタチであります「さがすたいる」を大切にしてまいりました。そして、多文化共生もこの「さがすたいる」の思いで進めております。

今や佐賀県内に住む外国人は一万人を超え、外国人の皆さんが働く事業所は千三百カ所を超えております。ここ佐賀では、働く、学ぶといった様々なシーンで外国人一人一人が活躍しています。地域を支える大切なパートナーです。

日本人と外国人が互いに理解し合う多文化共生の地域づくりが大切に

なってきていると感じます。御縁があって佐賀に来てくれた外国人の皆さんは、介護施設、病院、建設会社、工場、農業など多くのシーンで大切な担い手となってきていただいております。消防団に加入される方もおられます。

一方で、今、一部の外国人による違法行為などの実態もしばしば報道されるようになりました。国は高市政権の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、違法行為への対応、そして制度の基盤強化、これは時代にマッチングさせるように制度を修正していくということですけれども、そういった検討が進んでおります。私は違法行為などに毅然と対応しようとする国の姿勢は評価しております。

佐賀県は、引き続き日本人と外国人が互いの思いに寄り添い、自然と支え合う多文化共生の地域づくりに丁寧に取り組んでいきたいと考えております。

◉種村健康福祉部長　**登壇**＝私からは、軍歴証明等について四点お答えいたします。

まず、発行状況についてでございます。

県では、軍人恩給・遺族年金の請求や叙位叙勲の申請、御家族が戦争に行かれたときの行動記録等の保存等が必要な方に、軍歴証明や兵籍簿等の写しの発行をしております。

兵籍簿には、本籍地、氏名、生年月日、家族といった基本情報のほかに、軍人としての身分や履歴、入隊から復員ですとか戦死とか、そういったものが記載をされております。

軍歴証明等の発行件数ですが、直近五年では軍歴証明は年間四十件から七十件ほど、兵籍簿等の写しは年間二十件から四十件ほどでございます。

申請者の内訳、これは県内、県外ですが、それぞれ半分程度でございます。

軍歴証明等を受け取った方からは、お礼の手紙、メールや電話をいただくこともございます。父の空白期間を埋める資料を送ってもらい、亡き父も喜んでいると思うですとか、早くに亡くなった父に思いをはせることができたとか、そういったお言葉をいただいているところでございます。

続きまして、申請者の範囲の見直し内容とその理由についてでございます。

従来は申請要件を三親等内の血族及び姻族としておりましたが、戦後八十年ほどがたち、本人に近い親族の方が亡くなられ、申請できる方が少なくなってきたということから、令和六年十二月からは血族については六親等まで申請ができるように見直しを行ったところでございます。

続きまして、保管状況でございます。

軍歴資料には、旧陸軍から引き継がれた兵籍簿のほか、戦後帰還した軍人の身分確認のために、帰還先で作成された身上申告書や死亡の事実を家族に伝えた死亡告知書などがあり、県庁内の書庫に保管をしております。資料を虫食い等から守るために、書庫は年一回害虫防除を行っているところでございます。

最後に、今後の取組でございます。

軍歴資料は、祖国のために戦場に赴いた人々の貴重な記録であり、歴史を語る資料でもございます。親族の方は、先祖の軍歴を確認し、その御霊を追悼するなどの目的で申請をされます。それを手にされ、祖国の

ために戦い、命を落とした先祖を身近に感じ追悼され、平和への思いを新たにされます。軍歴資料が損なわれることのないよう、しっかりと保管し、適切に発行してまいります。

私からは以上でございます。

◉大草男女参画・こども局長　登壇＝私からは、三歳児健診における視覚スクリーニング検査について三点お答えいたします。

初めに、検査の実施状況についてです。

県内では、三歳児健診の際、現在、全ての市町で屈折検査機器を用いた視覚スクリーニング検査が行われています。

令和五年度の実施状況調査では、この検査を受けた約六千名のうち六百名ほどが視覚について精密検査が必要とされております。精密検査の結果では、三百名ほどに屈折異常や弱視、斜視等が認められ、治療や経過観察が必要とされた状況でございます。これだけ多くの幼児を早期治療につなげることができるほどの効果があっていると考えております。

次に、屈折検査機器導入の経緯についてでございます。

三歳児健診で従来行っていた家庭での視力検査や問診では、検査の対象が幼児であることから、子供自身が見えづらさを認識し伝えることが難しいこと、検査時の応答がうまくできないため異常を見つけにくいことなどにより、弱視を見逃してしまう可能性があることが課題とされていました。

そうした中、佐賀県眼科医会から県内市町へ視覚検査のための屈折検査機器導入の要望があり、あわせて県に対して市町による屈折検査機器導入を働きかけるよう要望がなされました。

県から市町に対して、国の補助制度を活用した導入を働きかけた結果、令和四年度から五年度にかけて、全ての市町が屈折検査機器を導入し、これにより県内全域でより精度の高い検査環境が整備されたものでございます。

最後に、乳幼児期の検査の大切さについて申し上げます。

子供の屈折異常や斜視に伴う弱視は日常生活では気づかれないことが多く、発達段階にある三歳児の健診で早期に発見し、治療用の眼鏡をかけるなどの早期治療を受けることで多くの子供が視力を獲得できるという報告がなされております。

眼科医会によると、目の機能は、子供の成長とともに六歳から八歳までに完成することから、小学校入学前までに治療を終わらせることが望ましいとされています。

視覚スクリーニング検査は、幼児期に弱視を発見し、早期の治療につなげる大切な機会であり、屈折検査機器の導入により弱視の発見率向上に寄与しているものと考えております。

また、目に限らず乳幼児のうちから疾病を早期に発見し治療につなげることは大変重要です。

県では、医療機関と連携し、生まれて間もない赤ちゃんのうちから先天性疾患を発見するために、命に関わる二疾患を追加した新生児マススクリーニング検査や難聴を発見するための新生児聴覚スクリーニング検査の体制を県独自に整えております。

今後も、市町や医療機関等と連携した乳幼児期の検査を通じて、子供の疾病を早期に発見し、確実に医療機関の受診につなげるよう努め、佐賀の未来を担う子供たちの健やかな成長を支えてまいります。

私からは以上です。

◉青木一功君　登壇＝一点要望、一点再質問です。

要望は、今後、この外国人政策の中で、国際運動会のように、たとえ予算が少なくてもぜひ議会に説明をいただきたいという要望が一点。

そして再質問。これも外国人政策についてですが、知事の思い、拝聴できました。もう共通するところも大変多くありました。ありがとうございました。

今、自治体でこの外国人政策に関わるいろいろな事業があり、その都度反対や様々な問題が起きているということは御存じかと思うんですが、今の段階で結構です。知事は今後これらの事業、これは反対されるような事業とかじゃないです。そうじゃなくて、大きな事業とかが、計画というか、頭の中にあられるのか。事業展開されるおつもりというか、そういうのがあられるかどうか。

以上、答弁をお願いしたいと思います。

◉山口知事　登壇＝青木議員の再質問にお答えします。

外国人政策についてですけれども、やはりまず、違法行為についてはしっかり取り締まらなければいけないということについては、これは外国人も日本人も同じだと思いますし、最近こういった報道が多くて事案も増えているということについては憂慮しておりますし、そこはもう毅然として。しかも、外国人に対する制度がなかなか追いついていないというのも御指摘のとおりなので、これは今、高市内閣の中で全体として精査をしながらやっているということで、私も大変評価をしております。

一方で、例えば国際交流協会にぜひ、たまに顔を出していただいたら分かると思いますけれども、佐賀県は人を大切にということも重要な県のテーマにしておりまして、外国人の皆さん方にいかに佐賀県の中で困難なく過ごしていただけるかということにも注力しているわけでありまして、できる限りそういった課題が起きないように全体としてみんなで温かい目で見ていくと。

無関心ということも課題だと思っているので、そういったところについて、しっかりと両面きっちりチェックをしながら、そして、議会の皆様方に様々な状況についても報告しながら取り組んでいきたいと考えております。

◉藤崎輝樹君（拍手）**登壇**＝藤崎輝樹です。思いのほか早く順番が回ってまいりました。

早速質問のほうに入らせていただきます。

十一月九日の佐賀新聞に大きく掲載されておりました県民世論調査について、知事の受け止めをお聞きしたく質問をいたします。

選挙に立候補して知事の肩書を持つからには、県民世論調査の結果に心耳を澄まし寄り添う責任があると考えます。決して評価する声ばかりではありません。時に辛辣な県民の意見もあると思います。そうではないとの強い思いを抑え難いときもあるのではないかと察します。それでも、たとえ視座が違ったとしても、知事の言葉を借りれば、県民世論調査の結果を受け入れる寛容さが必要と私も思います。

佐賀新聞の県民世論調査の結果の中で特に目を引いたのは、山口県政を評価するポイントが前回から九・三ポイントも減り、五六・四％であったことであります。評価しない割合は、逆に二・五ポイント増えて一七・〇％となっております。

就任以来、県民の信頼を大切にしながら真摯に頑張っておられることから、知事自身は今回の結果を見て腑に落ちないと疑問に思われるかも

しれません。インタビュー記事では率直な思いを吐露されていて、「他の報道機関の調査では八割を超えた信頼を得ており当惑している。」と正直に答えておられます。

確かにこれまで一期目、二期目の山口県政は、与えられた任期四年間で結果を出してきたと私も評価をしております。「肥前さが幕末維新博覧会」、ＳＡＧＡサンライズパーク、ＳＡＧＡアリーナ、山口知事でなければならなかったであろう二つの事業を振り返ってみれば、佐賀県に誇りを持ち、佐賀の偉人や名産、よいところを言える郷土愛を持つ若い人たちが増えたこと。また、全国土地改良大会佐賀大会に参加したときに、ＳＡＧＡアリーナの会場内を見渡しながら、全国から訪れた来県者をアリーナで迎えられたことを誇らしく思い、胸が熱くなったこと。まさに、予算採決へ向けて丁々発止で議論したかいがあったと、当時は慎重な立場で質疑に立っていた私も本当によかったと思えました。

無論、課題もあることは九月議会での西久保議員からの指摘でも理解をしております。それでも、舗装された立派な歩道はあっても、歩く人がいなかった通りに人の動線ができ、実際に大勢の歩行者を見ることができる喜びが、今はあります。そのような理由もあり、結果が求められる政治行政において、山口県政の評価は年々上がるものとばかりに考えていただけに、佐賀新聞の世論調査結果は意外でありました。

世論調査には評価しない理由として厳しい指摘があります。「県民目線に立っていない」という項目が評価しない理由の一番になっております。山口県政が最も大切にしている基本理念、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」の根っこの部分、県民との信頼関係が揺らぎかねない結果となっております。

このような厳しい指摘もある中で、知事もインタビューで触れられた七月に公表されたサガテレビの県民世論調査では、県民の八七・三％が知事を支持していることから、佐賀新聞とサガテレビ、調査手法や設問の問いかけ方にも違いがあるため、結果にも違いが生じたものと考えます。

ちなみに、佐賀新聞は郵送方式の調査、サガテレビは電話オペレーターによる聞き取りでの調査と聞きます。また、知事への評価に対する問いかけも、佐賀新聞は先入観を持たれないように、最初に知事への評価を問うております。一方、サガテレビの調査では、各設問を聞いた後、最後に知事の評価を問うなど、この違いが結果に現れたのかもしれません。

世論調査の手法や設問の前提の置き方なども結果を左右することはあると思いますが、いずれにしても、県民から財政を預かる知事として、世論調査の数字に一喜一憂するのではなく、その数字が現れた背景に目を向けることだと思います。県民の一人一人の思いはどこにあるのか、県民は一人一人何を求めているのか、そして、調査結果をひもとき、見えてきた課題に光を当てて施策を打つことが大事ではないかと考えます。寛容さをもって違いを認めるのみならず、包容力で答えを導き出す力を県民は知事に望んでいるのではないでしょうか。

昨今の物価高による暮らしの不安、人口減少の影響による生産現場の活力低下、この先どうなるのだろうと心配な社会情勢、平穏ではない時代において、知事が表現されている不確実性の時代に、本当であれば先を見通す力が最もリーダーに求められることだと分かっていながら、足元を照らし、不安を払拭してくれる県政を県民は望んでいるのだと思います。県民世論調査の結果を県勢発展に生かしていく手腕が知事には求

められると考えます。

そこで、次の点を伺います。

今回の佐賀新聞の県民世論調査は、定点観測として毎年調査されていることから、県政に対する評価判断の指針の一つと言えると思いますが、知事はどのように受け止めておられるのか。また、この調査結果を踏まえて、どのように県政へ生かす考えかを伺います。

問いの二番目であります。ニセ電話詐欺等対策及び交通安全対策についてであります。

佐賀県においても、ニセ電話詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺が多発し、毎日のように新聞などで詐欺の発生に関する報道を目にします。その被害額は、本年十月末現在で二十億円を超えており、昨年の被害額を大幅に上回る深刻な状況にあります。

犯行には匿名・流動型犯罪グループが関与し、資金を獲得しているという話もあることから、県内の治安や安全対策の一つとしても、ニセ電話詐欺等の対策は極めて重要であります。

また、県民の安全という観点からは、交通安全対策にも県警にはより一層の力を入れていただきたいと考えます。県内の交通事故の発生状況は、人身事故、死亡事故ともに減少傾向にあり、本年十月に公表された全国の信号機のない横断歩道における一時停止率の実態調査の結果では、佐賀県の一時停止率は五〇・六％で、昨年の調査から一〇・六ポイントの増加となるなど、県民の交通安全意識も着実に高まっていると実感しています。しかしながら、追突事故の割合は依然として非常に高く、また、道路横断中の歩行者が被害に遭う重大事故につながるケースも散見されるなど、交通安全は決して保たれているとは言えない厳しい状況にあると考えています。

ニセ電話詐欺と交通事故は、それぞれ性質は異なるものの、どちらも県民の命や財産を脅かす重大な問題であります。県警察には安全・安心を守る最後のよりどころとして、現下の厳しい情勢を踏まえ、卑劣なニセ電話詐欺などから県民を守り、悲惨な交通事故のない、安全で安心な佐賀県の実現に向け、より一層の取組を強く願います。

これから年末にかけては、夕暮れどきと交通量の多い時間帯が重なり、歩行者事故をはじめとした重大事故が増加する傾向にあると承知しています。年末まで残り一カ月弱、各種犯罪や交通事故から県民を守るという強い決意で安全対策に取り組んでいただきたく、次の点を質問します。

ニセ電話詐欺等の防止に向けた取組ですが、ニセ電話詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺など、県民の安全・安心を脅かす犯罪を防止するため、今後、県警察としてどのように取り組まれるのか。

そして、交通事故防止に向けて、悲惨な交通事故をなくすため、今後、県警察としてどのように取り組まれるのか。

現場で県民のため、高い志で任務に当たる佐賀県警察官の奮闘を期待して、以上、県民の安全・安心を守る取組、二項目に対する県警察本部長の答弁を求め、私の一般質問といたします。（拍手）

◉副議長（八谷克幸君）　暫時休憩します。

午後二時三十二分　休憩

令和七年十二月三日（水）　午後三時五分　開議

出席議員　三十六名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三五番	土井敏行		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三六番	石倉秀郷		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三七番	岡口重文		
九番	中本正一	二三番	宮原真一				
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　一名

三一番　木原奉文

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	光武香織
男女参画・こども局長	大草昭雄
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同　議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

藤崎輝樹君の質問に対する答弁から開始いたします。

◉山口知事　登壇＝藤崎輝樹議員の御質問にお答えします。

佐賀新聞の調査についての私の受け止めについてお答えします。

ちょっと話が前後する可能性がありますので、御容赦いただきたいと思いますけれども、佐賀県という県は、まず、様々な国政課題を抱えていて、オスプレイとか、新幹線とか、原発とか、本当に様々な意見を、県もですし、私自身も直接伺うことが多いなと思いますし、その際に、例えば、消費税のことなどについても私に訴える方がそれなりにおられまして、本当に日々の生活の中でいろんな思いを、いろいろな場面で直接私に訴えてくる方が多いというのは、自分自身、大変幸せなことかなと、声をかけていただけるということ自体が、私にとって大変貴重なことだというふうにまず思っております。

私も十一年間、知事をやっているわけですけれども、町に出た空気感として、ずっと応援しているよと言っていただいている方は相当数いらっしゃるなというふうに思っていて、それはとても私の元気になっていて、また頑張ろう、あした頑張ろうと思っているわけです。

もちろんそうでない方もおられまして、かなり厳しい口調で私に話をしてくる方も、特に酒場とかだと私も気さくに声をかけるもんですから、この際だからという形で結構言われて、ああ、なるほどと思ったりもすることもあるわけです。

そうした中で過ごしているわけですけれども、藤崎議員がおっしゃるように、信頼されるというのは何よりなので、私としては真摯に真っすぐに取り組んでいく、これに尽きるなと思っております。

改めてこの調査についてですけれども、佐賀新聞の調査は評価するというふうに言っていただいた方が五六・四％というふうになっておりますけれども、全体として残りのパーセントの中で、分からないと答えた方が二五％おられるんです。七月のサガテレビの調査だと、私は八七・三％という支持だというふうになっているんですけれども、分からないと答えた方は二％なんです。二五％と二％というのはかなり違うということなので、同じ調査という名前でもいろいろ違いがあるんではないかなと思います。それは藤崎議員が先ほど言及した様々な要因があるのかもしれません。

一般論として、アンケートの課題として、実施方法によって、そして、前提条件のあるなしなど、様々な条件によって結果の内容が変わる点があるということ、それを我々は留意しなければいけないし、そこも踏まえた上で活用するという観点も大切ではないかと思っています。

直接県民の意見を聞くことの意義は私も十二分に認識しています。それでもアンケートにおいて経緯や背景、事柄の性質に関して認識できる形での説明がない中で是非を問うということ、そして、それを活用することには、より留意が必要ではないかと思っているのです。

この際、一つ例として私が危惧していることを申し上げたいと思います。それはこの調査の中で、玄海町は核のごみの最終処分場の選定プロセスを今後進めていくべきかという質問がありました。今、文献調査をやっているわけですけれども、この問いにおいては、今年も去年も約三割の方が進めるべきと回答をしています。どれだけ前提を分かっていた

だいているのか私には分かりませんが。ただ、様々な機会で私も県民と話す中で、率直に申し上げると、核のごみの最終処分場ということの意味がどの程度認知されているのだろうか。核のごみの地層処分を行い、比較的安全な線量になるまで十万年というとてつもない年月が必要とされていることを御存じなのだろうか。もしかして、産業廃棄物処理場とか、そういった処分場のことと勘違いして回答されているんではないだろうか、私には分かりません。ですので、もしこうしたことが本当に三割の人が賛成だということで県政が動くとしたならば、私はどうかなと思いますし、知事として申し上げたいことはたくさんあります。

ですので、やはりこういった調査というものは慎重に扱わなければいけないし、統計というのは我々の大隈重信侯がこの国に導入した制度です。佐賀県、我々こそがこのデータを持つ意味というもの、使い方というものをよく分かって、国や世界に示していくべきだというふうに思います。

私は、改めて県民の意見を聞いていく、そして、聞く耳を持つことは大切だと思っています。もちろん国政課題がありますし、皆さんの意見、様々な意見、全員の意見が、そのとおり私がそれを行うべくもありませんし、スプリットしたい話もたくさんありますから。ですので、県民の話を聞いていて、なかなかそのとおりにはいかないけれども、何となくその考え方自体は分かるなと思うこともあります。そうした県民の様々な声は私の耳に入り、参考にはなっております。

ただ、だからといって佐賀県政が歩みを止めるわけにはいきません。前に進まないこと自体がリスクです。そういった意見を踏まえながらも前に進みながら、それを修正しながら県政は前に進んでいくということでありますので、ぜひそういったところについて分かっていただいたらありがたいなと思います。

そして、私は思います。首長、公職にある者は、三百六十五日、常に緊張の中に身を置いています。重い職務だと思います。それは仕方がない責任だと思います。そして、ふと気を緩める、緩めたくなる、緩めてしまう瞬間が訪れます。そのときに常に自分自身を戒めながら振る舞わなければなりません。それを皆さんに分かっていただきたいということでもないんですけれども、でも、やはりいつ何どき何があるか分からないという、そういう職責にあるということを若干吐露させていただきましたけれども、私は今後とも、佐賀県民との信頼関係を大切にしつつ、目の前にある県政に全力で取り組んでいきたいと思っています。

続きまして、県民世論調査の活用についてです。

これまでも県民の信頼を大切にしながら、真っすぐに、愚直に真摯に県政を運営してまいりました。今後も、私自身、自らを常にアップデートし、世界の趨勢や時代の変化を俯瞰しながら、佐賀の未来に向けた方箋を提案していきたいと思います。

こうした中で、様々なメディアなどの各種調査も含めて、議会での議論、県民の様々な意見などを聞いた上で、佐賀県と佐賀県民のことを考えて判断し、県政を前進させてまいりたいと考えています。

◉福田警察本部長　登壇＝ニセ電話詐欺等の防止に向けた取組についてお答えします。

ニセ電話詐欺等について、本年中、十月末時点までの県内の認知件数及び被害額を見ますと、ニセ電話詐欺は二百十六件、これは前年同期比プラス九十八件で八三・一％の増、被害額は約十一億四千万円で、同様

に約九億一千万円、三九一・三％の増、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺は百四十八件で、同様に四十二件、三九・六％の増、被害額は約八億九千万円で、同様に約二億三千万円、三四・四％の増となっており、これを合計しますと、認知件数は三百六十四件で、同様に百四十件、五九・八％の増、被害額は約二十億三千万円で、同様に約十一億四千万円、一二六・七％の増となっております。

特に、総被害額約二十億三千万円という数値は既に昨年の被害額の二倍を超えており、また、これを単純にあえて計算いたしますと、一日当たり六百六十万円、つまり、数字の上では、県内において毎日約六百六十万円ずつがだまし取られ続けているということとなり、非常に深刻な状況であると認識しております。

また、その犯行手口を見ますと、これまでも刻々と巧妙化の傾向が続いているところではありますが、昨今は警察官をかたった手口、被害者に偽の投資アプリを取得させて利益が上がったように信じ込ませる手口、暗号資産を利用した振込を求める手口などが増加しております。

県警察におきましては、ニセ電話詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害を一件でも防止するため、各種の被害防止対策を展開しております。

特に、実際に被害に遭われた方からだまされた当時の状況の詳細を伺うと、そのうちの多くの方が、自身がだまされた犯行手口自体を知らなかった実態があることなどを踏まえ、「Ｘ」やＬＩＮＥ、各地のデジタルサイネージ、防犯講話の機会などを通じ、より広く、最新の犯行手口を周知する取組を強化しております。

また、犯行グループから国際電話番号による架電が多くなされていることを踏まえ、固定電話に対する国際電話番号からの着信を停止させるための申請を呼びかける取組を、関係する事業者と連携して推進しております。

さらに、ＡＴＭを利用して被害金を振り込ませる手口や電子マネーを購入させる手口が多く見られることを踏まえ、被害発生の直前での阻止を図るため、金融機関やコンビニエンスストア等と連携した対策も講じております。

県警察におきましては、ニセ電話詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害を一件でも防止するため、引き続き各種の媒体を活用し、最新の犯行手口を周知するとともに、非常に厳しい情勢にあることを県民に広く理解いただき、あわせて関係する事業者等と連携した取組を行うことにより、いわば水際での被害の阻止に努めるなど幅広い取組を進めてまいります。

続きまして、交通事故の防止に向けた取組についてお答えします。

本年中、県内で発生した人身交通事故は、これは速報値でありますが、昨日時点で二千百九十三件であり、これは前年同時期に比べ八・五％減少しております。また同様に、本年中、昨日までの交通事故死者数は十八人であり、前年同時期に比べ二一・七％減少しております。

過去五年間の推移を見ますと、人身交通事故は減少傾向、また、交通事故死者数はおおむね横ばいという状況にありますが、今もなお県内各地において貴い命が失われ、悲惨な事故が後を絶たないことを踏まえますと、交通事故の防止対策は極めて重要な治安課題であると認識しております。

県警察におきましては、悲惨な交通事故を一件でも発生させないよう

総合的な交通安全対策に取り組んでおります。

例えば、御指摘のとおり、人身事故の中でも追突事故の発生が多いことを踏まえまして、運転者に対し、十分な車間距離の確保や携帯電話使用の禁止等について、各種媒体を通じ、広く呼びかけております。

そして、特に事故の多発する国道三十四号をはじめとする幹線道路におきましては、運転者により注意を促すため、事故の多い場所、時間帯を中心にパトカーによる「見せる街頭活動」を強化するなどしております。

加えまして、本県の特徴として全国的な情勢に比べ歩行者が道路横断中に事故に遭うケースが多いことを踏まえまして、運転者に対し、横断歩道での歩行者優先を広く呼びかけるとともに、その取り締まりに当たっては、歩行者の安全な道路横断を脅かす横断歩行者妨害に重点を置いたものとしております。

一方、歩行者に対しては、車両の直前、直後の横断を控えること、ハンドサイン横断、反射材の着用など、自らの安全を守るための交通行動の実践を広く呼びかけております。特に年末にかけては、例年、夕暮れ時から夜間にかけて横断歩行者が犠牲となる交通事故が増加する傾向にあることから、歩行者の靴やかばんなどに実際に反射材を取り付けてもらうなどして、反射材の効果の周知と自発的な着用を促すための取組を行っております。

こうした取組に加えまして、今月十一日から二十日まで冬の交通安全県民運動が予定されております。期間中は「やめよう！『佐賀のよかろうもん運転』」をスローガンに、横断歩行者をはじめとした歩行者の保護、飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶、自転車等の交通ルール遵守の徹底を重点項目に掲げ、各警察署を中心に工夫を凝らした取組を展開し、改めて年末期における交通事故防止について呼びかけることにより、県民に対し、広く交通安全意識の醸成を図る契機としたいと考えております。

安全・安心に暮らせる佐賀県の実現は、県民がひとしく願うところであると考えております。県警察においては、ニセ電話詐欺等対策や交通安全対策をはじめ、各種の治安課題に対し、申し上げたような種々の措置を的確に講じることによりしっかりと対応してまいります。

以上でございます。

◉議長（宮原真一君）　これで、本日の日程は終了いたしました。

あす四日は一般質問、請願上程、議案及び請願の委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後三時二十四分　散会

速記者　田中涼子

第四日

令和七年十二月四日（木）

令和七年十二月四日（木）　午前十時　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	光武香織
男女参画・こども局長	大草昭雄
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同　議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言の許可をいたします。

◉武藤明美君（拍手）**登壇**＝皆さんおはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

まず、佐賀駐屯地の問題についてです。

七月九日に自衛隊佐賀駐屯地が開設され、オスプレイが十七機、順次配備されてしまいました。今では九州各地で基地を利用した演習にも参加しています。十二月十五日以降には九州十一の施設で夜間訓練をすると発表され、関係する基地や演習場方面の人々から心配の声が上がっています。この時期、有明海ではノリ生産のシーズンを迎え、ノリ網の支柱が林立しています。空港や駐屯地の西に位置する国造搦の西角にも雨水一時貯留池を含めた海水混合施設も完成しています。駐屯地開設から約五カ月、県民はいつも不安を抱えています。

今は、意図的にかどうかは分かりませんが、佐賀市街地の上空をオスプレイが飛ぶことは少ないようですが、佐世保や大村に向かって飛行するオスプレイの姿を見た県西部方面に住んでいる人たち、または目達原や県外の基地を目指して飛行する国道三号線沿いにオスプレイを見た人、その音が聞こえておびえた人たちなど、オスプレイを見て不安だという声が寄せられています。有明海には作業中の漁業者の姿もありますが、場周経路にされています。私は常に事故が起きないように、何事もないようにと願うばかりです。知事はこの五カ月近く、どんな思いで過ごしてこられたのでしょうか、御答弁ください。

また、駐屯地対策室は県民からの苦情や要望を受ける担当でもあると思いますが、駐屯地対策室にはどんな声が寄せられているのでしょうか。

また、佐賀駐屯地では現在完成している施設のほかに引き続き工事が実施されていますが、今後はどのような施設が、いつまでに整備されるのかお示しください。また、火薬庫についてはどんなものが納められるのかお示しください。

次に、海水混合施設についてです。

駐屯地を建設するに当たって、防衛省が二〇二〇年頃に漁協各支所に説明して回る中で漁業者からの厳しい声が出て、塩分濃度が大事だろうと思ったのか、防衛省は急にそういう施設を造ろうと言い始めました。漁業者の中にノリにバリカン症状が出ると心配した人もいたからです。どんな施設にしていくのか、当時はまだ明らかではありませんでした。

私は二〇二一年の総務常任委員会で、くれぐれも有明水産振興センターの助言が大切だから、意見をきちんと聞くようにと当時の政策部の担当者に求めています。その頃はバリカン症について原因等はあまり深くは知られておらず、塩分や水温との関係も分からなかったからだと思いますが、塩分濃度のことが心配されていたのです。最近では、ノリの成長には塩分濃度の変化はあまり関係ないと言われています。逆に塩分濃度が低いと軟らかくておいしいノリがとれるという一面もあります。

ともあれ、バリカン症は、愛知県水産試験場の研究によれば、秋芽網の頃は水中生物によって、また、冷凍網の生産期には水上生物によって引き起こされている説が強くなったとされています。つまり、カモや魚類による食害というわけです。有明海に必要なものは窒素やリンなどの栄養塩です。これは塩分とは関係ありません。栄養塩の大部分は筑後川

などから雨水と一緒に流れ込んでくるのです。これまでも有明海には大雨が降ったりしていますが、自然な形で海の水と混ざり合ってきました。防衛省が海水混合施設を造るための口実としてきた、駐屯地に降った雨で有明海の海水が薄まり、ノリ養殖に影響が出るのを防ぐため塩分対策が必要と言っていたことは果たしてどうだったのだろうかと疑問を持ちます。漁業者の人たちがバリカン症状と言っていたことを聞いたとしても、正式に漁協から科学的根拠をもって海水混合施設をと申し入れがあったのでしょうか。

雨水一時貯留池を含めた海水混合施設を造ることになった経緯について、正確に御答弁ください。漁協はどんな形で要請をしてきたのでしょうか。

次に、県有地の使用料についてです。

国造搦内に造られた海水混合施設の一部である七ヘクタールの雨水貯留池はそもそも県有地です。本来なら、防衛省の施設として貸し出したのですから使用料をもらうべきです。当時の担当者から使用料はもらわないと報告をされました。なぜ徴収していないのか御答弁ください。

一年間で約二千二百万円程度に当たるそうですので、これからずっと使い続けるなら十年で二億二千万円免除することになります。二十年なら四億四千万円です。県民の財産である県有地を無料で提供し、結果的には工事で掘り出した土を処理土として駐屯地の盛土に再利用しています。県内の土砂運搬業者四社に八十万立米必要だと言っていたのに、掘削土約三十万立米を造成に使ったため、防衛省にとっては県がただで用地を提供し、盛土もその分安上がりになったと思います。県民の財産がそういう使われ方をしているのはおかしいではありませんか。

以上、佐賀駐屯地の問題、お答えいただきたいと思います。

次に、佐賀空港滑走路延長に関わる環境影響評価についてです。

九州佐賀国際空港として、現在、二千メートルの滑走路をやがては東南アジア便なども見越して五百メートル延長し、二千五百メートルにするのだと、佐賀県では環境影響評価の手続に入っています。これまで配慮書、方法書の手続が終わり、現地調査を経て、十月一日に準備書が公表され、県民からの意見も寄せられ、十一月十四日には締め切られたそうです。

そこで、質問しますが、住民からの意見はどのぐらい寄せられたのでしょうか。また、出された意見について、どのぐらいが取り入れられ、また、その判断はどこが、誰が行うのかお示しください。

準備書については、私もホームページ上で読ませてもらいましたが、専門的分野に関しては難しいところもあり、きちんと把握するのは困難な面もありました。でも、その中で読んでいて納得できないところもありましたので、二、三質問したいと思います。

その一つは、水生動物であるムツゴロウの生息は干潟で多種確認されていますが、餌である珪藻類など水生植物は調査では確認されておりません。県民に親しまれている大事な生き物、ラムサール条約でも評価されている有明海の生物、ムツゴロウですが、餌がなければ生息できません。そういう点で不安と矛盾を感じます。水生植物の調査は不十分だと言えるのではないでしょうか。

次に、飛行による騒音問題、特に低周波音についてです。

私は九月上旬に琉球大学工学部の渡嘉敷健先生からお話を聞く機会がありました。現在の該当自治体における防音工事は騒音対策であって低

周波音は対象となっていないということや、低周波音を受けると、イライラや頭痛、動機、めまい、不眠などの症状が出る人がいること。さらには心臓病のため、金属製人工弁をしている人からは、経験のない騒音と振動で呼吸と脈が合わずに死ぬ思いをしているとか言われていること。パニック障害の症状が悪化してきた人もいる、また、小さい子供は激しく泣いて、ひきつけを起こしたり、ストレスが増え、免疫低下につながったり、学童は長期記憶力の低下や、ひいては学習能力の低下をもたらしていることなど、驚くような話をお聞きしました。

この準備書は、騒音の将来予測では自衛隊機の飛行騒音も検討されてはおりますが、低周波音の将来予測では自衛隊機の飛行低周波音について検討されていません。自衛隊機を視野に入れているのであれば、単なる騒音だけでなく、低周波音は大事です。既に佐賀駐屯地に配備されたオスプレイがある現実をきちんと受け止めるべきです。この準備書が公表された十月一日より前に既に七月からオスプレイの訓練も開始されています。この部分は不十分です。追加調査等をすべきではないでしょうか。

次に、工事による騒音などと大気環境の影響予測についてです。

滑走路延長と平行誘導路の工事は同時に実施するということを、昨年十一月議会で当時の地域交流部長はおっしゃっていますが、使用するダンプや建設機械類は滑走路延長分についてしかこの準備書では述べられていないではありませんか。平行誘導路工事におけるダンプなどの工事車はこれに入っていないのではないでしょうか。騒音や大気環境について二つの工事の影響が反映されなければなりません。実際に工事が始まると、ダンプやほかの工事車はどうなるのか、住民からすれば大問題なんです。私たち県民は既に駐屯地工事が行われているときに一日六百台ものダンプの往来を見てきました。そういうすさまじい状況も知っています。こういった部分についても影響予測は不十分、不完全です。書き直す必要があるのではないでしょうか。

以上、御答弁いただきたいと思います。

三つ目に、原子力行政についてです。

原子力発電所上空の飛行制限についてですが、今年七月に玄海原発構内の上空でドローンだったのか、福岡空港への着陸待ちをしていた飛行機だったのか、はっきりしない飛行物体、三つの光が確認された事案が発生しました。九月議会では福田県警本部長は、航空機の光をドローンと勘違いした可能性が高いと言われていました。その答弁を違和感を持ってお聞きしました。ドローンだったら駄目で飛行機だったらいいのかということではありません。原子力施設の上空を飛行旋回することはあってはならないと思うんです。墜落などで原発の過酷事故の危険性があるからです。今、禁止されているのは爆発した福島で、原発の上空で飛行機が被曝するのを避けるための規制ですが、それ以外でも原発の上空での飛行制限は必要です。原子力規制庁も検討を始めたようですが、原子力施設周辺上空は飛行を禁止すべきです。知事はどうお考えでしょうか。

次に、乾式貯蔵施設についてです。

乾式貯蔵施設は、九電の玄海原発をはじめ、幾つかのほかの電力会社でも計画、もしくは工事中です。いつも指摘していますが、青森県六ケ所村の使用済み核燃料再処理施設の稼働は到底見込めません。全国の原発でも使用済み燃料プールの空き容量は逼迫し、満杯になるのではと心

配されています。満杯になると、それ以上使用済み核燃料を保管することはできません。ですから、原発は動かすわけにはいかないのです。既にお分かりのように、六ケ所村の再処理施設は二〇二六年度中、完成とのことで二十七回目の延期になりました。はっきり言って、これもまた見通しが立たないのではないかと思われます。

十一月十五日の佐賀新聞の報道によれば、関西電力では、十年後の二〇三五年までに六ケ所村へ搬出できないのであれば、乾式貯蔵施設にある使用済み燃料をプールに戻すと表明したそうです。それなのに九電は六ケ所村の再処理施設にしがみついて、五月十九日から乾式貯蔵施設の建設に取り組んでいます。計画倒れになるかもしれないことをしているんです。佐賀県に使用済み核燃料が滞留されてしまいます。

イギリスでも、セラフィールドの再処理が頓挫し、核燃料サイクルを断念することになったようです。日本でも、プルサーマルは四基にとどまり、うまくいっていません。核燃料サイクルの行き詰まりは明らかではありませんか。知事、乾式貯蔵施設の建設については九電に中止を求めてください。

次に、屋内退避についてです。

原発事故が起きた際、被曝を避けるため、国は屋内退避の考え方及びその運用についてという案をまとめ発表しています。明日十二月五日がパブリックコメントの締め切りだそうです。

その案では、ＵＰＺ、いわゆる三十キロ圏内の住民を極力避難させずに屋内退避とし、一時的な外出を認めることになっています。一時的外出というのは、スーパーや物流の職員、医療・介護等の従事者、交通機関の職員は外出できるとしていますが、これは明らかに被曝することが前提になってしまいます。これが可能かどうかは国が判断するそうです。また、三日目を目安に屋内退避を続けるかどうかの判断を国がすることになっています。

こういった事故が起きたとき、放射能の塊であるプルームが飛来したり、放射線量の強いホットスポットが存在することを私たちは福島の事故で学びました。それらは目に見えないものです。線量計を持っている住民は少ないでしょう。地震等の自然災害と同時に原発事故が起きるとモニタリングポストも壊れ、道も寸断され、役に立たなくなります。ライフラインもつながりません。国はどうやって屋内退避の解除や外出の考え方などを判断できるんでしょうか。線量計を持たない住民もどうやって身を守るんでしょうか。こういった運用案では、私は住民の安全は確保できない、被曝も避けられないと思います。

県は、国のこの屋内退避の考え方及びその運用についての案をどのように捉えているんでしょうか。また、パブリックコメントも募集されていますが、原発立地県として県民を守る立場から国に対して意見を上げていただきたいのですが、いかがでしょうか。

以上が原子力行政についてです。

次に、医療費助成についてです。

既に子供医療費は現物給付方式に変わって、最近では県内の市町の多くが高校生年代までが対象になっています。ひとり親家庭の医療費助成については、これまで償還払いで、県の御尽力もあったと思いますが、ようやく市町の話し合いがまとまったようです。二年くらいかけて市町が話し合いを続けた結果、県内全ての市町で、来年十一月頃から現物給付方式に一斉に移行することになったとお聞きしました。電算システム

などにも当然費用はかかります。ぜひ県としても、ひとり親家庭の医療費現物給付方式に財政的な支援をしていただきたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

もう一つは、重度心身障害者医療費助成についてです。

子供医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、そして重度心身障害者医療費助成、この三事業は、県によっては三点セットとして制度化され、現物給付方式に当たっては同じように取り扱っている県もあります。お体が御不自由なのに何度も役所で手続をしなければならないと、時間的にも身体的にも負担が重くなっていきます。これについて早く現物給付方式を求めますが、県はどのように考えているのでしょうか。

今のまま償還払いで、当事者に負担を負わせることを続けていいと思っているのでしょうか。該当する人たちは、一日も早い現物給付方式を待っておられます。県はどのように取り組んでいかれますか、御答弁をお願いします。

最後に、教育行政についてです。

どの子も安心して学べるために、教育環境の整備は大切です。県教育委員会に改めてそのことをお願いしたいと思っております。

まずは特別支援教育についてです。

現在、小学校、中学校に設置されている特別支援学級は、定員が八人になっています。この場合、担任のほかに支援員が配置されているところもあります。普通学級と違って、子供たちの個性を大事に、一人一人の児童生徒に応じた学習内容を準備し、子供たちが学ぶ体制になっているのか状況を見極め対応しておられます。

ある先生が言っておられました。学習困難な子供が、一つでも分かった、理解できた様子を見ることが本当にうれしいし、教師としてのやりがいがある、というふうにいつも思っておられるとのことです。

子供たちに分かる授業のためにも、一人一人の力に合わせた授業をしたいと。特に情緒的な特性を持つ子供たちのクラスは大変です。せめて今の八人を特別支援学校のクラスのように六人にしてほしいと、これが現場の願いなのです。こういった状況をつかんでおられるのか。ぜひこの願いに応えていただきたいのですが、どうお考えでしょうか。

また、特別支援学校の場合、小学部、中学部の標準法に基づく定員は六人になっています。高等部は八人です。小学部、中学部で六人が守られているところもあれば、それを超えて七人以上になっているところもあるようです。標準法に基づいた六人のクラスにしていくことが必要ではないでしょうか。どのようにお考えですか。

また、二つ目にトイレの洋式化についてです。

トイレの洋式化については、数年前の決算委員会でも質問いたしました。そのときは県立学校のトイレの洋式化は五四％ぐらいでした。身体に負担なく衛生的に利用できるし、今、子供たちの家もほとんど洋式トイレになっているため、古い和式トイレには戸惑うことも多いようです。早急にトイレの洋式化を進めていただきたいと思いますが、現在の整備状況、今後の取組などについてお答えください。

三つ目に、県立学校体育館の空調整備についてです。

文科省は義務制と特別支援学校の体育館に空調整備のための予算を組んでいます。この数年、夏の暑さの異常さは誰もがうんざりするほどです。体調管理も大変です。職員団体や県民、保護者から、エアコン設置の声が上がっていて、私も求めてきました。

九月議会では、一般質問での議員への答弁で調査、検討しているとのことでした。これまでの考え方を変えられたようで、本当にうれしくお聞きしました。

その後、どんなことを行ってこられたのでしょうか。来年度からの実施に向けて予算要求もしてほしいのですが、今後どのように取り組んでいかれるのか、御答弁いただきたいと思います。

以上、私の第一回目の一般質問といたします。（拍手）

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。武藤明美議員の御質問にお答えいたします。

まず、佐賀駐屯地に関しまして、駐屯地開設後の私の思いについてお答えします。

佐賀空港の自衛隊使用につきましては、国防の重要性は十分分かりつつも、佐賀県民にとって様々な面で影響のある問題であったことから、この十年間真摯に向き合い、一つ一つ丁寧にやってまいりました。そして、そのことが今につながっていると私は感じています。

本年七月九日に佐賀駐屯地が開設されまして、七月末から佐賀駐屯地周辺での飛行訓練が始まり、他の駐屯地などへの飛行訓練や夜間飛行訓練など、順次訓練範囲が拡大されております。これまでのところ、防衛省が示した運用計画に基づいた訓練が実施されているものと認識しております。

そして、この五カ月間、訓練の状況につきましては、毎日、駐屯地調整室から私宛てに報告を受けておりまして、当分の間は、これを続けて、よく注視していきたいと思っています。

飛行の安全は、佐賀駐屯地と県民との信頼関係の基盤となるものでありまして、駐屯地の皆さんには、引き続き慎重にも慎重を重ねて安全を最優先に対応していただきたいと考えています。

次に、原子力行政に関しまして、まず、発電所上空の飛行制限についてお尋ねがございました。

本年七月に玄海原子力発電所の上空で、いわゆる三つの光が確認された事案につきましては、発生の四日後に開催されました第百回原子力環境安全連絡協議会におきまして、あらゆる可能性を排除せず、関係機関と協力して、こうした事案を許さない対策を九州電力に申し入れました。八月にはウィーンにありますＩＡＥＡ――国際原子力機関本部におきまして、金子特別補佐官との面談で本事案を取り上げ、原子力発電は安全が最優先であることなどについて意見交換をさせていただきました。

九州電力では、その後、発電所上空の監視機材を拡充するなど、新たな対策を実施しています。

また、佐賀県警と共同で夜間訓練を実施するなど、ドローンなど上空からの侵入への対応力向上を図られております。

原子力発電所上空の備えとしては、私はドローンなど、小型無人機への対処と併せて飛行機の飛行規制も必要と考えます。現在、原子力規制庁と国土交通省、その他の関係機関が、原子力施設上空の飛行制限区域の設定に向けて調整をされています。県としては、こうした取組を注視し、引き続き対策の強化を求めてまいります。その詳細につきましては県民環境部長から補足させます。

次に、乾式貯蔵施設についてお答えします。

使用済み燃料は、これを「再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する」ことが国の基本方針です。核燃料サイクルについては、国

と事業者が責任を持って進め、それぞれがきっちりと責任を果たすべきです。

国に対しては、今年の五月にも政策提案を行いました。六ケ所再処理施設の竣工に向けた取組については、安全性の確保を大前提に国が責任を持って進めること、こうしたことを強く申し入れておりまして、今後も機会を捉えて求めていきたいと思います。

九州電力は、国の核燃料サイクルの基本方針に従って、使用済み燃料を一定期間冷却した後に再処理工場へ搬出すると表明しています。玄海原子力発電所において工事が進められております乾式貯蔵施設は、あくまでも一時的な貯蔵を行うものと認識しています。

今後とも、使用済み燃料の早期搬出に向けた九州電力の取組を注視してまいりたいと存じます。

◉前田政策部長　登壇＝私からは、佐賀駐屯地について四点お答えいたします。

まず一点目、駐屯地開設後に県民から寄せられた意見についてです。

七月九日の駐屯地開設後ですけれども、県に対して県民から意見が寄せられていますが、その多くが訓練計画等に関する問い合わせやオスプレイ配備への賛否に関するものとなっています。七月末から飛行訓練が開始されまして、九月末からは夜間訓練も始まっておりますが、騒音に関する意見も数件寄せられております。

県民の方から寄せられた意見につきましては、その都度、佐賀市や九州防衛局、佐賀駐屯地とも情報を共有しまして、九州防衛局に対して丁寧な運用を求めているところでございます。

次に、駐屯地の施設整備計画についてです。

今年六月末までに、オスプレイの移駐に最低限必要な施設として隊庁舎や格納庫、駐機場、接続誘導路、燃料タンクなどが整備されています。佐賀駐屯地では引き続き、体育館や倉庫、車両整備場、洗機場、火薬庫などの施設が整備される予定です。このうち、体育館と倉庫、それから車両整備場については、令和九年二月末に完了予定とされております。

それから、火薬庫について防衛省からどのような説明を受けているのかということですが、防衛省からはこれは弾薬等を保管する施設であると説明を受けております。

具体的には、オスプレイや目達原駐屯地から移駐するヘリコプターの機体に搭載可能なロケット弾や機関砲などの各種弾薬のほか、フレアと呼ばれますミサイルから航空機を守るための装備品などの火工品、それから、駐屯地の警備のために隊員が携行する小銃等の弾薬の保管を予定していると聞いております。

なお、火薬庫については工事の着手時期は未定と聞いております。

次に、海水混合施設の整備の経緯についてです。

令和四年一月に設置しました有明海漁協、防衛省、それと県による三者協議会をはじめ、漁協の検討委員会や漁協六支所の組合員への説明会の場などにおきまして、駐屯地の排水対策への不安や心配の声が数多く上がっていました。

こうした不安や懸念を少しでも払拭するために、漁協の意向を確認しながら、県において漁協の懸念事項を取りまとめ、九州防衛局に対して明確な対応を確約するよう求めました。

これに対し、九州防衛局からは令和四年十一月一日付の文書で回答をしていただきまして、「佐賀駐屯地からの排水先については、国造搦樋

門及び平和搦樋門からとし、分散して排水を行う。」こと、「海水混合の排水については、有明水産振興センターと協力し、海苔の養殖に影響がないような適切な比重での排水となるよう調整を行う。」ことなどを確約しております。

この確約を受けまして、具体的な対策について防衛省の説明や漁協内での検討が始まり、令和五年九月に開催された漁協のオスプレイ検討委員会におきまして海水混合施設の施設案が了承されております。施設は令和五年十二月に防衛省が工事に着手しまして、令和七年五月末に完成しています。

このように海水混合施設は、防衛省がノリ養殖への影響を懸念する漁協からの要望により整備したものでございます。議員からはバリカン症についてお話しいただきましたけれども、県としましては、このバリカン症の原因が低塩分によるものと確認しているわけではございません。

次に、海水混合施設を整備したこの県有地の使用料についてです。

海水混合施設は、有明海漁協からの要望を受け整備されたものでございまして、駐屯地からの排水だけではなく、佐賀空港や周辺地域全体の排水対策などに寄与しますことから、公益性の高い施設と認められるものです。こうしたことを踏まえまして、県として佐賀県佐賀空港条例等に基づき、使用料の全額を免除したものとなります。

それから、掘削した土砂の取り扱いについても御質問いただきましたが、土砂は海水混合施設工事に伴う建設発生土です。資源リサイクル法に基づき、副産物を再利用するということになりますので、対価を徴収していないということでございます。

私からは以上でございます。

◉寺田地域交流部長　**登壇**＝私からは、九州佐賀国際空港の滑走路延長事業に係る環境影響評価についてお答えいたします。

まず、滑走路延長事業の環境影響評価手続について二点お答えいたします。

一点目、住民意見についてです。

滑走路延長における環境影響評価の手続につきましては、現在、準備書の手続を行っているところでございます。この準備書の手続においては、十月一日に準備書を公表し、住民説明会の開催などを通じまして、十一月十四日まで一般の方から意見を受け付けました。その結果、七件の意見が提出されたところでございます。

次に二点目、住民意見の反映についてでございます。

寄せられた全ての意見につきましては、その内容を精査し、事業の実施において環境への影響が懸念されるものにつきましては、その意見を最終的な環境影響評価の結果を公表する評価書に反映することとしております。

評価書に反映するかどうかの判断につきましては事業者である佐賀県が行い、反映しないとしましても、その理由は評価書の中で公表することとしているところでございます。

続きまして、環境影響評価準備書の内容について三点お答えいたします。

まず一点目、水生植物についてです。

今回の事業におきましては、海域での工事がございませんので、ほかの環境影響評価の事例を踏まえまして、国の「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」に沿って水生植物に係る調査を実施しております。そ

のマニュアルの中では珪藻類は対象となっていないわけでございますが、その理由といたしましては、一般的に河川等に生育する珪藻類は、流水、つまり水の流れに乗りまして運ばれながら広く分布しておりますので、工事等によって一部の環境が変化しても影響を受けにくいと考えられているためでございます。

次に二点目、低周波音についてでございます。

低周波音につきましては、現地調査の時点では自衛隊が配備されておりませんでしたので、民間航空機のみの調査となっております。現在、オスプレイの訓練も開始されておりますことから、改めて現地調査を行う予定でございます。

続いて三点目、平行誘導路についてでございます。

今年七月に自衛隊の駐屯が開始されました。平行誘導路の整備につきましては、民間航空機のみならず、自衛隊機双方の航空機の円滑な運航を可能とするため、滑走路延長とあわせまして検討を進めているところでございます。お尋ねがありました環境影響評価の取り扱いにつきましても、その中で検討していくこととしております。

私からは以上でございます。

◉諸岡県民環境部長　登壇＝私からは、原子力発電所上空の飛行制限について、知事の答弁を補足させていただきます。

九州電力では、七月に発生した三つの光の事案の後、現時点でできる対策として、緊急時にデジタルカメラ等で撮影する運用を開始したり、夜間の視認性の向上のため投光器を新規配備する、あるいは暗視スコープの追加配備などを実施済みでございます。

さらに現在、ドローンの検知装置の導入に向けた検討など、警察や関係省庁との具体的な協議をされているところです。

また、佐賀県警察と共に訓練を行うなど、その対応力の向上を図られております。

ドローンなどの小型無人機については、法令においても発電所上空での飛行を禁止されているところ、一方で、旅客機やヘリコプターなど、航空機についてはこれまで明確な規制がなされておりませんでした。

このため県としては、以前から航空機落下のリスク低減のため原子力施設周辺上空の飛行禁止及び飛行禁止区域周辺の最低安全高度の設定など、早急に法制化、または諸規制を行うことを要請していたところでございます。

こうした中、国においては現在、原子力施設周辺の飛行制限区域の設定に向けて調整が行われております。

具体的には、これまで国土交通省が航空機側の安全面を考慮して飛行制限区域を設定しておりました。例えば、強力なレーダーを発する施設や事故発生直後の福島第一原子力発電所の周辺上空、こういったところを制限しておりました。

現在、原子力発電施設などの地上の設備への被害防止の観点からも、この制限区域を設定することが現行法令上でも可能とされ、現在、その具体的な調整が進められているところでございます。

県としては、今後ともその動向を注視し、機会を捉えて国へ対策の強化を求めてまいります。

私からは以上でございます。

◉種村健康福祉部長　登壇＝私からは、医療費助成についての質問のうち、重度心身障害者医療費についてお答えをいたします。

重度心身障害者医療費の助成方法は、現在、償還払い方式となってございます。償還払い方式の場合には、議員からお話がありましたように、医療機関を受診する際に自己負担額を一旦支払わなければならないといった経済的負担や、医療費助成を受けるために書類を整え市町に出向く必要があり手間がかかるなど、御本人や御家族にとっての負担があるものと認識をしてございます。

これまでも関係団体等から要望、請願が出されておりまして、助成方法の現物給付方式への見直しを望む声があることは十分承知をしております。こうしたことから、医療費助成の実施主体であります市町と適宜、意見交換を行ってきているところでございます。

昨年十二月に実施した市町との意見交換の際には、市町間の議論を促すために、九州各県の助成方法に関する最新情報を共有したり、償還払い、現物給付、自動償還払い方式といった三つの助成方法のメリット、デメリットを説明するなどして意見交換をいたしました。

その後、全市町間でやり取りが行われまして、基本的に全市町が助成方法を現物給付方式に見直したいという方向性で一致をし、現在は佐賀市が中心となって現物給付方式への見直しに向けた全市町間の協議が始められたと聞いております。

県といたしましては、引き続き必要に応じて当該協議への参加をはじめ、協議の内容を踏まえまして、現物給付方式に見直す場合に必要となります医師会や審査支払機関との調整に協力するなど、市町の意見を聞きながら適時必要な対応を取ってまいりたいと思います。

なお、現物給付方式に見直した場合の、いわゆる国保ペナルティーの廃止につきましても、政策提案や知事会等において国へ強く働きかけております。引き続き国への要望を行ってまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉髙塚危機管理・報道局長　登壇＝私からは、原子力行政の質問のうち国の屋内退避の運用案についてお答えします。

原子力発電所で事故が発生し放射性物質放出のおそれが高くなった全面緊急事態に至った場合、国の要請に基づき、発電所から五キロ圏内の地域でありますＰＡＺは避難、五キロから三十キロ圏内の地域でありますＵＰＺは屋内退避を実施することになっております。

しかし、国が定める原子力災害対策指針では、屋内退避を続ける期間や解除の要件などが明確でなかったため、国が検討チームを設置し、令和七年三月に「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」が取りまとめられたところでございます。

その後、令和七年十月に、報告書の内容が原子力災害対策指針に反映され、この指針を踏まえまして、原子力規制委員会において、令和七年十一月に「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について（案）」が示されたところでございます。

この運用案では、これまで定められていなかった屋内退避の継続または解除、避難への切り替えや、屋内退避中の一時的な外出などの考え方が示されたものとなっております。

まず、屋内退避中の一時的な外出について、運用案では例としまして、生活に必要な食料等の物資の調達、生命や身体機能に関わるような緊急性の高い人工透析や重篤な病気、けがのための医療機関の受診、避難道路やライフラインの啓開、復旧作業などが挙げられておりまして、放出された放射性物質の量、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等

を踏まえまして、国が一時的な外出が可能か判断することとなっております。

また、屋内退避の継続または解除、避難への切り替えにつきましては、屋内退避後三日目を目安に判断することとされておりますが、判断に当たって考慮すべき要素としましては、例えば、食料や飲料水、生活必需品等の物資の供給状況、電気・ガス・上下水道・通信等のライフラインの状況、原子力施設の事故対応の状況、放射性物質が雲のような塊となっておりますプルームの到来の可能性などが挙げられておりまして、生活維持の状況などを踏まえまして国が判断することとなっております。

今回、国より示された運用案に対する県の受け止め及び対応についてですが、原子力災害時には県民の安全確保が何よりも最優先であると考えておりまして、住民避難の取組について、不断にその改善に取り組んでいるところでございます。

議員より、地震時にモニタリングポストが壊れたらどうなのかという御意見もございました。県においては、地震や災害等でモニタリングポストが故障した場合、県や市町が所有しております可搬型のモニタリングポストを設置して測定を行うことで判断することとしております。このようにサポート体制も随時考えているところでございます。

今回、国より運用案として、これまで定められていなかった屋内退避の継続または解除、一時的な外出などの考え方が示されたことは一定評価しているところでございます。

原子力災害は目に見えず、臭いもしないなど五感に感じないことから、実際の災害時におきまして、屋内退避とされた地域住民の方々にとっては、遠くに避難しなくていいのか、屋内退避はいつまで続くのかなど不安を感じるところというふうに予想されるところでございます。そのため、一時的な外出や屋内退避の継続可否を判断された際は、その根拠などにつきまして避難住民が納得されるよう、平時の段階から丁寧に分かりやすく説明されておくことが大切だと考えております。

県としましては、住民、県民の安心につながるよう、国に対し、機会を捉えまして必要な意見を言っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◉大草男女参画・こども局長　登壇＝私からは、医療費助成のうち、ひとり親家庭等医療費についてお答えをいたします。

健康福祉部長からお答えいたしました重度心身障害者医療費と同様に、ひとり親家庭の医療費の助成方法も現在は償還払い方式となっております。利用者にとっては、医療機関での一時的な窓口負担が生じることや、助成を受けるために市町の窓口へ出向かなければならないことが負担になっていると認識をしております。

こうした利用者の負担をなくすため、現物給付方式への移行を目指して、佐賀市が中心となり、二十市町で協議が進められた結果、令和八年十一月から全ての市町で現物給付方式に一斉移行することで合意がなされております。

県としては、現物給付方式への移行は、経済的に厳しく、仕事や家事、育児を一人で担うことが多いひとり親家庭にとって、市町の窓口へ出向いての申請手続が不要になるなど利便性が高まるものと認識をしております。

これまで県は、全市町による協議の場に参加するとともに、医師会や

審査支払機関との調整など、市町による現物給付化の移行に協力をしてまいりました。市町からは、移行に伴い医療費の増加が見込まれることから、県に対して、市町の財政負担が増えることに対する財政支援、国庫負担分が減額される国保ペナルティー廃止の国への働きかけといった要望がなされております。

このうち、国保ペナルティーの廃止については、国に対する政策提案を重ねており、引き続き要望してまいります。

市町の財政負担が増えることに対する県の財政支援については、現在行っている市町が実施している医療費助成への二分の一補助について検討を進めてまいります。

以上でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、教育行政についてお答えをいたします。

初めに、特別支援学級の一学級の児童生徒数についてでございます。

公立の小中学校や義務教育学校の特別支援学級は、学級編制や教職員定数の標準を定めた法律がありまして、いわゆる義務標準法と言われているものなんですけれども、一学級を八人で編制することとされています。一方、特別支援学校は、生活や学習上において、より自立に向けた支援が必要な児童生徒を対象とする学校です。こちらにつきましては、小学校に相当する小学部及び中学校に相当する中学部におきまして、それぞれ一学級を六人で編制することとされています。

学級編制基準など義務教育の根幹に関わることにつきましては、国において制度設計すべきものと考えておりまして、国へ政策提案を行っているところです。引き続き、特別支援学級の学級編制基準の引き下げや、それに伴う教員の定数改善について、国に対し働きかけてまいりたいと思います。

武藤議員から、現場の先生のお声を御紹介いただきました。私もこれまで、市町立の小学校や中学校を訪問した際に特別支援学級の様子も拝見してきております。専門的な先生を中心に、また、特別支援教育支援員もおられて、議員からお話にあったように一人一人に合った学習内容で大変丁寧に授業が行われておりました。校長先生や担当の先生ともその後お話もさせていただきました。学校内外との連絡調整などを担っていらっしゃる特別支援教育コーディネーターの先生が、学校長のリーダーシップの下、「チーム学校」として学校全体で理解が深まるよう核となって活躍をされている様子を拝見しました。

そこで思いましたのは、先生の手厚い配置だけではなくて、専門性の高い先生、学校内で核になる先生、また、地域で核になる先生の存在が重要であると、そのように感じました。また、特別支援学級を担当する先生以外にも、学校全体で理解を深めることも必要であると改めて思ったところです。

県教育委員会としましては、今後ともこうした体制づくりに対する支援を行っていきたいと考えております。例えば、県立特別支援学校の教員や、医療や福祉、大学等の専門家を小中学校に派遣して助言などの支援を行うほか、地域の特別支援教育の核として活動することが期待される特別支援教育アドバイザーの養成研修を行っております。現在、約二百三十名の先生が学校現場にいらっしゃいます。地域において、また、各校に配置されているコーディネーターと共に、各学校内において教職員全体への理解を深めていっていただきたいと考えております。そうして、学校全体として共通理解が得られることで、担当する先生にとって

も、子供たちにとってもよりよい環境がつくられるよう、今後とも県教委として支援をしてまいりたいと思います。

続きまして、特別支援学校の一学級の人数についてでございます。

先ほど少し触れましたように、特別支援学校におきましては、小学部、中学部、それぞれの一学級を六人以内で編制しており、県内の各校には必要となる教員の配置を行っております。

議員から七人以上になっているケースがあるのではないかというお話をいただきました。児童生徒の状況や学習内容に応じて、例えば、二つの学級を合同で二人の教員が連携して授業を展開することがございます。この場合、二人でチームを組みまして、一人の教員が授業を主導し、もう一人の教員が個別に質問に答えたり、支援が必要な児童生徒のフォローをしたりするなど、きめ細かな支援を行うことができるといった教育的効果が期待できるものと思っております。学校によっては幾つかのクラスでこうした授業を行っているものと承知をしております。

今後とも、必要となる教員の配置をしっかりと行ってまいります。県教育委員会として、学校現場の教育活動を支え、県内の特別支援教育のさらなる充実に努めてまいります。

続きまして、県立学校のトイレの洋式化についてお答えをいたします。

家庭における洋式トイレの普及状況や衛生環境、バリアフリーなどの観点から、学校トイレの洋式化を進めることは重要と考えております。

県教育委員会では、これまでも老朽化した給排水管の交換に合わせ便器を和式から洋式に変更する工事を行っておりまして、令和七年三月末時点で、県立学校全体で児童生徒が使用するトイレのうち、洋式トイレの割合は五六・四％となっております。

また、洋式化に当たっては、暖房機能付便座や温水洗浄機能を導入するなど快適性を向上させるとともに、床につきましても水を流して清掃する湿式というものから、水を使わずに乾いた状態を保つ乾式化を行いまして、衛生面の改善や節水にも取り組んでおります。

学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場ですので、教育活動に必要な機能を確保するとともに、時代の変化に応じ、施設をアップデートしていくことが重要と認識しております。

今後とも、学校現場の意見、状況をしっかり押さえながら、トイレの洋式化を含めた教育環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県立学校の体育館の空調整備についてでございます。

学校体育館は、その構造や立地環境、規模は一様ではなく、教室とは違った課題、検討事項も多くあります。

県教育委員会では、体育館への空調について、これまで様々なタイプの空調設備について専門業者からのヒアリングを行ったり、空調を整備している県内外の学校や社会体育館の現地調査、既に導入を行った県外自治体への導入の経緯や整備手法、使用感などの聞き取りを行ってまいりました。

年明けには県、市町合同で専門家による講習会や意見交換会を開催する予定にしております。

体育館の空調整備に関しては、県内市町の具体的な動きも出てきております。県が集めた情報を市町に提供するとともに、市町から整備の考えを聞くなど知見を共有したいと考えております。

空調設備には様々なタイプがございます。学校体育館の空調としてど

のようなものが考えられるのか、また、効果的、効率的な設備や、整備手法はどういったものなのかなど、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◉武藤明美君　登壇＝それぞれ御答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、佐賀駐屯地に関する問題ですね。

知事もいろいろ心配な思いも持ってお過ごしだと思うんですけれども、オスプレイが佐賀に配備されるときに次々にやってきたわけですけれども、その十七機のうちに一機は徳島に緊急着陸をしたり、もう一機は木更津を飛び立った後にまた木更津に引き返したりといったトラブルがあったようです。二機がトラブルを抱えていたことが分かったんですけれども、本当にこういった機材が今後どういうふうになっていくのか、そういう危険を抱えたままに佐賀に配備されているということを思えば、何事も起こらないようにと祈るばかりです。知事は十七機のうちにそういうトラブルを抱えたオスプレイが二機あるんだということを厳然たる事実として自覚していただきたい、そして、本当に県民に対して、不安なことがないようにということをしっかり目配りもしながら、情報も共有していただきたいというふうに思います。そういうオスプレイがあるんだということも自覚していただきたいと思うんですけれども、どうお思いでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、海水混合施設についてです。

この塩分のことを科学的知見を持つ有明海水産振興センターにきちんとその助言を受けたのかどうかということも申し上げたいと思うんですね。先ほどの政策部長の答弁の中で、低塩分のことでバリカン症と関係があるということを確認しているわけではないというふうにおっしゃったので、それに関してになってくるんだと思うんですけれども、もし駐屯地からの排水量が問題ならば、すぐ隣の筑後川からの流入量と比べる必要があると思うんですね。二〇二四年十一月二日の大雨のとき、駐屯地からの排水量は一日当たり八十六ミリの降雨量で三万トンの水量だったと聞いています。一方、筑後川からの一日当たりの流入量は六百万トンで駐屯地からの排水量は〇・五％以下にすぎません。

防衛省の言い分、塩分対策が必要というのであれば、これまでだって筑後川に大きな施設が必要だったはずなんですけど、しかし、そういったことはなくて、逆に雨が降れば、森、川、海へと豊かな栄養塩が有明海に注がれます。そして、先ほども言ったように、自然に海と雨が混ざり合っていくといった現象を、ずっとこの間、繰り返してきているわけです。

それで、秋から冬は夏と違いますので、それほど大雨にはならない。それなのに、なぜあのような規模の施設になったのか、甚だ疑問なんです。水産振興センターからきちんとアドバイスを受けていたなら、あのような規模にしなくてもよかったのではないかなというふうにも思うんですけれども、これは防衛省主導の計画だったのか、それとも、アドバイスをきちんと受けた上でこういったことになったのか、そこのところをはっきり御答弁いただきたいというふうに思います。漁業者または漁協から正式に出された要望なんでしょうか。

文書は確かに令和四年十月三十一日の七項目にわたる要望の中にこれが含まれてはいるんですけれども、文書は漁協とやり取りしながら政策

部サイドが文書としてまとめて出したのではないかというふうに思うんですけれども、そういった科学的根拠がなくて、バリカン症と低塩分の関係とかが確認できないままに防衛省がそういう提起をしている、あるいは漁業者のほうも何とかしてくれというふうに言っている、だから、こういった文章になってしまったんではないかなというふうに思うんですね。

だから、何度も聞きますけど、有明水産振興センターからのアドバイスをちゃんと受けたのか、また、そういった施設が必要だということが、水産振興センターから、あるいは水産課から要望が出されたのかどうなのか、そこのところをお聞きしたいと思っております。

いずれにしても、掘削土が三十万立米ぐらいになって、それが造成のための盛り土に使われたということで、構図は本当に不自然だなというふうに思うんです。公益性が高いから、使用料はもらわないと、もらわないでいいんだというふうなことのようですけれども、しかし、こういった使われ方をしている、建設発生土という形で利用されているということとのつながりで、やはり防衛省に大サービスの結果になっているんではないかなというふうに思いますので、その辺について、県民からそういうふうに思われるという点について、どんなふうに思っておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、環境影響評価に関してですが、平行誘導路関係とか、それからオスプレイ配備に関してとかは改善する面もあるんだというふうにおっしゃったんですけれども、この測定の仕方についてですけど、測定をするほうは、仮に何月何日に測定をするんだと決めて、ただその決めた日に測定をしているわけです。

ただ、オスプレイがばあっと飛んでいるときに低周波音をするのかどうなのかということは、その日にちがぴたっと合っているかどうかということは分からないんじゃないかと思うんです。必ずしも自衛隊機が飛んでいるとは限らない、何月何日に測定しますということで測定をしておられるので、そういった測定のやり方ではなくて、これでは正確な数値とは言えないので、もうちょっと正確さを期すということで、条件を整えた上で測定をし直すというふうなことも必要なんじゃないかと思いますので、それについてどういうお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、原子力行政ですが、いつもこの問題をお聞きしているんですけれども、乾式貯蔵施設と核燃料サイクルの問題ですが、知事としては、国が決めていくことで、あくまでも乾式貯蔵施設の使用済み核燃料は一時的な貯蔵をするものだという認識を示していただきました。しかし、結局今度も、二十七回目になっても完成のめどが立っていない。そういう中で、一時的に貯蔵をしているんだと言うけれども、六ケ所村に運び出すめどが立たない。だから、出来上がったとしても、佐賀県にいつまでも使用済み核燃料がとどまることになってしまうんです。だから、そういったことはやめて、とにかく九電に中止を、立地県の意見としてちゃんと言うべきではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

それからもう一つ、屋内退避の方針ですが、先ほども局長からおっしゃっていただいたように、国の三日目の解除をするという判断については、どうもお聞きしていると、生活面のみのことで判断するのかなというふうに思ってしまうんですけれども、放射能、あるいは放射性物質がどうなのかということが基準にならなきゃいけないと思うんですけれ

ども、住民は線量計も持っていない。そして、そういった外出ができるということになれば、外出する人たちが全部被曝をするということが前提になってしまうんではないかというふうにも思うんですけれども、そこら辺がどうなのか、いろいろなこともお思いだということが分かったんですけれども、だったら、パブリックコメントみたいな意見を募る、明日まで締め切りになっているところに、県として行政としての意見を出していただきたいと思うんですけれども、それはどうなんでしょうか。

これまで言ってきた医療費助成について、重度心身障害者のほうも協議が始められたと、市町でどうするのかということで協議が始まったということをとてもうれしく思いました。

心身障害者の方お一人お一人の顔が浮かんで、あの方たちが喜ばれるだろうなというふうな思いもしました。本当に金銭的にも、それから体力的にも、何回も役場に通ったりというつらい思いを訴えられている人たちに早く聞いていただきたいし、そして、県が市町とこうやって話し合いをしているよということを知っていただきたいというふうなことで思っているところです。

ひとり親家庭の医療費についても、二分の一はちゃんと補助しますよという御答弁だったので、本当にありがたくお聞きしました。

国保ペナルティーの問題が本当に絡んでくるわけですけど、私も毎年、厚生労働省にも行って、このペナルティー問題を担当の人たちとやり取りしながら、これは全国からの願いだと思うので、国保ペナルティーを取るのを早くやめてほしいということを訴えているところですし、県も引き続きそのことを頑張っていただけたらというふうに思いますので、これは答弁はいただかなくて、頑張っていただきたいということを申し述べたいと思っております。

それから、教育行政ですけど、教育長から現場の実態も御覧になっての言葉をお聞きして、本当に現場のことを一生懸命考えていただいているなというふうに受け止めることができました。

ただ、支援員の人たちが掛け持ちだったり、幾つも教室を見て回らなくちゃいけないということもあるので、やっぱり教員の配置が問題だと思います。教員の配置がきちっとできるように、さらなる充実をしていただけたらというふうに思っております。

特に、特別支援学校並みの小学部、中学部の六人定員ということに、支援学級のほうもしていただけるというのが一番いいなと思うんですけれども、せめてそういう立場に立って、標準法が決めることではあるけれども、佐賀県が頑張って少人数学級を全国に先駆けて始めていただいたときのように、特別支援学級の定員も八人のところを六人で頑張ると、支援学校並みの定員にしていただけたらというふうに思います。やはり教員の配置、さらなる努力と充実を目指して頑張っていただけたらと思います。そういう方向で、県としての努力でできないのかどうなのか、教員が今、足りないという中で配置の問題が大変だと思うんですけれども、そのことについてはどうお考えかお聞きしたいと思っています。

また、県立学校の体育館の空調整備ですけれども、いろいろなその後の動き、研究のやり方とかいうのもお聞かせいただいて本当にためになりました。

ただ、佐賀県の空調整備率は全国最下位ですよね、〇・八％、そして、ここを脱却していただきたいなと思っております。この前、決算委員会で、私は総務委員会関係で私立学校への支援についての項目の中でお聞

きしたところによると、私立学校の中でも体育館のエアコン設置にも県が支援をしているということも分かりましたので、ぜひぜひ県立学校の体育館でそういったことが早くできるように、この全国最下位脱出を頑張っていただきたい、決意を一言お願いしたいと思います。

以上です。

◉議長（宮原真一君）　武藤明美君に確認を取ります。最後、教育委員会には答弁を求められておりますか。（「はい」と武藤明美君呼ぶ）分かりました。じゃ、そのようにお願いします。

◉山口知事　登壇＝武藤議員の再質問にお答えします。

まず、佐賀駐屯地に関してでございます。

オスプレイについて、飛行の安全というものはとても大切なことであります。これは県民にとっても、駐屯地の皆さんにとってもであると思います。

確かにこれまで、米軍の屋久島の事故など、大変重大な事故も起きております。自衛隊におかれましても、例えば、与那国の事案などもありましたので、慎重な運用を心がけているのではないかと認識しています。そうしたこともあって、例えば、予防着陸ですとか引き返しだとか、そういうこともありましたが、これについては、私は慎重な運用を心がけていることの結果だと思っています。

これまで、佐賀駐屯地五カ月たっておりますけれども、防衛省は、現在まで我々に示した運用計画に基づいて慎重な対応をしていただいていると私は認識しています。今後もこの慎重な運用につきましてしっかりと注視してまいりたいと考えております。

続きまして、原子力発電所の問題について再度お尋ねがございました。六ケ所再処理施設につきましては強い問題意識を持っています。いつまでかかるんだという意識は私も同じ思いです。ですので、今年の五月にも政策提案を行いました。そして、これまでも順繰り順繰りということではなくて、これはしっかりと責任持って対応してもらわないといけないということは、様々な国の皆さん方にもお伝えしたところでございます。

私自身、この使用済み燃料再処理工場とＭＯＸ燃料工場についてはもう近く、とも聞いておるわけなんですけれども、確かに二十七回目ということもありますので、現状につきまして県民環境部長から答弁をさせます。

◉前田政策部長　登壇＝再質問にお答えいたします。

改めてではありますが、海水混合施設でございますが、防衛省がノリ養殖への影響を懸念する漁協からの要望により整備をしたものということでございます。

漁協の皆さんとは様々な場で意見をいただいておりましたが、その中で、漁協のほうからこの排水の比重について具体的に数値を示される形で要望を受けております。

具体的には、国造搦樋門で十八以上、平和搦樋門で十四以上ということでございますけども、こういった具体的な比重をお示しいただいて、その上で施設の構造が決まっていったという次第です。もちろんこの過程におきましては、有明水産振興センターと十分に調整といいますか、意見交換も行っておりまして意見は聞いているところでございます。

それから、筑後川の流量のお話もございましたけども、今回の海水混合施設は調整池としての機能も備えております。海水混合施設の集水面

積は駐屯地ばかりではございませんで、佐賀空港や周辺農地も含まれまして、四百ヘクタールを超えるという面積になっており、極めて多量の雨水が集まります。海水と雨水を混合する際に、ノリの漁期でも大雨の際には既存の水路の容量を超えるということで、今回、七ヘクタールの規模の一時貯留池が必要になったということでございます。

この施設の整備によりまして漁業者の不安が軽減される効果が期待できると、このように考えておるところでございます。

私からは以上です。

◉寺田地域交流部長　登壇＝再質問にお答えいたします。

低周波音の調査についてお尋ねがございました。

県としましても実態をきちんと把握する必要がありますので、条件を整えて実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

◉諸岡県民環境部長　登壇＝私からは、六ケ所再処理工場につきまして知事の答弁を補足させていただきます。

この再処理工場といいますのは、既に諸外国におきましては商業ベースで実施をした実績もございます。現在も稼働しております。

そういう中で、この六ケ所の工場につきましては、現在、原子力発電に関する新規制基準、これに適合しているかという審査が行われているところでございます。確かに二十七回目ということで延期をずっと繰り返されております。現時点での最新目標としては、二〇二六年度中の竣工を目指されております。直近の日本原燃の社長の会見におきましては、残り二回程度の審査会合で全ての説明を終了するというようなことをおっしゃっておられます。

玄海原子力発電所の乾式貯蔵施設ですけども、これにつきましては、あくまでも一時的な貯蔵ということで説明を受けております。このため、我々県として、この施設の事前了解に当たりましては、使用済み燃料の早期搬出に向けた取組に万全を期すよう求めているところでございます。

この核燃料サイクルにつきましては、国と事業者が責任を持って進めていくべきものと考えております。引き続きそのことを求めていきたいというふうに考えております。

◉髙塚危機管理・報道局長　登壇＝武藤議員の原子力政策のうち、そもそも屋内退避に対して国に意見を申し入れるべきじゃないかという再質問についてお答えします。

まず、屋内退避の考え方を改めて申し上げますと、五キロから三十キロ圏内の区域に対して屋内退避という考え方が避難の手法として示されておりますけれども、この屋内退避中につきましては、無用な被曝を避けるために屋内にとどまることを原則としておりまして、その中で状況を見ながら被曝を避けるための手法の一つとして設定されるものでございます。

とはいいながら、これまでの全国各地の状況の中で、この屋内退避を一体いつまで続けなくちゃいけないのかとか、病院に行きたいけれども外に出られるだろうかといった、そういった意見がございました。というのも、その国の方針の中で、そういった具体的な解除の基準とか一時外出の基準というのが示されておりませんでしたので、国に対してその要請があったものでございます。これを受けまして国のほうで検討しまして、その補足的な考え方として、今回、運用案が国のほうから示され

たものでございます。

こういうことの経緯を踏まえまして、県としましては、これまで定められていなかった屋内退避の継続の解除、一時的な外出の考え方が補足的に提示をされておりますので、県としては評価をしているところでございます。

とはいいながら、議員からも御意見ありましたように、実際の状況では屋内、家にずっととどまらされている住民の方が不安な状況にあるのは事実でございます。そういうことは十分予想されているところでございますので、そのときに、自分は今、出ていいのかどうかという判断の目安、そういったものが今後具体化されるというのが一番望ましいというふうに思っておりまして、県としましては様々な機会を捉えまして、国に対して意見交換をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝再質問にお答えいたします。

私には、まず一点目は、特別支援学級の一学級の人数を八人から六人へ、県の努力でできないかという御質問だったと思います。

これにつきましては、やはり義務教育の制度の根幹に関わるものでございます。自治体の財源措置によって異なるというものではなくて、そこはしっかり国において考えていただくように、これからも求めてまいりたいと思っています。

県教育委員会としては、先ほど申し上げましたような体制のところの支援ですとか、あと毎年増加している特別支援学級に必要な教員の確保にこれからも努めてまいります。

それから二点目、県立学校体育館の空調整備についてでございます。

これにつきましては、やはりこれまで申し上げましたように、聞き取りとか調査などを行ってまいりましたけれども、やはりいろんなタイプの空調設備がございます。学校体育館の空調にどんな設備がいいのかですとか、整備手法などについて引き続きしっかりと研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

◉武藤明美君　登壇＝再々質問を行います。

駐屯地の問題です。

先ほどからお聞きしておりますと、この海水混合施設のことで不安が軽減される効果があるんだというふうなことをおっしゃいました。この施設によって漁業者の不安が軽減される効果、科学的根拠はないけれども、とにかくこういう施設を造った。それは防衛省がこの施設に三百八億円もかけて造ったということ、本当に軍事費がどんどんどん上がっていくはずだなというふうに思いました。

バリカン症についても、低塩分との関係があるというふうに確認しているわけではないということがあり、そして、この施設を造って不安が減る効果にしたいんだというふうなことで、防衛省の本当に三百八億円もつぎ込む姿というのが浮き彫りになったわけです。

この県有地の使用の問題では、法的には十二月一日の福岡高裁で、いわゆる県側の主張が認められたことになったようなんですけれども、しかし、法的にはそうでも、住民目線と政治的にどうなのかというふうに私は思うんです。県は県民にオスプレイという危険なものを、またそして不安を押しつけて、国の言うとおりに――言うとおりでもないにして

も、県民の財産を放出するという過大サービス、そしてその建設発生土を盛土に使わせるという、防衛省にとっては本当に大盤振る舞いをされているなというふうなことを感じるわけです。法的にはどうであれ、私はここが本当に異常な構図に見えます。知事は、そういうふうに県民から、あるいはほかの方たちから見られているということについてどういうふうに感じておられるか、御意見を聞かせていただきたいと思います。

以上です。

◉山口知事　登壇＝武藤議員の再々質問にお答えします。

この佐賀駐屯地の問題というのは、国防というものの大切さということについては、昨今の状況から必要だということで私自身そもそも認識していたわけなんですけれども、その上で要請があったこの問題については、佐賀県民の様々な面に影響がある問題でありますので、しっかりと国、防衛省と対峙して、様々な交渉を行って今に至るということで、私は先ほど答弁申し上げたように、この十年様々な交渉をしてきたことというものは、それでよかったと、そのまま受け入れていたら全く違う形の佐賀駐屯地になっていたと私は認識しているのです。

ですので、この過程というのはとても大事でありましたし、そのときに有明海漁協さんと県との約束事がありましたので、私は、その約束事を変えさせてくださいと、真摯に県議会の決議も受けて、自ら決断し、漁協と調整をいたしました。

そのときには、やはり漁協の皆さん方との信頼関係、そして、国と漁協との信頼関係という中で、様々な調整を行われている中で海水混合施設、要は比重の問題というものが出てまいりまして、それはとても大きな問題だという御指摘を防衛省が真摯に受け止めて、それについては対応するということに私は尽きると思うんです。その誠実な対応をしていただいたことにお金が幾らかかるのかということについては、全くそのときには議論になっておりませんし、そういったことで、敬意を持って、信頼と信頼を積み重ねていく中での話ということで御理解賜りたいと思います。

以上です。

◉下田　寛君（拍手）**登壇**＝皆さんこんにちは。県民ネットワークの下田寛でございます。

今回は、三問質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まずは、今回の質問に当たって多くの方々から様々な御意見や思いを聞かせていただきました。全ての皆さんに感謝をささげて、質問に入らせていただきます。

まず初めに、ファクトチェックについてであります。

ファクトチェック、聞き慣れない言葉だと思います。これはつまり、ファクト――事実、これをチェック――確認をしていきましょうということです。私たちがこれからの社会で生きていく上では、常にスマホを持ち歩くようになり、インターネットの情報は常に欠かすことのできないインフラとなっています。しかし、そこには大量の情報があふれ、特に最近ではＡＩの進化もすさまじく、生成ＡＩやこの技術を活用したディープフェイク技術、ＳＮＳの高速拡散など、何が本当かうそか、また、本物か偽物かさえ、その境目が非常に分かりづらい時代になりました。そのような偽情報や誤情報をうのみにすると不利益をもたらし、誤った判断の下、誤った行動に導かれてしまい、さらには社会の分断や混乱にもつながりかねません。

また、私も実感として、最近のＳＮＳは、いわゆるアルゴリズムで、そのメディアを見ている人の嗜好や趣味などその傾向を学習して、その人が好みそうな情報を提示するようになっており、情報が偏っているなと感じる方や、出どころが分からないショート動画を流し見して、その真偽を確認せずに直観的な判断で行動してしまっている人に会うこともあります。

ただし、これは全く他人事ではなく、自分自身も常に誤った情報や偽物の情報にさらされているわけです。また、特に災害時などの緊急時には、誤った情報が短期間に社会に浸透してしまう危険性を十分にはらんでいるため、ファクトチェックを意識することは、これからの時代に必要な重要な要素であると認識をしております。

そして、特に行政においては、世間で流されてしまった偽情報や誤情報に巻き込まれることなく、正しい情報を発信することが今まで以上に求められます。

さらに最近では、宮城県知事選挙や兵庫県知事選挙をはじめ、根拠のない誤情報が短期間で大量に拡散し、行政側が否定のために動かなければならない状況が生まれました。また、佐賀県の近隣自治体においても、災害時に誤った情報を発信したため、住民に混乱を招いたことがありました。これらのことからも、偽情報の発信者が誰であるかは問題ではなく、悪意があってもなくても結果として行政の信頼に関わり、そして、県民の判断に深刻な影響を与えるということが明らかになった事例であると考えております。

また、このことは行政政治の意思形成が偽情報・誤情報に左右されかねないという状況をかいま見た事例でもあります。つまり、行政のファクトチェック機能は危機管理能力であり、ＡＩ時代である今、必要不可欠に求められる能力であることが浮き彫りになってきていると言ってよいと思います。

そして、佐賀県においては、今挙げた事例ほどの大きなものはないと認識をしておりますが、例えば、佐賀県の公式交通安全キャラクターの「マニャー」や、県の「よろず支援拠点」、武雄市、吉野ヶ里町、鹿島市観光協会などの公式インスタグラムを装ったなりすましアカウントが相次いで確認をされています。ちなみに、私も偽アカウントが出てきて、困ったことがありました。

いずれもロゴやアイコン、画面デザインまで本物そっくりの画像を用いて、あたかも行政からの正式な案内であるかのように見せかけて、フォロー要請やＤＭを送っているような事例です。こうした偽アカウントは、規模としてはまだ限定的だと思いますが、行政情報に見える偽画像・偽投稿という意味では、今後犯罪にもつながりかねないような、まさに誤情報の小さな芽と捉えられると思います。

このようなことからも、県名義をかたった偽情報や誤情報、偽情報・誤情報に基づく県民からの大量の意見や問い合わせ、災害時のデマなど、他県で起きている現象が十分に起こり得ると考えられます。このようなことが発生したとしても、県が巻き込まれるリスクに対応し、県民に向けていかに正しく対応していくかということは非常に重要な点であると思います。

そこで、以下の三点についてお尋ねをします。

まず、偽情報・誤情報に係る県の認識についてであります。

偽情報・誤情報による行政への影響リスクについてどのように認識し

ているのかをお尋ねいたします。

二点目、偽情報・誤情報が県の信用に影響するような事象への対応についてであります。

偽情報・誤情報が県の信用に影響するような事象が発生した場合に、県はどのように対応をするのでしょうか。

最後、三点目、災害発生時のＳＮＳデマへの対応についてであります。

災害発生時にＳＮＳによってデマが拡散した場合に、県はどのような対応をするのでしょうか。

以上三点、御答弁をお願いします。

続いて、大きな項目二点目です。新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度についてです。

この高校入試の在り方については、子供の主体性を尊重するという観点から、特に出席欄の廃止について提案をしようと前々から考えていた視点でした。既に義務教育では、不登校は問題ではないという位置づけになっているにもかかわらず、なぜか高校入試には出席欄があり、入試結果の参考にしているということ自体がおかしいと思っていたからです。これから明らかに時代が変わります。私たちの時代は、誤解を恐れずに言いますが、取りあえず勉強ができて、毎日学校に行って、部活や課外活動を真面目にやっている生徒が優秀な子として世間で認知されている時代でした。

しかし、これからの時代は社会構造も大きく変化し、価値観が変化していく中で、それぞれの魂の赴くまま、志を磨きながら個性を発揮してくれること、そして、過去の型にはめるのではなく、そういう若者のサポートを全力で行う大人が求められている時代であり、子供も大人も人生にわくわくが止まらない、そんな時代になると感じています。

きっとこれからは、私の年代以上の人ではまず想像もつかないような天才性を発揮した人物がこの佐賀から育っていくことになるとわくわくしております。だからこそ、大人が変わらないといけない時代ですし、既存のやり方にとらわれない挑戦が求められているわけで、その一環として、この高校入試の在り方も変更していくべきという質問をしようと考えていましたところ、今議会で高校入試の変更についての報告をいただきました。

この本件については、既に教育委員会より概略の説明が私たちには行われていますが、今回の入試制度の見直しが本県の教育行政においてどのような意義を持つのか、全国的な動向と県内の施策の流れの中に位置づけて議論することは非常に重要なことであると考えており、質問をさせていただきます。

まず、全国の高校入試制度が、今大きな転換点にあるということを確認しておきたいと思います。文部科学省が二〇二五年度以降の合理的配慮の徹底を求めたことを背景に、調査書における出欠欄の扱いが見直され、欠席日数を合否判断から外す自治体が増加し、二〇二七年度入試までに十九の都府県が出席欄削除を決定しています。

生徒の学びの多様化が進む中で、欠席日数という単一の数字で本人の努力や学ぶ姿勢を評価することの限界が指摘されており、全国的な教育制度のアップデートが進行している状況です。

一方、佐賀県においても、不登校の児童生徒数が年々増加し、心の健康問題や家庭事情、学習のつまずき、学校環境との相性など、登校が厳しくなる背景は多様化しています。こうした状況を踏まえれば、多様な

学びを尊重する入試制度へ移行する流れは、本県の教育行政と極めて相性のよい方向性だと感じています。

今回の制度案において、調査書の出欠欄の削除を含めた新制度が検討されていることを知って、私自身大きな安心を覚えました。なぜならば、これは佐賀県が全国に遅れて追随するというよりは、むしろ、これまで甲斐教育長を中心に積み重ねてきた教育理念や政策などが一つに収れんしていく改革であると私は認識しているからです。

佐賀県教育委員会は、これまで「さがすたいるスクールプロジェクト」、教育支援センター「しいの木」の強化、全公立学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など、学びづらさや困難を抱える子供たちに寄り添う取組を先行的に進められてきました。

「さがすたいるスクール」は、教室という枠組みにとらわれず、子供が自分らしく学べる環境の整備を目的とした施策であり、「学びたい誰もが、安心して学べる、やさしい学校」の実現を掲げています。

また、「しいの木」の機能強化は、不登校などで悩む子供たちの学び直しや心の回復を丁寧に支える取組として、現場からも高い評価を受けていると認識しています。

さらに、本県は全国に先駆けて、全ての公立学校にスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置して、子供たちの心の支援や家庭との連携体制を整えてきました。

ただ、それでもまだ、実際に私も相談をいただきますが、一人悩み続ける子供や家族がいることは、課題として捉えておかなければなりません。しかし、こうした一連の取組は、多様な子供の学びを認め、伴走する教育への確かな方向性を示すものであると認識をしています。

今回の高校入試制度改革は、これらの理念や施策を入試制度という最も象徴的で、子供たちにとって最も影響の大きい場面にまで反映させるものであり、いわば行政の理念、現場の支援、入試制度、この三者を一本化する最終工程の一つであると捉えています。

また、本県が直面する人口減少と県外流出の加速は、現在も県立大学構想における人口減少への歯止めの議論と同様、大変深刻であり、今後十年を見据えたとき、若年層の県内定着をどう確保するかは避けては通れない政策テーマです。

魅力的な高校に挑戦しやすい入試制度があり、そして安心して志望校を選べるものであるかどうかは、県内高校を選ぶ動機づけにもつながり、県内進学率の向上という観点でも、とても重要な意味を持つことにつながります。

つまり、今回の制度改革は、全国動向を踏まえつつも、本県がこれまで積み上げてきた教育理念や施策との整合性を強化し、子供たちにとっての学びの入り口をより開かれたものにする改革だと私は受け止めています。

そこで、以下の二点についてお伺いします。

まず、高校入試制度の見直しの考え方についてです。

今回、どのような理念と観点に基づき、高校入試制度の見直しを行われたのでしょうか。

次に、新制度実施に向けた今後の取組についてです。

制度改正が円滑に定着するよう、今後どのような取組を進めていかれるのかお尋ねします。

この入試制度は、多くの子供たちにとって初めての大きな挑戦であり、

自分の将来を、自分で選び取る重要な機会です。本県の教育理念である子供の主体性を尊重し、学びを応援するという方向性が今回の改革を通して、さらに現場に浸透し、全ての子供たちが安心して未来に向かって挑戦できる入試制度となることを期待して質問を終わり、答弁を求めます。

続いて、最後です。万引き対策について質問をさせていただきます。

この質問については、県内に店舗を構えるコンビニ、スーパーやショッピングセンター、ドラッグストア、家電量販店などで働いている方々とのお話の中で出てきた話題の一つです。その話の中で、現場の声としていただいたのは、万引きの対応について、店舗従業員の業務負担、精神的負担が非常に大きいというような切実な訴えでした。

万引き被害そのものももちろんですが、万引き後の確認作業、店舗としての対応、気を張り続ける緊張、これらが従業員に重くのしかかり、損失はもちろんですが、現場で働く方々の心身にも影響が出ているというようなお声でした。

また、企業としては、対策しているが、費用もかかり、十分な対応ができていない。防犯カメラやタグの導入は効果的であっても、コスト面からちゅうちょせざるを得ない。設備投資をしたくても、経営状況や、特に小さい店舗では厳しいなどの費用面での課題もいただきました。

実際にセルフレジで商品をスキャンして支払わずに帰る、いわゆるかご抜けについて被害のデータをある事業所からいただきました。今年の上半期でも数百万円程度の被害があったと。ただし、回収率は五％に満たずに、しかも一件の平均被害額は四千円程度であったと。小さい商品が万引き被害に遭って、それが積み重なっている状況がかなり多くあるようです。もちろん出口への人の設置や検知カメラなどの対策はしているということでした。

そして、これはうわさベースのお話ですが、県内のあるコンビニがなくなった、その原因が万引きによる莫大な被害があったという話も聞くこともあって、もしかしたら、警察まで被害を届けているのは氷山の一角で、現場では仕事に忙殺されて、万引き被害に対して泣き寝入りしている人が多くいるのかもしれないというふうに認識をしております。そのため、実効的な対策を講じたくても、やりたくてもできないという状況が生じていることが想定されます。

さらに、万引きは一企業では対応し切れない問題であるという声もありました。これらの背景には、さらなる消費者教育の充実、福祉的サポートの必要性などの社会的課題など、個々の店舗が努力しても解決できない構造的な問題があるようです。

また、対策費用の負担を軽減できる補助金など、行政による支援が必要だという声もあり、実際、佐賀県内においてそういった制度はありますが、現場まで浸透していないのであろうということも感じました。

これらのことからも、現場の方々は心を悩ませているにもかかわらず、一企業の努力だけでの対応にも限界があるのだということが容易に推測されます。

そこで、全国の万引き被害などの資料を読み込んでいると、資料によって様々なデータはあるのですが、全国の万引き被害額は三千五百億円規模と言われており、昨日、藤崎議員の質問に対する答弁でもありましたＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の全国の被害額は十九億円、ニセ電話詐欺の全国被害額は一千九十六億円と言われております。もちろんこれも氷

山の一角なのでしょうが、これよりも多額と思われる被害が、万引きによって佐賀県を含む全国で発生していることになると言っていいと思います。

また、働く現場の人たちから聞いたお話についてさらに調べていると、流通業界最大の労働組合でありますＵＡゼンセンさんが二〇二四年四月に公表した回答数二万一千八百四十件の万引きアンケート調査があり、その調査結果を見ていると、佐賀県内での聞き取りと非常に近い状況を示していました。

少しこの調査結果をお伝えすると、従業員の五四・三％が万引き対応に負担を感じていると回答しています。さらに、その負担の中身としては、万引き後のロス調査が五九・五％、警察への届け出が五五・六％、犯人への対応五三・三％と、どれも半数を超えていて、全国規模で見ても万引き対応は現場の大きな負担になっているという実態が明らかだと感じます。

さらに、現場の人たちからも、高齢者の万引きが多いという声があり、実際に増えているようで、孤独が原因で万引きを行う高齢者が増えているという話も聞きます。

これから本格的な超高齢化社会を迎えるに当たり、様々な社会的要因が関係するケースが増える可能性もあるとされています。万引きを単なる犯罪対策としてではなくて、地域全体で理解し、総合的に取り組む必要がさらにこれから求められてきます。

以上の現場の声や全国的な調査データを踏まえて、次の二点について質問をいたします。

まず、万引き防止に向けた県警察の取組についてです。

県内の万引き件数の現状やその傾向、被害額の状況を踏まえ、県警察としてどのような防止対策を進めているのか伺います。

また、企業側から伺った、対策をしたくても費用負担が大きい、制度があっても利用が難しいという声を踏まえて、市町との連携や制度の周知、防犯設備導入等への支援など、現場に寄り添った対策をどのように講じていかれるのか。そして、このような万引き被害や働く人たちの環境や精神的負担などについて、一度調査を行った上で対策を練る必要があると考えますが、県警の考えについてお尋ねをいたします。

続いて、超高齢化社会を見据えた今後の取組についてです。

高齢化の進行に伴い、生活環境や社会的なつながりなどの社会的要因を持つ万引きも増えている可能性が考えられます。こうした課題に対して、県警察としてどのような認識を持ち、どのような対応強化を図っていく考えなのかをお伺いいたします。

以上三項目、誠実な答弁をよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　暫時休憩いたします。

午後零時五分　休憩

令和七年十二月四日（木）　午後一時三十分　開議

出席議員　三十六名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	三〇番	大場芳博		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三二番	留守茂幸		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三五番	土井敏行		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三六番	石倉秀郷		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三七番	岡口重文		
九番	中本正一	二四番	指山清範				
一〇番	野田勝人	二五番	定松一生				
一一番	青木一功	二六番	八谷克幸				
一二番	古川裕紀	二七番	原田寿雄				
一三番	中村圭一	二八番	武藤明美				
一四番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝				

欠席議員　一名

二三番　宮原真一

十二月四日

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	光武香織
男女参画・こども局長	大草昭雄
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂真昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同　議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉副議長（八谷克幸君）　これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

下田寛君の質問に対する答弁から開始いたします。

◉髙塚危機管理・報道局長　登壇＝下田寛議員の御質問にお答えします。

私のほうからは、問一、ファクトチェックの三項目についてお答えします。

まず、偽情報・誤情報に係る県の認識についてです。

現代社会は、スマートフォンの普及や情報発信のツールの多様化、生成ＡＩの技術の進歩により、個人が簡単に情報を発信できる環境となっております。利便性が高まる一方で、真偽の判断が難しい情報が大量にあふれておりまして、これらが行政に対してリスクとなる可能性が高まっていると認識しております。このようなリスクに適切に対応できるよう備えが必要と考えております。

続きまして、県の偽情報・誤情報が県の信用に影響するような事象への対応についてお答えします。

危機管理は、未然に防止することも大切でありますが、発生した際に損失、いわゆる被害を最小限にとどめることが大事でございます。重要なのはスピードで、迅速で正確な情報の把握が必要となっております。

偽情報・誤情報が発信され、県の信用に影響する事象が生じた場合、県におきましては佐賀県危機管理基本マニュアルに沿って対応することとしております。

その上で、偽情報・誤情報の発信源が特定できれば、発信元に連絡説明の上、情報の訂正や削除を求めることとしております。発信源が特定できない場合におきましても、事象のレベルに応じて記者会見やプレスリリース等によりまして、報道対応や県民への正確な情報発信をすることで事態の収拾に努めているところでございます。

特に、県民の不安な声に対処する必要があると判断した場合には、コールセンターを設置しまして、直接県民とやり取りをすることで県民の不安の払拭に努めているところでございます。

続きまして、三項目めでございます。災害発生時のＳＮＳデマへの対応についてです。

災害が発生したときの対応におきましては、特に情報の量やスピードが重要でございます。ＳＮＳからの情報も災害時には貴重な情報となります。

一方で、残念ながら悪意を持って発信されている偽情報がある場合もありまして、ＳＮＳの情報はあくまでも参考情報として取り扱い、情報収集の手助けとして活用しているところでございます。

しかしながら、ほかに情報がない場合も考えられることから、情報の信憑性を確認しつつ、特に災害対応におきましては空振り覚悟で対応することも必要と考えているところでございます。

救える命を救うことを最優先としまして、様々な情報を確認しながら臨機に対応してまいります。

私からは以上でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度についてお答えをいたします。

初めに、制度の見直しの考え方についてですが、制度見直しに当たりましては、「自分で自分のことを決められる子どもに育てたい。」という

佐賀県教育大綱の理念を踏まえております。

子供たちには、知識だけでなく、思考力や判断力を身につけ、自分の思いや考えを自分らしく表現できるように、また、これからどのように学んでいきたいか考えていってほしいと思っています。

高校を受験する皆さんには、進路選択に当たって、しっかりと自分の思い、考えでここに行きたいという高校を選んでいただきたいというふうに思っております。そうした生徒の意欲や思いと高校の目指す姿、スクールポリシーをより適合、マッチした制度にしたいと考え、今回の見直しを行うこととしました。

これまで有識者等で構成する県立学校教育懇話会において、また、県教育委員の皆さんとも議論を重ねてまいりました。

新制度は、現在の中学一年生を対象とし、令和十年度入学者選抜から開始する予定です。

今回の見直しのポイントは大きく二つありまして、一つは多面的な評価です。

受験生が自ら取り組んできたこと、これから高校生活において学びたい、チャレンジしたいことなどを作文やプレゼンテーションなど、自己表現を通して直接表現できる選抜方式を新たに設けました。これにより、教科の学力だけでなく、多面的に評価することとしています。

ポイントの二つ目は選抜実施時期の見直しです。

現在、特別選抜を実施している二月上旬に募集定員の大半の選抜試験を実施することとしました。これにより生徒たちは、早い時期から県立高校を含む多様な進路の選択肢を持った上で、自らの将来像を考え、自分が進みたい高校を選択することができます。県内中学生の県外流出に歯止めをかける効果もあると期待をしております。

また同時に、調査書の様式についても見直しを行っており、中学校における出欠の記録欄は削除する方向で考えています。様々な思い、事情を抱えた生徒がいると思います。多くの受験生が安心して受験に臨めるよう、制度全般にわたって対応を行ってまいりたいと考えています。

次に、新制度実施に向けた今後の取組についてでございます。

新制度の公表後、県内公立中学校に丁寧に説明を行うとともに、県教育委員会のホームページに質問専用フォームを設け、広く質問を受けるようにしています。今年度中に回答を取りまとめ公表するとともに、新制度の周知を図ってまいります。

今後とも、教育現場などの声を聞きながら、新制度の詳細を詰めていくとともに、関係各所、関係の皆様に丁寧な説明を行ってまいります。子供たち、受験を考える皆さんに分かりやすいよう、チラシ等も作成し、お知らせしていきたいと考えています。

子供たちが自らの将来像を主体的に思い描くことができるよう、また、高校を受験する皆さんが安心して進路を選択できるよう、今後、新制度の内容の具体化を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◉福田警察本部長　登壇＝万引きの防止に向けた取組についてお答えします。

県内における万引きの認知状況を見ますと、本年中、十月末時点で認知件数五百三十四件、被害額は約五百八十五万円となっております。

認知件数は、平成十三年には年間千百六十件であったものが、その後減少し、令和元年には四百九十七件と最少となったものの、令和五年か

ら増加に転じ、本年十月末までの五百三十四件は前年の同時期に比べ四十七件、九・七％の増となっております。

被害額についても、平成十三年の約二千三百七万円から減少傾向にあったものが、本年から増加に転じ、本年十月末までの約五百八十五万円は前年同時期に比べ約百八十四万円、四五・九％の増となっております。

また、昨今、いわゆるセルフレジを設置する店舗が増加していることにより、支払わずにそのまま通過するときには窃盗ですけれども、商品の値段のシールなどを貼り替えて本来の価格よりも安く支払う犯行手口などが見られるところ、こういった手口は、分類上、これは万引き、窃盗罪ではなく欺罔、つまり、だますという行為が入りますので、詐欺になりまして、法令上はセルフレジの場合ですと電子計算機使用詐欺などの罪名を適用するものでありますが、もちろん万引きと同趣旨の問題であるものと認識しております。

また、万引きについては、本年中、十月末までに県内において三百四十八人を検挙しておりますが、その被疑者の年齢構成を見ますと、二十歳未満が約一割、六十五歳以上が全体の約半数という状況にあります。また、他県におきましては、換金や転売を目的として、組織的に大量に高額な商品を窃取する悪質な犯行も発生しているところであります。

こうした情勢を踏まえますと、万引きについて取り締まりを徹底するとともに、たかが万引きなどと万引きを軽視する風潮を払拭し、万引きを許さない機運を醸成する必要があると考えております。もとより、こうした風潮を放置すれば、社会の規範意識の一層の低下を招き、万引きのみならず、他の犯罪の発生を誘発するおそれもあると考えております。

そのため、県警察におきましては、店舗や事業者から被害に係る届け出を得た際は、迅速かつ厳正な対応を講じることとしており、申し上げましたとおり、既に本年中、三百四十八人の検挙に至っております。

また、万引きの被害に遭った店舗や事業者の方が警察へ届け出るに当たり、その店舗等の方の時間的な負担をできる限り軽減するため、万引きに特化した簡易な様式の被害届により届け出を受理するという運用も行っております。

他方で、万引きをさせない社会づくりも重要であると考えておりまして、万引きを軽視する風潮を払拭し、万引きを許さない社会機運を醸成するため、県警察におきましては、事業者や関係団体と連携を図るとともに、例えば、大型商業施設等において各店舗内を警察官が巡回したり、広報誌やウェブサイト等に万引きは犯罪であることを改めて周知啓発したりするなどの取組を講じております。

また、「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、事業者等を対象に防犯責任者養成研修会を開催し、その機会に万引きの発生状況やその犯行手口に係る情報共有、防犯カメラの設置や店舗内における死角のない陳列手法等の万引きの防止に配慮した施設整備・運営などについて助言や指導を行うなどしております。

また、万引きの実態について調査をしてはどうかという御指摘をいただきました。

警察が認知した、つまり警察に届け出がなされた万引きの被害につきましては、申し上げたように迅速かつ厳正に対応し、その過程を通じまして、被疑者の犯行手口や属性、犯行に至る経緯など、その傾向などを含めて把握しておりまして、その実態に関する調査を別途実施すると

いったことは現時点においては考えてはおりません。しかしながら、議員御指摘のとおり、警察に届け出がなされていない被害の実態もあるものと我々としても認識しておりまして、より実態を正確に把握することは的確な対策を講じる上でも非常に重要であると考えております。

したがいまして、先ほど御紹介いただきました年間三千五百億円の被害、これは民間団体の推計であると承知しておりますが、こういった他の機関の推計の状況を参考にしたり、また、県内の店舗などの事業者の方々や業界団体の方々から、実際に万引きの被害実態に係る状況をよく伺うことにより、引き続き県内におきます万引きの最新の実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

またあわせまして、被害店舗、事業者の方に対しましても、万引きの被害を認知した際の警察への速やかな通報についてお願いしたいと考えておりますし、またその際の対応におきまして、先ほど申し上げたような被害届の様式を活用するなどして、できるだけ事業者の方々への御負担となりませんよう努力したいと考えております。

県警察におきましては、万引きの防止に向けた取組について、引き続き、その発生状況や犯行手口などを踏まえて、種々の措置をしっかりと講じてまいります。

続きまして、超高齢化社会等を見据えた今後の取組についてお答えします。

一般的に万引きの被疑者は少年から高齢者まで各層に広がっているところでありますが、申し上げたとおり、昨今の県内の状況におきまして、本年中、十月までの検挙被疑者の約半数が六十五歳以上の高齢者であるという実態が見られるところであります。

前提としまして、万引きは犯罪ですので、被疑者の年齢や属性にかかわらず、警察として厳正に対処すべきものであると考えております。

しかしながら、その実態としましては、被疑者によっては、特に当人が高齢であるという影響から、中には犯行に至った経緯のうちに著しい生活困窮や認知症をはじめとする病気などの事情が伏在している事例も見られるところであります。

したがいまして、県警察におきましては、これは個別の状況に応じまして、例えば、検挙した高齢の被疑者について、当人が自活能力に著しく欠けていたり、認知症をはじめとする病気等の影響により再度の犯行に及ぶおそれが大きい場合、また、当人について、その周囲に日々の生活を監護、支援する者がない場合などの状況が認められるときは、当人が再び万引きに手を染めることのないよう、それぞれの事情に応じ、例えば、市や町の地域包括支援センターや生活保護担当課などへ状況を共有するなどしております。

もとより、こういった事柄につきまして、警察として対応できることは限られているところではありますが、高齢者による万引きについて引き続き、特に被疑者の検挙後におきまして、申し上げたような個別具体の状況に応じた措置を講じるなど、的確に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◉坂口祐樹君（拍手）**登壇**＝自由民主党の坂口祐樹でございます。

質問に入る前に一点御報告をさせてください。昨年七月に六つのがんが見つかって、下咽頭にステージ4、食道にステージ2、足してステージ6の告知を受けました。議会の皆様、そして執行部、私の地元の皆さ

んをはじめとした県民の皆様に御心配と御迷惑をおかけしました。そして先日、寛解という診察をいただきました。（拍手）ありがとうございます。私も医療用語をよく理解できませんけれども、一時的にがんが消えかかっている状態にあるというふうに認識をいたしております。

お支えをいただきました多くの皆様、そして命に縁をいただいたということに感謝をしなければならないと思っています。そして私は、どちらかというと、人の痛みに鈍感であったような気がいたします。しかし、今回の経験を糧にしながら、人の痛みに寄り添いながら、人の命と健康についてもライフワークの一つに加えて、これから旧に倍して努力を続けていきたいと思っています。皆様におかれましては、引き続きこれまで同様優しく御指導いただければ助かります。

それでは、今議会、六項目の質問をさせていただきます。三十分で終わります。多少地域性に偏りがありますけれども、ここは御容赦をいただければと思います。

まずは一項目め、西九州新幹線についてであります。

全部で二点、まずは一点目、現在の状況について確認をさせていただきます。

先月の地元紙を見ると、この新幹線に対して佐賀県負担分について減額へ国が法令改正を検討すると、このことに対して山口知事が「とても価値がある」という発言をされたと、そんな見出しがありました。このことをもって事が動くかもしれないと感じました。そして、私もできるだけ早くこの議論に参戦をしなければならないとも思いました。しかし、一昨日の議論を聞いていますと、やっぱり簡単に議論が前に進むような状況ではないとも認識をいたしました。

今、クローズアップされているのは佐賀県の負担軽減です。もともとフリーゲージのときには二百二十五億円、これなら何とか負担できるであろうと。それが六百億円台、八百億円台、今は千四百億円以上という話の中で、なかなか納得しづらい状況の中で佐賀県の負担を減額しなければならない。このことが今議論の中心にあるように思いますけれども、それだけではないというふうに思うんですね。

ですから、まず一点目にお伺いするのは、現在の状況についての知事の見解についてであります。

次に二点目、県民の理解の必要性についてであります。

私たちは、過去と将来に対して責任を持てる、そんな議論をしなければならないと思っています。五十年前から始まったこの新幹線の議論です。まだ半分しかできていません。残りの半分をどうするかということに対して、私たちは結論を導き出す、そんな議論をしなければなりません。そういう状況下で事が動くか動かないか、大きな山です。この山が動くか動かないか、財源だけの問題ではない。

私は、以前お話をしたことがあるように、知事がフル規格に対して前向きな決断をしたときに、どんどんと進むという話をした経緯がある。しかし、このことを結論づけできるのは知事ではないという話も私はしました、県民です。七十八万県民の皆さんが決断したときこそ、知事が代表して決断をするときなんだろうと思っているんです。じゃ、県民の決断とは何ぞや、私は理解だと思っています。

今、フル規格に対して賛否があります。――賛否ではないですね。要はフル規格を強く推している人、そして、強く反対している人を私はあまり知りません。どちらかというと納得できない人、私も含めてですね。

今の対面乗りかえ方式を、私は放置していいとは思えない。しかし、佐賀県が言う一千四百億円もの負担をして、フル規格を整備することを、今決めていいかというと、私は納得していません。私の周りの皆さんも納得していません。それは財源の問題しかり。そして、私たちは、並行在来線に位置づけされて、経営分離ではなくて、今は上下分離方式ですけれども、大変苦しい思いをしました。これから、鳥栖から武雄の皆さんたちがその思いをするのかもしれない。しかし、よくは分からないんですね。並行在来線がどの区間に当たるのか、ＪＲはどの区間を経営分離するのか、経営分離したら特急は、普通列車はどうなるのかよく分からない。しかし、皆さんが想像しなければならないし、議論をしなければならないんですね。そういう状況の中で県民の理解です。

私の周りの皆さんでいう県民の理解、当然、佐賀県の大きな財政負担もあります。これは多くの県民の皆さんたちが多分背負っているんだろうと思うんです。そして、並行在来線、私たちのこの長崎本線においては一定区切りがついたのかもしれません。上下分離方式、新たに生まれる経営分離区間の皆さんについてはこれから考えなければならない。

私の地元でいう理解とは、それは振興策です。振興策なるものは、新幹線で不利益を受けた地域に対してきちっと手当てをする、このことが振興策というふうに私は理解をしています。この振興策が終わっていない。だから、なかなか新幹線に納得、理解を示すことができないんであろうと。私はそういう地域の代弁者ですから、そういう皆さんの思いや声を聞きながら、こうやって議論をさせていただいています。

県民の理解、具体的には分かりませんけれども、何となくですけれども、じゃ、どれぐらいの人が、全ての皆さんたちが賛成が反対に、反対が賛成に、そんな流れはなかなか起きにくい。しかし、多くの皆さんが、納得していない、理解をしていない人たちが理解を示すときが来るのかもしれない。それは大体どれぐらいなのか。私の感覚で言うと三分の二です。約七割の皆さんたちが理解を示したときに、山口知事は大きな決断をしていいのではないかというふうに私自身は感じています。

この県民理解の必要性について、県民の理解と知事の判断、このことについて知事の見解をお伺いいたします。

次に二項目め、長崎本線上下分離区間の利便性確保についてであります。

全部で二点、まず一点目、来春のダイヤ改正についてですが、上下分離区間の上の部分ですね。

私は今日、肥前鹿島駅から特急「かささぎ」に乗ってはきませんでした。なぜかというと、なかなか利用しづらいからです。私は、三年前までは結構利用していたんですね。利用したいときに利用できる環境があった。一時間に一本あるんですもの。上りも下りも乗って帰ってくることができた。時間帯を見て、たまたま乗りたい時間に電車があったときに初めて乗れるんです。そして、今回通勤をしようと思って、「かささぎ」に乗ってみようかなと思いました。しかし、早過ぎて遅過ぎる、ちょうどいい時間帯がない。普通列車で来ようとも思っていましたけれども、なかなか乗り換えに慣れていませんから、浜駅だ、江北駅だと乗り換えをしようとすると、もし間違えて変なほうに行ったら、遅刻したら大変なことになりますので、安全な策として車で来ました。

来春のダイヤ改正、今クローズアップされているのは「かささぎ」の減便です。三年前まで、私が初当選をさせていただいたときは多分、五

十三本あったんですね、鹿島上下。それが五十本ぐらいになって、三年前は四十五本から十五本、要は徐々に減らされていったんですね。今、十四本を来春十本に減らす、マイナス四というお話なんですね。

今日は乗ることができませんでしたけど、ＪＲ九州が佐賀県に対してこの申し入れをしました。マイナス四、上下二本ずつ。

肥前鹿島駅から通勤者の方が約百五十人いらっしゃいます。六時台、七時台の電車、大体肥前鹿島駅から上りが七本ですから、朝三本、日中二本、そして、夕方二本なんですね。その帰りは当然通勤者ですから、朝一本、日中二本、そして、夕方三本で帰ってこられる。朝と夕は一定のお客さんがいらっしゃいます。しかし、日中は、本数がないわけですから、なかなか乗りにくい環境がある。

私も確認をしなきゃならないという思いで、この間、江北から鹿島間を先週乗ってきました。四つの列車に乗りました。まずは江北から鹿島に向かう列車は「ふたつ星」です。たまたま予約が取れました。にぎわっていました。これは観光列車、大成功ですね。江北駅、そして、肥前浜駅ではおもてなし、皆さん方が旗を振って、そして地元の名産を振る舞う、そして乗客の半分は日本人、半分は外国人、すごく幸せそうな空間でした。空いている席はほぼありませんでした。すばらしい取組だなと思いました。

そして、二本目は鹿島から江北、これは減便対象の特急「かささぎ」でした。一両目から六両目まで歩いたら、計十八名の方が乗車をされていました。

そして、三本目、江北から鹿島、これは減便されない「かささぎ」でした。二十一名の方が乗車。

そして四本目、鹿島から江北は普通列車に乗ってみました。これも二十名前後でした。悩ましいなと思いました。

今回、佐賀県は、減便に対して、ＪＲ九州に対して反発の姿勢を示していただきました。それは鹿島市や太良町の皆さんの声を聞いた上で反発をしていただいた。約束が違う、あの減便はフリーゲージが前提だったはずですよ。そもそもＪＲ九州がフリーゲージを望まない、この発言をもって国交省がフリーゲージを断念した経緯がある。そんな中で、フリーゲージが白紙になった。その原因をつくったＪＲ九州が佐賀県に相談をしたかどうか分かりませんけど、減便を打ち出した、地元の皆さんの理解なくして。当然の反応だと思ったし、地元の一人としてありがたいとも思った。

それに対して、私はテレビのニュースで見たときに、ＪＲ九州の社長さんがそのことに対して何となく反発されたような映像が映されていました。私たちは、そもそもその約束がなければ、十四本を守っていませんよみたいな発言をされたんですね。少し悔しい思いをしましたけれども、一理あるのかもしれないとも思った。どちらも間違いではないのかもしれない、そういう約束なんでしょう。

そして、私は、鹿島から江北、朝夕を除けば二十人前後の方が乗車していることを受け止めて、すごく難しいですね。残してもらわなきゃ困りますよと堂々と言える数か。これが二人ならば、何とか代替の交通手段を提供してという話になるのかもしれない。二百人だったら、ＪＲ九州は減便と言わないのかもしれない。しかし、二十人です。私たちはこれを受け入れるべきなんでしょうか。しかし、多分、強制的に受け入れなければならないんだろうなと思います。幾ら公共交通機関、幾ら国鉄

の後を背負うＪＲ九州といえども今は株式を上場した民間会社です。最後は、佐賀県、そして鹿島や太良の皆さんたちの意思を無視してまではないけど、聞き入れることなく、多分提案された減便を実行されるんであろうなというふうに思います。

私が思うのは、信頼関係の構築ができていなかったことについての寂しさなんですね。太良町や鹿島市、市町がＪＲ九州と信頼関係を構築するのは簡単ではないと思っています。仕組みとして、市町は地域住民の皆さんの声を聞いて佐賀県に届ける、佐賀県がＪＲ九州にその声をまとめて届ける。それを定期的に意見交換、往復の作業をしているはずなんですね。しかし、今回の報道を見ていると、信頼関係は構築されていないということなんだろうと思わざるを得ない。このことが将来に対して不安を残すということです。今回の減便は三年後の減便につながるんではなかろうか、下手すれば一年後の減便に、私たちは毎年毎年、ダイヤ改正でびくびくしなければならないんですかというお話です。ですから、信頼関係を構築していく必要があるんだろうと思います。

このダイヤ改正について、今後どのように対応していくのかお伺いします。

二点目、鉄道施設の維持管理についてですが、主に除草の話です。上下分離の下の話です。

これもおととい、道路の維持管理についての除草の話が議論されていました。私の地元でもしょっちゅう同じ要望を受けます。年に一回じゃ足らんと。最近の草の生え方は昔と違うよという話なんですね。夏一回では足らんと。梅雨明けに、そして夏前に、夏の終わりに、要望を私たちもいただきます。しかし、かなえることがなかなかできない状況が続いているんです。

建設会社に委託、地域に委託、そして私が今回提案するのは鉄路です。鉄路は年に一回も残念ながらなされていません。建設会社に委託もされていません。そして地域にもそうです。すると、雑草の中に木が生えます。その木が二、三年もすると、大木までいかないけれども、個人ではなかなか除去できない木に育って、そして数十年もすると大木になります。大木になった木が私たちの地元にあるということです。

ＪＲの敷地は、安全管理の上で、人々が簡単に入ることがなかなかできない。草の生えとるけん、ちょっと除草をしてあげようなんてことはできない状況の中で、木が生い茂っている状況を私たちはこれまで放置した。私も三年前から要望を比較的多く受けるようになってきましたけれども、なかなか具体的に除去できない時期がずっと続いた。しかし、もう限界ですよというお話。

景観のみならず、地域住民の皆さんの生活にも影響を与えている状況がかいま見えましたんで、もう何とかしなければならないというふうに思います。今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

三項目め、国道四百九十八号の鹿島―武雄間の整備についてであります。

新幹線着工から約十八年、新幹線開業から約三年、鹿島と太良の皆さんの多くの望みがこの四百九十八号、具体的な振興策がこの四百九十八号だったんですね。

佐賀県は十八年前に青写真まで示したんですよ。佐賀県もそのことを認識していたんですよ。特急が減る、鹿島、太良の皆さんたちは武雄に行く機会が圧倒的に増える。だから、四百九十八号、武雄から伊万里も

大事だろうけれども、この区間はより大事だ、佐賀県が理解したからこそ、青写真まで示して提案をしたんですよ。しかし、残念ながら実行に移されませんでした。新幹線に鹿島が同意をしなかったからです。同意をしなくても、三者合意、ＪＲ九州が新幹線開業後二十年間、上下分離方式で上物を運行するというウルトラＣをもって、地元の同意は必要ないと、着工五条件の大事なこの一つを無視してもいいということになったんですね。

そういう状況下で、鹿島への振興策、そしてその一番大切な四百九十八号が放置された。そして、知事が代わって、認識を改めていただきました。結果的に不利益を受けた。だから、四百九十八号、もともとは今の現道拡幅という話でした。しかし、それではなかなか納得しづらいというお話の中で、現道拡幅も大事だけれども、走行性の高い道路を整備するという方針を示された。すばらしい転換をしていただいたと思った。

そして、昨年の六月、一キロ帯で計画が示されました。鹿島から武雄北方インターまで、大体一キロ帯でこの辺を走ります、ありがたい。佐賀県庁の関係する皆さんたちが努力をしていただく、そして鹿島や太良の皆さんたちの意見を聞きながら、これからの佐賀県、そして沿線のまちづくりに対してどの路線が、どのルートが有効かというお話の中で議論が進んでいると思いきや、なかなかその姿が見えないということで、今回は、今どういう現状、どういう議論の状況にあるかということを確認させていただきます。いつかできるんではなくて、今すぐ着工しなければならない、そんな事業だと思っています。

四項目め、有明海沿岸道路の延伸についてであります。

鹿島―諫早間のルートになります。今現在、構想路線に指定されています。構想路線は、昔の候補路線とは違います。実行するためのピラミッドがあるとするならば、私はまだその外にあるんだろうと思います。きちっと実行に移すための明確な位置づけに上げてほしいと思っているんですね。毎年毎年、訴えていますけども、なかなか実現しない。

平成十八年ですから、今から十九年前、佐賀県は太良町に対して新幹線同意を求めるときに文書を提出されました。在来線の経営分離について、そして様々書かれています。当時、肥前山口駅から諫早駅間、鉄路はちゃんと維持しますよ、太良町には負担を求めませんよ等々書かれています。一番最後に、「有明海沿岸道路の延伸（鹿島～諫早間）については、その実現に向けて努力します。」と書かれています。十九年前の約束。そして、その後、私はここに送り出された。そして、何回も訴えた。国交省にも行く。しかし、なかなか前進しない。それだけ費用がかかるんだろうと思います。それだけ工法的にも難しいんだろうと思う。

熊本市から島原まで、島原は有明海沿岸道路という名称ではなくて島原道路。その中で唯一ミッシングリンク、それが鹿島―諫早間です。なかなか具体的な議論にならないんですね。私たちは毎年毎年、のれんに腕押しというか、要望している。この区間に住んでいる佐賀の県議会に所属するのは私だけなんですね。ですから、国交省に対しても、九州整備局に対しても、要望に行くときには、私は優先して出席をしていました。なぜか、鹿島―諫早間を代弁できるのは僕しかいないと思っていたからです。しかし、私の力不足もあるのかもしれない。実現しない、前に進まない。

そして、新幹線の議論があるたびに私は強く思うんですね。十九年前

にしたあの約束はまだ一歩も動いていない。そういう状況の中で残りの半分に対して同意をしてくれ、できるはずがない。あとの半分を整備しようとする前に、きちっとこの約束を果たしてもらいたい。私が生きている間に完成してほしいと言っているわけではないんですね。後世の皆さんのために約束をしてほしいという話なんですね、整備を約束する。それは新幹線の次のステップに行くときの、私は大前提だと思っています。それが地域の皆さんの理解につながるということなんだろうと思います。このことについての見解をお伺いいたします。

次に項目五、肥前鹿島駅周辺整備についてであります。

時に新幹線は光と影ということで例えられます。じゃ、影を線で示すとすればどこかというと、江北駅から諫早駅です。諫早市の小長井から諫早は長崎県議会にお任せをするとして、私たちの議論の対象は江北から太良町の肥前大浦なんですね。線でいうと、そこ。じゃ、点でいうと、光と影の象徴であるその点はどこか、その地はどこかというと、私は肥前鹿島駅だと思っています。特急減便によって、なかなか厳しい状況にある。私たちも頻繁に乗っていたあの特急、東京便ではなくて、ほかの目的地に行くために福岡空港に行くときに、私はほとんど当時でいう「かもめ」に乗って博多駅まで行って福岡空港まで行っていた。しかし、それがもうできないんですね。多くの産業界の皆さんたちがそのことを憂いているというか、どうにかしてほしい。日常的に使う通勤者の皆さんたちの足を最低限確保されている。しかし、非日常または観光に使われる皆さんたちが使いにくい状況にある中で、肥前鹿島駅に行く頻度が落ちたんですね。

そういう状況の中で、鹿島市は肥前鹿島駅の周辺を整備しようとした。そして、佐賀県は鹿島市に代わって佐賀県が整備をするという英断を下してくれた。規模を大きく、そしてより早く、そして、鹿島市民だけではなくて、太良町民も含めて広く佐賀県民が集える場所にしたい、広域的な目線で整備をしてもらえるんだろうと思った。

そして、ここ数カ月議論を聞いてみると、乗客は何人増えるんですか、費用対効果は、等々の議論がなされていました。一理あるのかもしれませんけども、私は寂しい思いが、しかし、そんな話ではないとも思った。

政治の責任なんですね。十八年間放置した鹿島市に対して佐賀県が手当てをする、当たり前の話だと私は思う。今まで十数年できなかったんですよ、佐賀県と鹿島市との関係の中で、なかなか具体的な投資ができなかった、手当てをすることができなかった。

しかし、やっとここ数年、その痛みを理解していただいて、寄り添っていただいて、具体的に投資を、具体的に鹿島市民の皆さんのために、そのエリアの皆さんのために、事業を佐賀県が起こそうとしている。私はそれは当たり前の権利だと思う。

しかし、そうではないという人も一部いらっしゃるんですね。私は、この小さな影、例えば、肥前大浦も、多良も、肥前飯田も、肥前七浦も、トイレを造ってもらったり、小さな光を当てていただいた。そして、ちょっと大きな光が肥前浜。そして、より大きな光になるであろう肥前鹿島駅への投資は、私はこれは必然なことなんだろうと思う。そして、このことを有益にしなければならない。単なる投資ではなくて、人が集う希望の地にしなきゃならないんです。そんな事業だと私は思う、そんな事業にしていかなければならないと思う。このことについての担当部長の見解を求めます。

六項目め、有明海の再生についてであります。

厳しい状況の中で、なお厳しい状況がここ二、三年です。十九年連続日本一であったノリでさえも、ここ三年、なかなか思うように水揚げできない。西南部地区の皆さんたちが苦しんでいた。しかし、今は東部の皆さんに話を聞いても、最近はうちんにきも厳しかばいという話なんですね。漁船漁業、港に行くと、多くの漁業者の皆さんたちが何もとれんばいという話なんですね。私はなかなか返答に困る。何とか踏ん張ってくださいとしか言えない、結果を出すことができないからです。

そういう状況下において、国は一定の手当てをしようとしています。四つのお金の動きがあります。

これまでは有明海特措法を根拠にした約十八億円が四県で使われていました、佐賀、長崎、福岡、熊本。有明海特措法、有明海と八代海を何とか再生させなければならないというこの法律を基に事業が展開された。しかし、なかなか厳しい状況が続く中で四十五人の漁業者が裁判を起こした。勝った。しかし、実現できなかった状況下で、国が漁協に対して開門調査に代わる話し合いでの解決を模索させてください、そのために予算を投じます。四県に対して一年間に十億円、これを十年間。有明海特措法の有明海対策事業、これに加速化という名前がつきます。有明海再生加速化対策交付金事業、十八億円で足らないんであるならば、百億円投じますという話ですね。それが今年度から具体的に四県に十億円配分されるということになりました。多分四県で割るというお話になっているそうです。佐賀県は二・五億円、これがどう生かされようとしていくのか。

一つ目が特措法を原資にした十八億円、二つ目がそれを加速化するため、開門調査に代わるための事業として一年間に十億円。

三つ目が着陸料です。オスプレイ十七機、そして、三田川のヘリ部隊五十機、約六十七機が佐賀空港を利用する。県営空港ですから、着陸する機体の重さによって防衛省が着陸料を支払わなければなりません。幾らですか。概算でいうと、私の記憶が正しいかどうか分かりませんけど、二千万円から三千万円ぐらいでした。しかし、それじゃなかなか物足らないよねという空気感がある中で、山口知事が防衛省と話をして、一年間に五億円の着陸料を勝ち取ってこられたという表現がいいのか、佐賀県にとってはすごくいい話。そして、それを不安を持つ多くの漁業者のために使いたい、全額という話をされたんですね。それを基金に積むというお話。これが三つ目のお金。一年間に五億円、それを二十年間、計百億円。

そして、四つ目のお金が間接強制金なるものを原資にした基金です。これもすごく分かりづらいんですけれども、四十五人の方が原告となって裁判を起こされて、二〇一〇年に開門調査の権利を勝ち取りました。内容は三年以内に五年間の開門調査を実施せよ。三年が経過しました。長崎県の関係者の反対によって開門が実現しなかった。さらなる裁判によって間接強制金、開門することを間接的に強制するがために一日四十五万円払いなさい。そのうちに、それを倍額、一日九十万円、原告団に払いなさい。農水省は払い続けました。そのお金が約十二億円あります。

しかし、これはあくまでも原告団の権利なんですね。四十五名の皆さんたちが使い道を決めることができる。そして、その四十五名の漁業者の皆さんたちは、有明海の再生に資する使い方をしたいと常々おっ

しゃっていました。そして、それを具体的に実行に移すために基金として、ＮＰＯを立ち上げて活用したいと。基金に積み上げてから有明海の再生につながるような事業を展開したい。具体的にはこれからなんでしょう。要は、十八億円、これまで継続していただいた。そして、プラス百億円、百億円、十二億円が今年度から活用されようとしている。

そういう状況の中で、この厳しい環境異変を解明するために、漁業振興につながるために、漁業者の皆さんの生活の安定のために使ってほしいし、実現につなげることができればどれだけすばらしいかということを想像するんですね。

ですから、私もこれからの話ですからよく分からないところがありますので、これを管理というか、有明海の再生という目的は同じだけれども、要は入り道が違いますので、事業展開が違うのかもしれない、ダブるのかもしれない、規模が違う、いろいろあるんだろうと思います。そういう状況の中で、私は佐賀県は一定の役割を果たす必要があるんではなかろうかというふうに感じているから問うんです。

この四つの財源について、最後のＮＰＯについてはなかなか言及しにくいところもあるんでしょう。しかし、大枠としてどのような使い方をしていこうとするのか。そして、佐賀県はこのことに対してどう関与していくのかお伺いをして、私の質問を終わります。（拍手）

◉山口知事　登壇＝坂口祐樹議員の御質問にお答えします。

まず、坂口議員の病状につきましては、私も、執行部のみんなも大変心配をしておりました。寛解の報告をいただきました、本当にうれしく思っています。これで私と同じがんサバイバーになられたわけです。議員にも直接お伝えしましたけれども、生かされた運命があるんだろうと思います。坂口議員の前途を祝福したいと思います。

それでは、九州新幹線西九州ルートにつきまして、まず現在の状況について、改めて答弁申し上げます。

西九州ルート新鳥栖―武雄温泉間は在来線の合意しかありません。フル規格につきましては、整備についても、ルートも決まっておりません。この間、様々な意見交換をしておりますけれども、現時点で具体的に何かが大きく進んでいる状況ではありません。

今年八月にＪＲ九州の古宮社長、長崎県の大石知事との間で地元三者の意見交換を行いました。三者の間で、フリーゲージトレインを断念した国の責任という意味では確認をさせていただきました。そして、十月、十一月には国土交通省の水嶋次官との間で意見交換を行いました。水嶋次官とは、整備新幹線の財源スキームには課題があることを共有しました。

水嶋次官は法令改正に言及しておりますけれども、議員も御指摘のとおり、財源スキームという一面ではなく、ルート、在来線など様々な課題を多面的に考えなければいけません。財源スキームといっても、法令改正に言及されたということでありますけれども、そして、貸付料の話もありましたけれども、それで解決の道筋を提示されたとはまだ思っておりません。

引き続き、地元三者トップ意見交換ですとか、次官との意見交換など議論をしていきたいと考えています。

続きまして、県民理解の必要性などについて御指摘をいただきました。この課題は、様々多面的な課題があるということであります。これは議員とも共有できているんだろうと思います。

この県民の理解という言葉についてなんですが、この件については、私は今議会でも何度も説明させていただいておりますけれども、何の前提も置かずに県民に、新幹線はマルかバツかとか、つなぐかつながないかと言ったら、マルと答える方が多いんだろうというふうに私は認識しています。

私がこれまでいろんな声を聞いた中で印象的なものを改めて申し上げると、例えば、西九州新幹線の武雄温泉―長崎間が開通した際に、初めて鹿島、太良を通る特急が激減されるんだと声を上げている県民の声がありました。例えば、長崎のほうからも私は聞いております。えっ、新幹線が通って特急がなくなるの。えっ、浦上駅は停車しなくなるの。長崎駅に電化の在来線はなくなるんかい、全く知らんやった。県民の思いというのは濃淡があるんじゃないでしょうか。私も日夜勉強しておりますし、やっぱりこの問題をよく分かっているのは県議会の皆さんだと、私もそこは思うわけであります。

例えば、北陸新幹線についても考えてみたいと思います。様々な議論を経たんだと思います。フル規格でやろうということも決まっていた。整備内容も地元で合意していた。与党プロジェクトチームも決定していた。にもかかわらず、現在、財政負担、ルート、様々な問題について、本当にそれでいいのか、沿線自治体や議会、住民から様々な声が上がって、ルートは再検証しているんでしょうか、八個もルートが出てきてないてことになっているわけです。

西九州ルート、新鳥栖―武雄温泉間についてフル規格整備と一口に言っても、財源、ルート、在来線の残し方など複雑な決めるべきことがあります。そして、議員も御承知の経緯もあります。これらの様々なことをセットで一つの案をつくっていくことに、この西九州ルートの難しさがあるのです。単純にフル規格についての県民理解というワードだけで議論すべきとは私は思っておりません。

◉前田政策部長　登壇＝私からは、大きく二項目お答えします。

まず、一項目めの肥前鹿島駅周辺整備についてです。

初めに、整備に至りました経緯と目的とするところを説明させていただきますと、鹿島、太良などの長崎本線沿線地域では、西九州ルートの開業によりまして特急本数が大幅に減便されるなど、通勤通学をはじめ、沿線住民の日常生活や事業所の企業活動に大きな影響を与えてございます。

こうした中でも、前を向いて地域を盛り上げようとしておられる鹿島・太良地域の皆さんを、県として全力で応援しなければならないと考えています。肥前鹿島駅周辺整備についても、地域の人たちの思いが詰まった地域づくりを後押しするため、県と地元自治体が一緒になって進めてまいりました。

これは単なる駅の整備ではなく、「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」として自発の地域づくりと一体的に展開し、鹿島・太良地域の「本物」の地域資源をゆっくり、じっくりと味わうスローツーリズムを楽しめるエリアをつくっていくことを目指しています。そして、今回整備する肥前鹿島駅エリアは、このスローツーリズムのフロントにしていきたいと考えています。

それぞれの施設の主な機能としましては、まず新駅舎では、肥前鹿島駅をフロントに、鹿島・太良全体で「沿線えきやど」という仕掛けづくりにチャレンジします。

この「沿線えきやど」とは、鹿島・太良全体を宿に見立てまして、旅行者の方が肥前鹿島駅にチェックインし、鉄道を使って沿線各地の様々な宿に宿泊され、ゆっくりと鹿島、太良を楽しむような新しい形の旅を提案していくものとなります。そして、新駅舎には地域の案内役を務めるコンシェルジュを配置しまして、この駅舎の中にも宿泊室を七部屋設けることとしております。また、新駅舎には地元食材を使った飲食スペースや地場産品を扱うショップなどを設ける予定です。

宿泊客や立ち寄られる方にこの地域ならではの文化や体験を発信しまして、鹿島、太良のすばらしい地域資源を知っていただくきっかけとなる場を目指しております。

さらに、新駅舎は、旅行者にとっても、地域の方にとっても、自然と集いたくなる場所にしたいと考えています。旅行者がゆっくりと旅の計画を練ったり、学生が友達と学習をしたり、あるいは地域団体がイベントをしたりといった多様な使い方ができるように、駅舎全体がホテルのラウンジのような心地よく、大人から子供まで、思い思いに過ごせる場所となるような空間づくりを進めていきたいと考えています。

次に、復原駅舎です。

現在の駅舎は、昭和五年の肥前鹿島駅舎開業時から地域の象徴として愛されています。この駅舎を大事にしたいという地域の思いをつなぎ、開業当初の駅舎の形に復原します。新しい広域観光案内の拠点になるとともに、またバス、タクシー、レンタサイクルなどの公共交通の案内機能、待合室の機能を設けることとしております。

また、鹿島市が整備を行う駅前広場は、町なかとの結節点であり、マルシェやイベントができる広場や、思い思いの過ごし方ができる空間を設けることで、町なかを歩いて楽しみたくなる町なか周遊の拠点を目指しています。

それから、ソフト面の取組ということで申し上げますと、今回のプロジェクトを契機に、各地域で自発的な地域づくりの動きが芽生えておりまして、広がり始めております。令和五年十一月に鹿島市内に開設したＫＡＴＡラボでは、県、鹿島市、太良町の職員が地域の皆さんと膝を突き合わせて、日常の暮らしの中にある潜在価値を磨き上げながら地域の取組を丁寧にサポートしております。

具体的な地域の動きを幾つか御紹介させていただきますと、太良町では地元の漁師の方、それから旅館や飲食店の経営者らのグループによりまして、地元竹崎島を盛り上げようと、島の星空を生かした「竹崎スターナイト」が先月開催されました。星空観測や地元アーティストによるステージイベント、それからマルシェが企画されまして、約七百名が来場されたと聞いております。

また、「たらふくマルシェ」が令和五年度から開催されています。県外から移住された方が中心となって、多良岳や有明海のロケーションのよさ、それから食の豊かさを知ってもらいたいという思いで開催されておりまして、今年は千四百名が来場し、地域で活躍するアーティストによる音楽ライブなども行われまして、若い世代を中心に交流とつながりが生まれていると聞いております。

このほかにも、鹿島市の中心市街地ではイルミネーションイベントが、それから地域住民の方が旅行者の案内人となって鹿島、太良を町歩きで楽しむイベントなども始まっております。

さらに、こうした地域づくりの機運を一層高めながら地域一体となっ

て地域の未来を考えていくため、今年七月、鹿島市で「むしろこれから鹿島・太良フォーラム」を開催しました。新駅舎の運営事業者や地域づくりの担い手、鹿島、太良の住民など約二百人が参加し、地域の未来を変えていこうという熱気に包まれたフォーラムとなりました。

冒頭で申し上げましたが、今回のプロジェクトは単なる駅の整備ではございません。単に駅を造るといった固定観念の延長線上では新しい価値は生まれないと考えております。プロジェクトを通じて地域の人々の意識が変わってきていると感じていますし、この流れをさらに加速させ、点ではなく、鹿島・太良地域全体の面の取組となるよう、さらに自発の地域づくりを強力に後押ししてまいります。

地域の本物の価値を継承しながら、これまで培ってきた人と人のつながりをベースに、新たな人の交流が掛け合わされ、様々な視点で具現化やデザイン化を図ることによりまして、世界に向けて新しい価値を生み出せる地域として光っていくものと考えています。

引き続き、地域の皆さんや地元自治体と力を合わせて、何度でも訪れたくなる、いとおしくなる鹿島、太良をつくっていきたいと思います。

次に二項目め、有明海再生についての御質問のうち、有明海漁業振興・補償基金についてお答えします。

この基金の対象事業としては大きく二つございます。一つが有明海の漁業振興事業、もう一つが佐賀駐屯地の運用に伴い生じた漁業被害に関し、国による補償等が行われるまでの間の費用の一時立て替えとしての有明海漁協を対象とした無利子貸し付けです。

このうち、有明海の漁業振興事業につきましては、漁場や漁港の環境整備、それから漁業施設・設備の整備といったハード事業のほか、水産動植物の増殖、それから調査研究、新技術導入といったソフト事業など、幅広い事業を対象としております。そして、どういった事業に充てるのかということにつきましては、有明海漁協の主体性を尊重することとしております。

具体的な使途につきましては、国や自治体の補助事業の漁協負担分への充当だけではなく、補助事業に乗らない漁協単独事業への活用も可能です。また、基金という特徴を生かしまして、一定期間積み立てを行い、後年度に大規模な事業にまとめて活用することも可能となっております。

有明海漁業の長期的かつ安定的な振興に向けまして、漁協が考えられる事業の内容を十分に確認するとともに、より効果的な事業となるよう、有明海再生や水産振興の所管部局とも連携しながら対応してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉寺田地域交流部長　**登壇**＝私からは、長崎本線上下分離区間の利便性確保について二点お答えいたします。

まず一点目、来春のダイヤ改正等についてでございます。

特急「かささぎ」につきましては、西九州地域を支える鉄道ネットワークでございます。通勤通学だけではなく、観光やビジネスなどでも利用され、沿線住民の生活はもちろん、地域経済にも重要な役割を果たしているというふうに考えております。

そもそも特急「かささぎ」の運行本数でございますが、平成二十八年の六者合意において、当時、フリーゲージトレインの導入が予定より三年間は遅れるとの状況を踏まえまして、開業時点から三年間は十四本と

合意したものでございます。合意後に国がフリーゲージトレインの開発を断念したことによりまして、その前提が失われています。開業から三年がたったので減便するというのは、約束が違い、受け入れられないと考えております。そして、ＪＲ九州は利用状況も減便の理由としております。

そもそも西九州新幹線の開業によって、特急の減便などで上下分離区間の利便性は著しく低下しています。その上、今回ダイヤ改正で特急のさらなる減便の方針を示している状況にあります。

ダイヤを最終的に決定するのはＪＲ九州であります。新幹線ができれば、在来線の特急本数は利用状況に応じて減らされるということの証左であります。私たちはそのことをしっかりと肝に銘じて、教訓として取り組んでいかなければならないと考えております。

また、この上下分離区間の利便性を確保していくことは重要だと考えております。多くの高校生が利用しておりますので、生徒へのアンケートですとか学校へのヒアリングなどを行っています。そして、その内容、把握した課題につきましては、ＪＲ九州とも共有しまして、一緒になって、その改善に取り組んでいるところでございます。

その結果、例えば、肥前鹿島駅や江北駅では、定期券が購入できる券売機が設置されたりですとか、学校の定期テストの下校時間に合わせて臨時列車を運行したりですとか、それから定員数が多く、バリアフリーも充実したＹＣ１系気動車の導入といったことにつながったものと考えております。こうした取組は、県とＪＲ九州との日頃の関係があって実現したものと考えております。

今回、ＪＲ九州は特急「かささぎ」については減便を検討しておりますが、今後も上下分離区間の利便性が確保されるよう、これまで以上にＪＲ九州には協力してもらいながら、沿線市町と一緒になって着実に取り組んでいきたいと考えております。

また、鉄道管理者である県としましても、これまで多良駅などにＷｉＦｉを設置したりですとか、肥前大浦駅などに多目的水洗トイレを整備したり、それから太良町と一緒になって、多良駅西側の多良岳口の整備などに取り組んでまいりました。

引き続き、地元の意向を取り入れながら、利便性の向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に二点目、鉄道施設の維持管理についてお答えいたします。

上下分離以降、地元からは除草についての要望が多くあることは承知しております。鉄道施設の維持管理に当たっては、鉄道輸送や利用者の安全確保といった観点のみならず、沿線の皆さんの生活に支障が出ないよう適切に除草を行うことは大事なことです。

現在、ＪＲ九州とも連携しまして、計画的に防草シートの施工を進めたりですとか、日常的な鉄道施設の点検などの際に、安全性等の観点から除草が必要と判断した場合には、その都度対応しているところでございます。

さらに、地元から除草の要望があった箇所につきましては、優先順位をつけながら、できるところから対応を行っているところでございます。

私も、今要望があっている現場の状況を確認いたしましたが、雑草、雑木が大きく成長しまして、作物の一部に朝日が遮られるような状況になっていたりですとか、非常に難しいんですけれども、鉄道施設から畑のほうにまたがって雑木などが生えているというふうな状況もございま

した。場所が場所だけに、実際の沿線の除草をどうやっていくのかということは、これから考えていく必要があると考えておりますし、県民生活にとっては非常に身近な重要な課題だと思っているところでございます。

こうした除草に当たっては、何より作業者の安全を第一に考える必要があるかと思います。沿線住民の方々の協力を得ながらなどの方法もあるかもしれませんが、やはり安全ということを考えていかないといけないと考えております。

地元の思いに寄り添いながら、どういった形で対応していくことができるのか、地域の方々と共に検討していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◉諸岡県民環境部長　登壇＝私からは、有明海再生についてのうち、先ほど政策部長から答弁した以外の部分についてお答えをいたします。

有明海特措法に基づく有明海再生対策事業につきましては、県の事業として平成二十一年度から、有明海の主要な二枚貝等の資源回復を目的として、二枚貝の増養殖技術の開発や漁場環境の改善などに取り組んでおります。

具体的には、これまでにタイラギやサルボウ等の稚貝放流や、底質改善のための貝殻散布、近年では気候変動に対応するため、豪雨に強いスミノエガキの増養殖技術の開発などを行っております。

こうしたこれまでの有明海再生事業に加えまして、有明海再生の加速化を図るために、国は今年度から有明海再生加速化対策交付金を創設いたしました。

当該交付金につきましては、国から漁業団体へ直接交付がなされます。漁業団体は、これまでの有明海再生事業における調査や技術開発等の知見を活用し、漁場環境改善や水産資源の確保の加速化、さらに経営改善や新技術導入等の取組を実施するものとなっております。

具体的に今年度は、サルボウやアサリなどの資源回復を加速させるため、海底耕うんや採苗器設置等に取り組まれております。

県としては、この交付金が有明海漁協にとって使い勝手のよいものになるよう国に働きかけを行うとともに、漁協の求める取組が効果的な事業となるよう、技術的な助言を行っているところでございます。

それから、「有明海再生研究・交流基金」、これはＮＰＯ法人の名称でございます。この法人では、有明海の生物多様性と沿岸の地域社会の再生と持続可能な発展に寄与することを目的として、これから活動されるものと認識をしております。

法人として、自らの資金で独自の取組を行われる中、現時点では、県がその事業内容に直接関与する状況にはないと思っておりますけれども、例えば、法人のほうから技術的な助言などを求められれば、その対応は行っていきたいというふうに考えております。

県としては、有明海の再生に向かって前に進んでいくという漁協の皆さんの深い思いを大切に対応していきたいと思います。

宝の海である有明海の再生は、国や県、市町、漁業者など有明海に関わる者、皆で取り組む課題でございます。これからも力を合わせて全力で取り組んでまいります。

◉永松県土整備部長　登壇＝私からは、大きく二項目をお答えいたします。

まず、国道四百九十八号鹿島―武雄間の整備についてです。

国道四百九十八号は、物流や観光交流のほか、通勤通学など日常生活を支える大切な道路と認識しております。

広域幹線道路として整備されることにより、時間短縮効果だけでなく、産業や観光の振興、交通渋滞の緩和、交通事故の減少、災害時の避難や救援物資の輸送に寄与するなど、様々な効果が期待されます。

国道四百九十八号の鹿島―武雄間は、鹿島市、嬉野市、武雄市の沿線三市にまたがっております。この道路をまちづくりや産業、観光の振興などの観点からどのように生かしていくかが重要でございます。それぞれの地域の実情や課題があることから、県も沿線三市と連携して取り組んでまいりました。

令和五年一月に沿線三市の意向の下、国道四百九十八号整備促進期成会から一キロ幅のルート検討範囲が示され、この幅の中での整備検討が県に要望されたところでございます。

令和六年六月には、住民の方へ事業の構想を広く知ってもらうために、県のホームページで一キロ幅のルート帯を公表し、地元から地域の課題や道路計画に当たり、配慮すべき事項などの意見の聞き取りを実施したところでございます。

議員からはなかなかルートの姿が見えてこないとのお話がございました。公表した一キロのルート帯において具体のルートの検討を進めるには、浸水地域内を道路が通ることへの対応、将来の土地利用、経済性、また、これらを踏まえた道路構造など、様々なクリアすべき課題がございます。具体のルートや鹿島―武雄間の延長も長いということもありまして、整備の進め方を決めていくに当たり、沿線三市と課題の共有が必要でございますので、今年九月の勉強会において課題を三市と共有したところでございます。

鹿島―武雄間が整備されますと、物流のみならず、地域の方々に日頃から使っていただく道路となります。やはり地元の意見や考えが重要でございます。地域の実情や今回共有いたしました様々な課題を踏まえて、地元としてどういうルートや構造、整備の進め方などを望むのか、沿線三市でも議論を深めてもらいたいと思いますし、県としても意見を交わしてまいります。

続きまして二点目、有明海沿岸道路の延伸についてでございます。

鹿島、太良は、自然や食、歴史や伝統にあふれる地域でございます。県としても、豊かな地域資源と本物の価値をゆっくりと楽しむスローツーリズムの推進や、肥前鹿島駅周辺のまちづくりを後押しするなど、鹿島、太良がこれから世界に向け輝く唯一無二の地域となるように、地域の方々と共に地域資源の磨き上げを進めているところでございます。

また、有明海沿岸は大きな経済圏となり得る地域です。その中心に位置しますのが九州佐賀国際空港であり、経済圏をつなぐ役割が有明海沿岸道路でございます。有明海沿岸道路の延伸は、人や物の相互交流を促進し、地域のさらなる活力を生み出すものと考えております。

有明海沿岸地域では、佐賀、福岡、長崎、熊本四県の観光協会による環有明海観光連合が設立されております。令和五年には有明海沿岸道路や九州佐賀国際空港などの交通ネットワークを活用し、観光客誘致や広域連携を進める方針を確認した鹿島宣言が採択されております。

また、鹿島、太良を含みます県内の有明海沿岸の観光協会、商工団体、道の駅、旅館組合など民間十八団体により「ありあけ海道盛り上げ隊」

が設立されました。「ありあけ海道」が日本風景街道に登録されたことを契機とし、今年八月には「ありあけ海道盛り上げ隊」の活動キックオフイベントが鹿島市で開催されております。この中で有明海沿岸道路の整備が早く進むよう活動するなどとした盛り上げ宣言が行われたところでございます。

このように、有明海沿岸での地域振興や観光振興への地元の思いや、有明海沿岸道路の延伸への期待がますます高まっていると感じております。

有明海沿岸道路の整備中の区間でございますけれども、先月十一月二十五日に（仮称）佐賀ジャンクション「ジャンクションT」の着工イベントを地元の小学生や「ありあけ海道盛り上げ隊」と一緒に開催いたしました。いよいよジャンクションの工事が本格化してまいります。

福富鹿島道路では、これまで調査設計を進めてきた鹿島側において、今年八月に地元へ具体のルートをお示しし、現在、用地測量を進めており、今年度用地買収に着手します。

有明海沿岸道路の鹿島、太良への延伸に対する地域の方々の熱い思いも私もこれまで触れてきたところでございます。新たな道路計画を進めていくためには、調査段階、事業化段階へとステップを踏んでいく必要がございまして一定の時間を要するものと考えております。現在、構想路線であります有明海沿岸道路の鹿島―諫早間については、次のステップとなる高規格道路への位置づけがなされるよう、引き続き地元期成会などと連携して取り組んでまいります。

有明海沿岸地域が結ばれていき、鹿島・太良地域のポテンシャルが生かされるよう、まずは整備中区間をしっかりと進めまして一日も早い効果発現に努めてまいります。

私からは以上でございます。

◉**弘川貴紀君**（拍手）**登壇**＝お疲れさまです。「自民党ネクストさが」、弘川貴紀です。

分かりやすくを最優先に問いを立て、三項目、四点質問させていただきます。

最初は、「司書県さが」についてであります。

図書館は、教育や文化、情報、地域の欠かすことができないインフラであり、その中核を担うのが司書という専門職です。司書の専門性を尊重し、安定的、継続的にその力をいかんなく発揮できる環境を整備することが大切であり、その発揮できる体制づくりが地域の未来の学びや成長につながっていくものと考えます。

よく言われるところの図書館サービスの三要素は、職員、資料、施設であり、比重で比べれば、職員七五％、資料二〇％、施設五％となっており、とりわけ図書館の専門職である司書の役割は極めて大きいものです。例示すれば、レファレンスサービスや魅力的な選書、書架づくり、多彩で新鮮な企画・展示などが挙げられます。

このような中にあって、一カ月ほど前、GM21会合で、令和十一年、二〇二九年に全国図書館大会を佐賀県で開催することが決定したと報告され、そのときに、十回目を迎える「司書のつどい」を同時開催されることを報道で知り、大いに関心を寄せています。

佐賀県は、これまでにもチーム司書ネットワークの推進や児童書全点購入、そして、先日開催された中高生を対象にビブリオバトルを中心とした「本恋フェス」、このほかに読み聞かせノートや読書ノートなどなど、

読書環境の向上に向けてとがった政策を推し進めていることを高く評価しています。

翻って、別の視点で考えてみますと、現状、多くの司書の方々は非正規職員のお立場であり、図書館勤務継続の難しさに直面されており、更新に不安を感じ、モチベーションが続かないといった厳しい現実があります。「司書県さが」という言葉と実態との乖離を強く案じ、気にかけています。

この際、全国図書館大会本県開催を一過性のものとせず、一つの契機として、高齢者や子供たちを含め、いろんな人たちに光が当たるためにも肝腎要の司書に光を当てること、そして、司書の方々が生き生きと晴れ晴れと仕事ができる「司書県さが」を目指してほしいと思います。

そこで、知事が目指す司書を大切にする県とはどのようなものか、そして、全国図書館大会開催に向け、準備と方向性をどのように考えていらっしゃるのか、見解をお尋ねいたします。

二点目は、司書の現状についてであります。

冒頭、多くの司書の方々は非正規と申しましたが、データを示しますと、全国で四分の三の七五％であるという調査結果があります。図書館の仕組みはずっと続いていくはずなのに、職員が続けられないのでは、経験の蓄積ができづらくなります。このように待遇面、処遇面での課題解決は、すぐに解決は難しいとは認識していますが、「司書県さが」を目指す以上、できることから歩みを進めてほしいと強く願っています。

県内の司書の現状と、今後どのように歩みを進めていくのかを県民環境部長にお伺いいたします。

問いの二は、これからの野球界についてであります。

先月十一月十五日、日本の野球界にとって画期的な会議が開催されました。全日本野球サミットと銘打って、今まで一線を画していたプロとアマチュアが合同で一堂に会し、野球界全体の普及振興を目的として、日本野球協議会が主催しました。全国四十七都道府県のそれぞれのカテゴリーに参加要請があって、佐賀県からは中学野球、高校野球、そして、軟式野球代表のお三方が参加したと伺いました。

日本に野球が伝わって百五十年、佐賀で野球がスタートして百三十年、みんながこぞってプレーすることで隆盛を極め、年代別、組織別、ボール別といったそれぞれのカテゴリー別組織が形成され、今に至っています。

スポーツ界が発展するためには各競技団体が一つにまとまることが大切で、サッカーやバスケットはその典型で、仕組みそのものは野球界をあっという間に追い抜き、はるか先を行っており、羨ましい限りです。

このような危機感は国会にも広がっており、おとといの十二月二日、慶應の先輩の青島健太氏と、早稲田の後輩である石井浩郎氏が共同代表を務め、百二十二人で超党派の野球議員連盟を設立されました。岸田元総理大臣が顧問、小泉大臣が幹事長とのことです。

私自身、佐賀県の野球界においても時代の流れもあり、横のつながりが少ないそれぞれのカテゴリーが大同団結する方向に向かうべきときだと思ってはいますが、これについてはそれぞれの団体当事者のお考えもあることですから、直ちにうまくいくものではないとも思っています。

佐賀県に目を転じますと、県が主導し、野球育成・強化プロジェクトとして各団体の垣根を越えた育成強化を推し進めており、他県にない非常によい取組と高く評価しています。よその県の中学の硬式指導者は、

佐賀県はすごい取組をして羨ましい、確実に成果は出るだろうと言っていました。

この取組をきっかけに、二〇二二年、有田工業が選抜出場を果たしました。九州大会を勝ち上がっての出場は実に十五年ぶりでした。二〇二三年の鳥栖工業、記憶に新しい今年は佐賀北が一勝するなど、成果は着実に出ています。

中学軟式野球の選抜チームや、中学硬式のＳＳＰ杯（カップ）と選抜チーム、軟式野球連盟とコラボしての野球フェスタなどなど、県が中心となって、幼児、女子野球、中学軟式、中学硬式、高校野球、軟式野球連盟と協力して様々な行事が行われることによって、佐賀県独自の野球界での横のつながりが形成されていることは大変ありがたく感謝しています。

このことをピラミッドの一段目として、それぞれの組織が自主的に、自発的に垣根を越え、連携して大きなまとまりになることが望ましいと私も考えており、野球を愛する一人として、これからもそれぞれの有識者と意見交換を重ねていきたいと考えます。

そこで、こうした動きは自発的に行うことが大前提ではありますが、知事はスポーツに対する造詣も深く、野球に対しても格別の関心を持たれています。この野球界が大同団結して一つにまとまることについての所感をお伺いいたします。

問いの三つ目です。衛星インターネットサービスの活用です。

いかに衛星インターネットサービスが大切かというのを少し説明させてください。

「令和六年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」という報告書があります。一年前の令和六年十一月に中央防災会議がまとめたその中に、発災当初、通信が途切れている間、通信やデータを送ることが困難で意思の疎通が制約されたが、衛星インターネットの活用により通信環境の改善が図られたとあります。さらに、「実施すべき取組」として衛星通信設備等の導入、活用及び速やかに使用できるよう平時からの訓練等を検討すべきとしています。能登半島地震発災後、通信事業各社が陸路、海路や、ドローンなどの空路を使い、遮断された孤立地帯に声や文字といった悲痛な思いを届ける手段をいち早く回復させるよう懸命に行われた中で、最も貢献したのがスターリンクでした。

スターリンクとは、人工衛星を用いて、地上の通信状況に影響されず、インターネットアクセスが可能となる通信機器で、軽量九・四キログラムであるため、人の力による搬送が可能という大きな長所があり、約七百台のスターリンクが設置され、被災地の通信環境確保に活用されました。

このように、大規模災害や局所的な災害のみならず、平時での活用事例を少し紹介しますと、大規模イベントでは、モバイル回線の混雑緩和や、海上や離島、不感地帯の中山間地域での効果、特筆すべきは海上保安庁が今年三月から大型巡視船にスターリンクを搭載し、高速通信利用を始めたことなどがあります。

本県では、いち早く令和六年度にスターリンク二台を購入し、災害対応時の備えや平時での日常使いにも活用していると認識しています。

そこで、どのような活用をしたのか。その有用性はどこにあるのかをお尋ねいたします。

さらに、私の提案ですが、スターリンクの有用性を県内市町に広く周知し、県が市町へ貸し出してはどうかとも考えます。見解を総務部長に

お尋ねいたします。

三項目、四点について、県民に届くよう質問とさせていただきます。

（拍手）

◉**山口知事**　登壇＝弘川貴紀議員の御質問にお答えします。

まず、「司書県さが」について私の考え方を申し述べます。

図書館は知の拠点でありまして、子供から大人まで本を通して、様々な可能性や世界を広げられる場所であります。皆さんを、その人に合わせて、その人の新しい場所、知らない空間へと導いてくれるのが司書の皆さんだと思っています。

子供時代の私にとって本は、夢と申しますか、別の世界へいざなう入り口のようなものでございました。今でも強く記憶に残っておりますのは、小学校低学年のときであります。私の通っていた小学校には移動図書館が巡回しておりました。そのとき、司書さんが、これ面白いわよと教えてくれた本が、少年探偵団が活躍する江戸川乱歩の「怪人二十面相」でした、御存じでしょうか。

私は親から図鑑とか伝記ばかりしか与えられていなかったわけなんです。当時、私は線の細い真面目少年でありました。それがこの本を読んだ瞬間に、あれ、何だ、これは面白いなということで、これまでの自分とは全く別の世界にいざなわれ、本への興味がどんどん広がったわけです。

やっぱり読書というのは、それまで家族と学校を中心に過ごしていたような私でも、小さな世界をどんどん大きく広げてくれるものです。わくわくして毎日毎日、楽しい気持ちにさせていただきました。

弘川議員から御紹介いただいた、県の新たな事業、「本恋フェス」というのが先月ありまして、いわゆるビブリオバトル、決勝大会を私も見たんです。簡単に言いますと、それぞれの自分の読んだ本を自慢し合うバトルみたいな感じなんですけれども、私が非常に驚いたのは、中学生、高校生たちが自分の言葉で表現力豊かに読書体験を披露して、自分が体験したような臨場感で聴衆に語りかける姿でありました。恋をしたことがないのに恋愛をしているようにしゃべる姿とか、何かとても生き生きとしていて、本というのはこんなに自分と違う世界であっても、子供の思いを広げてくれるものなんだなと思いましたので、改めてこういったビブリオバトルみたいなものというのを進めていくのは大事だなと思いました。

そして、本と人をつなぐ司書の存在は人生のナビゲーターとも言える存在だと思っています。

佐賀県はこれまで、新刊児童図書の全点購入ですとか、県内四百八十一カ所で「こころざしスポット」というスポットを開設して、大体四、五十冊あります。保育所だったり、病院の待合室だったり、子供の図書コーナーのことです。さらに、県立図書館、そして市町の図書館、大学図書館の相互貸借がとっても盛んな県であります。県民が身近に本に触れる環境づくりに力を入れてまいりました。

こうした取組も、司書たちの活躍に支えられておりますし、そのおかげで、相互貸借による貸出冊数は、この十年間で児童書は約四倍になりました。

こんなに頑張っている司書の皆さんにどうしても光を当てたいという思いから、令和二年度から「司書のつどい」を毎年開催させていただいております。頑張っている司書の表彰をはじめ、司書の皆さんが語り合

い、経験を共有し合い、図書館の垣根を越えた交流などを通してネットワークを築いてもらいたいと思っております。

そして、こうして開きました「司書のつどい」ですが、今年度、六回目を迎えます。十周年目の節目となる令和十一年度に全国図書館大会の佐賀県開催を誘致いたしました。この大会は全国の司書をはじめ、読書活動に携わる団体関係者などが集まるものです。佐賀県開催は何年ぶりか皆さん御存じでしょうか。実に百十四年ぶりでございます。前回は大正四年の開催ということで、よくここまで佐賀県が手を挙げなかったものだと驚きます。

実は、佐賀県にはそれぞれ個性あふれる図書館があるのです。例えば、弘川議員の地元の伊万里市民図書館はすばらしいです。市民活動がとっても盛んでありますし、市民と行政が一緒につくり上げて育んでいる図書館です。本が置いてあるだけでなくて、落ち着くとても心地よい空間で、とても愛される場所でございます。

ほかにも県内には、基山町立図書館というのもすばらしい。個人利用者の貸出冊数、同規模自治体で八年連続全国第一位であります。そのほかにも、武雄市図書館は、民間による斬新な取組で、県内外からも注目を集めておりますし、それぞれ個性ある図書館がたくさんある県であります。

このような中で、この司書について、十月三十日のＧＭ21で取り上げて意見交換をしました。司書について、例えば、鳥栖市長さんからは、司書として長年勤務し経験値が上がることで能力が向上する、長く勤務したいという要望があった、処遇についてどうするのか考えていかなければならない、ごもっともです。

佐賀市長さんからは、市立図書館のリニューアルに合わせて本を好きにさせてくれる図書館、体験にあふれた図書館をテーマにして進めている。ますます司書の役割は大事になると考えているということで、これを題材にしたことで、あまり司書を考えてなかった首長さん方もおられたんですけれども、二十一人で司書を盛り上げようという熱い思いで共有することができました。さらに、図書館大会に向けて盛り上げていこうということになりました。

私は、こうした市町と一緒になりながら、司書をしっかり応援し、ハード、ソフトのネットワークを生かしていくことで、それぞれの図書館を知の拠点、人生のパートナーとして光らせていきたいと思います。

まずは、四年後の全国図書館大会に向けて、今後も市町との意見交換を深めながら、これまで佐賀県が進めてきた佐賀独自の読書環境推進の取組ですとか、司書の活躍を支援する取組を最大限に生かして、全国に向けて発信していきたいと思います。何とか「司書県さが」をつくり上げまして、戦略的、絨毯的に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、野球界についてお尋ねがございました。

プロ、アマチュアが一緒になってサミットをしたというのは、とても画期的なことだということで私も見ておりました。そして、弘川議員の野球に対する熱い思い、情熱に触れて、私も大変胸が熱くなりました。

私なりの野球についての思いを答弁いたしますので、意見がもし違いましたら御指摘いただきたいと思います。

日本における野球の歴史を振り返りますと、戦後復興の中で、国民に将来への希望、新しい時代の到来を感じさせた大きな存在がプロ野球であったと私は認識しています。セ・リーグ、パ・リーグ十二球団が四月

から十月まで百三十試合近くを戦って、それをテレビによる放送などを通じて全国津々浦々でみんなが見て、まれに見るビジネスモデルとなりました。さらに、アマチュア野球においても、高校野球、大学野球、そして社会人の都市対抗野球など、それぞれのカテゴリーもそれぞれで大きな注目を集めてきたと思います。

結果、プロ側が次世代の子供たちを育成するようなシステムをつくらなくても、野球は国民的スポーツに成長したのではないかという面があったのかなというふうに思います。プロ、アマ問わず、野球界の先人がつくってきたこのスポーツスタイル、ビジネスモデルの成功は、今や確固たる伝統ともなっているわけです。

でも、伝統的な成功モデルなものだから、これが逆に、先ほど議員も紹介したように、なかなか野球協会のように一つにまとまるということがなかなか必要とされていなかった面もあるし、起きなかったのかなとも思います。

逆に言うと、サッカーとかバスケットボールは、サッカーの社会人リーグとか、ほとんど観客がいない状況で行われておりましたので、このままではまずいということで、次世代の育成、試合の集客、メディアの露出など、そういう課題を克服するために、一つに逆になりやすい環境があったのかなと私は思っています。ですので、抜本的な改革は進めやすかったのかなと思います。

そして、もちろんどのスポーツも今のままでこれからもやっていけるということではありません。メジャーリーグを見ていても、スタジアムのエンタメ機能を増やしていこうということで様々な改革が行われています。ピッチクロック制とか、考えられないようなやり方もありますし、投球時間の短縮を図って、見る側に立ったルール改正と、なかなか日本からでは思いつかないようなことも進んでおります。ただ、日本においても、マツダスタジアムですとかエスコンフィールドのように楽しんで野球を見ようという改革も進んでいるわけであります。

一方、佐賀県でございますが、御案内のありました野球育成・強化プロジェクト、いわゆる王座奪還プロジェクトを令和二年から展開しています。この問題意識は――実は佐賀県は中学レベルでは日本屈指の強豪県なんです。ところが、ほとんど県外に行ってしまう。タイミングよく県内高校に行くと甲子園で優勝したりすることもありますけれども、ほぼ例年は県外のほうに強豪者が移出するということを私は残念に思っておりました。

今、県内の硬式、軟式、中高の垣根を越え連携して取り組んでおり、うまくいき始めたこともありますけれども、一方で野球界の伝統による垣根が他の競技と比べて高いと感じることもあります。これまでの成功と確固たる伝統を持つ野球というものはなかなかドラスチックに変わりにくいなと、県内でも感じている面もあります。

ただ、弘川議員から、これからは劇的に変わるかもと、周りからも言われているよと御指摘いただいたので、元気が出てまいりました。これをさらに続けていきたいと思いました。

そしてもう一点、こうした中で、昨日、佐賀県から始まった新しい動きを一つ紹介させてください。それはＮＰＢの伝統球団である埼玉西武ライオンズと佐賀県にある独立リーグ、佐賀アジアドリームズの連携協定がこの県庁で昨日締結されたことであります。

この伝統球団と新興チームが、野球が普及していないアジアにおける

野球の振興と発展を目的に連携することなど、従来の価値観では考えられなかったことであります。そして、私が仄聞した話だと、ライオンズはＮＰＢ全ての球団から了解を取り付けたということで、みんな賛成してくれたということなので、ああ、野球界も変わってきたのかなと思わせるような出来事が最近増えているように思います。

こうした両チームの現場から始まった野球界の新しい動きに、スポーツの真の価値を大切にする佐賀県も加わりまして、野球界の挑戦に一翼を担えることがあるのではないかと強く感じました。

私は佐賀は、体育からスポーツに変わった新しい局面を切り開いた町であります。これから野球だけではなく、多くの競技がこれまで以上に楽しく発展していく伸び代があると思っておりますし、その一翼を担いたいと思っております。

「挑戦なくして伝統なし」、長年野球を愛している弘川議員に当事者として一緒に頑張っていただきたいと思います。佐賀県は野球についても佐賀独自の取組、ＳＳＰ構想に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

◉志波総務部長　**登壇**＝私からは、衛星インターネットサービスの活用についてお答えをいたします。

先ほど議員からも御紹介がありましたように、スターリンクですけれども、衛星インターネットサービスの一つでございます。従来のインターネットサービスと同様に、場所を問わず通信ができるものでございます。また、従来型と比べますと、より高速の通信が可能であるということ。また、遅延が少ないですとか、機材の設置が容易である、そういった特徴を持っております。

県ではその機能に着目いたしまして、大規模災害で通信障害が発生した場合ですとか、携帯電話がつながりにくい山間部などにおいて災害が発生した場合を想定いたしまして、災害対応業務を支障なく行うことができるよう、令和六年度に持ち運び型のスターリンク機材を二台導入してございます。

災害関連業務での活用事例を御紹介いたしますと、令和六年十一月に実施いたしました原子力防災訓練で、スターリンクを活用いたしまして、道路啓開訓練の現場と県庁の災害対策本部を結んで現場の状況を共有いたしました。また、鳥インフルエンザの発生を想定いたしまして、実際に電波が届かない農場と現地対策本部との間のメール送受信にスターリンクを試験的に使用しております。こうしたことを通じまして、災害時における実効性、有用性を確認したところでございます。

また、災害への備えに支障のない範囲ではありますけれども、平時でもこれを活用しております。例を幾つか挙げますと、先日開催いたしました「九年庵秋の一般公開」の中で、初めて入場料のキャッシュレス決済を導入いたしました。現地は電波が届きにくい場所でありましたけれども、スターリンクを利用することで決済処理が円滑にできたというふうに聞いております。

また、ドローンを使いまして、森林における植林や間伐などの整備状況を把握する際に、空撮地点の位置情報について、ドローンに搭載されましたＧＰＳに加えて、スターリンクを通じて取得した情報を併用することによって、より誤差が少なくなり、植林や間伐の面積をより正確に測量できたということでも活用をしております。

このほか、実施いたしました各種イベント、行事などで、通信環境の

確保など様々な業務に活用しております。これらで見る限り、その汎用性ですとか通信性能から有用なサービスであるというふうに認識をしているところでございます。

また、市町への周知について御提案がございました。

県内で現在スターリンクを導入している市町はないということでございますから、まずはこうした県の活用事例というのを紹介してまいりたいと思っております。

また、市町のほうから、例えば、防災訓練などでスターリンクを使ってみたいというふうなお話があれば、貸し出しを行いますとともに、使い方をサポートすると。これは市町行政のデジタル化支援の一環として取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上です。

◉諸岡県民環境部長　登壇＝私からは、司書の現状認識と今後の取組についてお答えをいたします。

県内の図書館に勤務されている司書の方の現状は、先ほど少し御紹介いただきましたけれども、その雇用形態や処遇など、県、市町、学校、それぞれに異なっております。

こうした中、これまで県において実施してきました図書館勤務職員に対するアンケートでは、司書資格取得への支援が欲しい、スキルアップや専門的知識など学びの機会が欲しい、司書同士の情報交換や交流の場、相談の場が欲しい、本の効果的な紹介の仕方を学びたい、こういった意見が届いておりまして、司書としてスキルアップしたい、活躍したいという声が大きいと認識しております。

こうした中、県では、知の拠点となる図書館づくりにおいて重要な役割を担う司書が、図書館の垣根を越えてお互いに交流し、学び合う司書のネットワークづくりに取り組んでまいりました。

具体的には、令和七年度で、第六回となる「司書のつどい」の開催を行いました。この「司書のつどい」では、公共図書館、学校図書館、大学図書館などから、例年百名程度の司書の方に御参加いただいております。そのつどいの中では、司書さん同士、本当に楽しそうに語り合っておられます。

それから、県立図書館には、みんなを引っ張っていくリーダー司書が活躍されております。このリーダー司書が、県内の市町立図書館に巡回訪問をしております。巡回訪問では、司書業務に関するアドバイスや相談のほか、情報交換を行うなど顔の見える良好な関係づくりに取り組んでいるところでございます。

また、県主催による司書の研修につきましても、年十六回程度、数多くやっているところでございます。

また、県立図書館の司書の処遇という面では、司書の方の専門的な職務内容を考慮しまして、令和二年度から、その報酬の引き上げも行っているところでございます。

先ほど知事からもお話ありましたけれども、去る十月三十日に開催されたＧＭ21において、市町の首長さんから様々な意見がございましたけれども、司書を応援しよう、活躍してもらいたい、そういう思いは共通していたというふうに思います。

今後とも、各市町と意見交換や協力をしながら、司書が誇りを持って生き生きと活躍する「司書県さが」を目指していきたいと考えております。

全国から司書さんが佐賀に集まる全国図書館大会では、佐賀県の司書さんはすばらしい、佐賀県の司書さんはうらやましいと、そういったことを言ってもらえるように、司書同士のつながりを大切にし、司書のスキルアップを行うなど、できる限りの取組を行い、そして、子供から大人まで、全ての県民が大切な一冊と出会える、そういった県にしていきたいというふうに考えております。

◉副議長（八谷克幸君）　暫時休憩します。

午後三時三十四分　休憩

一番　酒井幸盛
二番　下田寛
三番　石丸太郎
四番　猪村利恵子
五番　桃崎祐介
六番　田中秀和
七番　一ノ瀬裕子
八番　木村雄一
九番　中本正一
一〇番　野田勝人
一一番　青木一功
一二番　古川裕紀
一三番　中村圭一
一四番　冨田幸樹
一五番　古賀和浩
一六番　弘川貴紀
一七番　池田正恭
一八番　江口善紀
一九番　藤崎輝樹
二〇番　西久保弘克
二一番　古賀陽三
二二番　坂口祐樹
二三番　宮原真一
二四番　指山清範
二五番　定松一生
二六番　八谷克幸
二七番　原田寿雄
二八番　武藤明美
二九番　徳光清孝
三〇番　大場芳博
三一番　木原奉文
三二番　留守茂幸
三三番　石井秀夫
三四番　藤木卓一郎
三五番　土井敏行
三六番　石倉秀郷
三七番　岡口重文

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	光武香織
男女参画・こども局長	大草昭雄
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂真昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同　議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉**議長（宮原真一君）**　これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◉**留守茂幸君**（拍手）**登壇**＝今議会一般質問十五人目、まさにしんがりでございまして、機会を与えていただきました自由民主党の留守茂幸でございます。

質問に入る前に、前回いつ登壇したかなと思い起こしておったら、もう三年も昔のことで、実は三年前を思い起こすと安倍晋三元総理が凶弾に撃たれた直後の議会でありまして、そのときも山口知事の所見を伺ったりしたものですけれども、くしくも今、連日、山上被告の公判が行われております。それで、昨日も被害者参加制度を利用して、安倍昭恵夫人が法廷に、山上被告の目の前に座られて目の当たりにされたわけでありますけれども、私はその光景を想像すると、安倍昭恵未亡人がどういう心情であったろうかなと本当に痛む心がいっぱいでありまして、改めて安倍元総理の御冥福をお祈りしながら質問に入りたいと思います。

五項目掲げておりますけれども、特に新幹線問題は私で六人目です。重複するところがないように、なるべく各論にはあまり突っ込まないで、本当に皆さん方、知事以下執行部も議員の皆さん方もお疲れのことと思います。しばらくの間、お付き合い願いたいと思います。よろしくお願いします。

第一問目は、知事の政治姿勢と令和八年度の予算編成ということでございます。

知事は本定例会の開会日の演告の中で、分断と対立が深まる世界情勢などを踏まえ、佐賀が輝きを増していく鍵の一つは寛容さである、この寛容の心を大切にしながら、個性あふれる県民の皆さんが輝きたい場所で輝くことができる、そうしたフィールドをこの佐賀の地で県民の皆さんと一緒に創っていきたいと述べられました。すばらしい表現であります。

しかしながら、やっぱりややもすると、権限が長期にわたるとおのずと強権的になりやすいとも言われることがよくあります。私は、寛容の心が大切という知事の言葉に共感するものであります。豊かな人間性を育む上においては寛容な心は必要不可欠なものでありまして、私自身もとても大事なものだと常日頃から考えているからであります。

そういう中で、来年度、山口県政は三期目の最終年に当たります。これまでの十一年間を振り返りますといろんなことがありました。その中でも、懸案だった課題が進展をして形になったもの、あるいはまだまだ道半ばであるもの、それぞれ横たわっておりますけれども、私の言葉で言えば、先ほど坂口議員も引用しておりました光と影があると認識しているものであります。

そしてまた、その寛容の心を私なりに解釈しますと、優しさ、あるいは温かみという言葉にも言い換えることができると思います。

こうした中で、さらなる県民の福祉向上のために、まさに八十万県民に満遍なく広く行き渡り、人に優しく、そして、県内隅々まで温かみが届くような予算であってほしいと私は願うものでありますけれども、令和八年度の予算編成に向けてこれから具現化していくものと思いますが、令和八年度の予算編成に当たって、知事は寛容の心を念頭に置いて、どのようなスタンスで次年度予算を具現化していくのかお伺いをいたします。

問いの二番目の実効ある地方創生についてであります。

国において、平成二十六年十二月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、平成二十七年度から地方創生の取組が始まったわけであります。地方創生の目的は、急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正しながら、全国で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある日本社会を維持することが目的であります。

これまで全国の自治体において、この地方創生交付金を活用した事業が進められてきましたけれども、大体令和七年度で約三千億円の予算が設けられておりまして、十年以上経過した現在も東京一極集中、そして地方の人口減少、大きな構造はいまだに変わっておりません。

佐賀県においても、地方創生事業においての交付金事業が県において約百億円、そしてまた、市町においては約五十億円、総額で約百五十億円の地方創生交付金を活用した事業が展開されてきました。イベントや地域特性を生かした事業など多様な取組が進められてきましたけれども、全国と同様、いまだに人口減少の歯止めには至っておりません。

知事は、地域が主役との認識の下にＧＭ21を開催するなど市町の首長と連携を取りながら、地方創生のために尽力されてきたと思いますけれども、県はこれまで実施された事業の中で、地域の活性化に寄与したものもあれば、一過性のイベントで終わって、そして、地域の活性化につながっていないというような疑問が残るところもあると私は思います。これまで行われた地方創生の取組が実効あるものであったのか、今、検証が必要ではないでしょうか。

私は、地方創生を推進するためには、県がリーダーシップを発揮して、市町と連携しながら、地域の主体的な取組を後押しすることが重要だと思います。

そこで、知事にお伺いします。

地方創生が始まってからこの間、佐賀県の地方創生はどのように進んできたのか。また、地方創生をより実効あるものとするため、これからどう取り組むのかお伺いをいたします。

第三番目、九州新幹線西九州ルートでございますが、これは私で六人目だと思います、同僚議員から様々な角度から、そしてまた、いろんな面で議論が最前までなされてまいりました。できるだけ重複しない形で私も知事に問いかけたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

九州新幹線西九州ルートについては、八月に地元三者トップ、いわゆるＪＲの古宮社長、そして長崎県の大石知事、そして山口知事、トップ会談が行われました。また、十月には山口知事と国土交通省の水嶋事務次官との面談が行われ、そして、水嶋事務次官によりますと、年末にも佐賀に行きたいというような報道も出ているなど、新幹線の動きを感じるところであります。

そういう中で、地元三者のトップ意見交換の中では、今回の事態を招いたのはまさにフリーゲージの開発を断念した国の責任、これは三者の意見が一致しておるものであります、当然です。そして、その後、長崎県やＪＲ九州は、国に赴いて水嶋次官とそれぞれ面談をして、財政負担の軽減などの要望も行ってこられました。

また、報道によると、水嶋事務次官は、十月のＪＲ九州の古宮社長との面談後に、財源問題を解決するために法令の改正、そしてまた、必要

とあらば、その点も含めていろんな面で検討していく必要があると発言されております。そして、十一月には「北部九州全体で空港や道路、新幹線をどうするかという絵を描いていく中で考えるべきだ」とも発言されています。

私は、これらの発言を踏まえると、国は国としての責任を感じ、行動を取り始めていると思います。

我々も国交省幹部や鉄道局とも様々な立場で機会あるごとに意見交換をしてまいりました。この議論を前に進めるためには、まずは佐賀県がルートの方針を示すべきだと私は考えます。県はどこかで決断が必要というふうに思うわけであります。

水嶋次官からは法令改正の検討についての発言もあっております。これは財源スキームの問題でありますけれども、私は、今そういう状況の中で佐賀県が議論を進める姿勢を示すいいタイミングではないかと感じているところであります。

つきましては、次の二項目について知事の見解を求めます。

一つ目は、先ほど言った佐賀駅ルートについてであります。

新鳥栖―武雄温泉間においては、国、長崎県、ＪＲ九州は、まさに佐賀駅ルートしかないとの考えを示されております。この際、佐賀県も佐賀駅ルートに方針を定めながら、フル規格整備の議論を前に進めていくべきと私は考えますが、知事はどう思われますか、お伺いいたします。

二つ目は、地元三者トップによる意見交換の進め方であります。

地元三者トップ意見交換は八月に開催されて四カ月がたっております。私はこの際、速やかに開催をして、地元三者トップでルートを含めて考えをまとめる時期が来ていると思います。三者協議に臨むに当たって、本県における様々な課題、いわゆる過度な財政負担、あるいは在来線の維持、先ほどから言われておるような地域振興策、佐賀空港とのアクセス改善問題、この問題は、長崎県、ＪＲ二者ともに、問題共有、理解ができていると私は感じます。ただ、ここで考えの違いは唯一ルートの問題だけと思います。だからこそ、速やかに地元三者のトップ意見交換を開催されて、課題合意形成を図った上で国との協議に臨むべきだと思いますけれども、まさに四者会談になるかどうかの話になりますけれども、知事はトップ意見交換をいつ開催し、どのような内容の議論を考えているのかお伺いをいたします。

第四番目、佐賀と福岡を結ぶ県道前原富士線のトンネル化についてでございます。

県道前原富士線は、佐賀市富士町と福岡県糸島市を結ぶ県道で、県境を越えた経済、文化交流に大きな役割を果たしています。福岡都市圏にある糸島市は、定住人口も急速に増えてきており、特に九州大学の伊都キャンパス、ここが誕生してからは学術研究都市としてまちづくりもどんどん進んできております。

本路線の現状は、ヘアピンカーブ二十五以上ある交通難所であるがゆえに交通量はいまだに少ないかもしれません。しかしながら、整備が進んでいきますと、周辺の高規格道路とも連携して、福岡都市圏から佐賀県の中山間地域への人の流れ、これが活発になるのは必然であります。

そういう中で、これまでも道路改良工事が両県で順次進められてきましたけれども、未整備区間においては幅員が狭い上に、先ほど言ったようにカーブが多く、また、冬季には積雪や路面凍結による交通制限も余儀なくされている現状であります。

そういう状況を、地元期成会からは、まさに平成四年以降、三十年の長きにわたって、佐賀、福岡の両県に対して毎年のように整備要望を続けてきております。

本路線を鳥瞰的な視点で見てみますと、北は西九州自動車道、南は国道三二三号を経由して長崎自動車道にタッチ。そういうことを考えると、道路ネットワークとして縦の線でつなぐ、両県をつなぐ重要な県道であります。

現在の交通量のみならず、地域住民の生活環境の向上、地域経済の活性化、並びに災害時の避難路や緊急輸送路等の役割など、地域にもたらされる様々な整備効果を総合的に勘案し、中長期的な視点で整備を推進する必要があります。未整備である長野峠区間はトンネル化に関する整備方針を両県で取りまとめ、早急に示すべきではないかと考えます。

この際、知事、ぜひこの路線に対する認識とあわせて、トンネル化を含めた長野峠の整備方針について見解をお伺いいたします。

最後の質問になります。中山間地域の農業・農村振興についてであります。

先日の知事による政策提案では、「農地のフル活用による食料自給率の向上」として、国民の食を支える地方の生産者が将来にわたり意欲を持って経営ができるよう、必要な政策や予算確保の提案がなされたところでございます。これまでも平たん地農業を中心に、水田政策の各種政策が講じられることで食料自給率向上等に寄与してきた。一方で、中山間地域の農業に目を向けますと、平たん地に比べて傾斜地が多く、生産条件が厳しい環境であるものの、平たん地域と同様に食料自給率の向上には寄与してきたわけであります。中山間地域は単なる食料生産にとどまらず、農村集落の生活基盤や文化、コミュニティー維持にも深く関わっておりまして、これまで個々の農家が農業・農村を支えてきたところであります。

中山間地域における農家の高齢化や耕作放棄地の増加の問題が叫ばれて久しいわけですけれども、特に最近では区画整理された優良農地であっても耕作放棄地となっている農地の増加が目立つようになっております。農家の生産意欲の減退にとどまらず、農村集落の機能低下や地域農業の持続可能性の危機とも言える状況にあります。

私は、将来的に中山間地域の農業を守っていくためには、こうした耕作放棄地、特に優良農地が荒廃農地となることを防止し、しっかり守っていくことが重要と考えます。

そこで、中山間地域の農業・農村の振興、特に耕作放棄地対策に今後どのように取り組んでいくのか、島内農林水産部長にお伺いをして一回目の質問を終わります。（拍手）

◉山口知事　登壇＝留守茂幸議員の御質問にお答えします。

議員から寛容さというお話がありました。私が演告で寛容さの話を改めてしたのは、今の世界が力を誇示していくような、そんなような世界観というものが出てきたということに危惧をしているからでございます。ですので、やはり人と人というのは寛容さというものを持ち合わせて、この世界、そしてこの日本で、願わくば我々の佐賀県はそういったものがきっちりと皆の中に内在するような、そんなフィールドであってほしいという趣旨でございます。

そして、私の政治姿勢、そして令和八年度の予算編成についてお答えします。

この寛容さというのは、私が知事就任以来ずっと持ち合わせております。知事就任のときはかなり厳しい選挙戦でありましたので、寛容さを持って八十万県民のために働いていこうと思いまして、それをずっと忘れないようにしなければいけないなと、自分の中にそれを言い聞かせながら現在の仕事に当たっております。「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」という基本理念は、今でも私は変わらず色あせていないと思っております。そして、そのために必要と考える予算を編成し、実行してまいりました。

これまでの施策の一端ですけれども、県民の命や暮らしを守り、人の痛みに寄り添った予算として、がん対策、「交通事故ワースト1からの脱却！」、医療的ケア児を介護する家族の負担軽減、多胎児家庭への支援、「あい　さが」へのリニューアル、「さがすたいるバリアフリー化補助金」ですとか、こういったことも行ってまいりましたし、佐賀県の飛躍に向けた投資といたしましては、「佐賀さいこうフェス」、維新博、ＳＡＧＡアリーナ、今で言いますと県立大学、「ＰＬＡ　ＰＬＡ」、Ｐａｒｋ―ＰＦＩを活用した「グラウンズ吉野ヶ里」などなどに取り組んでおります。

そして、この間、コロナもありました。そして、災害もありました。ピンチをチャンスに捉えまして、佐賀県の将来を見据えた布石もあわせて打っていこうと思ったわけであります。宿泊施設の高付加価値化も行いました。中小企業のキッチンカーなどに代表される新分野の進出だとか業態転換を支援してまいりました。文化芸術ではＬｉｖｅＳ　Ｂｅｙｏｎｄ、「ＯＰＥＮ―ＡＩＲ佐賀」、「ＳＡＧＡナイトテラスチャレンジ」、さらに農業で言えば循環型農業の推進もかなり進んでまいりました。内水対策の「プロジェクトＩＦ」もあります。ピンチであるならばこそ、その先を見据えてというところに注力してまいりました。

さらに、明るい未来を考えていこうという、種をまいたものが何とか実になるようにということで自発の地域づくり、「子育てし大県〝さが〟」、「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」、ＳＳＰ、歩くライフスタイルなどを提唱して、県民に呼びかけております。

そして、物価高対策では、国の施策では行き届かないところ、そして国の対策と現場とのミスマッチがある場合などに、県独自できめ細やかに対策を打ちたいと思っております。陶土の問題ですとか、酒米の話だったり、「賃金ＵＰプロジェクト」、そして特別高圧電力やＬＰガス使用者への支援などなど、その時々に、県議会で様々御議論を頂戴しながら県政を前に進めてきたと思っています。

私は、予算編成に当たりましては、鳥瞰的な視点に立ちまして、佐賀県の将来を見据えてチャレンジする事業なども含めて、種をまき、育てていく事業にも取り組んでいくことを大切にしております。そして、県財政の将来を見据えながら、機動性と柔軟性を持ち、状況に応じて対応していくことが大切だと考えております。

今回は、国の総合経済対策に呼応する形で、様々な現場における物価高による痛みを少しでも和らげることにつながるよう、整理がついたものから今議会での追加補正の提案を今検討しておりまして、その先に二月補正と当初予算をどのような形で編成していくのかというところに、今、気を遣っております。

今まさに、令和八年度当初予算の作業中なんですけれども、その中から今議論しているテーマを紹介してみますと、例えば、教育施策、そしてシニア世代施策、男女共同参画に関する施策などについて、柱立ての

ようなものができるかどうかというものを、今、庁内で骨太な議論を行っております。

令和八年度当初予算につきましては、引き続き「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を基軸に、それぞれの地域や現場を大切にしながら、人の痛みに敏感となって、個性あふれる佐賀県民お一人お一人が輝くことにつながっていく形の予算編成を心がけていきたいと考えております。

続きまして、実効ある地方創生についてどんな考えなのかとお尋ねがありました。

人が輝き、生き生きと暮らしていく鍵となるのは、人でありまして、地域であります。地方創生というのは、国から示されたものを画一的に取り組んでいくのではなくて、地域における価値や人材、課題など様々特徴があるものをしっかりと踏まえて、地域自らが地域をよくしていこうとトライをし、エラーもあるかもしれないけれども、チャレンジを積み重ねていくというそのプロセスが私はとても大切だと思っております。最初から成功すると分かっている地方創生というのは、私は聞いたことがありません。

そうした考え方から、これは国にもよく申し上げているんですけれども、ＫＰＩを重視する手法には私は賛同していないわけであります。そして、よその地域で成功していたからといって、それを横展開するという話にも私はくみしない。それぞれの地域や、それぞれの文化や歴史、伝統があって、それぞれの人の思いがあるので、それを横で移植したからといってうまくいくとは私は思えないのであります。

今の佐賀県の状況ですけれども、全国的に地方は人口が減少しております。佐賀県も減少しているわけですけれども、人口減少率は全国的に見てまだよいほうから二十二番目、九州では三番目ということで、私は健闘していると思っています。そして、子供の多い県というところが佐賀県の特徴で、十五歳未満の人口は今、滋賀県と並んで二位ということです。子育て世代である三十代の人口というのは、転出よりも転入が上回っているという状況でございます。そして、いわゆる高齢者、六十五歳以上の人口の割合は三二％と増えてはいますけれども、これは全国的に見ると高齢者が少ないほうから二十三番目、九州では福岡県の次に高齢者が少ない県なのであります。一方、高校卒業後、就職者の三割超、大学進学者の八割超もが県外に流出しているのが、こちらもあわせて佐賀県の大きな特徴となっております。

ただ、先ほど申し上げたように、三十代近くになると佐賀県民は戻ってきていただける方が多いというのは、我々が誇りにしていい観点かと思っております。

佐賀の持つ本質的な価値を発揮できるよう、時代の変化や佐賀の将来について鳥瞰的に見据え、ＧＭ21などでも議論をしております。やはり議員もお話しになるように、市町とも連携しながらやっていくということがとても大事ですし、ＧＭ21というのは、政治家二十一人が何かを決める会議ではなくて、自由に物を言い合うという会議でありますので、こういった形態というのは、私が今までいた県でも経験がありません。通常でありますと、事務的に整理したものを県・市町連絡会議というもので決定するという会議が多かったように思います。

様々種をまいてきたことに実を結びつけるということも大事だというふうに思います。イベントの話も御指摘いただきました。それも先に実

を結びつくように実施しなければいけません。例えば、「アリタ・マシュマロ・クリスマス」というものを企画しております。こちらは、やはりこれから焼き物が維持発展していくためには、若い人たちに陶磁器に触れてもらうことが大事だという認識です。陶磁器まつりとかありますけれども、どちらかというと高齢層も多いという状況もありますので、クリスマスにちなんだイベントを企画いたしましたところ、これまで陶磁器とは縁が遠かったような若い世代の女性ですとか県外の皆さんが、特に若い方が訪れまして、昨年は八万人を超える方に御来場いただきました。地元も大変喜んでもらっております。

この盛り上がりというものは、今、伊万里にも広がって、伊万里では約三千個のキャンドルを使用した「イマリ・キャンドル・クリスマス」も展開しているということでありますので、こうした取組は、これまでその地域と接点がなかった新たな層を呼び込んで、地域の価値を認識してもらうというきっかけになったのではないかと思っております。

さらに多くの皆様や女性のにぎわい、県外からのお客さんが地域にお越しいただくようにしたいと思いますし、もちろんこういった施策というのはずっと県がやっていくということではなくて、いずれ地元と、できれば民のほうに落としていく、そういう手法は大事だと思っています。

佐賀県の場合は、例えば、「ＳＡＧＡ　ＢＡＲ」というのは官立で県が最初やっていたんですけれども、非常にブランド化もできたということで、今は完全に民間の皆さんにやっていただいていると。そういったことで、最初は県がやっていくというところも、まだまだ民が育っていない佐賀県では必要な部分があるとは思うんですけれども、議員の御指摘にあるように、ずっと県でやっていくということだけではいけないのではないかと思っております。

最近は佐賀のことが好きとか、佐賀のコンテンツがすごいとか言っていただける方も増えているように感じています。

さらに地方創生で佐賀がさらに躍進するためには、女性が生き生きと暮らせる社会の実現が肝要であります。地方の、特に若い世代の女性は、東京や大阪などの大都市に大量に流出しております。福岡県からも大量に流出しているのが現状であります。佐賀県も例外ではありません。

その要因の一つが、地方に残ります固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアス、地方の古い固定的な考え方の中では息苦しく感じ、都会のほうが息がしやすいという状況があるのではないかと思っています。

女性が生き生きと暮らせる社会は、男性を含め、一人一人が輝く社会であります。そういった社会で多様な意見が交わされることは、組織、地域に新たな活力を生み出す源泉となると思っています。

地域づくりは人づくりであります。男女ともに多様な生き方を尊重する、活力に満ちた佐賀県をつくっていくために、引き続き未来を見据えて、地方創生、さが創生に取り組んでまいります。

続きまして、九州新幹線西九州ルートについてお尋ねがございました。特に佐賀駅ルートで方針を決めたらどうかという御指摘だったと感じました。

新鳥栖―武雄温泉間は、在来線の合意しかありません。フル規格については、整備はおろか、ルートも何も決まっておりません。仮にフル規格整備について議論をするということであれば、財政負担、ルート、在来線などの問題、課題について、セットで多面的な議論をしなければな

らないと思います。

今、何も見通せない状況の中、ルートだけを先に決めて、議論の幅を狭めることが果たして佐賀県のためになるのだろうかと思います。

整備新幹線は、在来線の利便性低下や莫大な建設費負担などのデメリットを受け入れてでもそれを上回るメリットがあるという地域が、地元自治体が手を挙げて進める、前に出ていくものだと思います。

新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備については、国がフリーゲージトレインを断念して今に至るこれまでの経緯、実質負担額が千四百億円以上で財政計画上、到底収まらず、大切な事業の進捗が図れないこと、在来線の利便性低下といった様々な課題があるわけでございます。

そもそも佐賀県の今の鉄道環境は悪くありません。かなりいいと思います。佐賀駅を通るフル規格は、この鉄道環境を壊すリスクがあるわけです。現行のスキームでは、ルートだけという面で決め打ちしていきますのは、佐賀県にとって失うもののほうがはるかに大きいと思います。

整備新幹線のスキームは複雑で難しいものです。我々は佐賀県の視座に立って、全ての課題についてセットで多面的な議論をすることが必要だと思っております。議員のほうから、議論をする機会は様々あるのでというお話もありました。最近、水嶋次官とはよくお会いしておりますので、多面的に意見交換をさせていただきたいと思います。

続きまして、地元三者トップ意見交換の進め方についてでございます。

私は原点に立ち返って、まずは地元三者トップでしっかり議論することが必要だと思っています。フリーゲージトレイン、スーパー特急、そういった三者間の合意についても、この三者間の中で決められたわけでございます。そうしたところが、今回は一旦合意がなくなったわけですから、その合意をつくるのかつくらないのかといった全く白の状態からの議論だというふうに思っています。

その三者は、今、我々は様々な議論を拒むものではなく、国とも、そして地元とも議論をしていく姿勢であります。

この三者トップ意見交換ですが、今は長崎県知事選挙などもある中で実施はなかなか難しいのではないかと思っています。テーマなどの中身は、そうしたことが実施する環境になって、日程とともに調整をすればよいものと考えます。

続きまして、佐賀と福岡・糸島を結ぶ県道前原富士線についてお答えします。

県道前原富士線は、佐賀市と糸島市を結ぶ路線でありまして、佐賀県側の沿線周辺には国の重要文化財に指定されております吉村家住宅がある上無津呂集落があります。地元の方の生活に欠かせない道路です。そして、福岡県側の沿線周辺には、観光地であります白糸の滝がありましてアクセスルートとなっております。

県道前原富士線のあります富士・三瀬エリアは、古湯温泉や雄大な富士しゃくなげ湖など、ここにしかない地域資源にあふれるエリアであります。ですので、豊かな自然を求める福岡都市圏からの来訪者も多い地域です。

一方、福岡県側の糸島市は、九州大学伊都キャンパスが開設されて、福岡都市圏から近いこともあって、海岸沿いはドライブコースとしても人気のスポットが数多くあるなど活力ある地域でございます。糸島が活気づいているわけですけれども、その先には我々の唐津、波戸岬とさらにすばらしい海が広がっているのになと私は思っておりました。

そうしたこともあって、来年の二〇二六年に「ツール・ド・九州」の開催を予定しています。波戸岬周辺をスタートに、ルート・グランブルー、唐津城、虹の松原、唐津のすばらしさを堪能して、そこから糸島を通り、福岡天神へと向かうルートを考えています。要は横軸に佐賀と福岡を連携させてということでございます。これは福岡県との連携によって実現したわけであります。この大会によって糸島を結ぶ人の流れをさらに唐津、呼子へとつなぐ、いわば、新たな横軸を生み出すものであります。

議員提案の佐賀県の富士町と福岡県の糸島市を結ぶトンネルは、佐賀県と福岡県の人や物の流れを縦にもつなげる新たなルートとなり、夢のある構想と思います。

県道前原富士線は、幅員が狭い箇所やカーブが連続する区間があります。先月、留守議員と重田佐賀市議からこの道路の整備に対する強い思いを改めてお聞かせいただきました。

県道前原富士線の県境に位置する長野峠の整備につきましては福岡県との連携が必要であります。トンネルによる整備は多額の財政負担が伴います。そして、両県の思いが合致したときに実現できるものであります。将来的に夢のある縦のルートとして福岡県とも機会を見つけ話をしてみたいと思います。

そして、私もこれまでなかなかこの道路を通る機会がありませんでしたので、週末にでも現地の状況について確認をさせてください。

本路線の整備状況や今後の取組につきましては、担当部長から補足させていただきます。

○時間延長

◉議長（宮原真一君）　時間を延長いたします。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、中山間地域の農業・農村の振興についてお答えいたします。

本県の中山間地域は、ミカンやイチゴなどの園芸農業をはじめ、「佐賀牛®」などの畜産業も盛んな食料生産の重要な拠点であり、加えまして、県土保全や水源涵養、里山の景観、文化の継承などの多面的な機能を有しており、県民の豊かな暮らしを支える大切な地域でございます。

今後も人口の減少が見込まれる中、中山間地域の農業・農村に必要なものは何といっても人、人が残って地域を守り、その人や地域に魅了された人たちが集まる、こうした人の流れを生み出すためには、中山間地域で稼ぐ環境づくりと地域に人を呼び込む必要がございます。

稼ぐ農業を実現するため、「さが園芸８８８運動」では、ミカンとシャインマスカット、また、ピーマンと「サガンスギ」の苗木生産といった、中山間地域ならではの品目による複合経営などを推進しております。

また、地域に人を呼び込むため、トレーニングファームやトレーナー制の拡大といった就農希望者の受け入れ体制の整備ですとか、経営力や資金力に優れ、地域農業の発展にも寄与できる企業の農業参入などにも取り組んでおります。

加えまして、継続的に地域に関わる関係人口や交流人口の創出につながる、企業等によります棚田保全活動や中山間地域の環境を生かした農泊等の農村ビジネスの拡大なども推進しております。

一方で、こうした様々な取組を展開しても、中山間地域に点在する農地の全てを守っていくことは簡単なことではないというふうに認識をしております。中山間地域の方々自らが議論を重ね、将来にわたって守る

べき農地を決めることも必要なことだと考えております。

県内各地域では昨年度末までに、将来にわたって守っていく農地などを定めた地域計画を策定されております。この計画の実現に向けた支援にもしっかりと取り組んでまいります。

守るべきは守り、攻めるべきは攻める。中山間地域の声にしっかりと耳を傾けながら、農業がやりがいのある産業になり、人が集まり、農地も維持される好循環を生み出すことで、中山間地域の農業・農村を未来につなげていけるよう取り組んでまいります。

私から以上でございます。

◉永松県土整備部長　登壇＝私からは、県道前原富士線の整備状況や今後の取組について補足させていただきます。

県道前原富士線の県内区間は、国道三百二十三号から福岡県境の長野峠までの約五・一キロメートルとなっておりまして、途中には富士町上無津呂の集落がございます。

本路線は国道三百二十三号からこの集落付近までの生活道路として主に利用されていることから、この区間について優先的に整備を進めております。集落側の六百メートルにつきましては既に整備が完了しております。

現在、国道三百二十三号との交差点付近から約七百五十メートル区間の整備を行っており、このうち集落側の約二百五十メートル区間については令和三年度に完了し、残る約五百メートル区間の整備を進めております。

福岡県の区間につきましては、糸島市の市街地側から佐賀県境に向かって整備が進められており、現在は観光地である白糸の滝入り口まで約一・一キロメートル区間の整備が行われております。

引き続き、国道三百二十三号から上無津呂集落までの優先的に整備を進めている区間について整備に取り組んでまいります。

長野峠のトンネル化による整備については、峠の区間の延長も長く、県にとって非常に大規模な予算を伴う事業になると見込まれます。この道路は県境をまたぐ道路であるため、佐賀県と福岡県の両県の思いが合致したときに実現できるものでございます。

今後も引き続き、福岡県と情報や意見の交換を行ってまいります。

私からは以上でございます。

◉留守茂幸君　登壇＝時間も押していますので、簡潔に再質問をさせていただきます。

まず、新幹線のことでありますけれども、ルートの問題を知事に伺いました。

このルートの方針が、知事からも仮にというような言葉が出ましたけれども、佐賀駅ルートとしたときに、知事が先ほど議論の幅を狭めることになるとおっしゃったんですね。私はそうは思いません。そこは、ルートは今の段階でということであれば、二番目に聞きました地元三者のトップ意見交換ですか、これが、じゃ、地元とつくならば、佐賀県もＪＲ九州も長崎県も地元として合意形成を図るためには、先ほどの設問でも言いましたけれども、いろんな課題については、二者は相互理解をしておるわけですね。だから、唯一異なっているのがルートの問題です。ですから、トップの三者協議を行って、佐賀県に立ちはだかる問題は皆さん理解できますかと、国と一緒にやっていただけますかということの上に、ルートを含めて合意形成を図って国に臨めば、国は先ほど言いま

したようにいろんな考え方を持っておる、腹案もあると。知事がどこまで聞いておられるか分かりませんが、今までとは違った考え方が動いておるというのは察知されておると思います。

地元という意識の中で、本県だけじゃない三者が一枚岩になって国に議論を挑み、そして、佐賀県のデメリットを引き、メリットを引き出していく。私は知事に光と影という言葉も発しました。まさに影なるものに光を当てる。光明が差す一つの手段になるのがこの問題。

ぜひそういうことを念頭に置いて、やっぱり大局的に捉えて、ルートを言ってしまうと国主導とか、そういうものじゃなくて、ルートはルートとして置きながら、いろんな課題を克服していって県民の負託に応え、県民の理解を得る。こういうものに対してやっぱり知事、英断をするときが私は来ておるというふうに思います。

それから、前原線もそうです。両県またぎの県道であるがゆえに、これはやっぱり両県のトップ、山口知事と福岡県の服部知事ですかね、知事同士が腹を割って意見交換会をして、知事が言われた西のほうに動いている、現実にそれはすばらしいこと。その次は縦ですよ。昨日、知事も縦のことを、大和から空港までのアクセスのことを触れていただきました。佐賀市に振っていただいたんですけれども、この問題だって、その延長線上には糸島が直結するんですね、縦の軸ですよ。こういうものを鳥瞰的に捉えたときに、これは将来的にどうしても前に進めていくべき問題じゃないかというふうに私は捉えるわけであります。

まさにいろんな課題がある中で、財政問題も含めて、光と影の中の影にどうやって光を当てていくか。これは知事としては、それは財政問題やら何やらいろいろあります。しかし、トップとしてどこかで決断、英断をしなきゃなりません。だから、糸島から富士までの前原富士線の問題と新幹線西九州ルート、この二つの点について、知事の決意と申しましょうか、知事、「なせば成る、なさねば成らぬ何事も」、この言葉がありますね。そういうものもある中で、知事が言う寛容な心でもって答弁をお願いしながら、再質問に代えます。

◉山口知事　登壇＝留守議員の再質問にお答えします。

新幹線西九州ルートに関して、さらにお尋ねをいただきました。

なせば成るというお話をいただきましたけれども、私は自分なりに様々な意思決定を割としてきたほうかなと思っています。その上で、この新幹線の問題というのは、まず財政的側面をよく考えていただきたいと思っています。財政的な計画をつくれるのか、どのようにつくるのかというのを試みてみますけれども、とても大きな額で、はまらない。議員も長くなられたので、行財政改革緊急プログラムで、地財ショックのときに佐賀県が何もできずにほとんどの事業を切り取ったという時期がありました。それをしたって到底収まらないような状況です。

ですので、今の佐賀県の財政というのは、かなり財政的工夫をしながら、各方面の事業に、満足とは言えないなりとも配慮ができて、そして、緊急時に何か困ったときに財政的支援ができるようなものは、私は維持できているんだろうと思っています。

それが今のスキームで、例えば、何かを飛び出して、フルと決まってもいないのに何かルートはこれでという話をするということは、ルートで折り合うということは、そこに乗り出したというふうに国は考えるわけです。私も国にいたから分かるんですけれども、やっぱりそこは違うと思っています。今、水嶋次官とは前からのお付き合いもして、どちら

が上とかいうことではなくて、フランクに話ができていると思っています。ですので、きっと国は国できつい面もあると思います。何とかつなぎたいという気持ちも、私は前、答弁申し上げたように、国の視点からすればつなぎたいんだという気持ちは分かります。長崎県の立場からすれば早く通りたいという気持ちも分かります。でも、やはり我々は佐賀県民の負託を受けているので、やっぱり佐賀県としてどうあるべきなのかということに責任を持って対峙しなければいけないと思います。

もしこれをやることになったら、三十年以上はここの予算に関係して議論が進むということで制約を受けるわけでありますので、財政的側面もそうですし、在来線がどこまで削られるのかとか、そういった様々な面に関して議論をしていく。国とも、そしてＪＲ、長崎県とも議論をさせていただくということであるだろうかというふうに思いますので、現状の、これまでの経緯で、佐賀県は本来はフリーゲージで通っていたという経緯も合わせて考えますと、ここを我々が踏み出して引き出しに行くというようなやり方というのは、今の佐賀県の状況に鑑みていかがなものかと私は思っています。――（「トンネルの件」と呼ぶ者あり）

前原富士線の話でございましたね。福岡県知事と話をしたかということでありますけれども、せんだっての知事会のときに福岡県知事は来られておりませんので、次にお会いしたときにお話をしてみたいと思います。

◉留守茂幸君　登壇＝前原富士線はね、知事同士で意見交換をして、ちゃんと服部知事と意見交換をしてくださいよということです。

それでね、知事、先ほどからのルートの問題は、今の段階で佐賀県からの話、よく分かります。

それで、やっぱりここは六百六十億円から千四百億円までばーっと上がった、それは大変です、引馬副知事が言った、昨日やったかな。もう失うものが大き過ぎると。確かにそうですよ、そのままだと。そこを、財源スキームについても、国はここで、どこまでスキームが変更になるのか、財政負担が軽減されるのか、こういうものがね、どうやったらそしたら国から出てくるのかと。その一つのテクニックとして、ルート、方針を言ったから、もうそれで独り歩きして国がどんどんどんどん進めていくと、私はそういうふうにはとりませんよ。やっぱりそこが今、一番のネックになっておるわけだから、知事が仮にということを言われましたけれども、フルで整備した場合は、現実的にはやっぱりアセスルート、佐賀駅ルートしか考えられませんねぐらいは言っていいんじゃないですか。そこから、地域振興も全て、全部トータルで議論をどんどんしていくわけですから。だって三者協議をやる上は、もう身内同士と一緒でしょうもん。そして、がちっと固めて国と渡り合う。そうしたときに、おのずと一つ一つ問題が、課題解決の糸口が、見え出してくるんじゃないですか。それを、いやいや、もともとフリーゲージの問題しか我々は合意していない。だから、国から全て提案してくるのが筋だと言うかどうか分からんけれども、そこを強調されておりますけれども、やっぱりね、これは一つのテクニックだと、高度なテクニック。

だから、私は、知事さんはね、水嶋次官と意外と懇意にされておると思いますよ。だから、そこらあたりは、もっとそんなら、水嶋次官と腹を割ったところを、ちょっと時間を割いてでも、腹蔵のない話もしていただけませんか。

そしてね、やっぱり県民の、本当にどうなるとやろうかというような

不安と期待が交錯していると、賛否両論あるわけですから、そこらあたりもね、ここまで議論をしていく中で、ずーっと堂々巡りでは私はいかがかなと思いますので、その点の知事のお考えを述べていただくことをお願いして、質問を終わります。

◉山口知事　登壇＝留守議員の再々質問にお答えします。

まず、佐賀駅ルートに決めてしまえばよいではないかという御指摘がありましたけれども、これは留守議員の御意見として承らせていただきたいと思います。なかなか私は、そういった形の決定ができる環境にないと思っています。

そして、この整備新幹線のスキームというのは、地方側が手を挙げるスキームなんです。もともと国家プロジェクトとして東海道新幹線などは国が全てを払って地方負担はないものです。整備新幹線というものは、地方がデメリットを受けてでも自ら手を挙げて乗り出していくという事業ですから、例えば、大分県知事とか宮崎県知事は手を挙げているという状況にあるわけなんです。ですので、今、佐賀県はフリーゲージトレインのときには手を挙げて、長崎県、ＪＲと協調していたわけですけれども、それが国の責任で頓挫した今、そこに乗り出すという状況にはなっていないわけでございます。

そういった観点で私は、今、佐賀県を預かる者として総合的に考えながら、財政の問題も大きいし、在来線がどうなっていくのか、全てこれはひとつ、県民の皆さん方に示せる成案ができるかなり難しい複雑な方程式だと申し上げています。

ひとつそれとセットでつくる案ができるかどうかということではありますが、これを国と調整をしているということなんですけれども、この議会で何度か申し上げましたけれども、ぜひ議員におかれましても、私に言うのもいいですけれども、水嶋次官なり国のほうにもきっちりと言っていただきたいと考えております。

◉議長（宮原真一君）　以上をもちまして一般質問を終了いたします。

○　請　願　提　出

◉議長（宮原真一君）　次に、請願が二件提出されております。

これは、皆様のお元に配付いたしております請願書のとおりでございます。

請第二号請願　私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書

請第三号請願　佐賀県の子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

○　請　願　上　程

◉議長（宮原真一君）　請第二号請願及び請第三号請願を議題といたします。

請第二号請願及び請第三号請願につきましては、既に上程中の議案とあわせて審議することといたします。

○　委　員　会　に　付　託

◉議長（宮原真一君）　次に、ただいま議題となっております甲第四十六号議案から甲第四十九号議案まで四件、乙第六十三号議案から乙第九十一号議案まで二十九件、以上三十三件の議案、及び請第二号請願、請第三号請願、以上の議案、請願を皆様のお手元に配付いたしております議案付託表及び請願一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いた

したいと思います。

令和七年十一月定例会　議案付託表

委員会名	甲号議案	乙号議案
総務常任委員会	○甲第四十六号　令七　一般会計補正予算（五号）中 ・第一条第一項及び第二項第一表の歳入の全部と歳出の政策部関係分、総務部関係分、出納局関係分、人事委員会関係分、公安委員会関係分、監査委員関係分、議会関係分 ・第二条第二表の関係分（債務負担行為補正） ・第四条第四表（地方債補正）	○乙第六十三号　地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 ○乙第六十四号　行政手続条例の一部改正 ○乙第六十五号　県職員給与条例等の一部改正 ○乙第六十六号　手数料条例の一部改正 ○乙第七十四号　当せん金付証票の発売について ○乙第七十九号　波戸岬少年自然の家の管理について ○乙第　九十　号　教育委員会委員の任命について ○乙第九十一号　土地利用審査会委員の任命について
文教厚生常任委員会	○甲第四十六号　令七　一般会計補正予算（五号）中 ・第一条第二項第一表の歳出の教育委員会関係分、県民環境部関係分、健康福祉部関係分 ・第二条第二表の関係分（債務負担行為補正） ○甲第四十八号　令七　育英資金特別会計補正予算（一号） ○甲第四十六号　令七　一般会計補正予算（五号）中 ・第一条第二項第一表の歳出の産業労	○乙第六十八号　公立学校職員給与条例等の一部改正 ○乙第六十九号　県立地域生活リハビリセンター条例の一部改正 ○乙第　八十　号　世界海洋プラスチックプランニングセンターの管理について ○乙第八十一号　在宅生活サポートセンターの管理について ○乙第八十七号　請負契約の変更について ○乙第八十八号　県有財産の取得について ○乙第　七十　号　農業大学校条例の一部改正 ○乙第七十三号　県営土地改良事業に対する市町の負

農林水産商工常任委員会	働部関係分、農林水産部関係分、労働委員会関係分 ・第二条第二表の関係分（債務負担行為補正） ・第三条第三表の関係分（繰越明許費補正） ○甲第四十七号　令七　産業用地造成事業特別会計補正予算（二号） 担について ○乙第七十五号　飼料裁断機等損傷事故に対する損害賠償について ○乙第八十二号　産業イノベーションセンターの管理について ○乙第八十五号　請負契約の変更について
地域交流・県土整備常任委員会	○甲第四十六号　令七　一般会計補正予算（五号）中・第一条第二項第一表の歳出の地域交流部関係分、県土整備部関係分 ・第二条第二表の関係分（債務負担行為補正） ・第三条第三表の関係分（繰越明許費補正） ○甲第四十九号　令七　港湾整備事業特別会計補正予算（二号） ○乙第六十七号　事務処理の特例に関する条例の一部改正 ○乙第七十一号　道路占用料条例の一部改正 ○乙第七十二号　建築基準法施行条例の一部改正 ○乙第七十六号　ムツゴロウ公園の管理について ○乙第七十七号　イマリンビーチの管理について ○乙第七十八号　白浜海水浴場の管理について ○乙第八十三号　県立佐賀城公園の管理について ○乙第八十四号　県立森林公園の管理について ○乙第八十六号　請負契約の変更について ○乙第八十九号　県有財産の取得の変更について

令和七年十一月定例会　請願一覧表

番号	受理年月日	件名	請願者	紹介議員
二	令和七年十一月二十六日	私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書	県民ネットワーク　全議員 日本共産党 武藤明美	全議員
三	令和七年十二月二日	佐賀県の子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		

請願文書表

付託委員会名	総務常任委員会
受理番号	二
受理年月日	令和七年十一月二十六日
件名	私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書
紹介議員氏名	全議員
請願の要旨	請願趣旨 私立学校は佐賀県の教育の重要な一翼を担っています。しかしながら教育条件において私立学校と公立学校との間に大きな格差が生じているのが現状です。 佐賀県の私学助成予算は、県当局や私学関係者の努力で生徒一人当たりの単価が年々増額されてきました。しかしいまだ公私格差は大きく十分とは言えません。

また二〇一〇年度に公立高校授業料が無償化され、同時に私立高校への就学支援金の支給がスタートしました。就学支援金の拡充により、二〇二〇年度から実質年間所得五百九十万円未満の家庭の授業料無償化が進みました。しかし五百九十万～九百十万円までの所得の家庭は従来通りであり、公立との格差を無くすため、更なる無償化の拡充を求めます。

教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を保障していくためには、授業料助成の拡充による保護者の経済的負担の軽減と経常費助成の増額による教育条件の改善および教育施設の充実が必要です。

以上の趣旨から、左記の各項目をすみやかに実現していただくことを請願します。

記

一、ゆきとどいた教育をすすめるために、教育予算を増額し、「公立比二分の一の経常費助成」をすみやかに実現してください。

二、すべての子どもの就学を保障するため、入学金補助制度の増額と所得制限の緩和をしてください。

三、県単独による私立高校への支援制度を復活し、年収九百十万未満世帯までの授業料の無償化を国に先駆けて達成してください。

以上

付託委員会名	文教厚生常任委員会
受理番号	三
受理年月日	令和七年十二月二日
件名	佐賀県の子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
紹介議員氏名	徳光清孝、藤崎輝樹、江口善紀、野田勝人、下田寛、酒井幸盛、武藤明美

請願の要旨

請願趣旨

地域の未来は子どもたちがつくります。

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現することは私たちの責務であり、そのためには十分な教育予算の確保が重要です。

私たちの長年の運動は義務標準法を改正させ、国の責任による小学校三十五人以下学級が前進しました。しかしＯＥＣＤ平均である二十人程度の学級に比べ、日本の学級規模はまだ大きすぎます。少人数学級の前進を小・中学校をはじめ、高校でもすすめるときです。佐賀県独自の施策により小学校で三十人以下、中学校、高等学校で三十五人以下学級を実現して下さい。

小・中学校、高校、特別支援学校で、教員の未配置が増加しています。学校現場では、病気休暇や産前産後休暇、育児休業などの代替教職員が見つからないなど、事態は深刻です。正規の教職員を増員することが求められています。

特別支援学級在籍の生徒が増え続けるなか、発達段階に応じた丁寧な指導をおこなうために、学級編成基準を現在の八人から六人に引き下げることが必要です。

教育の無償化をめざし、教育費の本人や保護者の負担を軽減するよう、子育て支援を拡充してください。

これらの趣旨から、以下のことを請願します。

請願項目

一、小学校では三十人以下、中学校、高等学校で三十五人以下学級を実現してください。

二、正規・専任の教職員を増員してください。

三、特別支援学級の編制基準を八人から六人へ引き下げてください。

四、給食費、教材費の無償化がすすむよう、財源の確保をすすめて下さい。

五、奨学金の返済に苦しむ若者のために、県独自の補助制度を実現して下さい

六、トイレの洋式化を促進する財政措置をおこなってください。

七、体育館のエアコン設置を促進する財政措置をおこなってください。

◉議長（宮原真一君）　これで、本日の日程は終了いたしました。

明日五日は議案審査日、六日及び七日は休会、八日は議案審査日、九日及び十日は各常任委員会開催、十一日は議案審査日、十二日は特別委員会開催、十三日及び十四日は休会、十五日は本会議を再開して、委員長報告を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後五時二十一分　散会

速記者　竹澤　理恵

第五日

令和七年十二月十五日（月）

令和七年十二月十五日（月）　午前十一時　開議

出席議員　三十六名

一番	酒井幸盛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
二番	下田寛	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
三番	石丸太郎	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
四番	猪村利恵子	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
五番	桃崎祐介	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
六番	田中秀和	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
七番	一ノ瀬裕子	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
八番	木村雄一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
九番	中本正一	二四番	指山清範		
一〇番	野田勝人	二五番	定松一生		
一一番	青木一功	二六番	八谷克幸		
一二番	古川裕紀	二七番	原田寿雄		
一三番	中村圭一	二八番	武藤明美		
一四番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝		

欠席議員　一名

一五番　古賀和浩

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	光武香織
男女参画・こども局長	大草昭雄
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸
同議事・記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○　議　事　日　程　変　更

◉議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

議事日程変更の件を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、議事日程変更の件を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

本日以降の議事日程は、お手元に配付いたしております変更議事日程表のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、変更議事日程表のとおり議事日程を変更することに決定いたしました。

令和七年十一月定例県議会変更議事日程表

月	日	曜	区　分	日　　程	日次
12	12	月	本会議	委員長報告、議案上程、提出者説明（甲第五十号議案）	
16	15	月	本会議		
火			本会議 委員会	議案に対する質疑、委員会付託、常任委員会、委員長報告（甲第五十号議案）、討論、採決、閉会	
12	20				21

○　議案・請願等上程

◉議長（宮原真一君）　次に、日程によりまして、さきに委員会に付託いたしました議案及び請願、並びに閉会中の継続審査に付されておりました案件の全部を一括して議題といたします。

○　委　員　長　報　告

◉議長（宮原真一君）　これより委員長報告に入ります。

まず、各常任委員長から各常任委員会における審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長　中村圭一君。

◉中村圭一君（拍手）**登壇**＝おはようございます。総務常任委員長の報告をいたします。

十二月四日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び請願、並びに継続審査中の事件につきまして、十二月九日及び十日の両日、委員会を開催し、麓刑務所及び佐賀総合庁舎への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

甲第四十六号議案中本委員会関係分、乙第六十三号議案から乙第六十六号議案まで四件、乙第七十四号議案及び乙第七十九号議案、以上七件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

次に、乙第九十号議案「教育委員会委員の任命について」、乙第九十一号議案「土地利用審査会委員の任命について」をそれぞれ採決した結

果、全会一致をもってこれに同意することにいたしました。
次に、請第二号請願「私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書」を採決した結果、全会一致をもって原案のとおり採択いたしました。
続いて、審議の過程で申し述べられました付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。
一、ＮＨＫ受信料については、全国や県内の自治体と連携して、国やＮＨＫへ受信料制度の改善に関する提案や申し入れを行うとともに、視聴を目的としない機器については、受信機能の無効化を行うなど適切に対応されたい。
との意見が出されました。
続いて、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。
まず、県立大学関係として、
◎　設計コンセプトの概要及び基本設計における建物や施設設備の概要、並びに公表された基本設計に設定した理由
◎　基本設計段階での「さがすたいる」の取組や、オールジェンダートイレの概要及び今後の取組予定
◎　将来の設備更新に対する考え及び今後のスケジュール
◎　学生等の県立大学への通学手段や近隣駐車場の概要、及び周辺施設への迷惑駐車防止に対する県の考え
◎　全体事業費と想定される財源及び県債の償還に関する方針、並びに県財政に与える影響
◎　県立大学に対するふるさと納税や寄附募集の概要
◎　ベースキャンプの進捗状況及びベースキャンプへの移動手段
◎　県立大学に求める教員像及び目玉となる教員の採用に対する県の考え
◎　住民説明会の開催計画及び説明内容
◎　留学生の授業料に対する県の考え
◎　高等専門学校ではなく大学を設置する理由
◎　県民世論調査の結果の受け止め及び県内企業が求める人材、並びに県民理解の促進に向けた取組
などの質疑が行われました。
次に、佐賀駐屯地関係として、
◎　環境保全と補償に関する協議会の開催状況や、協議内容及び今後の開催予定
◎　海水混合施設の不具合による水田の冠水時の状況と被害内容、及び原因と今後の再発防止対策
◎　駐屯地の見学希望者への対応方法や申込状況、及び駐屯地の地域との調和に向けた取組
などの質疑が行われました。
次に、ＤＮＡ型鑑定不正事案について、
◎　県議会決議や弁護士会会長の談話等の受け止め、及びこれまでの再発防止の取組、並びに今後の再発防止と信頼回復に向けた取組
◎　警察庁による特別監察の概要とこれまでの事例
◎　特別監察の中間報告と県警察の調査との関連及びその受け止めと、県警察の対応並びに今後の流れ
◎　佐賀県公安委員会の役割や会議録の概要とその在り方、及び「監察

の指示等」の検討状況や国家公安委員会との連絡状況、並びに第三者による調査の必要性
などの質疑が行われました。
次に、その他所管事項一般として、
◎　公衆衛生医師の採用と配置状況や長期定着に向けた取組、及び保健所の持続可能な体制構築に向けた県の考え
◎　県の行政デジタル化の方針や情報セキュリティ対策の概要、及び業務効率化の取組とその成果や課題、並びに今後の取組
◎　警察官の適正配置の基準と充足率や近年の採用試験情勢と退職者の状況、及び採用募集活動に関するこれまでの取組並びに今後の取組方針
◎　警察官の暑熱対策等の勤務環境の改善に向けた取組、及び警察の組織力の維持向上に向けた今後の取組
などの質疑が行われました。
最後に、九月定例会から引き続き審査中の
一　財政確立について
一、政策の企画・調整について
一、危機管理・報道行政について
一、総務行政一般事項について
一、警察行政について
以上五件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。
以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　文教厚生常任委員長　古川裕紀君。

◉古川裕紀君（拍手）**登壇**＝文教厚生常任委員長の報告をいたします。
十二月四日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び請願、並びに継続審査中の事件につきまして、十二月九日及び十日の両日、委員会を開催し、「多久小城医療企業団公立佐賀中央病院」及び「社会福祉法人旭福祉会日新こども園好生館分園きらら」への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。
まず、採決の結果を申し上げます。
甲第四十六号議案中本委員会関係分、甲第四十八号議案、乙第六十八号議案、乙第六十九号議案、乙第八十号議案、乙第八十一号議案、乙第八十七号議案及び乙第八十八号議案、以上八件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって、原案のとおり可決いたしました。
次に、請第三号請願「佐賀県の子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」について採決した結果、賛成者少数により不採択となりました。
続いて、審議の過程で申し述べられました、付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。
一、介護現場における先進機器導入支援事業については、現場の声を丁寧に聞き、より効果的な取組となるよう、必要な見直しを行いながら、介護現場の働きやすい職場づくりと職員の負担軽減につなげられたい。
との意見が出されました。
次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。
◎　「佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例（案）」の制定に至っ

た背景、及び今後の産業廃棄物行政の進め方
◎　産業廃棄物最終処分場の設置に係る手続きの明確化による市町の役割及び将来への懸念
◎　介護現場におけるカスタマーハラスメントの現状と対応に関する県の検討内容及び今後の取組
◎　認知症の現状と施策における課題及び県の今後の取組
◎　精神障害のある方の人数や家族の困り事及び家族への支援
◎　佐賀県精神保健福祉連合会に対する支援、及び精神障害への理解促進に向けた県の対応
◎　男女共同参画基本計画における男性の育児休業の位置づけと、取得状況及び取得促進の取組
◎　次期男女共同参画基本計画の考え方や県民の意見の反映方法、及び女性の活躍推進に向けた今後の取組
◎　「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」の取組状況及び評価
◎　放課後児童クラブ待機児童に係る全国調査の概要、及び佐賀市の対応への県の受け止め
◎　佐賀市における放課後児童クラブ待機児童解消に向けた取組内容、及び市の取組を踏まえた今後の県の対応
◎　ＩＣＴ活用教育導入の目的や課題、及び県のこれまでの取組と今後の取組
◎　県内の中学校における部活動改革の現状と課題、これまでの支援内容及び今後の取組
◎　部活動の地域展開における指導者確保の取組
などの質疑が行われました。

最後に、九月定例会から引き続き審査中の
一、県民環境行政について
一、健康福祉行政について
一、男女参画・子育て行政について
一、教育の振興について
以上四件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。
以上をもちまして、文教厚生常任委員長の報告を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　農林水産商工常任委員長　弘川貴紀君。

◉弘川貴紀君（拍手）**登壇**＝農林水産商工常任委員長の報告をいたします。

十二月四日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、十二月九日及び十日の両日、委員会を開催し、「株式会社橋本農園」及び佐賀県産業スマート化センターへの現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

甲第四十六号議案中本委員会関係分を採決した結果、起立者多数をもって原案のとおり可決いたしました。

次に、甲第四十七号議案、乙第七十号議案、乙第七十三号議案、乙第七十五号議案、乙第八十二号議案及び乙第八十五号議案、以上六件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑

の概要を申し上げます。
◎「佐賀県産業ＤＸ・スタートアップ推進室」等のこれまでの実績、及び「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」の概要や実績と評価
◎　スタートアップに挑戦する起業家の現状と課題、及びソーシャルビジネスを含めたスタートアップに関する育成支援の今後の取組方針
◎「Ｓｔａｒｔｕｐの聖地ＳＡＧＡ」の確立に向けた取組内容、及び「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」の世界を見据えたトップランナーとしてのメッセージ発信の在り方
◎　県内発スタートアップの持続的成長やデジタル人材の県内定着に向けた取組方針
◎　九州シンクロトロン光研究センターの概要や活動内容、及び施設の維持管理並びに施設運営に関する課題に対する県の認識
◎　開設二十周年を迎える九州シンクロトロン光研究センターをより発展させるための今後の取組
◎　県内ものづくり企業の成長を後押しする支援内容とその成果及び今後の取組
◎　溶接技術者の技術向上や人材確保、及びものスゴフェスタの実績と参加者の声、並びにものづくり産業に対する部長の思い
◎　佐賀県中小企業生産性向上支援補助金及び佐賀県多様な人材確保環境整備補助金の内容と売上高に関する要件廃止の考え
◎　佐賀県中小企業生産性向上支援補助金の補助率引き上げの考え
◎　佐賀県中小企業生産性向上支援補助金と佐賀県多様な人材確保環境整備補助金のこれまでの予算や実績、及び予算確保の見通し、並びに汎用性の高い物品の補助要件緩和に対する県の考え
◎　賃上げと人材確保に対する部長の決意
◎　廃園となったミカン園を人工林に転換する考えや今後の対応
◎　イノシシによる直近の農作物被害額、及び県の捕獲従事者の人材確保・育成計画の策定状況や目標設定の有無
◎　イノシシの成獣、幼獣別の直近の捕獲頭数、及び幼獣をより多く捕獲する必要性と捕獲強化の県の考え
◎　カモによる麦の被害額と対策の内容、及びカモの追い払いに係る捕獲従事者への委託の状況や今後の取組
◎　鳥獣被害対策に対する県の決意
◎　農業用機械の公道走行に必要な免許に関する意識啓発の取組、及び大型特殊自動車免許の取得支援
◎　露地ミカンの生産状況と栽培面積の維持拡大に向けた対策、及び森、川、海のつながりの視点による果樹振興の取組
◎　かつて実施された国営上場土地改良事業の概要、及び費用負担の状況と事業の効果
◎　上場台地に整備された農業水利施設の再整備の必要性と事業費の内容、及び再整備に向けた県の取組
◎「サガンスギ」の特徴や普及と活用による山づくり、及び林業従事者の現状並びに担い手の確保、育成の取組内容
◎　県産木材の利用状況や利用促進の取組、及び森林・林業振興の今後の取組
◎　近年のノリ養殖の生産状況や不漁の要因、及び今年度のノリ養殖の経過
◎　ノリの色落ち対策としてのサルボウの種苗放流や採苗器の設置状

況、及び生息環境の改善の取組状況
◎　ノリ養殖に係る赤潮等の海況予測や栄養塩の添加の取組状況、及び今漁期の生産対策並びに安定生産に向けた今後の取組
などの質疑が行われました。
最後に、九月定例会から引き続き審査中の
一、産業労働行政について
一、農林水産行政について
以上二件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。
以上をもちまして、農林水産商工常任委員長の報告を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　地域交流・県土整備常任委員長　冨田幸樹君。

◉冨田幸樹君（拍手）**登壇**＝地域交流・県土整備常任委員長の報告をいたします。
十二月四日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、十二月九日及び十日の両日、委員会を開催し、前田利家陣跡への現地視察を含め慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。
まず、採決の結果を申し上げます。
甲第四十六号議案中本委員会関係分、甲第四十九号議案、乙第六十七号議案、乙第七十一号議案、乙第七十二号議案、乙第七十六号議案から乙第七十八号議案まで三件、乙第八十三号議案、乙第八十四号議案、乙第八十六号議案及び乙第八十九号議案、以上十二件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。
続いて、審議の過程で申し述べられました付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。
一、今年度、相次いだ事務手続などの誤りについては、県の財政に影響を与えるとともに、県民の信頼を大きく損ねることになっていることから、今後誤りを起こさないために再発防止の徹底に努められたい。
との意見が出されました。
続いて、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。
まず、地域交通関係として、
◎　地域交通における課題の認識や運行の現状、及び市町の取組並びに国や県の支援の必要性
◎　地域交通を持続可能なものとしていくための県の今後の取組
◎　廃止の申し入れがあった路線バス「江見線」に対する当時の県の受け止めとこれまでの取組、及び運行の継続に向けた現在の検討状況
◎　江見線沿線の三市町の共同運営に対する県の今後の取組、及び路線バスを持続可能なものとするための県の取組
などの質疑が行われました。
次に、「はじまりの名護屋城。」プロジェクト関係として、
◎　「第五回名護屋城大茶会×出張！お城ＥＸＰＯ」の開催の成果と、前田利家陣跡の発掘調査の成果、及び「はじまりの名護屋城。」プロジェクトの今後の取組
◎　歴史的、文化的な資産としての「お城」の情報発信手法及び県内の「お城」への誘導や周遊の施策
などの質疑が行われました。

次に、道路関係として、
◎　道路単独予算と労務・資材単価の推移、及び道路の維持管理・更新に必要な予算確保の必要性
◎　県東部地区における安全な道路環境の整備と今後の取組
◎　国道三十四号の今寺歩道整備事業の内容と進捗状況、及び今後の整備予定並びに道路整備促進への取組
などの質疑が行われました。
次に、災害対策関係として、
◎　盛土規制法の目的と知事が指定する規制区域の考え方、及び手数料の算定方法
◎　盛土規制法に基づく許可申請書などの受付業務に関する市町への権限移譲の目的、及び盛土災害の防止に向けた取組
◎　県内の土砂災害の発生状況や危険箇所の整備状況、及び今後の土砂災害対策の取組
◎　唐津市の今坂川第三砂防事業の工事の進捗状況
◎　鳥栖・三養基地区の県管理河川の改修状況、及び実松川の整備状況、並びに治水対策の推進に向けた今後の取組
などの質疑が行われました。
次に、その他所管事項一般として、
◎　過疎法の概要と県内の過疎地域の現状、及び今後の地域振興の取組
◎　唐津港の妙見四号岸壁の取扱貨物量と利用状況
◎　妙見四号岸壁の老朽化に伴う新たな大深水岸壁の早期の港湾計画への位置づけの必要性、及び港湾計画の改定に必要な貨物量と今後の取組
◎　県が進める「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」を事業化した背景と目指す姿、及び想定するターゲットと今年度の取組状況並びに今後の取組
◎　「ツール・ド・九州」のこれまでの開催状況及び大会参画の経緯
◎　「ツール・ド・九州」佐賀県開催の周知と機運の醸成、及びコースや交通規制の調整と地元への説明状況並びに今後の取組
◎　無電柱化事業のこれまでの取組と現在の取組状況、及び整備効果と課題並びに今後の取組
◎　佐賀城公園のこれまでの整備状況、及び今年度の公園全体の整備内容
◎　令和六年度に佐賀城公園に設置したベンチの整備費と必要性、及びベンチに対する利用者からの意見の受け止めと今後の設置についての考え
などの質疑が行われました。
最後に、九月定例会から引き続き審査中の
一、地域交流行政について
一、文化・スポーツ交流行政について
一、県土整備行政について
一、災害対策について
以上四件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。
以上をもちまして、地域交流・県土整備常任委員長の報告を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　次に、高等教育機関問題対策等特別委員長の報

告を求めます。一ノ瀬裕子君。

◉**一ノ瀬裕子君**（拍手）**登壇**＝高等教育機関問題対策等特別委員長の報告をいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきまして、十二月十二日に委員会を開催し、質疑を行いましたので、その過程で申し述べられました主な質疑の概要を報告いたします。

まず、県立大学の設置について

◎　コンセプトの基本設計への反映状況

◎　共有スペースであるコモンズ設置の狙いや管理運営方法、及び車椅子利用者等への配慮

◎　学食や売店を設置しない理由や学食が運営可能になる学生数及び設置検討の余地

◎　建物への県産木材使用の有無及び防犯・セキュリティ対策

◎　通学時の交通安全対策や自転車乗車時のヘルメット着用の周知、及び交通アクセスの向上の必要性

◎　魅力的なまちづくりに向けた佐賀市との連携、及び県民の理解醸成のための今後の取組、並びに地元説明会の概要

◎　校舎建設費以外の事業費の概要と額の公表時期、及び今後の物価高騰を踏まえた総事業費の見通し

◎　オールジェンダートイレを設置する理由や利用者の負担感、及び議会へ事前に説明しなかった理由、並びに車椅子利用者が使える個室数

◎　ペロブスカイト太陽電池の導入の有無や設置の必要性

◎　想定している部活動や部室を設置しない理由及び設置検討の余地

◎　学生の困り事に対応する学生支援センター設置の有無、及びキャリアセンターの設置場所

◎　災害時を想定した設計上の対策及び建物を維持管理するための工夫

◎　設計変更が可能な内容と期限

◎　基本設計上の学生数のキャパシティー

◎　建物にガラスを多用した理由、及び断熱材を入れた壁と遮光等を施したガラスの維持管理コストの違い

◎　学生や地域等に愛されるための利用者目線を取り入れた設計の有無

このほか、

◎　高大接続改革の概要や大学に与えた影響、及び高大連携との違い

◎　大学入学者選抜の内容や時期の在り方

◎　「地域構想推進プラットフォーム」の概要と、県が目指す姿及び今後の取組

◎　ターゲットエイジへの周知広報に係るこれまで取組、及び入試方法を含めた今後の取組

◎　リカレント教育の必要性や想定内容及び決定時期

◎　教員確保に係る募集分野とスケジュール、及び給与などの処遇や雇用条件

◎　専門家チームにおけるミーティングの開催頻度やメンバーの活動状況、及び議論内容の周知方法

◎　令和八年度の具体的な取組内容

◎　地域と大学が連携した取組の成果や課題、及び「さがを創る大交流大会」から「サガシル」へ引き継がれた経緯と成果

◎　大学入試の早期化に伴う対策、及び早期合格者に対する学力やモチ

ベーションの維持への高校による対応
◎　大学入試の内容やスケジュール、及び総合型選抜と学校推薦型選抜による入学者の割合
などの質疑が行われました。
最後に、人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきましては、今後なお検討すべき重要な問題が残されておりますので、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。
以上をもちまして、高等教育機関問題対策等特別委員長の報告を終わります。（拍手）
◉議長（宮原真一君）　次に、決算特別委員長の報告を求めます。坂口祐樹君。
◉坂口祐樹君（拍手）**登壇**＝決算特別委員長の報告をいたします。多少、早口で行います。
九月十九日の本会議におきまして、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました、乙第六十一号議案「令和六年度佐賀県歳入歳出決算の認定について」、及び乙第六十二号議案「令和六年度佐賀県工業用水道事業決算の認定について」、以上二件の議案について、閉会中の十一月五日から十一月十七日まで委員会を開催し、「県立九州シンクロトロン光研究センター」及び「九州国際重粒子線がん治療センター　サガハイマット」への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。
まず、採決の結果を申し上げます。
十一月十七日に全ての質疑を終了し採決に移り、まず、乙第六十一号議案を採決した結果、賛成者多数をもってこれを認定いたしました。
次に、乙第六十二号議案を採決した結果、全会一致をもってこれを認定いたしました。
続いて、各常任委員会関係の審議の過程で申し述べられました、主な意見の概要について申し上げます。
まず、総務常任委員会関係の事項について申し上げます。
一、肥前鹿島駅エリアプロデュース事業については、鹿島・太良地域への人の流れを拡大させ、鉄道等の公共交通の利用促進につながるよう適切な目標値を設定して取り組まれたい。
一、県民の防災・減災に対する意識の向上と、自主防災組織や消防団などの地域住民の協力により、地域防災力強化に効果的に取り組み、将来起こり得る大規模災害への備えに、より一層努められたい。
一、「デジタルＳＡＧＡ官民共創セミナー」の実施をはじめとした県や市町のデジタル化の推進に継続して取り組むとともに、市町のデジタル化の推進を支援するなど、県内企業の成長や発展と県民所得のさらなる向上に努められたい。
一、県立大学については、県民みんなでつくり上げた大学となるよう、県民の意見を踏まえた議論を重ね、建設費の見通しや今後のスケジュールについて、適宜、情報提供を行うなど、県民の不安解消に向けた取り組みに注力されたい。
一、「ＴＳＵＮＡＧＩプロジェクト」をはじめとした地域と大学の連携事業に取り組み、大学との連携により地域課題の解決を図り、県内の高等教育機関の充実に、より一層取り組まれたい。
一、「サガプライズ！」については、独自の発想とコラボを通じて、佐

賀県の露出を高め、県産品や旅行先、移住先としても「佐賀」を選んでもらえるよう突き抜けた情報発信の展開に努められたい。

一、私立学校の運営基盤が安定し、子供たちが安心して教育を受けることができる環境を維持充実させるため、私立学校や私学団体への支援に取り組み、私学助成の充実をより一層図られたい。

一、ＳＡＧＡサポートオフィス「ウィズ」をはじめとした障害者雇用については、県が率先して取り組むとともに、常勤職員としての雇用の拡大や知的障害者の雇用促進などに、より一層努められたい。

一、ＳＡＧＡサンライズパークの整備等の事業に係る県債の償還が本格化する中、今後も県立大学等の大型事業が控えていることから、自主財源の確保や効率的な予算執行により歳出不用額の縮減に取り組むなどして、県財政の健全性の維持に、より一層努められたい。

一、「プロジェクト応援寄附」については、自主財源を確保できるとともに、寄附者一人一人の思いを実現できる重要な取組であるため、県民の関心を引き、寄附件数や金額の増加につながるよう広く周知に努め、さらなる推進に取り組まれたい。

一、県が保有する未利用財産については、適切に管理しながら県民への貸し付けを行うなど、有効活用の方法について検討し、県民の利益につながるよう努められたい。

との意見などが出されました。

次に、文教厚生常任委員会関係の事項について申し上げます。

一、「さがすたいる」については、認知度が低い状況であることから、県民に広く認知され、その思いが広まるよう普及啓発に積極的に取り組まれたい。

一、使い捨てプラスチックの削減に対する県民の意識変化を促し、佐賀の豊かな自然を次の世代につなげるため、「プラスマＬｉｆｅさが」推進事業の認知度を向上させ、事業をより進化させられるよう努められたい。

一、高齢者福祉施設等については、感染症が広がりやすい施設であることから、クラスターが発生しないよう、実効性の高い感染症対策に努められたい。

一、重層的支援体制整備事業については、実施市町が少ないことから、市町に対し、包括的な支援体制構築の必要性やメリットを説明し、地域共生社会の実現のため、市町の取組を継続して後押しされたい。

一、人工透析患者通院支援事業については、当事者やその家族をはじめ、医療機関及び福祉有償運送事業者において事業の効果が感じられるよう、県内の隅々まで周知し、事業を広げていけるよう努められたい。

一、「障害児者等わくわく体感応援事業」など様々な特性のある方を対象とした事業を行う際には、当事者や支援者の声を聞き、障害の特性に応じた配慮や運営上の工夫を行った事業実施に努められたい。

一、出会いの場をつくるだけでなく、若者が結婚しやすい社会を構築するため、結婚を希望する方々の思いの実現を後押しできるよう、引き続き「縁カウンターさが事業」の取組に注力されたい。

一、ＩＣＴ活用教育については、子供たちが安心して学習に取り組み、学びを深めていけるよう、活用上の課題を踏まえ、引き続き環境整備に取り組まれたい。

一、デジタル社会でよりたくましく生き抜くことのできる子供の育成のため、ＧＩＧＡスクール構想支援事業により、教員の指導力向上や、

市町、学校への支援に努められたい。

一、「ＳＡＧＡハイスクールＤＩ人材育成事業」については、引き続き将来の佐賀を担うデジタルイノベーション人材の育成に努め、身につけた高度なスキルを県内で発揮できる仕組みづくりに取り組まれたい。

一、医療的ケアが必要な子供たちが、地域の特別支援学校で安心して学べるよう、看護師の確保をはじめ、持続可能な支援体制の構築に努められたい。

一、障害のある子供の教育の機会が保障され、保護者の負担軽減につながるよう、事業改善に努め、ＩＣＴツールを活用した持続可能な特別支援学校のスクールバス運行に努められたい。

との意見などが出されました。

次に、農林水産商工常任委員会関係の事項について申し上げます。

一、クリエイティブ・サガ事業については、クリエーターと県内事業者の協業が今後も多く生まれるよう、他県の事例も参考にしながら、付加価値の向上と、競争力を高める取組を後押しされたい。

一、物流二〇二四年問題対策事業については、物流事業者への支援や再配達削減のための周知に引き続き取り組み、宅配ボックスの設置補助の再事業化も検討されたい。

一、本県産業の人材不足に対応するため、高校生の県内就職に向けた、より早い段階での意識づけや県内企業を知る機会をつくり、地域社会全体による継続的な育成など、長期的な視点による人材育成を推進されたい。

一、企業誘致については、今後の地域経済のさらなる発展のため、その受け皿となる新たな産業用地の確保に努められたい。

一、佐賀コロニー跡地を活用した産業用地造成事業については、工事を円滑に進めた上で、企業誘致を実現し、この地域におけるさらなる産業用地確保を検討されたい。

一、全国に誇れる県産農畜産物の販売促進については、関係者と情報を共有しながら、国内市場の新たな需要の開拓や海外市場への販路拡大に努められたい。

一、東部工業用水道事業については、県東部地域の産業に欠かせないため、早期の給水料金の見直しや適切な設備更新を行い、効率的かつ柔軟な経営により、工業用水の安定供給に努められたい。

一、有害鳥獣による農作物被害の軽減については、本県農業の維持発展のため、狩猟者の確保、育成も踏まえ、関係機関・団体と連携し、これまで以上に有害鳥獣の被害対策に努められたい。

一、農福連携については、コーディネーターなどのスキルアップや農福連携の啓発活動などにより、農業者と福祉事業所の双方の課題や不安を克服し続けていける取組をしっかりと進められたい。

一、「さが園芸８８８運動」の目標達成のため、就農希望者の呼び込みや就農初期の支援にしっかりと取り組み、園芸農業の担い手確保や育成、農家の規模拡大につながるよう努められたい。

一、「さが園芸８８８運動」の関連事業については、様々な課題にしっかり対応し、県全体でこの運動を盛り上げ、園芸農業の振興に取り組まれたい。

一、本県農業の継続的な発展のため、地域農業の将来を見据え、老朽化した農業水利施設を適正に保全管理し、関係者と一体となって効果的

に取り組まれたい。

一、戦後に植林された人工林の多くが収穫期を迎えており、持続可能な林業を確立していくため、森林資源の循環利用の推進を図られたい。

との意見などが出されました。

次に、地域交流・県土整備常任委員会関係の事項について申し上げます。

一、「自発の地域づくり」については、佐賀県ならではの取組が長く継続し、発展していくよう担い手を確保し、庁内の関連部局や市町と連携して取組を深められたい。

一、「佐賀さいこう！国際運動会」については、議会への事前説明がなかったことを踏まえ、県民と外国人が顔の見える関係づくりができる場として、県民の理解が十分に得られるよう、課題や意見など議会と議論を続けられたい。

一、九州佐賀国際空港のうち、国際線については、既存路線の増便や新規路線の開設などを進め、国内線については、羽田便の増便に向け、引き続き航空会社への働きかけに努められたい。

一、コミュニティーバスやデマンドタクシーなどの地域交通については、住民が円滑に社会活動を行えるよう、地域の実情やニーズに合わせて使いやすいものとするなど、持続可能な運行に向けて、関係者と連携して取り組まれたい。

一、地域交通システム全体が持続可能なものとなるよう、「佐賀県地域公共交通利用実態調査事業」の結果やコンサルタントからの提案を関係者と共有し、新たな視点を加えて地域交通の課題解決に取り組まれたい。

一、近隣の港との競争が激しい伊万里港については、コンテナ貨物取扱量の回復に向け、コンテナ助成制度の活用や臨港道路の四車線化など、港の利用促進と機能強化が図られるよう、引き続き取り組まれたい。

一、「ＳＡＧＡ２０２４」で取り組んだ新たなチャレンジが今後の大会にも引き継がれ、今の高い競技力のさらなる向上と次世代のアスリートの育成強化に向け、引き続きＳＳＰ構想を推進されたい。

一、「令和六年度佐賀県事務マネジメント評価報告書」において、重大な不備事項が見受けられた県土整備部の事案については、同じことを繰り返さないよう、適切な再発防止策を徹底するなど、より一層適正な事務の執行に努められたい。

一、建設業の担い手の確保や人材育成については、多様な人材に配慮した働き方改革の推進や労働環境の改善に向け、建設業界からの声を聞きながら、より充実した取組に努められたい。

一、佐賀城公園については、多くの方に足を運んでいただけるよう、より快適に利用できる佐賀県らしい、ここにしかない本物の価値や、ポテンシャルを生かした公園整備に取り組まれたい。

一、生活排水処理施設の整備促進については、市町ごとの実情や課題を踏まえ、助言や情報提供を行うなど、取組の強化を図られたい。

との意見などが出されました。

以上をもちまして、決算特別委員長の報告を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　以上をもちまして、各委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　質疑なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

○　議　案　提　出　・　上　程

◉議長（宮原真一君）　次に、知事から議案が提出されました。

甲第五十号議案　令和七年度一般会計補正予算（第六号）

を議題といたします。

○　知　事　提　案　説　明

◉議長（宮原真一君）　ただいま上程いたしました議案につきまして、提出者の説明を求めます。

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。

本日追加提案いたしました令和七年度補正予算案について、その概要を御説明申し上げます。

国の総合経済対策を受けて、時間的制約の中で予算化の整理がついたものについて所要額を計上することといたしました。

この結果、補正予算案の総額は、歳入歳出ともそれぞれ、

一般会計　約　二百　十七億七千百万円

となります。補正後の今年度の予算総額は、既定の予算及び先に提案いたしております十一月補正予算案の額と合わせますと、

一般会計　約　五千五百五十三億二千二百万円

となっております。

県は、これまでも様々な現場の声を踏まえながら、国の対策では行き届かないところなどに支援を行ってまいりました。今回も、物価高等の影響により痛んでいる現場に寄り添い、そうした痛みが少しでも和らぐことにつながってほしいという思いの中で、編成いたしました。

予算案の主な内容について申し上げます。

まず、物価高対策についてです。

重点支援地方交付金を活用し、国の支援対象となっていないＬＰガス及び特別高圧電力の使用者に対して支援します。また、物価高等の影響が適時に公定価格に反映されない医療機関、保険薬局、介護施設、障害福祉施設、保育施設など県民の日常生活を支えている現場の皆様にエールを送りたいとの思いで、佐賀県独自の支援金を給付することとしました。

次に、社会資本整備について申し上げます。

道路において、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続する「Ｔゾーン」など広域幹線道路の整備促進や、橋梁の老朽化対策等を進めます。河川、砂防において、護岸工事、堤防補強、排水機場の機器更新や砂防施設の整備などを進めます。農林水産業において、クリーク等の農業水利施設、治山施設、漁港施設の防災・減災対策などを進めます。

引き続き、重点支援地方交付金なども活用し、様々な現場に寄り添い、即効性のある応急的な対策だけでなく、将来を見据えた構造改革、持続的な賃上げ、企業等における人材確保などの好循環につながるよう取り組んでまいります。

以上、今回提案いたしました議案について御説明申し上げました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◉議長（宮原真一君）　これで、本日の日程は終了いたしました。

あす十六日は、議案に対する質疑、議案の委員会付託、常任委員会開

催、委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前十一時五十五分　散会

第六日

令和七年十二月十六日（火）

令和七年十二月十六日（火）　午前十一時　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	光武香織
男女参画・こども局長	大草昭雄
会計管理者	井田康徳
公安委員長	岸川美和子
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員長	江崎匡慶
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸
同議事・記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程によりまして、甲第五十号議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

甲第五十号議案につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、甲第五十号議案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

○　討　　論

◉議長（宮原真一君）　次に、上程中の議案について討論に入ります。

乙第六十一号議案について討論の通告があっておりますので、発言を許可いたします。

◉武藤明美君　**登壇**＝おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、乙第六十一号議案「令和六年度佐賀県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

令和六年度の佐賀県決算は、歳入で五千五百二十二億八千九百六十五万四千九百六十四円、歳出では五千四百十三億一千六百七十八万八千六十一円となっています。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は百九億七千二百八十六万六千九百三円です。そのうち、繰り越す事業の財源として繰り越すべき額四十九億五千六百八十万二千七百八十二円を除くと、実質収支額は六十億一千六百六万四千百二十一円で、昭和五十一年以来四十九年間連続の黒字です。

歳入に関して申し上げますと、消費税清算金があります。物価高騰で苦しむ県民の多くが、消費税減税を望んでいるのに応えようとしない国、その姿勢が庶民への暮らしの負担として反映されています。

県債発行は、七百十九億五千三百七十万円、前年度より約二十二億円減ったとはいえ、後年度の財政運営に影響を及ぼします。

歳出としての公債費が五百九十七億五千九百八十六万二千七百九十四円あります。教育費、土木費、商工費に次ぐ四番目で、民生費より上回っていることは問題です。

県民生活の面では、県税、使用料手数料、諸収入の三分野で不納欠損額が九千十六万二百六十九円生じており、収入未済額でも、県税、使用料手数料、諸収入の三分野で十五億三千五十八万三千五百四十九円あることなどから、県民生活の苦しさが見えてまいります。

主な不用額で、総務費、農林水産費、民生費に見られますが、おおよその事業の傾向が分かった時期に減額補正などを行い、県民が求める事業に回したり、需用費などで不足しているものや、改修、改善など工夫をしていただきたいと思います。財政調整積立金を増やすために、決算での不用額が利用される形をとっているのではないかと思わざるを得ません。

財政の面で言えば、主な積立金にも触れます。

決算年度末の現在高で、財政調整積立金約百七十四億八千二百五十七万円、県債管理基金三百四十一億八千二百四十八万円あります。大規模

施設整備基金が百十二億二千五百五十一万円、この主要三基金で計六百二十八億九千五十六万円です。前年度より約十九億円も増やしているんです。少し持ち過ぎているのではないかとも思います。これらは、サンライズパークの借金返しや、今取り組んでいる県立大学など大型事業につぎ込まれていくことでしょう。

大型事業として言えば、新幹線長崎ルートに触れないわけにはいきません。武雄から新鳥栖間をフル規格で進めようとしきりに言う人たちがいますが、その方たちは、整備新幹線の前提条件となっている並行在来線の位置づけや、莫大な事業費六千二百億円に伴う県負担千四百億円など一顧だにされていないようです。この件については、知事のとっている立場、態度を評価し、激励いたします。

今、県民の暮らしはコロナ禍を過ぎてやっと光が見えているかというとそうではなく、物価高騰などで大変です。様々な暮らしの要求も渦巻いています。

教育現場のことを思えば、教員不足の解消とその対応は待ったなしです。近隣の県並みに人件費を引き上げてください。小中学校の三十人学級と高校の少人数学級、特別支援学級の一クラスの定員を減らし、一人一人の子供たちを大切にして、人権を守り、地域に根づく学校教育を進めていただきたいと思います。

保育や介護、医療分野に携わる人たちの処遇改善、それを行っていただくようお願いいたします。また、加齢による難聴者の補聴器購入への支援、国保・介護の負担軽減など県民要求は切実です。学校給食費の無償化に取り組む市町を応援し、県として沖縄や東京、青森などのように頑張っていただきたいと思います。

今回の一般質問では、ひとり親家庭、重度心身障害者の医療費助成の現物給付方式が前進できると、見通しがある答弁をいただきましたが、命、暮らしを守る、地方自治体としてその役割を果たし、暮らしの願いに応えていただきたいと思います。

以上述べまして、令和六年度決算認定に当たって反対を表明し、討論を終わります。

◉議長（宮原真一君）　以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○　採　　決

◉議長（宮原真一君）　乙第六十一号議案を採決します。

これは、令和六年度歳入歳出決算の認定についての議案であります。

乙第六十一号議案についての委員長の報告は認定であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　起立者多数と認めます。よって、乙第六十一号議案は認定されました。

ただいま議決いたしました議案を除く他の議案については、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、直ちに採決に入ります。

まず、甲第四十六号議案を採決します。

これは、令和七年度一般会計補正予算（第五号）についての議案であります。

甲第四十六号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（宮原真一君）**　起立者多数と認めます。よって、甲第四十六号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十七号議案から甲第四十九号議案まで、以上三件の議案を一括して採決します。

以上三件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（宮原真一君）**　全員起立と認めます。よって、以上三件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、甲第五十号議案を採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（宮原真一君）**　全員起立と認めます。よって、甲第五十号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第六十三号議案から乙第八十九号議案まで、以上二十七件の議案を一括して採決します。

以上二十七件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（宮原真一君）**　全員起立と認めます。よって、以上二十七件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第九十号議案を採決します。

これは、教育委員会委員の任命についての議案であります。

乙第九十号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（宮原真一君）**　全員起立と認めます。よって、乙第九十号議案は同意することに決定いたしました。

次に、乙第九十一号議案を採決します。

これは、土地利用審査会委員の任命についての議案であります。

乙第九十一号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（宮原真一君）**　全員起立と認めます。よって、乙第九十一号議案は同意することに決定いたしました。

次に、乙第六十二号議案を採決します。

これは、令和六年度工業用水道事業決算の認定についての議案であります。

乙第六十二号議案についての委員長の報告は認定であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（宮原真一君）**　全員起立と認めます。よって、乙第六十二号議案は認定されました。

○　議　案　提　出

◉**議長（宮原真一君）**　ただいま議長の手元に留守茂幸議員外三十三名から、議第三号議案「佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）」が提出されました。

これは、皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

議第三号議案

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

第一条　佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和三十年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第３条　略 ２　前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第１号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第２項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。	**第３条**　略 ２　前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第１号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第２項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。

第二条　佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第３条　略 ２　前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第１号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第２項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。	**第３条**　略 ２　前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第１号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第２項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。

附　則

（施行期日等）

一　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

二　第一条の規定による改正後の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

三　改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理　由

佐賀県議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和七年十二月十六日提出

提　出　者

留守茂幸　石井秀夫
木原奉文　藤木卓一郎
石倉秀郷　土井敏行
大場芳博　岡口重文
原田寿雄　徳光清孝
指山清範　宮原真一

坂口祐樹　藤崎輝樹
八谷克幸　定松一生
江口善紀　古賀陽三
池田正恭　野田勝人
西久保弘克　弘川貴紀
冨田幸樹　古賀和浩
中村圭一　一ノ瀬裕子
古川裕紀　青木一功
下田寛　田中秀和
桃崎祐介　酒井幸盛
猪村利恵子　石丸太郎

佐賀県議会議長　宮原真一様

○　議　案　上　程

◉議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

議第三号議案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、議第三号議案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

議第三号議案につきましては、提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、議第三号議案につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより議第三号議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議第三号議案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、議第三号議案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議第三号議案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

◉議長（宮原真一君）　議第三号議案を採決します。

これは、県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部改正についての議案であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　起立者多数と認めます。よって、議第三号議案は原案のとおり可決されました。

○　討　　論

◉議長（宮原真一君）　次に、上程中の請願について討論に入ります。

請第三号請願について討論の通告があっておりますので、発言を許可いたします。

◉武藤明美君　登壇＝日本共産党の武藤明美でございます。

私は、請第三号請願「佐賀県の子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」に賛成の立場から討論を行います。

子供は社会の宝として、一人一人に分かりやすい授業を、そのために教育環境整備を、将来の社会を担う力をつけてもらいたいと思っています。

全ての子供たちにゆきとどいた教育の実現は、県民みんなの願いです。ここに提出されている請願書は、その願いをもとに教育予算の確保を求め安心して学べる学校づくりの思いが込められています。

請願項目の七つは何も難しいことを述べているわけではありません。子供たちが健やかに成長し、楽しく学べる環境をつくっていく私たち大人の責任、そして議会の責任が問われています。

井本知事時代に始まった三十五人以下学級を求める運動は全国に広がり、義務教育標準法を改正させる力となり、国の責任による小学校三十五人以下学級が前進しました。

しかし、ＯＥＣＤの平均である二十人程度の学級に比べ、日本の学級規模はまだ大き過ぎます。高等学校においても三十五人以下学級を実現することは、地域に存在する高校として、地域との交流活性化にもつながる役割を持ちます。

小中学校、高校、特別支援学校では、教員の未配置も増えています。病気休暇や産前産後休暇、育児休暇の代替教員が見つからないなど、事態は深刻です。発達段階に応じた丁寧な指導を行っている特別支援学級

でも、学級編制基準を現在の八人から六人へ引き下げることが求められています。この請願の趣旨、心から賛同します。

ぜひ、議場の皆さんにおかれても、佐賀県の教育がよその県並みに進展し、子供たちにとって豊かなゆきとどいた教育になるよう、賛成してくださることを心からお願いいたします。

以上、請願に対する賛成討論といたします。

◉議長（宮原真一君）　以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○　採　　決

◉議長（宮原真一君）　請第三号請願を採決します。

これは、佐賀県の子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願であります。

請第三号請願についての委員長の報告は不採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　起立者少数と認めます。よって、請第三号請願は不採択とすることに決定いたしました。

ただいま議決いたしました請願を除く他の請願については、討論の通告はあっておりませんので討論なしと認めます。よって、直ちに採決に入ります。

請第二号請願を採決します。

これは、私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書であります。

請第二号請願についての委員長の報告は採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　全員起立と認めます。よって、請第二号請願は採択することに決定いたしました。

○　意　見　書　案　提　出

◉議長（宮原真一君）　ただいま議長の手元に意見書案が三件提出されました。

これは、皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

意第十三号

医療・介護等の提供に係る物価・賃金の急激な上昇等に対応するための診療・介護報酬改定と財源確保を求める意見書（案）

診療報酬や介護報酬といった公的価格で運営されている医科歯科医療機関、薬局、訪問看護ステーションや介護事業所等は、物価・賃金の急激な上昇に報酬の改定が追いついておらず、著しく経営状況が逼迫している。

令和七年度最低賃金はプラス六％強、人事院勧告はプラス三・六一％、また「骨太の方針二〇二五」でも示された二〇二五年春季労使交渉の平均賃上げ率は五・二六％等となっているが、とてもこれらに対応できるような状態ではない。

社会保障費の適正化等の名目により、医療・介護の財源を削って財源を捻出するという方法でこれ以上削減されれば、地域の医療・介護の崩壊は避けられない状況にある。

よって、政府及び国会におかれては、国民の生命と健康を守り、必要な医療・介護等を提供するため、現役世代の保険料負担を抑制しつつ、国民皆保険制度を堅持し、賃金上昇と物価高騰、高齢化、医療の技術革新に対応した令和八年度診療・介護報酬改定と財源確保を講じられるよう、強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年十二月　日

佐賀県議会

衆議院議長　額賀福志郎　様
参議院議長　関口昌一　様
内閣総理大臣　高市早苗　様
総務大臣　林芳正　様
財務大臣　片山さつき　様
厚生労働大臣　上野賢一郎　様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）　城内実　様

右、意見書案を提出する。

令和七年十二月十六日

意第十四号

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（案）

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成二十八年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級十二級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって、政府及び国会におかれては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、左記の事項について適切な措置を講ずるよう、強く要望する。

記

一、自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続きとして、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。

二、被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年十二月　日

佐賀県議会

衆議院議長　額賀福志郎　様
参議院議長　関口昌一　様

内閣総理大臣　高市早苗様
総務大臣　林芳正様
財務大臣　片山さつき様
厚生労働大臣　上野賢一郎様
国土交通大臣　金子恭之様

右、意見書案を提出する。

令和七年十二月十六日

意第十五号

太陽光発電設備のリサイクル等の推進及び適正な廃棄処理に関する意見書（案）

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及している。特に固定価格買取制度（ＦＩＴ）の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきた。

しかしながら、制度開始から十三年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎え、大量のリユース・リサイクル・廃棄の問題が顕在化しつつある。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務である。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠である。

国においては、太陽光発電設備のリユース・リサイクル・廃棄に関する制度整備や支援を強化し、地方自治体が適正な処理と資源循環を推進できる体制を構築することを強く求める。

記

一、太陽光パネルのリユース推進

再利用が可能な太陽光パネルについては、積極的にリユースされるよう制度を充実させること。

二、太陽光パネルのリサイクル技術及びシステムの推進

廃棄される太陽光パネルから有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収・再利用するため、国として研究開発支援及びリサイクル施設の整備促進を図ること。

三、太陽光パネル廃棄物の適正処理体制の強化

廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルートの確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進めること。

四、地方自治体への支援拡充

地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、必要な財政的支援・人員配置・技術的助言など、国による包括的な支援体制を強化すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年十二月　日

佐賀県議会

衆議院議長　額賀福志郎　様
参議院議長　関口昌一　様
内閣総理大臣　高市早苗　様
総務大臣　林芳正　様

財務大臣　片山さつき様
経済産業大臣　赤澤亮正様
環境大臣　石原宏高様
内閣官房長官　木原稔様

右、意見書案を提出する。

令和七年十二月十六日

提出者

留守茂幸　石井秀夫
武藤明美　木原奉文
藤木卓一郎　石倉秀郷
土井敏行　大場芳博
岡口重文　原田寿雄
徳光清孝　指山清範
宮原真一　坂口祐樹
藤崎輝樹　八谷克幸
定松一生　江口善紀
古賀陽三　池田正恭
野田勝人　中本正一
西久保弘克　木村雄一
弘川貴紀　冨田幸樹
古賀和浩　中村圭一
一ノ瀬裕子　古川裕紀
青木一功　下田寛
田中秀和　桃崎祐介
酒井幸盛　猪村利恵子
石丸太郎

佐賀県議会議長　宮原真一様

○意見書案上程

◉議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

意第十三号意見書案から意第十五号意見書案まで、以上三件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、以上三件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第十三号意見書案から意第十五号意見書案まで、以上三件の意見書案につきましては、議員全員の提出によるもので内容も判明いたしておりますので、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより意第十三号意見書案から意第十五号意見書案まで、以上三件の意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

◉**議長（宮原真一君）**　意第十三号意見書案から意第十五号意見書案まで、以上三件の意見書案を一括して採決します。

これは、医療・介護等の提供に係る物価・賃金の急激な上昇等に対応するための診療・介護報酬改定と財源確保を求める意見書案、脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書案、太陽光発電設備のリサイクル等の推進及び適正な廃棄処理に関する意見書案であります。

以上三件の意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉**議長（宮原真一君）**　全員起立と認めます。よって、以上三件の意見書案はいずれも可決されました。

○　議　員　派　遣

◉**議長（宮原真一君）**　次に、議員派遣の件を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（宮原真一君）**　御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第百二十九条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（宮原真一君）**　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議　員　派　遣　の　件

佐賀県議会会議規則第一二九条第一項の規定により、左記のとおり議員を派遣する。

令和七年十二月十六日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一

○令和七年度九州各県議会議員交流セミナー

㈠　目　　的　上記セミナーへの参加

㈡　期　　日　令和八年二月五日、六日

㈢　派遣場所　熊　本　県

㈣　派遣議員　留守茂幸、土井敏行、池田正恭、木村雄一
　　桃崎祐介、石丸太郎

○令和七年度九州各県議会議員交流セミナー

㈠　目　　的　上記セミナーへの参加

㈡　期　　日　令和八年二月五日

㈢　派遣場所　熊　本　県

㈣　派遣議員　岡口重文、古賀陽三、下田寛

◉**議長（宮原真一君）**　お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（宮原真一君）**　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○　継　続　審　査

◉議長（宮原真一君）　次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査申し出がありました。

令和七年十二月十日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一　様

総務常任委員長　中　村　圭　一　㊞

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・財政確立について
・政策の企画・調整について
・危機管理・報道行政について
・総務行政一般事項について
・警察行政について

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年十二月十日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一　様

文教厚生常任委員長　古　川　裕　紀　㊞

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・県民環境行政について
・健康福祉行政について
・男女参画・子育て行政について
・教育の振興について

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年十二月十日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一　様

農林水産商工常任委員長　弘　川　貴　紀　㊞

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・産業労働行政について
・農林水産行政について

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年十二月十日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一　様

地域交流・県土整備常任委員長　冨田幸樹　㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・地域交流行政について
・文化・スポーツ交流行政について
・県土整備行政について
・災害対策について

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年十二月十六日

佐賀県議会議長　宮原真一　様

議会運営委員長　藤木卓一郎　㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・議会の運営に関する件
・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
・議長の諮問に関する件

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年十二月十二日

佐賀県議会議長　宮原真一　様

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長　石倉秀郷　㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年十二月十二日

佐賀県議会議長　宮原真一　様

新幹線・地域交通問題対策等特別委員長　指山清範　㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年十二月十二日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一　様

高等教育機関問題対策等特別委員長　一ノ瀬　裕　子　㊞

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

◉議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、今期定例県議会の全日程を終了いたしました。

ただいままでに議決されました各議案について、数字または字句等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っておきます。

○　閉　　会

◉議長（宮原真一君）　これをもちまして、令和七年十一月定例県議会を閉会いたします。

この後、事務局長から発言がありますのでこのままお待ちください。

◉真坂議会事務局長＝これより、県議会議員として県勢の発展に寄与された六名の議員の方々に対し、知事から感謝状の贈呈がございます。このまま御着席をお願いいたします。

午前十一時二十三分　閉会

○　永年勤続議員に対する知事感謝状贈呈

◉黒田秘書課長＝ただいまから佐賀県議会議員として長年にわたり県勢の進展に寄与されました方々に対し、知事感謝状の贈呈を行います。

お名前を読み上げますので前にお進みください。

石井秀夫様

武藤明美様

木原奉文様

池田正恭様

野田勝人様

西久保弘克様

お名前を呼ばれた方は知事の前にお進みください。

まず、三十年以上にわたり在職された方々でございます。

石井秀夫様。

◉山口知事＝

感　謝　状

佐賀県議会議員　石　井　秀　夫　様

あなたは佐賀県議会議員として在職三十年にわたり県勢の進展に寄与されその功績は誠に大なるものがあります

よってここに深く感謝の意を表します

令和七年十二月十六日

佐賀県知事　山　口　祥　義

お疲れさまです。

〔山口知事　石井秀夫君に感謝状並びに記念品贈呈〕（拍手）

◉黒田秘書課長＝武藤明美様。

◉山口知事＝

感　謝　状

佐賀県議会議員　武　藤　明　美　様

あなたは佐賀県議会議員として在職三十年にわたり県勢の進展に寄与されその功績は誠に大なるものがあります

よってここに深く感謝の意を表します

令和七年十二月十六日

佐賀県知事　山　口　祥　義

ありがとうございます。

〔山口知事　武藤明美君に感謝状並びに記念品贈呈〕（拍手）

◉黒田秘書課長＝木原奉文様。

◉山口知事＝

感　謝　状

佐賀県議会議員　木　原　奉　文　様

あなたは佐賀県議会議員として在職三十年にわたり県勢の進展に寄与されその功績は誠に大なるものがあります

よってここに深く感謝の意を表します

令和七年十二月十六日

佐賀県知事　山　口　祥　義

ありがとうございます。

〔山口知事　木原奉文君に感謝状並びに記念品贈呈〕（拍手）

◉黒田秘書課長＝皆様、一歩ずつ前へお進みください。

続きまして、十年以上にわたり在職された方々でございます。

池田正恭様。

◉**山口知事**＝

感　謝　状

佐賀県議会議員　池　田　正　恭　様

あなたは佐賀県議会議員として在職十年にわたり県勢の進展に寄与されその功績は誠に大なるものがありますよってここに深く感謝の意を表します

令和七年十二月十六日

佐賀県知事　山　口　祥　義

ありがとうございます。

〔山口知事　池田正恭君に感謝状並びに記念品贈呈〕（拍手）

◉**黒田秘書課長**＝野田勝人様。

◉**山口知事**＝

感　謝　状

佐賀県議会議員　野　田　勝　人　様

あなたは佐賀県議会議員として在職十年にわたり県勢の進展に寄与されその功績は誠に大なるものがありますよってここに深く感謝の意を表します

令和七年十二月十六日

佐賀県知事　山　口　祥　義

ありがとうございます。

〔山口知事　野田勝人君に感謝状並びに記念品贈呈〕（拍手）

◉**黒田秘書課長**＝西久保弘克様。

◉**山口知事**＝

感　謝　状

佐賀県議会議員　西　久　保　弘　克　様

あなたは佐賀県議会議員として在職十年にわたり県勢の進展に寄与されその功績は誠に大なるものがありますよってここに深く感謝の意を表します

令和七年十二月十六日

佐賀県知事　山　口　祥　義

お疲れさまです。ありがとうございます。

〔山口知事　西久保弘克君に感謝状並びに記念品贈呈〕（拍手）

◉**黒田秘書課長**＝感謝状を授与された皆様は自席へお戻りください。

以上をもちまして、感謝状贈呈式を終わります。ありがとうございました。

議　事　課　副　課　長　髙　田　一　弘

同　議事・記録担当主査　松　尾　重　治

同　議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

佐賀県議会議長	宮原真一
同　副議長	八谷克幸
会議録署名者	青木一功
同	弘川貴紀
同	江口善紀
同	木村雄一
議会事務局長	真坂昇

令和七年十一月定例会

佐賀県議会会議録

発行所　佐賀県議会事務局

印刷所　佐賀印刷社

佐賀市高木瀬西六丁目十一―七

大和工業団地